

資 料 目 次

1 関連法規に関する資料

岐南町防災会議条例	1
防災関係機関一覧表	2
岐南町災害対策本部条例	5
岐阜県災害救助法施行細則	6

2 自治会に関する資料

自治会組織の現況と自治会別人口表	1 5
------------------	-----

3 災害情報伝達に関する資料

災害時の放送に関する協定書（シーシーエヌ(株)）	1 7
災害時の情報交換に関する協定（国土交通省 中部地方整備局）	1 9
災害時優先電話一覧	2 0
気象庁震度階級関連解説表	2 1
南海トラフ地震に関連する情報の情報名・発表条件	2 2
南海トラフ地震臨時情報の情報発表までの流れ	2 3
南海トラフ地震臨時情報発表時及び警戒宣言発令時の広報	2 4

4 消防に関する資料

岐阜県広域消防相互応援協定書	2 5
岐阜県広域消防相互応援協定書に基づく覚書	2 7
直接即報基準	2 9
岐南町消防団組織	3 1
消防クラブ組織	3 2
消防施設・水利の現況	3 3

5 医療救護に関する資料

災害時の医療救護に関する協定書（羽島郡医師会）	3 4
災害時の歯科医療救護に関する協定書（羽島歯科医師会）	3 7
災害時の歯科医療救護に関する協定書実施細目（羽島歯科医師会）	4 0
災害時の医療救護活動等に関する協定書（岐阜県薬剤師会）	5 0
町内医療機関等一覧	5 3
町内薬局・薬店一覧	5 5

6 災害応援協定（市町村）に関する資料

岐阜県及び市町村災害時相互応援協定書	5 6
岐阜県及び市町村災害時相互応援協定書実施細目	5 9
災害時相互応援協定（香川県綾歌郡宇多津町）	6 1
災害時相互応援協定（京都府久世郡久御山町）	6 3
岐阜県水道災害相互応援協定	6 5
上水道相互連絡管設置に関する協定書（笠松町）	6 7
上水道相互連絡管設置に関する協定書（岐阜市・羽島市・笠松町）	6 9

7 災害応援協定（民間）に関する資料

岐南町の災害応援協力に関する協定書の締結について	
（社）岐阜土木工業会）	7 1
岐南町の災害応援協力に関する協定書（三起建設有）	7 3
岐南町の災害応援協力に関する協定書（名岐住宅株）	7 4
岐南町の災害応援協力に関する協定（名岐水道株）	7 5
岐南町の災害応援協力に関する協定書（丸秀大塚建設株）	7 6
岐南町の災害応援協力に関する協定（（有）木下建設）	7 7
岐南町の災害応援協力に関する協定（（有）加藤土木）	7 8
岐南町の災害応援協力に関する協定（（株）Y S P）	8 0
非常災害用井戸指定に関する覚書	8 2
非常災害用井戸覚書締結者名簿	8 3
災害支援協力に関する覚書（笠松郵便局）	8 5
災害時における支援協力に関する協定	
（一般社団法人全日本冠婚葬祭互助協会）	8 7
災害時の応援業務に関する基本協定	
（岐阜県公共嘱託登記土地家屋調査士協会）	9 0
災害時における電気の保安に関する協定（中部電気保安協会）	9 2
災害時におけるL P ガスの供給に関する協定（L P ガス協会）	9 4
災害時における停電復旧に係る応急措置の実施の支障となる障害物等の除去等に関する協定（中部電力パワーグリッド株式会社）	9 6
災害時における下水道等管路施設の復旧支援協力に関する協定	
（公益社団法人日本下水道管路管理業協会）	9 9
災害時における下水道施設等の技術支援協力に関する協定	
（公益社団法人全国上下水道コンサルタント協会中部支部）	1 0 9
災害時における下水道施設等の災害支援協力に関する協定	
（岐阜県環境整備事業協同組合）	1 2 0
災害廃棄物等の処理に関する基本協定書（大栄環境株式会社）	1 4 4

8 物資等提供協定に関する資料

緊急時における生活物資確保等の協力に関する協定（コープぎふ）	1 4 7
「緊急時における生活物資確保等の協力に関する協定」実施細目（コープぎふ）	1 5 1
災害時における応急生活用物資の確保に関する協定（ぎふ農業協同組合）	1 5 6
災害時における生活必需物資の調達に関する協定（株）バロー	1 5 8
緊急時における応急生活用物資確保等の協力に関する協定	
（マックスバリュ中部株）	1 6 4
災害時等における応急生活用物資確保等の協力に関する協定	
（株）カーマ）	1 6 7
災害時等における生活物資確保等の協力に関する協定	
（イオンビッグ株式会社）	1 7 2
災害時等における生活物資確保等の協力に関する協定書	
（NPO法人 コメリ災害対策センター）	1 7 7
災害時における資器材の供給協力に関する協定	
（日立建機日本株岐阜営業所）	1 8 2

災害時における資器材の供給協力に関する協定 （太陽建機レンタル(株)岐阜支店）	186
災害時における資器材の供給協力に関する協定（(株)篠田商会）	190
災害時等における資器材の提供協力に関する協定 （(株)東海大阪レンタル）	194
災害時等における資器材の供給協力に関する協定（篠田株式会社）	198
災害時等における資器材の供給協力に関する協定（株式会社キナン）	202
災害時における福祉用具等物資の供給等協力に関する協定 （日本福祉用具供給協会）	206
災害時における福祉用具の提供協力に関する協定 （合資会社イング）	211

9 燃料等供給協定に関する資料

災害時における石油類燃料の供給に関する協定書（株式会社 油喜）	215
---------------------------------	-----

10 緊急輸送に関する資料

災害時における緊急物資輸送等に関する協定 （赤帽岐阜県軽自動車運送協同組合岐阜支部）	219
岐阜県防災ヘリコプター支援協定書	223
ヘリコプター発着可能場所	225

11 ボランティア支援等に関する資料

災害時等の大学等高等教育機関による支援協力に関する協定 （岐阜保健大学）	226
災害時等の大学等高等教育機関によるボランティア派遣に関する協定 （岐阜聖徳学園大学）	231
岐南町災害ボランティアセンター設置及び運営に関する協定書 （社会福祉法人 岐南町社会福祉協議会）	236
災害時等における隊友会の協力に関する協定 （公益社団法人 隊友会岐阜県隊友会）	239

12 避難協定に関する資料(避難場所)

水害時の屋外避難場所提供に関する協定（岐阜トヨペット（株））	243
水害時の屋外避難場所提供に関する協定（東海マツダ販売（株））	245
水害時の屋外避難場所提供に関する協定（ユニー（株）ピアゴ笠松店）	247
水害時の屋外避難場所提供に関する協定（DCMカーマ（株））	249
避難場所提供に関する協定（篠田株式会社）	251

13 避難協定に関する資料(学校、保育園開放)

災害時等学校開放に関する覚書（岐阜女子高等学校）	253
災害時等の認定こども園開放に関する協定（うれしの認定こども園）	255
災害時等の保育園開放に関する協定（岐南さくら保育園）	257
災害時等の認定こども園開放に関する協定（岐南さくら南認定こども園）	259
災害時等の保育園開放に関する協定（うれしの東保育園）	261
災害時等の保育園開放に関する協定（岐南さくら北保育園）	264
災害時等の認定こども園開放に関する協定 （岐南さくら認定こども園けやきの杜）	267

1 4 避難協定に関する資料(民間福祉施設等)

災害時の要援護者避難施設としての民間社会福祉施設等の使用に 関する協定(岐南仙寿うれし野)	2 7 0
災害時の要援護者避難施設としての民間社会福祉施設等の使用に 関する協定(サワダデイサービスセンターぎなん)	2 7 2
災害時の要援護者避難施設としての民間社会福祉施設等の使用に 関する協定(ダイケアサロン モリシマ)	2 7 4
災害時の要援護者避難施設としての民間等社会福祉施設の使用に 関する協定(さくら ゆき)	2 7 6
災害発生時における高齢者・障害者用福祉避難所の設置運営に 関する協定(ハピネス岐南)	2 7 9
災害発生時における高齢者・障害者用福祉避難所の設置運営に 関する協定(愛の家グループホーム岐南)	2 8 4

1 5 避難に関する資料

指定避難所一覧	2 8 9
指定福祉避難所一覧	2 9 0
野外避難場所(指定緊急避難場所)一覧	2 9 1
一時避難所一覧	2 9 2
浸水想定区域内要配慮者施設(民間施設)	2 9 3
浸水想定区域内要配慮者施設(学校、保育園等)	2 9 4
協定を締結した福祉避難所一覧	2 9 5

1 6 危険物等施設に関する資料

危険物施設の現況	2 9 6
----------------	-------

岐南町防災会議条例

昭和38年7月26日
条例第7号

改正 昭和49年12月25日 条例第48号 平成12年3月9日 条例第2号
平成24年12月21日 条例第17号

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第6項の規定に基づき、岐南町防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 岐南町地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 町長の諮問に応じて町の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、町長に意見を述べること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、町長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 岐阜県警察の警察官のうちから町長が委嘱する者
 - (2) 町長がその部内の職員のうちから指名する者
 - (3) 教育長
 - (4) 消防団長
 - (5) 羽島郡広域連合消防長
 - (6) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから町長が委嘱する者
 - (7) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから町長が委嘱する者
- 6 委員の定数は、20人以内とする。

(専門委員)

第4条 防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、町の職員並びに学識経験のある者のうちから町長が任命し、又は委嘱する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任され、又は解嘱するものとする。

(議事等)

第5条 この条例に定めるもののほか防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附 則

この条例は、昭和38年8月1日から施行する。

附 則（昭和49年条例第48号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成12年条例第2号）抄

(施行期日)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成24年条例第17号）

この条例は、公布の日から施行する。

1 関連法規に関する資料

防災関係機関一覧表

1 町

機 関 名	所 在 地	電話番号	F A X 番号
岐南町役場	岐南町八剣 7-107	058-247-1331	058-247-9904

2 消防

機 関 名	所 在 地	電話番号	F A X 番号
羽島郡広域連合消防本部	笠松町美笠通 3-25	058-388-1195	058-387-7064
羽島郡広域連合東消防署	岐南町八剣 7-114	058-246-0119	058-246-0890

3 県

機 関 名	所 在 地	電話番号	F A X 番号
岐阜県防災課	岐阜市藪田南 2-1-1	058-272-1125	058-271-4119
岐阜県危機管理政策課	岐阜市藪田南 2-1-1	058-272-1121	058-278-2524
岐阜土木事務所	岐阜市藪田南 5-14-53	058-214-9525	058-278-0052
流域浄水事務所	各務原市前渡西町1521	058-386-8338	058-386-8326
岐阜県防災航空センター	各務原市官有無番地	058-385-3772	058-385-3774
岐阜保健所	各務原市那加不動丘 1-1	058-380-3002	058-371-1233
岐阜羽島警察署	岐阜市柳津町梅松 3-108	058-387-0110	058-387-7381
岐南警部補交番	岐南町伏屋 5-187-1	058-247-8729	058-247-8729

4 指定地方行政機関

機 関 名	所 在 地	電話番号	F A X 番号
東海財務局岐阜財務事務所	岐阜市金竜町5-13	058-247-4111	058-246-2862
東海農政局岐阜県拠点	岐阜市中鶉 2-26	058-271-4044	058-274-0656
中部経済産業局	名古屋市中区三の丸2-5-2	052-951-2683	052-962-6804
中部運輸局岐阜運輸支局	岐阜市日置江2468-1	058-279-3716	058-270-1061
岐阜地方気象台	岐阜市加納二之丸 6	058-271-4109	058-274-3352
東海総合通信局	名古屋市東区白壁1-15-1	052-971-9105	052-971-9393
中部地方整備局岐阜国道事務所	岐阜市茜部本郷 1-36-1	058-271-9811	058-271-3175
中部地方整備局木曽川上流河川事務所	岐阜市忠節町 5-1	058-251-1321	058-251-4301

5 自衛隊

機 関 名	所在地	電話番号
陸上自衛隊第10師団第35普通科連隊第3科	名古屋市守山区守山3-12-1	052-791-2191
航空自衛隊第2補給処企画課	各務原市那加官有無番地	058-382-1101

6 指定公共機関

機 関 名	所 在 地	電話番号	F A X 番号
日本赤十字社岐阜県支部	岐阜市茜部中島2-9	058-272-3561	058-274-6938
中部電力パワーグリッド(株) 各務原営業所	各務原市那加織田町2-89	058-382-2063	050-7771-3677
西日本電信電話(株) 岐阜支店災害対策室	岐阜市八ツ寺町1-15	058-214-8417	058-282-1954
日本放送協会岐阜放送局	岐阜市京町2-3	058-264-4611	—
日本郵便(株)笠松郵便局	笠松町友楽町39	058-387-3401	058-262-154
東海旅客鉄道(株)岐阜駅	岐阜市橋本町1-10	058-262-4360	—
中日本高速道路(株)名古屋支社	名古屋市中区錦2-18-9	052-222-1181	—
日本通運(株)岐阜支店	岐阜市長住町10-1	058-252-1211	—
東邦ガスネットワーク(株) 岐阜事業所	岐阜市加納愛宕町37-2	058-272-8162	058-272-8163

7 指定地方公共機関

機 関 名	所 在 地	電話番号	F A X 番号
岐阜県社会福祉協議会	岐阜市下奈良2-2-1	058-201-1545	058-275-4858
(一社) 岐阜県医師会	岐阜市藪田南3-5-11	058-274-1111	058-271-1651
(公社) 岐阜県看護協会	岐阜市藪田南5-14-53	058-277-1008	—
(一社) 岐阜県建設業協会	岐阜市藪田東1-2-2	058-273-3344	058-273-3138
羽島用水土地改良区	笠松町新町42	058-388-2626	058-387-7274
木曽川右岸地帯水防事務組合	笠松町新町42	058-387-2022	058-387-2022
(公社) 日本水道協会岐阜県支部	岐阜市祈年町4-1	058-259-7878	058-259-7522
(公社) 日本下水道協会岐阜県支部	岐阜市祈年町4-1	058-259-7878	058-259-7522
(一社) 岐阜県L Pガス協会	岐阜市藪田南5-11-11	058-274-7131	058-274-8990
岐阜県環境整備事業協同組合	岐阜市六条大溝4-13-6	058-274-0567	058-275-2712
名古屋鉄道(株)名鉄岐阜駅	岐阜市吉野町3-1	058-262-1746	058-263-5691
(一社) 岐阜県トラック協会	岐阜市日置江2648-2	058-279-3771	058-279-3773
(公社) 岐阜県バス協会	岐阜市日置江2648-2	058-279-3700	058-279-3709
(株)岐阜放送	岐阜市橋本町2-52	058-264-1181	058-262-7192
(株)岐阜新聞社	岐阜市今小町10	058-264-1151	058-265-2769
(株)中日新聞岐阜支社	岐阜市柳ヶ瀬通1-12	058-265-0191	058-262-8706
(一社) 岐阜県警備業協会	岐阜市茜部中島3-20	058-276-0778	058-272-0955
岐阜県生活協同組合連合会	各務原市鵜沼各務原町 1-4-1	058-370-6867	058-370-6860

1 関連法規に関する資料

8 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

機 関 名	所 在 地	電話番号
ぎふ農業協同組合本部	岐阜市司町37	058-265-3521
ぎふ農業協同組合岐南支店	岐南町八剣 7-110	058-247-1307
岐南町社会福祉協議会	岐南町野中8-75	058-240-2100
岐南町商工会	岐南町平成1-3	058-246-8722
岐阜女子高等学校	岐南町三宅 1-130	058-245-2670

岐南町災害対策本部条例

昭和37年8月24日
条例第8号

改正 昭和49年12月25日 条例第49号

平成24年12月21日 条例第18号

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の2第8項の規定に基づき、岐南町災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(位置)

第2条 災害対策本部は、岐南町役場に置く。ただし、危急な場合は、災害対策本部長が指定する位置とする。

(組織)

- 第3条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。
- 2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるとき又は災害対策本部長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

- 第4条 災害対策本部に規則で定めるところにより部を置くことができる。
- 2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。
- 3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。
- 4 部長は、部の事務を掌理する。

(雑則)

第5条 この条例に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和49年条例第49号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年条例第18号）

この条例は、公布の日から施行する。

岐阜県災害救助法施行細則（昭和35年8月1日 規則第67号）

最終改正 令和5年5月19日 岐阜県規則第42号

（総則）

第1条 この規則は、災害救助法（昭和22年法律第118号。以下「法」という。）、災害救助法施行令（昭和22年政令第225号。以下「令」という。）及び災害救助法施行規則（昭和22年総理府令、厚生省令、内務省令、大蔵省令、運輸省令第1号。以下「規則」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（災害状況報告等）

第2条 災害に際し、市町村における災害が、令第1条第1項各号の一に該当し、又は該当する見込みであるときは、当該市町村長は、ただちに災害状況報告書（別記第1号様式）に住家等一般被害状況等報告書（別記第2号様式）を添えて知事に報告しなければならない。

（救助の程度、方法及び期間）

第3条 令第3条第1項の救助の程度、方法及び期間は、別表第1のとおりとする。

2 知事は、特別の理由により前項の規定により難いときは、内閣総理大臣の同意を得て変更することができる。

（物資の保管命令、収用等の場合の令書）

第4条 規則第1条第1項に規定する物資の保管命令、収用等の場合の公用令書、公用変更令書及び公用取消令書の様式は、それぞれ次の各号に掲げるとおりとする。

（1）公用令書 別記第3号様式

（2）公用変更令書 別記第4号様式

（3）公用取消令書 別記第5号様式

2 前項第1号の公用令書を交付するときは、強制物件台帳（別記第6号様式）に登録しなければならない。

3 第1項第2号又は第3号の公用変更令書又は公用取消令書を交付したときは、強制物件台帳にその理由を詳細に記録し、公用変更令書にあっては変更事項を記録しなければならない。

（受領調書）

第5条 規則第2条第3項の受領調書の様式は、別記第7号様式のとおりとする。

2 規則第2条第3項の規定により受領調書を作成する場合は、その物資の所有者又は占有者の立会いの下で行わなければならない。ただし、やむを得ない場合においては、この限りでない。

（損失補償）

第6条 規則第3条の損失補償請求書の様式は、別記第8号様式のとおりとする。

2 前項の損失補償請求書の提出があったとき、及びこれに基づき損失の補償を行ったときは、所要の事項を強制物件台帳に記録しなければならない。

（従事命令の場合の令書）

第7条 規則第4条に規定する救助業務従事命令の場合の公用令書及び公用取消令書の様式は、それぞれ次の各号に掲げるとおりとする。

（1）公用令書 別記第9号様式

（2）公用取消令書 別記第10号様式

2 前項第1号の公用令書を交付するときは、救助従事者台帳(別記第11号様式)に登録しなければならない。

3 第1項第2号の公用取消令書を交付したときは、救助従事者台帳にその理由を詳細に記録して、これを抹消しなければならない。

(救助に従事できない場合の届出)

第8条 規則第4条第2項の規定による届出に添付する書類は、次のとおりとする。

(1) 負傷又は疾病により従事することができない場合においては、医師の診断書

(2) 前号以外の事故により従事することができない場合においては、市町村長、警察官その他適当な公務員の証明書

(実費弁償の基準)

第9条 令第5条の実費弁償に関して必要な事項は、別表第2のとおりとする。

(実費弁償費の請求書等)

第10条 規則第5条に規定する実費弁償請求書及び法第10条第3項において準用する法第6条第4項に規定する証票の様式は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 実費弁償請求書 別記第12号様式

(2) 証票 別記第13号様式

(扶助金支給申請書)

第11条 規則第6条の扶助金支給申請書の様式は、別記第14号様式のとおりとする。

2 前項の扶助金支給申請書のうち休業扶助金及び打切扶助金に係るものに添付する書類は、次のとおりとする。

(1) 休業扶助金支給申請書については、負傷し、又は疾病にかかり従前得ていた収入を得ることができず、かつ、他に収入のみちがない等特に給付を必要とする理由を詳細に記載した書類

(2) 打切扶助金支給申請書については、療養の経過、症状、治癒までの見込み期間等に関する医師の意見書

3 法第8条の規定により救助に関する業務に協力する者が、そのために負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合における法第12条の規定による扶助金支給申請書に添付する書類は、規則第6条及び前項に定めるもののほか、協力命令をした旨の知事の証明書とする。

(市町村の実施する救助事務)

第12条 法第13条第1項の規定により救助の実施に関する事務の一部を災害発生市町村等の長が行うこととする場合において、令第17条第1項の規定による通知は、別記第15号様式によるものとする。

2 前項の場合においては、当該市町村長は、第4条、第5条、第6条第2項、第7条及び第8条の規定により、当該救助に関する事務を処理しなければならない。

(繰替支弁)

第13条 法第30条の規定により繰替支弁した市町村は、請求書(別記第16号様式)に災害救助算出内訳書(別記第17号様式)を添えて知事に請求するものとする。

附 則 (略)

別表第1(第3条関係)

救助の程度、方法及び期間

1 避難所及び応急仮設住宅の供与

1 関連法規に関する資料

(1) 避難所の供与

- ア 避難所の供与は、災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者に対して、必要に応じて行う。
- イ 避難所は、学校、公民館等既存建物を利用するものとする。ただし、これらの適当な建物がないときは、仮小屋の設置、天幕の設営その他適切な方法により避難所とすることができる。
- ウ 避難所のため支出する費用は、賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物又は器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費及び仮設便所等の設置費とし、1人1日につき340円以内とする。
- エ 福祉避難所（高齢者、障害者等（以下「高齢者等」という。）であって避難所での避難生活において特別な配慮を必要とする者に供与する避難所をいう。）を設置した場合は、ウに規定する金額に、当該地域において当該特別な配慮のために必要な通常の実費を加算することができる。
- オ 避難所での避難生活が長期にわたる場合等においては、避難所で避難生活をしている者への健康上の配慮により、ホテル、旅館その他の宿泊施設の借上げを実施し、これを供与することができる。
- カ 避難所の開設期間は、災害発生の日から7日以内とする。

(2) 応急仮設住宅の供与

応急仮設住宅は、住家が全壊し、全焼し、又は流出し、居住する住家がない者であって、自己の資力により住宅を得ることができないものに対して、必要に応じて、建設し、及び供与するもの（以下「建設型応急住宅」という。）、民間賃貸住宅を借り上げ、及び供与するもの（以下「賃貸型応急住宅」という。）その他適切な方法により供与するものとする。

ア 建設型応急住宅

- (ア) 設置に当たっては、公有地を利用すること。ただし、適当な公有地を利用することが困難な場合は、民有地を利用することができる。
- (イ) 一戸当たりの規模は、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定し、その設置のため支出できる費用は、設置に係る原材料費、労務費、附帯設備工事費、輸送費、建築事務費等の一切の経費として、677万5千円以内とする。
- (ウ) 同一敷地内又は近接する地域内に設置した戸数がおおむね50以上である場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置することができるものとする。ただし、設置した戸数が50未満である場合においても、当該戸数に応じた小規模な施設を設置できるものとする。
- (エ) 福祉仮設住宅（老人居宅介護事業所等を利用しやすい構造及び設備を有し、高齢者であって、日常の生活上特別な配慮を要する複数のものに供与するしせつをいう。）を建設型応急住宅として設置することができる。
- (オ) 災害発生の日から20日以内に着工するものとする。
- (カ) 供与期間は、完成の日から建築基準法(昭和25年法律201号)第85条第3項又は第4項に規定する期限までとする。
- (キ) 供与終了に伴う解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費とする。

イ 賃貸型応急住宅

- (ア) 1戸当たりの規模は、世帯の人数に応じてア（イ）に規定する規模に準ずるものとし、その借上げのために支出できる費用は家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料、火災保険料その他民間賃貸住宅の貸主又は仲介業者との契約に不可欠なもの

とし、その額は地域の実情に応じたものとする。

(イ) 災害発生の日から速やかに民間賃貸住宅を借り上げ、及び提供するものとする。

(ウ) 供与期間は、ア(カ)に規定する期間とする。

2 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給

(1) 炊き出しによる食品の給与

ア 炊き出しその他による食品の給与は、避難所に避難している者、住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水その他の災害により現に炊事ができない者及び被害を受け一時縁故地等へ避難する必要のある者に対して行う。

イ 炊き出しその他による食品の給与は、被災者が直ちに食べることできる現物によるものとする。

ウ 炊き出しその他による食品の給与を実施するため支出する費用は、主食費、副食費、燃料費等とし、1人1日につき1,230円以内とする。

エ 炊き出しその他による食品の給与を実施する期間は、災害発生の日から7日以内とする。

(2) 飲料水の供給

ア 飲料水の供給は、災害のため飲料水を得ることのできない者に対して行う。

イ 飲料水の供給を実施するため支出する費用は、水の購入費並びに給水及び浄水に必要な機械器具の借上費、修繕費、燃料費、薬品費及び資材費とし、当該地域における通常の実費とする。

ウ 飲料水の供給を実施する期間は、災害発生の日から7日以内とする。

3 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与

(1) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水(土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となったものを含む。以下同じ。)により生活上必要な家財を亡失し、又はき損等により使用できず、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して行う。

(2) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、被害の実情に応じ、おおむね次の品目の範囲内において現物をもって行う。

ア 被服、寝具及び身のまわり品

イ 日用品

ウ 炊事用具及び食器

エ 光熱材料

(3) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与を実施するため支出する費用は、次の表に掲げる額以内とする。

ア 住家の全壊、全焼又は流失により被害を受けた世帯

世帯の 区分 季別	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	5人を超える世帯
夏季 (4月～9月 まで)	19,200円	24,600円	36,500円	43,600円	55,200円	55,200円に5人を1人 増すごとに8,000円を 加算した額
冬季 (10月～3月 まで)	31,800円	41,100円	57,200円	66,900円	84,300円	84,300円に5人を1人 増すごとに11,600円 を加算した額

1 関連法規に関する資料

イ 住家の半壊、半焼又は床上浸水により被害を受けた世帯

世帯の 区分 季別	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	5人を超える世帯
夏季 (4月～9月 まで)	6,300円	8,400円	12,600円	15,400円	19,400円	19,400円に5人を1人 増すごとに2,700円を 加算した額
冬季 (10月～3月 まで)	10,100円	13,200円	18,800円	22,300円	28,100円	28,100円に5人を1人 増すごとに3,700円を 加算した額

ウ ア及びイの季別は、災害発生の日をもって決定するものとする。

- (4) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、災害発生の日から10日以内に完了しなければならない。

4 医療及び助産の給付

(1) 医療の給付

ア 医療の給付は、災害のための医療の途を失った者に対して、応急的に行う。

イ 医療の給付は、救護班が行うものとする。ただし、急迫した事情のためやむを得ない場合は、一般の病院若しくは診療所又は施術者(あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律(昭和22年法律第217号)に規定するあん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師並びに柔道整復師法(昭和45年法律第19号)に規定する柔道整復師をいう。以下同じ。)において行うことができる。

ウ 医療の給付は、次の範囲内において行う。

(ア) 診察

- a 薬剤又は治療材料の給与
- b 処置、手術その他の治療及び施術
- c 病院又は診療所への収容

(イ) 看護

エ 医療の給付のため支出する費用は、救護班による場合にあっては使用した薬剤、治療材料、破損した医療器具の修繕費等の実績とし、一般の病院又は診療所による場合は国民健康保険の診療報酬の額以内とし、施術者による場合は協定料金の額以内とする。

オ 医療の給付を実施する期間は、災害発生の日から14日以内とする。

(2) 助産の給付

ア 助産の給付は、災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であって、災害のため助産の途を失った者に対して行う。

イ 助産の給付は、次の範囲内において行う。

(ア) 分べんの介助

(イ) 分べん前及び分べん後の処置

(ウ) 脱脂綿、ガーゼその他衛生材料の給与

ウ 助産の給付のため支出する費用は、救護班による場合にあっては使用した衛生材料等の実費とし、助産師による場合にあっては慣行料金の8割以内の額とする。

エ 助産の給付を実施する期間は、分べんの日から7日以内とする。

5 被災者の救出

- (1) 被災者の救出は、災害のため現に生命若しくは身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を捜索し、救出することによって行う。
- (2) 被災者の救出のため支出する費用は、舟艇その他救出に必要な機械器具の借上費又は購入費、修繕費、燃料費等とし、当該地域における通常の実費とする。
- (3) 被災者の救出の期間は、災害発生の日から3日以内とする。

6 被災した住宅の応急修理

- (1) 住宅の応急修理は、災害のため住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自己の資力では応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者に対して行う。
- (2) 住宅の応急修理は、居室、炊事場、便所等日常生活に欠くことのできない最小限度の部分に対し、現物をもって行うものとし、その修理費用は、一世帯当たり次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ次に定める額以内とする。ただし、同一住家に2以上の世帯が居住している場合における費用は、1世帯当たりの限度額の範囲内とする。

ア イに掲げる世帯以外の世帯 70万6千円

イ 半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 34万3千円

- (3) 住宅の応急修理は、災害発生の日から1月以内に完成する。

7 生業に必要な資金の貸与

- (1) 生業に必要な資金の貸与は、住家が全壊し、全焼し、又は流失し、生業の手段を失った世帯に対して必要に応じて行う。
- (2) 生業に必要な資金は、生業を営むために必要な機械器具、資材等を購入するための費用に充てるものであって、生業の見込み確実な具体的事業計画があり、かつ、償還能力のある者に対して貸与する。
- (3) 生業に必要な資金の貸与額は、次の範囲内の額とする。

ア 生業費 1件につき 30,000円

イ 就職支度費 1件につき 15,000円

- (4) 生業に必要な資金の貸与は、災害発生の日から1月以内に完了しなければならない。
- (5) 生業に必要な資金の貸与条件は、次のとおりとする。

ア 貸与期間 2年以内

イ 利子 無し

8 学用品の給与

- (1) 学用品の給与は、住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水により学用品を亡失、き損等により学用品を使用することができず、就学上支障のある小学校の児童（義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部の児童を含む。以下同じ。）、中学校の生徒（義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部の生徒を含む。以下同じ。）及び高等学校等の生徒（高等学校（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、中等教育学校の後期課程（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒をいう。以下同じ。）に対して行う。
- (2) 学用品の給与は、被害の実情に応じて、次の品目の範囲内において行う。

ア 教科書

イ 文房具

ウ 通学用品

1 関連法規に関する資料

(3) 学用品の給与を実施するため支出する費用は、次に掲げる額以内とする。

ア 教科書

(ア) 小学校の児童及び中学校の生徒

教科書の発行に関する臨時措置法(昭和23年法律第132号)第2条第1項に規定する教科書及び教科書以外の教材で、教育委員会に届出、又はその承諾を受けて使用するものを給与するための実費

(イ) 高等学校等の生徒

正規の授業で使用する教材を給与するための実費

イ 文房具及び通学用品

小学校児童 1人につき 4,800円以内

中学校生徒 1人につき 5,100円以内

高等学校等生徒 1人につき 5,600円以内

(4) 学用品の給与は、災害発生の日から教科書については1月以内、その他の学用品については15日以内に完了しなければならない。

9 埋葬

(1) 死体の埋葬は、災害の際死亡した者について、応急的に行う。

(2) 埋葬は、次の範囲内において、次のものを支給することにより行う。

ア 棺(付属品を含む。)

イ 埋葬及び火葬(賃金職員等雇上費を含む。)

ウ 骨つぼ及び骨箱

(3) 埋葬のため支出する費用は、1体につき12歳以上の者は219,100円以内とし、12歳未満の者は175,200円以内とする。

(4) 埋葬は、災害発生の日から10日以内に完了しなければならない。

10 死体の搜索及び処理

(1) 死体の搜索

ア 死体の搜索は、災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、周囲の事情によりすでに死亡していると推定される者について行う。

イ 死体の搜索のため支出する費用は、舟艇その他搜索に必要な機械器具の借上費又は購入費、修繕費、燃料費等とし、当該地域における通常の実費とする。

ウ 死体の搜索は、災害発生の日から10日以内に完了しなければならない。

(2) 死体の処理

ア 死体の処理(埋葬を除く。)は、災害の際死亡した者について行う。

イ 死体の処理は、次の事項について行う。

(ア) 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置

(イ) 死体の一時保存

(ウ) 検案

ウ 検案は、原則として救護班が行う。

エ 死体の処理のため支出する費用は、次の各号に掲げるところによる。

(ア) 死体の洗浄、縫合、消毒等

1体につき3,500円以内

(イ) 死体の一時保存

・既存建物を利用する場合にあっては当該建物の通常の利用しない場合にあっては1体につき5,500円以内

・死体の一時保存にドライアイスの購入費等の経費が必要な場合は、当該地域における通常の実費

(ウ) 救護班以外の者の検案

当該地域の慣行料金の額以内

オ 死体の処理は、災害発生の日から10日以内に完了しなければならない。

11 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

(1) 障害物の除去は、居室、炊事場、便所等日常生活に欠くことのできない部分に障害物が運び込まれている場合又は敷地に障害物が運びこまれているため一時的に居住できない状態にある場合に自己の資力では当該障害物を除去することができない者に対して行うものとする。

(2) 障害物の除去のため支出する費用は、ロープ、スコップその他の除去に必要な機械器具等の借上費又は購入費、輸送費、賃金職員等雇上費等とし、1の市町村内において行った障害物の除去に要した費用の1世帯当たりの平均額が138,700円以内とする。ただし、同一住家に2以上の世帯が居住している場合における費用は、1世帯当たりの限度額の範囲内とする。

(3) 障害物の除去は、災害発生の日から10日以内に完了しなければならない。

12 応急救助のための輸送費及び賃金職員雇上費

(1) 応急救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費として支出できる範囲は、次に掲げる場合とする。

ア 被災者の避難に係る支援

イ 医療及び助産

ウ 災害にかかった者の救出

エ 飲料水の供給

オ 死体の捜索

カ 死体の処理（埋葬を除く。）

キ 救済用物資の整理配分

(2) 応急救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費は、当該地域における通常の実費とする。

(3) 応急救助のための輸送及び賃金職員等の雇入れの期間は、それぞれの救助の実施期間とする。

1 関連法規に関する資料

別表第2(第9条関係)

従事者の区分	実費弁償の種類及び額		
	日 当	時間外勤務手当	旅 費
令第4条第1号から第4号までに規定する者	県の常勤の職員で救助に関する業務に従事した者に相当するものの給与を考慮してその都度知事が決定する額以内の額。 ただし、当該業務に従事した者に相当する県の常勤の職員が存在しない場合は、県が実施する工事の工事費を積算する際に用いる賃金単価その他の賃金水準を考慮してその都度知事が決定する額以内の額	日当の額を8で除して得た額を岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（昭和32年岐阜県条例第29号。以下「給与条例」という。）第17条第1項に規定する勤務1時間当たりの給与額とみなして給与条例第14条の規定の例により算定した額以内の額	県の職員が公務のために旅行するとした場合に岐阜県職員等旅費条例（昭和32年条例第30号）の規定により支給すべき旅費の額に相当する額以内の額
令第4条第5号から第10号までに規定する者	当該地域における業者の慣行料金にその100分の3に相当する額を加算した額以内の額		

様式（略）

自治会組織の現況と自治会別人口表

(令和6年4月1日現在)

自治会名	自治会組織の現況		自治会別人口	
	加入世帯数	班数	人口	世帯数
上印食南	180	6	353	183
上印食中	265	15	654	307
上印食北	252	12	772	378
中食東	210	14	631	322
中食西	186	8	836	378
北組	211	13	623	284
東組	182	8	548	244
中山	290	11	829	368
大山	288	12	910	404
宮町北	160	11	420	190
宮町南	145	9	463	210
川手畑	459	19	1,226	592
江尻	129	8	406	187
一番地	216	12	781	368
二番地	450	17	1,372	639
三番地	395	30	1,153	479
四番地	302	15	883	381
石原瀬	190	6	500	230
五番地	80	3	219	92
薬師寺	480	19	1,168	521
薬師寺第二	25	3	47	33
野中北	477	38	1,293	536
野中南	430	13	1,193	578
伏屋第一	315	9	958	405
伏屋第二	180	6	888	369
伏屋第三	153	5	534	211
伏屋第四	136	4	567	249
木瀬	163	5	643	245
南屋敷	134	6	536	230
本郷	225	9	765	341

2 自治会に関する資料

自治会名	戸数	班数	人口	世帯数
須賀	2 6 1	1 1	8 5 5	3 8 0
平島東	2 5 9	9	1, 0 6 1	4 6 2
平島西	5 6 8	1 3	1, 4 2 4	5 9 5
若宮地	2 0 5	7	6 8 1	2 6 7
合計	8, 6 0 1	3 8 6	2 6, 1 9 2	1 1, 6 5 8

災害時の放送に関する協定書（シーシーエヌ(株)）

岐南町（以下「甲」という）と、シーシーエヌ株式会社（以下「乙」という）は、災害時の放送に関し、次のとおり協定書（以下「本協定」という）を締結する。

（協定の趣旨）

第1条 本協定は災害時、防災対策又は応急対策の実施上必要がある場合に、甲が、乙に対し放送の依頼をする方法と、その際の緊急放送対応を定めるものとする。

（定義）

第2条 本協定における用語の意義は次のとおりとする。

- (1) 「災害」とは、地震、台風、洪水、雪害、火災、その他非常の事態をいう。
- (2) 「災害時の放送」（以下「放送」という）とは、甲の要請に基づき、乙の放送チャンネルを使用して行う臨時の放送をいう。

（放送の依頼）

第3条 甲は、防災対策又は応急対策を実施する上で必要が生じた場合、乙に対し、次の事項を明らかにして放送の依頼をするものとし、書面での伝達を基本とする。ただし、緊急を要する場合はこの限りではない。

- (1) 放送を依頼する理由
- (2) 放送を希望する内容
- (3) 放送を希望する日時
- (4) 記載事項の問い合わせ先
- (5) その他必要な事項

（放送の対応）

第4条 乙は、放送体制が確立される場合において、甲から依頼された事項に関し、形式、内容及び日時を決定して放送するものとする。

- 2 乙は、災害が岐南町を含めた広域で同時に発生した場合、放送事業者としての判断に基づき放送するものとする。

（連絡責任者）

第5条 第3条に掲げる放送の依頼の円滑に行うため、甲及び乙に連絡責任者を置くものとする。

- 2 連絡責任者の変更があった場合には、その都度相手方に連絡を行うものとする。

（放送料）

第6条 本協定に基づく放送に係る災害情報の放送料は無償とする。

（有効期間）

第7条 本協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、期間満了の日から1ヶ月前までに、甲又は乙から、異議申し立てがない場合は、同一条件を持って、更に1年を単位として毎年自動的に延長するものとする。

3 災害情報伝達に関する資料

(法令の遵守)

第8条 甲及び乙は、本協定の履行にあたり、関係法令又は監督官庁からの指示に従わなければならないときは、本協定の一部又は全てを改訂することができるものとする。

(雑則)

第9条 本協定の実施に関し必要な事項は、甲、乙双方が協議して定めるものとする。
協議のうえ決定するものとする。

本協定の締結の証として2通を作成し、甲、乙押印のうえ各々1通を保管する。

平成31年2月14日

「甲」 羽島郡岐南町八剣7-107
岐南町長 松原 秀安

「乙」 岐阜市須賀1丁目2-16
シーシーエヌ株式会社
代表取締役社長 都島 國雄

災害時の情報交換に関する協定（国土交通省中部地方整備局）

国土交通省中部地方整備局長（以下「整備局長」という。）と、岐南町長（以下「町長」という。）とは、災害時における各種情報交換に関し、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、重大な災害が発生し又は発生のおそれがある場合において、整備局長及び町長が必要とする各種情報交換について定め、もって、適切な災害対処に資することを目的とする。

（情報交換の実施）

第2条 整備局長及び町長の情報交換の実施は、次の状況において現地情報連絡員（リエゾン）が派遣されている間とする。

- 一 岐南町内に重大な災害が発生し又は発生のおそれがあるとき
- 二 岐南町災害対策本部が設置された時
- 三 その他整備局長又は町長が必要と認めたとき

（情報交換の内容）

第3条 整備局長及び町長の情報交換の内容は、次のとおりとする。

- 一 一般被害状況に関すること
- 二 公共土木施設（道路、河川、急傾斜地、港湾施設、都市施設等）被害状況に関すること
- 三 その他必要な事項

（現地情報連絡員（リエゾン）の派遣）

第4条 第2条の各号いずれかに該当し、町長から要請があった場合又は整備局長が必要と判断した場合に、整備局長から町長が設置する災害対策本部等に現地情報連絡員（リエゾン）を派遣し情報交換を行うものとする。なお、整備局長及び町長は、相互の連絡窓口を明確にしておき派遣に関して事前に調整を図るものとする。

（平素の協力）

第5条 整備局長及び町長は、必要に応じ情報交換に関する防災訓練及び防災に関する地図等の資料の整備に協力するものとする。

（協議）

第6条 本協定に疑義が生じたとき又は本協定に定めのない事項については、その都度、整備局長及び町長が協議のうえ、これを定めるものとする。

本協定は2通作成し、整備局長及び町長が各1通を保有する。

平成23年2月21日

名古屋市中区三の丸2丁目5番地1号

国土交通省 中部地方整備局長 富田 英治

岐阜県羽島郡岐南町八剣7丁目107番地

岐南町長 松原 秀安

災害時優先電話一覧

電話番号	電話種類名	設置場所住所	施設名
058-245-0466	単独・事務	野中 1 丁目 99	東小学校
058-246-3575	D 6 4 ・事務用	上印食 3 丁目 110	岐南町多機能型地域子ども安心センター
058-246-4628	単独・事務	八剣 1 丁目 90	北小学校
058-247-1331	D 6 4 ・事務用	八剣 7 丁目 107	岐南町役場
058-247-1371	D 6 4 ・事務用	八剣 7 丁目 107	岐南町役場
058-247-6392	D 6 4 ・事務用	八剣 5 丁目 114	岐南さくら認定こども園けやきの杜
058-271-4425	単独・事務	みやまち 4 丁目 119	西小学校
058-273-1052	単独・事務	徳田 3 丁目 284	岐南中学校

※D 6 4 は 2 回線

気象庁震度階級関連解説表（抜粋）

震度	人間の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況
0	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。		
1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。		
2	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もいる。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。	
3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もいる。眠っている人の大半が、目を覚ます。	棚にある食器類が音を立てることがある。	電線が少し揺れる。
4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人のほとんどが目覚めます。	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が倒れることがある。	電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。
5 (弱)	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。補道路に被害が生ずることがある。
5 (強)	大半の人が、物につかまらなさと歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが多くなる。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。

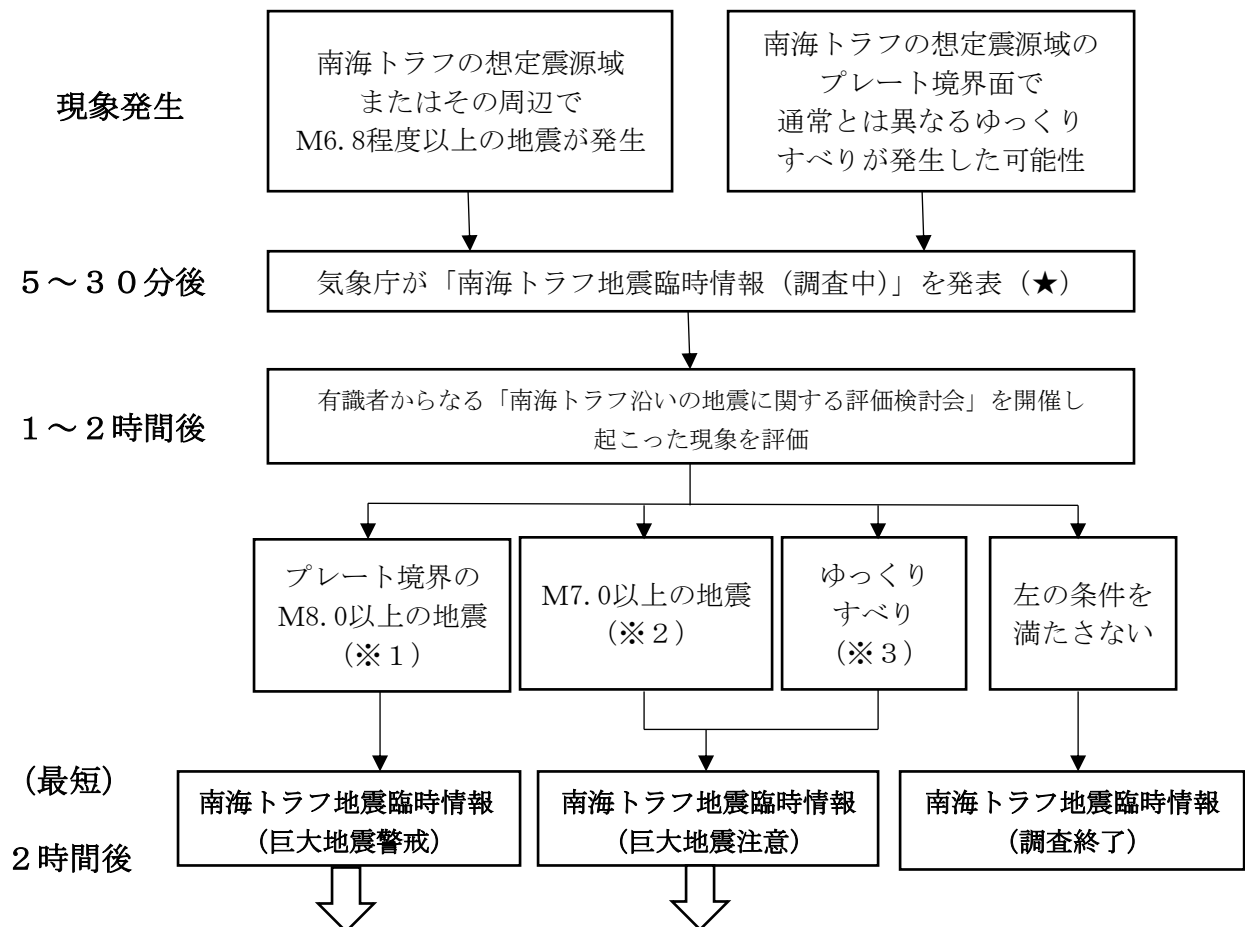
3 災害情報伝達に関する資料

6 (弱)	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。
6 (強)	立っていることができず、這わないと動くことができない。 揺れに翻弄され、動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが多くなる。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が多くなる。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。
7		固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ぶこともある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに多くなる。補強されているブロック塀も破損するものがある。

南海トラフ地震に関連する情報の情報名・発表条件

情報名	情報発表条件
南海トラフ地震臨時情報	○南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合 ○観測された異常な現象の調査結果を発表する場合
南海トラフ地震関連解説情報	○観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況等を発表する場合 ○「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合（ただし臨時情報を発表する場合を除く）

南海トラフ地震臨時情報の情報発表までの流れ



政府の呼びかけに応じて地方公共団体、企業、住民等が防災対応を実施

（★）調査が2時間程度以上に及ぶ場合等、調査の継続状況を「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」により複数回発表することがある

（注1）南海トラフの想定震源域内のプレート境界においてM8.0以上の地震が発生した場合（半割れケース）

（注2）南海トラフの想定震源域内のプレート境界においてM7.0以上、M8.0未満の地震が発生した場合、または南海トラフの想定震源域内のプレート境界意外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震が発生した場合（一部割れケース）

（注3）ひずみ計等で有意な変化として捉えられる、短い期間にプレート境界の固着状態が明らかに変化しているような通常とは異なるゆっくりすべりが観測された場合（ゆっくりすべりコース）

南海トラフ地震臨時情報発表時及び警戒宣言発令時の広報（例文）

（広報例文1）

広報主体	町	対象者	地域住民
時期	臨時情報（調査中）発表時 （5～30分後）	手段	同報無線及び広報車
項目	臨時情報（調査中）発表の広報		
例文	「こちらは、岐南町役場です。気象庁では、〇時〇分、南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発令されました。南海トラフで想定されている大規模地震発生との関連性について、調査を開始しました。避難中の方は地震の発生に備えるとともに、それ以外の方はできるだけ身の安全を守る行動をとってください。」		
備考	広報車による広報は、聞き取りが容易となるように短い情報文とし、繰り返し広報するよう配慮すること。		

（広報例文2）

広報主体	町	対象者	地域住民
時期	臨時情報（巨大地震注意）発令時（最短 2 時間後）	手段	同報無線
項目	臨時情報（巨大地震注意）発令の一般広報		
例文	「こちらは、岐南町役場です。気象庁では、〇時〇分、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発令されました。M7.0以上の地震が発生しました。大規模地震発生の可能性が相対的に高まっています。今後の政府や町からの情報に注意してください。」		

（広報例文3）

広報主体	町	対象者	地域住民
時期	臨時情報（巨大地震警戒）発令時（最短 2 時間後）	手段	同報無線
項目	臨時情報（巨大地震警戒）発令時の一般広報		
例文	「こちらは、岐南町役場です。気象庁では、〇時〇分、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発令されました。M8.0以上の地震が発生しました。大規模地震発生の可能性が相対的に高まっています。今後の政府や町からの情報に注意してください。」		

岐阜県広域消防相互応援協定書

(目的)

第1条 この協定は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第21条の規定に基づき、岐阜県内の市町村、消防の一部事務組合及び消防を含む一部事務組合（以下「市町村等」という。）の消防相互応援について必要な事項を定め、県内において大規模災害等が発生した場合に広域的な消防力の応援により災害の被害を最小限に防止することを目的とする。

(協定区域)

第2条 この協定区域は、前条の市町村等の区域とする。

(災害の範囲)

第3条 この協定において、広域応援の対象となる災害は、次に掲げる災害とする。

- (1) 大規模な地震、風水害
 - (2) 大規模な林野、高層建築物、危険物施設、トンネル等の火災
 - (3) 航空機、列車、バス事故等の集団的な救急救助を要する事故
 - (4) その他応援が必要とされる大規模な災害又は特殊な事故災害
- (ブロック及び代表消防機関)

第4条 この協定による広域応援を円滑に行うため、県代表消防機関及び県副代表消防機関、並びに県内を5ブロックに分け、各ブロックごとにブロック代表消防機関及びブロック副代表消防機関を設ける。

(応援要請の種別)

第5条 応援要請の種別は、災害の規模等により、次のように区分する。

- (1) ブロック要請
前条に規定する所属ブロック内の市町村等に対して行う応援要請
 - (2) 県域要請
ブロック要請でも、なお災害の被害防除が困難な場合、他のブロックの市町村等に対して行う応援要請
- (応援要請の方法)

第6条 応援要請は、ブロック要請、県域要請の順に行うものとする。ただし、特に必要がある場合は、この限りでない。

- 2 応援要請は、災害の発生地を管轄する市町村等（以下「要請側」という。）の長から他の市町村等（以下「応援側」という。）の長に対し、応援に必要な事項を明確にして行うものとする。
- 3 前項の要請については、第4条で規定された代表消防機関を通じて行うものとする。
- 4 ブロック要請又は県域要請を行った要請側の長は、速やかにその旨を岐阜県にも連絡するものとする。

(応援隊の派遣)

第7条 前条の規定により応援要請を受けた市町村等の長は、自管内の消防力に特に支障がない限り、応援隊を派遣するものとする。

- 2 前項の規定による要請に応ずることができない場合は、その旨を速やかに要請側の市町村等の長に連絡するものとする。

(自主的な応援隊の派遣)

第7条の2 大規模災害が発生し、被害を受けた市町村等と連絡がとれない場合、又は被害が予想される場合には、関係市町村等は、自主的に応援隊を派遣し、必要な応援ができるものとする。

- 2 前項の応援については、第6条第2項の応援要請があったものとみなす。

4 消防に関する資料

(応援隊の指揮)

第8条 応援隊の指揮は、要請側の現地指揮本部の長が応援隊の長を通じて行うものとする。

(応援の中断)

第9条 応援側の市町村等において応援隊を復帰させるべき特別の事態が生じた場合、応援側の市町村等の長は、要請側の市町村等の長と協議のうえ応援を中断することができるものとする。

(経費の負担)

第10条 応援に要した経費については、原則として次の区分により負担するものとする。

(1) 応援側の負担する経費

- ア 給与、旅費、出勤手当等の人件費
- イ 車両および機械器具の燃料費(現地で補給した者は除く。)
- ウ 人員輸送費
- エ 車両および機械器具の小破損修理費
- オ 公務災害補償費
- カ 応援隊員が要請市町村等へ往復途上において、第三者に損害を与えた場合の賠償費

(2) 要請側の負担する経費

前号に定める以外の経費

(3) 賞じゅつ金については、当該市町村等において協議するものとする。

(4) 経費の負担について、疑義ある場合は、当該市町村等において協議のうえ決めるものとする。

(応援可能消防隊の登録)

第11条 各市町村等は、応援出動が可能な消防隊をあらかじめ届出しておくものとする。

(他協定との関係)

第12条 この協定は、市町村等が別に締結した消防相互応援に関する協定を妨げるものではない。

(実施細部)

第13条 この協定の実施について必要な事項は、第4条に定める代表消防機関の長が協議して定めるものとする。

(改廃)

第14条 この協定の改廃は、協定者協議により行うものとする。

附 則

- 1 この協定は、平成3年4月1日から施行する。
- 2 この協定を証するため、各市町村等の長が記名押印のうえ本書5通を作成し、岐阜県、岐阜県市長会、岐阜県町村長会、岐阜県消防長会及び財団法人岐阜県消防協会に保管を依頼するとともに、各市町村等がそれぞれ写しを1通保管するものとする。

附 則

- 1 第4条、第5条第1号、第6条第1項、同条第4項、第7条第2項、第7条の2、第11条、第12条、第13条は、第14条の規定に基づき協定者の合意により改正されたものとする。
- 2 前項の改正された協定は、平成10年4月1日から施行する。

岐阜県広域消防相互応援協定書に基づく覚書

(趣旨)

第1条 この覚書は、岐阜県広域消防相互応援協定（以下「協定」という。）第13条に基づき、協定市町村等間の消防相互応援について、必要な事項を定めるものとする。

(ブロック及び代表消防機関)

第2条 協定第4条の規定に基づくブロック及び県代表消防機関、県副代表消防機関、ブロック代表消防機関、ブロック副代表消防機関は、岐阜県広域消防応援基本計画（以下「基本計画」という。）第1章3(2)によるものとする。

(代表消防機関、副代表消防機関の任務)

第3条 県代表消防機関の任務は、次のとおりとする。

- (1) 各ブロック間の応援隊の派遣調整に関すること。
- (2) 現地指揮本部の長が行う指揮の支援活動に関すること。
- (3) 岐阜県及び各ブロック代表消防機関との連絡調整に関すること。

2 ブロックの代表消防機関の任務は、次のとおりとする。

- (1) 所属ブロック内の応援隊の派遣調整に関すること。
- (2) 所属ブロック内で発生した災害に関する情報の収集及び伝達に関すること。
- (3) 県代表消防機関及び所属ブロック内市町村等との連絡調整に関すること。

3 県副代表消防機関、ブロック副代表消防機関は、県代表消防機関、ブロック代表消防機関が、自管内の被災等で任務を担当できない場合、代わってその任務を代理する。

4 県副代表消防機関、ブロック副代表消防機関が任務を代理できない場合は、県代表消防機関、ブロック代表消防機関から指名された消防機関がその任務を代理する。

(情報の連絡)

第4条 災害に関する情報を知った市町村等は、その内容を直ちに災害が発生した地域のブロック代表消防機関に連絡するものとする。

(応援要請の要求)

第5条 協定第6条第2項の規定に基づく応援要請は、次の事項を明確にし、電話等により基本計画第1章6(2)の手順で行うものとする。

- (1) 災害の種別、発生場所及び被害の状況
- (2) 必要とする応援隊の人員、車両、資機材
- (3) 応援隊の集結場所及び活動内容
- (4) 要請側の現地指揮者の職、氏名
- (5) その他必要な事項

2 要請側の長は、電話等で要請の後、速やかに応援側の長に対し、応援要請書（様式第1号）を提出するものとする。

(応援隊の派遣通知)

第6条 市町村等の長は、協定第7条第1項の規定に基づき応援隊の派遣を決定した場合、次の事項を速やかに電話等により基本計画第1章6(2)の手順で要請側の長に連絡するものとする。

- (1) 応援隊の人員、車両、資機材
- (2) 応援隊の指揮者の職、氏名
- (3) 応援隊の到着予定日時及び到着経路
- (4) その他必要な事項

(自主的な応援隊派遣市町村等)

第7条 協定第7条の2に規定する関係市町村等とは、原則として隣接市町村等及び県代表消防機関、ブロック代表消防機関並びに緊急消防援助隊要綱に基づく緊急消防援助隊

4 消防に関する資料

岐阜県隊の部隊とする。

(応援隊の編制、装備)

第8条 応援隊の編制については、基本計画第2章3によるものとする。

ただし、特に必要がある場合には、関係消防機関協議により別に定めることができる。

2 応援隊は、災害の状況に応じ、被服、食料、燃料等を携行するものとする。

(応援隊に対する指示)

第9条 要請側の長は、応援隊の指揮者に対して次の事項を説明し、必要な指示を与えるものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 災害防御活動の方針
- (3) 応援隊が行う任務と活動箇所
- (4) 安全管理上の注意
- (5) その他応援活動を行うに必要な事項

(現地引き揚げ時の報告)

第10条 応援隊の指揮者は、要請側の長の指示により現地を引き揚げるとき、次の事項を要請側の長に報告するものとする。

- (1) 応援活動の概要
- (2) 活動中における隊員の負傷及び車両、資機材等の損傷の有無
- (3) 使用した消火薬剤、補給燃料等の数量
- (4) その他の事項

(事後の報告)

第11条 応援活動が終結後、応援側の長は、要請側の長に対し応援隊活動状況報告書(様式第3号)により報告するものとする。

2 前項の報告を行った場合には、写しを岐阜県及び県代表消防機関、ブロック代表消防機関に送付するものとする。

附 則

1 この覚書は平成10年4月1日から施行する。

2 平成3年3月11日締結の覚書は、廃止する。

3 この覚書を証するため、協定第4条に規定する県代表消防機関、ブロック代表消防機関の長が記名押印のうえ、本書5通を作成し、岐阜県、岐阜県市長会、岐阜県町村会、岐阜県消防長会及び財団法人岐阜県消防協会に保管を依頼するとともに、各市町村等がそれぞれ写しを1通保管するものとする。

平成10年3月30日

岐阜県消防本部消防長 留 田 稔
各務原市消防本部消防長 三 上 博 也
大垣消防組合消防本部消防長 河 村 清
加茂消防事務組合消防本部消防長 加 藤 義 明
多治見市消防本部消防長 沖 田 康 義
飛騨消防組合消防本部消防長 富 田 教 正

直接即報基準

町が直接消防庁に対して報告する火災、災害等は、次のとおり。

1 火災等即報

(1) 航空機、列車火災

(2) 危険物等に係わる事故

ア 死者又は行方不明者が発生したもの、又は負傷者が5名以上発生したもの

イ 危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物、火薬等（以下「危険物等」という。）を貯蔵し、又は取扱う施設の火災・爆発事故で、当該工場等の施設内又は周辺で、500㎡程度以上の区域に影響を与えたもの

ウ 危険物等を貯蔵し、又は取扱う施設からの危険物等の漏えい事故で、次に該当するもの。

（ア）河川へ危険物等が流出し、防除・回収の活動を要するもの

（イ）500kl以上のタンクからの危険物等の漏えい等

エ 高速道路等上におけるタンクローリーの事故に伴う漏えいで、付近住民の避難、道路の全面通行禁止等の措置を要するもの

オ 高速道路等上におけるタンクローリーの火災

(3) 原子力災害

放射性物質を輸送する車両において、火災の発生したもの（火災発生の恐れのあるものを含む。）及び核燃料物質等の運搬中に事故が発生した旨、原子力事業者等から通報があったもの。

2 救急・救助事故即報

死者及び負傷者の合計が15人以上発生した救急・救助事故で次にあげるもの。

(1) 列車、航空機の衝突、転覆等

(2) バスの転落等

(3) ハイジャック及びテロ等

(4) 駅構内等不特定多数の者が集まる場所における事故

(5) 社会的影響の高いもの

3 災害即報

地震が発生し、町の地域内で震度5強以上を記録したもの（被害の有無を問わない。）

4 消防に関する資料

直接即報基準に該当する場合の消防庁連絡先一覧

時間帯		平日(9:30~18:15)	平日(左記以外)・休日
報告先		応急対策室	宿直室
N T T回線	電 話	03-5253-7527	023-5253-7777
	F A X	03-5253-7537	03-5253-7553
地域衛星通信 ネットワーク	電話	3-048-500-90-49013	3-048-500-90-49102
	F A X	3-048-500-90-49033	3-048-500-90-49036

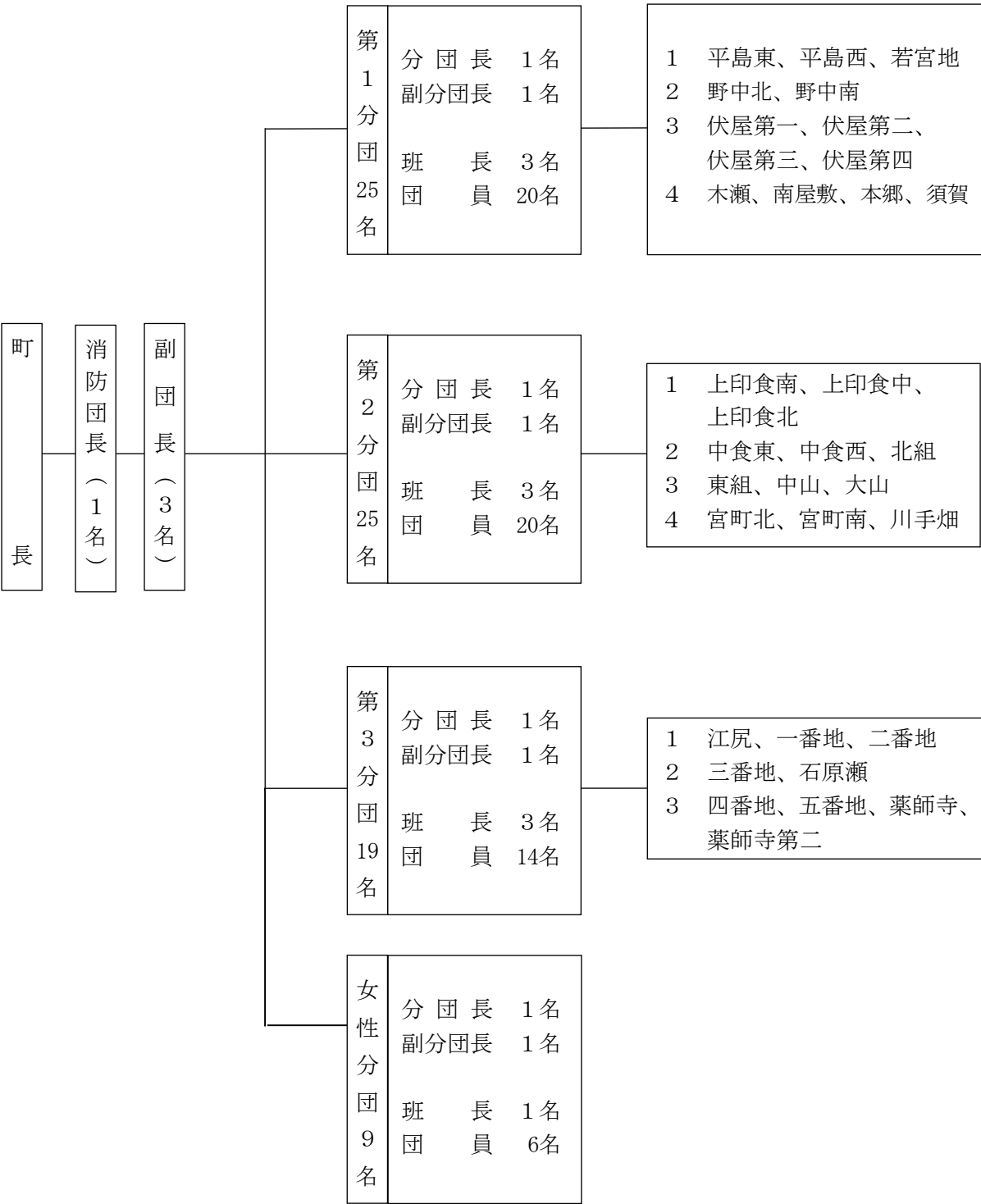
又は

直接即報基準項目	消 防 庁 連 絡 先	
1 火災等即報 (1) 交通機関の火災	予防課	(NTT電話) 03-5574-0123 (NTT FAX) 03-5574-0133 (衛星電話) 79-048-500-6341 (衛星FAX) 79-048-500-6309
1 火災等即報 (2) 危険物等に係る事故	危険物規制課	(NTT電話) 03-5574-0124 (NTT FAX) 03-5574-0134 (衛星電話) 79-048-500-6451 (衛星FAX) 79-048-500-6409
1 火災等即報 (3) 原子力災害	特殊災害室	(NTT電話) 03-5574-0128 (NTT FAX) 03-5574-0138 (衛星電話) 79-048-500-6841 (衛星FAX) 79-048-500-6809
2 救急・救助事故即報	救急救助課	(NTT電話) 03-5574-0126 (NTT FAX) 03-5574-0136 (衛星電話) 79-048-500-6652 (衛星FAX) 79-048-500-6609
3 災害即報	震災対策指導室	(NTT電話) 03-5574-0127 (NTT FAX) 03-5574-0137 (衛星電話) 79-048-500-6731 (衛星FAX) 79-048-500-6709

- ※1 「1 火災等即報」及び「2 救急・救助事故即報」は、羽島郡広域連合が担当する。
 2 「3 災害即報」は、「被害状況即報」(岐南町様式3-8-2)により実施する。

岐南町消防団組織

(令和6年4月1日現在)



消防クラブ組織

(1) 幼年消防クラブ

(令和6年4月1日現在)

ク ラ ブ 名	代表者名	所 在 地	人 員	設立年月日
う れ し の 認 定 こ ど も 園	う れ し の 認 定 こ ど も 園 長	平島 8-53	158	平成 22 年 4 月 1 日 (平成 2 年 12 月
岐南町多機能型地域 子ども安心センター	岐南町多機能型地域 子ども安心センター長	上印食 3-110	81	平成 2 年 12 月 1 日
岐 南 さ く ら 南 認 定 こ ど も 園	岐 南 さ く ら 南 認 定 こ ど も 園 長	徳田 6-15	154	平成 24 年 4 月 1 日 (平成 2 年 12 月 1)
岐南さくら認定こど も園 (けやきの杜)	岐 南 さ く ら 認 定 こ ど も 園 長	八剣 1-105	172	平成 2 年 12 月 1 日
うれしの東保育園	う れ し の 東 保 育 園 長	伏屋 1-39	149	平成 25 年 4 月 1 日 (平成 2 年 12 月 1)
岐南さくら保育園	岐南さくら保育園長	みやまち 4-96	85	平成 2 年 12 月 1 日

消防施設・水利の現況

(1) 消防車両

(令和6年4月1日現在)

団 名	種 別	台 数	ポンプの規格
岐南町消防団	ポンプ車	2	A 2 級
	可搬ポンプ積載車	5	B 2 級

(2) 消防用水利

(令和6年4月1日現在)

区分 町名	消火栓			防火水槽 (m ³)						その他			
	小	公	私	計		公 設		私 設		小	河	ブ	池
				40	20	40	20	40	20		川	ー	
				以	ゝ	以	ゝ	以	ゝ		溝	ル	
	計	設	設	上	40	上	40	上	40	計	等		等
岐南町	419	419		54 (2)	58	54 (2)	58			20	16	4	

※ () 内は耐震性貯水槽

災害時の医療救護に関する協定書（羽島郡医師会）

（注）市町合併に伴い、川島町及び柳津町は消滅したため、現在、本協定は岐南町及び笠松町の二町で運用している。

災害時において、災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号。以下「救助法」という。）及び羽島郡四町（以下「甲」という。）それぞれの防災計画に基づき、甲が実施する医療救護の万全を期すため、甲と羽島郡医師会（以下「乙」という。）との間において、次のとおり災害時の医療救護に関して協定を締結する。

（目的）

第 1 条 この協定は、救助法、岐阜県地域防災計画及び甲の防災計画に基づいて、甲が乙の協力を得て行う災害救助のうち、医療に関する救助について、必要な事項を定めるものとする。

（医療救護計画）

第 2 条 乙は、医療救護活動の円滑な実施を図るため、医師会医療救護対策本部の設置、医療救護班の編成、派遣その他医療救護の実施に関する医療救護計画を策定し、これを甲に提出するものとする。

2 乙は、医療救護計画を変更したときは、速やかに変更後の医療救護計画を提出するものとする。

（医療救護班の派遣）

第 3 条 甲は、防災計画等に基づき医療救護活動を実施する必要がある場合は、乙に対し災害時医療救護体制確立の要請をするものとする。

2 乙は、前項の規定により要請を受けた場合は、医療救護計画に基づき医療救護班を編成し、災害現場等の救護所に派遣するものとする。

（医療救護班に対する指揮）

第 4 条 医療救護班に対する指揮命令及び医療活動に係る連絡調整は、甲の指定する者が行うものとする。

（医療救護班の業務）

第 5 条 乙が派遣する医療救護班は、原則として甲の定めた救護所において医療救護活動を行うものとする。

2 医療救護班の業務は、次のとおりとする。

- (1) 負傷者に対する選別
- (2) 負傷者に対する応急措置及び必要な医療
- (3) 助産
- (4) 収容医療機関への転送の要否及び順位の決定
- (5) 死亡の確認及び死体の検案

（医療救護班の輸送）

第 6 条 甲は、医療救護活動が円滑にできるよう、医療救護班の輸送について、必要な措置をとるものとする。

（医薬品等の供給）

第 7 条 乙が派遣する医療救護班が使用する医薬品等は、当該医療救護班が携行するもののほか、甲が供給するものとする。

（収容医療機関の指定）

第 8 条 乙は、甲が傷病者の収容医療機関を指定しようとするときは、これに協力するものとする。

(報告)

第9条 医療救護班の班長は、必要な記録を行うとともに、甲及び乙に報告するものとする。

2 乙は、業務災害又は物的損害が発生したときは、甲に報告するものとする。

(費用の弁償等)

第10条 甲の要請に基づき、乙が医療救護活動を実施した場合に要する次の費用は、甲を経由して岐阜県へ申請するものとする。

(1) 救護班の編成及び派遣に要する経費

(2) 救護班が携行した医薬品を使用した場合の実費

2 前項に定める費用弁償の額については、別に定めるものとする。

(扶助費)

第11条 甲は、医療救護班員の業務災害に対して扶助金を法令の定めるところにより申請するものとする。

(医療事故の処理)

第12条 応急救護所等での医療救護活動及び収容医療機関における災害発生直後の医療救護活動により生じた医療事故については、甲の責任において対処するものとする。

2 前項に規定する場合において、甲は、乙の会員に故意又は重大な過失がない限り、当該会員に対して求償しないものとする。

(実施細目)

第13条 この協定を実施するための必要な事項については、別に定めるものとする。

(連絡窓口)

第14条 この協定に関する連絡窓口は、別紙のとおりとする。別紙の記載事項に変更があったときは、遅滞なく、相手方にその旨を連絡するものとする。

(協議)

第15条 前各条に定めのない事項及びこの協定実施にあたって疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえ定めるものとする。

(適用)

第16条 この協定は、平成16年3月12日から適用する。

この協定の締結を証するため本書5通を作成し、甲、乙署名のうえ、各自1通を保有する。

平成16年3月12日

甲	川島町長	野田敏雄
	岐南町長	伏屋征勝
	笠松町長	広江正明
	柳津町長	廣瀬昇

乙	羽島郡医師会
	会長 松波英一

5 医療救護に関する資料

別表

災害時の医療救護に関する協定に関する連絡窓口

	連 絡 窓 口
川 島 町	羽島郡川島町松原町 405－5 川島町 保健センター 電話 0586－89－2634
岐 南 町	羽島郡岐南町八剣 7－107 岐南町役場 健康推進課 電話 058－247－1321
笠 松 町	羽島郡笠松町長池 408－1 笠松町役場 福祉健康課 電話 058－388－7171
柳 津 町	羽島郡柳津町大字佐波 3683 番地 柳津町役場 やないづもえぎの里 電話 058－270－1080

災害時の歯科医療救護に関する協定書（羽島歯科医師会）

災害時において、災害救助法（昭和22年法律第118号。以下「救助法」という。）及び羽島郡二町（以下「甲」という。）それぞれの地域防災計画に基づき、甲が実施する歯科医療救護の万全を期するため、甲と一般社団法人羽島歯科医師会（以下「乙」という。）との間において、次のとおり災害時の歯科医療救護に関して協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、救助法、岐阜県地域防災計画及び甲の防災計画に基づいて、甲が乙の協力を得て行う災害救助のうち、歯科医療救護活動について、必要な事項を定めるものとする。

（歯科医療救護計画）

第2条 乙は、歯科医療救護活動の円滑な実施を図るため、歯科医療救護班の編成、派遣その他歯科医療救護の実施に関する歯科医療救護計画を策定し、これを甲に提出するものとする。

2 乙は、歯科医療救護計画を変更したときは、速やかに変更後の歯科医療計画を提出するものとする。

（歯科医療救護班の派遣）

第3条 甲は、防災計画等に基づき歯科医療救護活動を実施する必要がある場合は、乙に対し災害時歯科医療救護体制確立の要請をするものとする。

2 乙は、前項の規定により要請を受けた場合は、歯科医療救護計画に基づき歯科医療救護班を編成し、災害現場等の救護所に派遣するものとする。

（歯科医療救護班に対する指揮）

第4条 歯科医療救護班に対する指揮命令及び歯科医療救護活動に係る連絡調整は、甲の指定する者が行うものとする。

（歯科医療救護班の業務）

第5条 乙が派遣する歯科医療救護班は、原則として甲の定めた救護所において歯科救護活動を行うものとする。

2 歯科医療救護班の業務は、次のとおりとする。

- （1）歯科負傷者の治療優先度の選別
- （2）歯科負傷者に対する応急処置及び必要な歯科医療
- （3）収容歯科医療機関への転送の要否及び順位の決定
- （4）歯科診療記録等による身元確認の協力
- （5）その他必要な事項

（歯科医療救護班の輸送）

第6条 乙所属の歯科医療班の輸送は、原則として乙が行うものとする。

5 医療救護に関する資料

(歯科医薬品等の供給)

第7条 乙が派遣する歯科医療救護班が使用する歯科医薬品等は、当該歯科医療救護班が携帯するもののほか、甲が供給するものとする。

(収容歯科医療機関の指定)

第8条 乙は、甲が歯科傷病者の収容歯科医療機関を指定しようとするときは、これに協力するものとする。

(報告)

第9条 歯科医療救護班の班長は、必要な記録を行うとともに、甲及び乙に報告するものとする。

2 乙は、業務災害又は物的損害が発生したときは、甲に報告するものとする。

(費用の弁償等)

第10条 甲の要請に基づき、乙が歯科医療救護活動を実施した場合に要する次の費用は、甲を経由して岐阜県へ申請するものとする。

(1) 歯科医療救護班の編成及び派遣に要する経費

(2) 歯科医療救護班が携帯した歯科医薬品を使用した場合の実費

2 前項に定める費用弁償の額については、別に定めるものとする。

(扶助金)

第11条 甲は、歯科医療救護班員の業務災害に対して扶助金を法令の定めるところにより申請の手続きをするものとする。

(歯科医療事故の処理)

第12条 応急救護所等での歯科医療救護活動及び収容歯科医療機関における災害発生直後の歯科医療救護活動により生じた歯科医療事故については、甲の責任において対処するものとする。

2 前項に規定する場合において、甲は、乙の会員に故意又は重大な過失がない限り、当該会員に対して求償しないものとする。

(実施細目)

第13条 この協定を実施するための必要な事項については、別に定めるものとする。

(連絡窓口)

第14条 この協定に関する甲の連絡窓口は、口腔衛生に関することを所掌する部署とする。連絡窓口に変更のあったときは、遅滞なく乙にその旨を連絡するものとする。

(協議)

第15条 前各条に定めのない事項及びこの協定実施にあたって疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえ定めるものとする。

(適用)

第16条 この協定は、平成26年 3月 20日から適用する。

この協定の締結を証するため本書3通を作成し、甲、乙署名のうえ、各自1通を保有する。

平成26年 3月 20日

甲 岐南町長 松原 秀安
笠松町長 広江 正明

乙 一般社団法人 羽島歯科医師会
会 長 田中 資康

災害時の歯科医療救護に関する協定書実施細目（羽島歯科医師会）

平成26年3月20日付け羽島郡二町（以下「甲」という。）と一般社団法人羽島歯科医師会（以下「乙」という。）との間で締結した災害時の歯科医療救護に関する協定（以下「協定」という。）第13条に基づき、次のとおり細目を定める。

（歯科医療救護班の派遣要請）

第1条 甲は、歯科医療救護班の派遣要請に際し、次の各号に定める事項を文書により乙に通知するものとする。

- （1）災害発生の日時及び場所
- （2）災害の原因及び状況
- （3）派遣を要する歯科医療救護班の数
- （4）派遣期間
- （5）派遣方法または手段
- （6）その他必要な事項

2 甲の派遣要請は、羽島郡二町から羽島歯科医師会に対して行うことを原則とする。

（歯科医療救護班の編成）

第2条 歯科医療救護班の編成は、1班当たり歯科医師2人、歯科衛生士2人、その他1人とする。なお、そのうち歯科医師1人を班長とする。

（歯科医療救護活動の報告）

第3条 乙が協定第3条の規定により歯科医療救護班を派遣したときは、歯科医療救護活動終了後速やかに、各歯科医療救護班ごとの、次の各号に定める書類を取りまとめ、甲に提出するものとする。

- （1）歯科医療救護活動報告書（様式第1号）
- （2）歯科医療救護班員名簿（様式第2号）
- （3）歯科医薬品等使用報告書（様式第3号）

（事故報告）

第4条 乙は、協定第3条に基づく歯科医療救護活動において、歯科医療救護班員が負傷し、疾病にかかり、又は死亡したときは「事故報告書」（様式第4号）により、速やかに甲に報告するものとする。

（歯科医療救護班の指揮）

第5条 協定第4条の規定により、甲が指定するものとは羽島歯科医師会の代表歯科医師とする。

（費用弁償等の請求）

第6条 協定第10条第1項第1号及び第2号に規定する費用については、乙が各歯科医療救護班分取りまとめ、「歯科医療救護班に要した経費請求書」（様式第5号）により、甲に請求するものとする。

2 協定第11条に規定する扶助金については、支給を受けようとする者が「扶助金支給申請書」（様式第6号）により甲に請求するものとする。

(費用弁償等の額)

第7条 協定第10条第1項第1号に規定する費用弁償の額は岐阜県災害救助法施行細則(昭和35年岐阜県規則第67号)第9条の規定によるものとする。

2 協定第10条第1項第2号に規定する実費弁償の額は、使用した医薬品等にかかる実費とする。

3 協定第11条に規定する扶助金の支給については、災害に際し応急措置の業務に従事した者に係る損害補償に関する条例(昭和37年岐南町条例第12号)(昭和38年笠松町条例第8号)に準ずるものとする。

(支払)

第8条 甲は、前二条の規定により請求を受けた場合は、関係書類を確認し、速やかに支払ものとする。

5 医療救護に関する資料

様式第1号（第3条）

歯科医療救護活動報告書

歯科医療 救護班名		班長歯 科医師 氏名			
月 日	歯科医療救護活動場所	患者数	措置の概要	経費	備考

- (注) 1 「患者数」欄には、男女別患者数を記入する。
 2 「備考」欄に、班の編成、活動期間を記入する。

様式第2号（第3条）

歯科医療救護班員名簿（歯科医療救護班出動編成票）

歯 科 医 療 救 護 班 出 動 報 告 書						
歯科医療救護班名						
職 名		氏 名	住 所	区 分	日 時	
班長	歯科 医師			地区	自	月 日
						時 分
					至	月 日
						時 分
				地区	自	月 日
						時 分
					至	月 日
						時 分
				地区	自	月 日
						時 分
					至	月 日
						時 分
				解 散 日 時	月 日	時 分
			摘要	(使用車両の所属等)		
計		人				

- (注) 1 本報告書は、医療救護班ごとに出勤単位に作成する。
 2 班員の一部が途中で引上げ、或いは参加した時には、摘要欄にその旨記載する。
 3 従事（出動）を命じた担当者等が、適宜空白箇所に従事した事実の証明を行うものとする。
 4 本報告書は、経費請求時に添えて提出する。

5 医療救護に関する資料

様式第3号（第3条）

医療医薬品等使用報告書

歯科医療 救護班名				班長歯科医師 氏名									
品名	単位 呼称	単価	受入先	払								残	備考
		(円)		日	日	日	日	日	日	日	計		(円)
残品は医療機関に返品、購入品も医療機関より業者払 使用額 計												円	

- (注) 1 備考欄に使用数量に見合う金額を記入する。
 2 本記録の控は、経費請求時に添えて提出する。
 3 その時に記録できない部分は事後に整理する。

様式第3号別紙

歯科医療品等使用簿

救護所所在地

医療救護班名

班長氏名

印

使用年月日	使用歯科医薬品等名	使用量		購入価格		備 考
		単位	数量	単価	数量	

5 医療救護に関する資料

様式第4号（第4条）

事故報告書

年 月 日 から 年 月 日 までにおける災害時の
歯科医療救護活動において、別紙のとおり事故傷病（死亡）者が発生しましたので、報告し
ます。

年 月 日

岐南町長 様

社団法人 羽島郡歯科医師会

会長

様式第4号別紙

事故傷病（死亡）者概要

氏 名				性 別	男・女	年 齢	歳
住 所							
職 種		勤務先		班 名			
傷病名				程 度	重傷・中等傷・軽傷		
外来・入院	(月 日)		医療機関名				
受傷（発病）日時	年 月 日 時 分						
受傷（発病）場所							
死 亡 原 因							
死 亡 日 時	年 月 日 時 分						
死 亡 場 所							
受傷・発病・死亡時の状況							

5 医療救護に関する資料

様式第5号（第6条）

歯科医療救護班に要した経費請求書	
番 号 年 月 日	
岐南町長	様
(住 所) (氏 名)	
歯科医療救護班に要した経費請求書の提出について	
年 月 日から 年 月 日までの災害時の医療救護班派遣に要した諸経費の下記請求書を関係書類を添えて提出します。	
1 歯科医療救護班員派遣旅費（別紙旅費請求書のとおり）	
2 歯科医薬品等費（別紙のとおり）	
3 歯科医療器具修繕費（別紙のとおり）	
4 自動車借上費（別紙のとおり）	
5 自動車用消耗燃料費（別紙のとおり）	
添付書類	
(1) 歯科医療救護活動報告書(様式第1号)	
(2) 歯科医療救護班出動編成表(様式第2号)	
(3) 歯科医薬品等使用報告書(様式第3号)	

- (注) 1 各請求書のうち旅費については、各町の職員旅費請求書用紙により、その他は適宜の様式とする。
- 2 歯科医薬品等手持ち品については、歯科医療救護班編成機関の請求とし、業者からの購入、借り上げ、又は修繕等の経費は業者の請求書を提出する。

様式第6号（第6条）

扶助金支給申請書 年 月 日 岐南町長 様 (住 所) (氏 名) 災害時の歯科医療救護活動に関する協定第11条の規定による扶助金を支給されたく別紙関係書類を添えて申請します。						
負傷、疾病又は死亡した者の状況	氏 名			性 別	男・女	生年月日
	住 所					
	職 種		勤務先		所属歯科医療救護班名	
	傷病名			発傷発病年月日		
	死亡原因			死亡年月日		
障害級別			療養開始年月日	治癒年月日		
休養日数	年 月 日から 年 月 日まで		休養期間中における業務上の収入の有無			
扶助金支給基礎額			岐阜県災害に伴う応急措置の業務に従事した者に対する損害補償に関する条例第2条			
扶助金支給申請書						
備考						

(注) 1 「扶助金支給基礎額」算出の証拠書類（事業主の証明又は市町村長の証明のあるもの。）を添付すること。（療養扶助金申請の場合は不要。）

- 2 療養扶助金申請の場合は、医師の診断書及び療養費の領収書または請求書を添付すること。
- 3 休業扶助金申請の場合は、診断書（休業が必要と認められる期間の記録のあるもの。）及び事業主の証明書を添付する。
- 4 障害扶助金申請の場合は、医師の意見を付した障害診断書を添付すること。
- 5 遺族扶助金申請の場合は、受給順位を明らかにした書類を添付すること。
- 6 葬祭扶助金申請の場合は、死亡診断書を添付すること。
- 7 打切扶助金申請の場合は、療養経過を明らかにした診断書を添付すること。

災害時の医療救護活動等に関する協定書（岐阜県薬剤師会）

災害時において、災害救助法（昭和22年法律第118号。以下「救助法」という。）及び岐阜県地域防災計画（昭和37年策定。以下「防災計画」という。）に基づき岐阜県が実施責任を負う医療救護の万全を期するため、岐阜県（以下「甲」という。）と社団法人岐阜県薬剤師会（以下「乙」という。）との間において、次のとおり災害時の医療救護活動及び医薬品等の供給に関して協定を締結する。

（目 的）

第1条 この協定は、救助法及び防災計画に基づいて、甲が乙の協力を得て行う災害救助のうち医療救護活動及び医薬品等の供給について、必要な事項を定めるものとする。

（薬剤師の派遣等）

第2条 甲は、救助法及び防災計画に基づき医療救護活動を実施する必要がある場合は、乙に対し、岐阜県地震災害等医療救護計画に基づき編成される医療救護班への薬剤師の派遣を要請できるものとし、この場合、乙はこれに協力するものとする。

（薬剤師班の派遣等）

- 第3条 前条に規定するほか、甲は、救助法及び防災計画に基づき医療救護活動を実施する必要がある場合は、乙に対し薬剤師で組織する救護班（以下「薬剤師班」という。）の編成及び派遣を要請するものとする。
- 2 乙は、前項の規定により甲から要請を受けた場合は、直ちに薬剤師班を編成し、甲又は市町村が設置する救護所、避難所、医薬品等の集積場所等に派遣するものとする。
- 3 乙は、緊急やむを得ない事情により、甲の要請を受けることなく薬剤師班を派遣した場合は、速やかに甲にその旨を報告し承認を得るものとする。

（薬剤師班に対する指揮命令等）

第4条 薬剤師班に対する指揮命令及び医療救護活動に係る連絡調整は、甲が指定する者が行うものとする。

（薬剤師班の業務）

- 第5条 薬剤師班の業務は、次のとおりとする。
- （1）救護所、避難所等における傷病者等に対する調剤及び服薬指導
 - （2）救護所、避難所、医薬品等の集積場所等における医薬品等の管理及び供給
 - （3）避難所の衛生管理
 - （4）前各号に掲げるもののほか、医療救護に必要な事項

（薬剤師班の輸送）

第6条 甲は、医療救護活動が円滑にできるよう、薬剤師班の輸送について、必要な措置を取るものとする。

（医薬品等の供給）

第7条 乙が派遣する薬剤師班が使用する医薬品等は、原則として当該薬剤師班が携行するもののほか、甲が供給するものとする。

- 2 甲は、災害時の医薬品等の確保を図るため、必要があると認めたときには、乙に対し、乙及び乙の会員が保有する医薬品等について、供給を要請できるものとし、この場合、乙はこれに協力するものとする。

(報 告)

第8条 薬剤師班の班長は、第5条各号に掲げる業務を実施した場合は、必要な記録を行うとともに、乙に報告するものとする。

- 2 乙は、前項の報告をとりまとめるうえ、甲に報告するものとする。
3 乙は、薬剤師班が業務を行うに当たり、業務災害又は物的損害が発生したときは、甲に報告するものとする。

(実費弁償等)

第9条 甲の要請に基づき、乙が医療救護活動等を実施した場合に要する次の経費は、甲が負担するものとする。

- (1) 薬剤師班の編成及び派遣に要した実費
(2) 薬剤師班が携行した医薬品等を使用した場合の実費
(3) 乙が甲の要請に応じ供給した医薬品等の実費
(4) 前各号に該当しない費用であって、この協定実施のために要したもの
2 前項に定める実費弁償の額については、別に定めるものとする。

(扶助金)

第10条 甲は、救助法に基づく医療救護活動に限り、薬剤師班員の業務災害に対して扶助金を同法の定めるところにより支給するものとする。

(市町村及び地域薬剤師会との調整)

- 第11条 甲は、救助法に基づき、市町村が行う災害時の医療救護について、本協定に準じ、地域薬剤師会の協力を得て実施するよう、必要な調整を行うものとする。
2 乙は、地域薬剤師会に対し、前項に定める市町村の医療救護体制の整備が行われるよう、必要な調整を行うものとする。

(実施細目)

第12条 この協定を実施するための必要な事項については、別に定めるものとする。

(協 議)

第13条 前各条に定めのない事項及びこの協定実施にあたって疑義が生じた場合には、甲乙協議のうえ定めるものとする。

(有効期間)

第14条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日の1月前までに、甲乙いずれからも何らの意思表示もないときは、有効期間満了の日の翌日から起算して1年間この協定は延長され、以降同様とする。

この協定を証するため、本書を2通作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有する。

5 医療救護に関する資料

平成24年1月31日

甲 岐阜市薮田南2丁目1番1号
岐阜県知事 古田 肇

乙 岐阜市九重町4丁目5番地
社団法人岐阜県薬剤師会
会 長 山崎 太

町内医療機関等一覧

令和6年4月1日現在

名 称	住 所	電話番号	診 療 科 目
赤座医院上印食診療所	上印食 7-12	058-247-2626	内・小・呼・ア
安藤内科おなかクリニック	上印食 5-5	058-245-3300	内・消・肝臓・内視鏡
おおしろ内科	野中 2-94-1	058-249-1366	内・小・呼・消・ア・内分泌
岡山クリニック	徳田 5-101-1	058-268-0307	内・小・循
おくむらメモリークリニック	下印食 3-14-1	058-215-5509	脳神外・心療内・精
河合内科クリニック	八剣 8-43	058-247-6630	内・消・循環器内
北田内科クリニック	下印食 2-45	058-278-1030	内・小・ア・脳内・呼・消・循 内
岐南アイクリニック	八剣 1-13	058-240-1801	眼
岐南眼科	下印食 1-149-2	058-268-2828	眼
ぎなん皮ふ科クリニック	三宅 8-137	058-259-4112	皮・ア
岐南ほんだクリニック	三宅 8-137	058-249-2288	心療内・精
ぎなんレディースクリニック	八剣北 5-81-1	058-201-5760	婦
けやきクリニック	平島 5-118	058-216-3310	内・消・血液内科・内分泌
さかいだ耳鼻咽喉科	八剣 1-178	058-214-3322	耳・ア
サンライズクリニック	野中 3-220	058-247-3322	内・消・循・放
しみずこどもクリニック	野中 3-34-1	058-248-3321	小・ア
しみず整形外科リハビリク リニック	上印食 5-108-1	058-248-6011	整形・リハ
総合在宅医療クリニック	薬師寺 4-12	058-213-7830	内
つばめ在宅クリニック	平成 2-141-1	058-215-6050	内
なごやかクリニック	三宅 2-169	058-201-1340	内・泌・外
森島整形外科	徳田 1-295	058-272-3377	整外・リュウマチ・リハ
やまうちクリニック	八剣北 5-79-1	058-215-7771	外・脳外・内・整外・リハ
渡辺小児科	八剣 1-24	058-246-8882	小・内・皮
サンライズ健康管理クリニ ック	野中 4-16	058-247-3307	内・婦
さくらの舞医務室	徳田 1-79	058-240-0039	外・脳神・内・整外・リハ
秋田歯科医院	三宅 2-119	058-247-1196	歯科・小児歯科
おがわ歯科クリニック	徳田 4-23-1	058-242-9666	歯科・小児歯科・口腔外科・矯 正歯科

5 医療救護に関する資料

きたはら歯科クリニック	野中 5-31	058-247-8168	歯科・小児歯科
岐南歯科クリニック	八剣北 4-87	058-248-1116	歯科・小児歯科
こころ歯科医院	徳田 2-22-1	058-274-0118	歯科・小児歯科
小島歯科医院	平島 5-144	058-245-2096	歯科・小児歯科
さかえ歯科クリニック	伏屋 4-63-1	058-240-0644	歯科・小児歯科
高瀬歯科医院	上印食 3-138	058-240-5050	歯科・小児歯科
なな歯科クリニック	三宅 8-137	058-259-4618	歯科・小児歯科
はる歯科クリニック	みやまち 1-48	058-273-2300	歯科・小児歯科・口腔外科・矯正歯科
みやかわ歯科医院	下印食 3-22	058-272-9988	歯科・小児歯科
村田歯科医院	上印食 6-39	058-246-8848	歯科・矯正歯科
ゆう歯科クリニック	野中 2-35	058-259-6480	歯科・小児歯科・口腔外科
ゴトウ歯科医院	八剣 1-32	058-246-7215	歯科・小児歯科

町内薬局・薬店一覧

令和6年4月1日現在

名 称	住 所	電話番号
アオイ薬局三宅店	三宅 1-174	058-240-3321
ぎなん薬局	平島 5-120	058-201-5151
クオールぎなん薬局	野中 3-211	058-249-5135
クスリのアオキみやまち店	徳田 1-12	058-214-2785
クルーズ薬局岐南店	八剣北 4-88	058-249-3070
コスモス調剤薬局岐南店	下印食 2-45	058-215-1005
さくら薬局羽島岐南店	八剣 1-178	058-240-2811
嘗草園漢方薬局	上印食 9-80	058-245-8650
スギ薬局岐南店	八剣 5-7-1	058-249-6011
中部薬品/V-drug 岐南上印食薬局	上印食 5-53-2	058-201-1571
中部薬品/V-drug 岐南店	野中 2-88	058-259-3166
ドラッグストアーゲンキー徳田店	徳田 4-20-1	058-215-5890
ドラッグユタカ岐南上印食店	上印食 6-18	058-249-3032
ドラッグユタカ岐南徳田店	徳田 3-182-1	058-275-9161
アルフレッサ日建産業(株)岐南センター	野中 4-93	058-248-7100
ハートドラッグ岐南店	下印食 2-12-1	058-268-6789
ピノキオ薬局岐南店	八剣 1-22	058-247-2247
ピノキオ薬局三宅店	三宅 8-138	058-215-1656
ファミリー薬局 岐南店	野中 3-34-4	058-249-3070
まみや調剤薬局岐南店	下印食 3-14-3	058-268-3050
三宅薬品	三宅 5-39	058-246-7970
V-drug 岐南徳田店	徳田 3-309	058-278-3661

岐阜県及び市町村災害時相互応援協定書

（趣旨）

第1条 この協定は、県内の市町村において災害が発生し、災害を受けた市町村（以下「被災市町村」という。）独自では十分な応急対策及び復旧対策が実施できない場合に、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第67条第1項及び第68条第1項の規定に基づく県及び市町村相互の応援（以下「応援」という。）を円滑に実施するために必要な事項を定めるものとする。

（連絡体制）

第2条 県及び市町村は、あらかじめ相互応援のための連絡窓口を定め、災害が発生した場合には、速やかに必要な情報を相互に連絡するものとする。

（応援の内容）

第3条 応援の内容は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 物資等の提供及びあっせん並びに人員の派遣
 - ア 食料、飲料水及び生活必需品並びにその供給に必要な資機材の提供及びあっせん
 - イ 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材の提供及びあっせん
 - ウ 救援及び救助活動に必要な車両、舟艇等の提供及びあっせん
 - エ 救援及び応急措置に必要な医療職、技術職、技能職等職員の派遣
- (2) 被災者の一時収容のための施設の提供及びあっせん
- (3) 清掃、防疫その他保健衛生のために必要な車両、施設の提供及びあっせん
- (4) 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育の受け入れ
- (5) 緊急離着陸場等救援拠点の相互利用、緊急輸送路の共同啓開等必要な措置
- (6) 前各号に掲げるもののほか、特に要請がある事項

（県の役割）

第4条 県は、被災市町村の市町村長から知事に応援の要求があった場合は、速やかに市町村間の連絡調整を行い、応援を実施するとともに、特に必要があると認めるときは、他の市町村長に応援を指示するものとする。

- 2 県は、災害の規模、場所又は被災市町村からの応援の要求の内容から判断して、必要があると認めるときは、速やかに指定行政機関等の長に応急措置を要請し、又は他の都道府県の知事に応援を求めるものとする。

（応援の要求）

第5条 被災市町村の市町村長は、次の各号に掲げる事項を明らかにして知事又は他の市町村長に対して応援の要求を行うものとする。

- (1) 被害の状況
 - (2) 第3条第1号アからウに掲げるものの品名及び数量
 - (3) 第3条第1号エに掲げるものの職種別人員
 - (4) 応援の場所及び応援場所への経路
 - (5) 応援の期間
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項
- 2 前項の応援の要求を受けた他の市町村は、速やかに応援の内容を県に報告するものとする。

（応援経費の負担）

第6条 応援に要した経費は、別に定めがある場合を除き、応援を受けた被災市町村が負担する。

- 2 応援を受けた被災市町村が前項に定める経費を支弁するいとまがなく、かつ応援を受けた被災市町村から要請があった場合は、応援を行った県又は市町村は、当該経費を繰替え支弁するものとする。
- 3 第3条1号エの規定により派遣された職員（以下「応援職員」という。）が応援業務により負傷、疾病又は死亡した場合における公務災害補償に要する経費は、応援を行った県又は市町村が負担する。
- 4 応援職員が業務上第三者に被害を与えた場合において、その被害が応援業務の従事中に生じたものについては、応援を受けた被災市町村の負担とし、被災市町村への往復の途中において生じたものについては、応援を行った県又は市町村の負担とする。
- 5 前各項により難しい場合については、応援を受けた被災市町村と応援を行った県又は市町村とがその都度協議して定めるものとする。

（自主的な応援）

第7条 被災市町村との連絡が取れない場合又は甚大な被害が予想される場合には、他の市町村は、自主的に職員を派遣し、被災市町村の被害状況等の情報を収集するとともに、当該情報に基づいて必要な応援を行うことができるものとする。

- 2 前項の応援については、被災市町村の市町村長から応援の要求があったものとみなす。この場合において、被災市町村の情報収集に要した経費については、前条の規定にかかわらず自主的に職員を派遣した県又は市町村の負担とする。
- 3 第1項の自主的に職員を派遣及び応援を行った市町村は、収集した情報及び応援の内容を県に報告するものとする。

（岐阜県災害対策連絡会議の設置）

第8条 県及び市町村は、この協定に基づく応援の推進及び円滑な実施のため、岐阜県災害対策連絡会議（以下「連絡会議」という。）を設置する。

- 2 連絡会議の所掌事務は、次の各号に掲げるものとする。
 - (1) 応援体制、受入体制の整備に関すること。
 - (2) 物資及び資材の備蓄、整備及び点検に関すること。
 - (3) 防災施設及び設備の整備に関すること。
 - (4) 合同訓練に関すること。
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、災害応急対策の実施の支障となるべき状態等の改善に関する事項
- 3 連絡会議は、議長及び委員若干名をもって組織する。
- 4 連絡会議に、専門の事項について調査するため、幹事会を置く。

（他の協定との関係）

第9条 この協定は、岐阜県広域消防相互応援協定、岐阜県防災ヘリコプター応援協定及び市町村が別に締結した災害時の相互応援に関する協定を妨げるものではない。

（その他）

第10条 この協定の実施に関し必要な事項は、別に定める。

6 災害応援協定（市町村）に関する資料

- 2 この協定に定めのない事項については、県及び市町村が協議して定める。

附 則

- 1 この協定は平成10年4月1日から施行する。
- 2 この協定の締結を証するため、知事と各市町村長から委任を受けた岐阜県市長会会長、岐阜県町村会会長が記名押印のうえ、各1通を保管し、各市町村長は、その写しを保管するものとする。

平成10年3月30日

岐 阜 県 知 事 梶原 拓

岐阜県市長会会長 浅野 勇

岐阜県町村会会長 中井 勉

岐阜県及び市町村災害時相互応援協定書実施細目

（趣旨）

第1条 この実施細目は、岐阜県及び市町村災害時相互応援協定（以下「協定」という。）第10条第1項の規定に基づき、協定の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

（連絡窓口）

第2条 協定第2条の連絡窓口は、岐阜県地域防災計画添付資料によるものとする。

（応援の要求の手続き）

第3条 協定第5条第1項の応援の要求は、電話等で行い、事後速やかに文書により手続きを行うものとする。

（県への応援の要求及び報告）

第4条 知事への応援の要求及び協定第5条第2項並びに協定第7条第3項の報告については、原則として県災害対策本部の支部（県災害対策本部が設置されていない場合は県事務所）を通じて行うものとする。

（応援経費の負担）

第5条 協定第6条第1項の応援を受けた被災市町村が負担する経費は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 応援職員の派遣に要する経費については、応援を行った県又は市町村が定める規定により算定した当該応援職員の旅費及び諸手当の額の範囲内の額
 - (2) 備蓄物資については、提供した物資の時価評価額及び輸送料
 - (3) 購入物資については、当該物資の購入費及び輸送料
 - (4) 車両、舟艇、機械器具等については、借上料、燃料費、輸送料及び破損又は故障が生じた場合の修理費
 - (5) 施設の提供については、使用料又は借上料
 - (6) 協定第3条第4号、第5号及び第6号については、その実施に要した経費
- 2 協定第6条第2項の規定により県又は市町村が応援に要した経費を繰替え支弁した場合には、知事又は市町村長は、関係書類を添え、当該経費の額を応援を要求した市町村長に請求するものとする。

（応援時の責務）

第6条 応援を行う市町村は、職員を派遣する場合には、応援職員が消費又は使用する食料、被服、寝具等を携行するよう努めるものとする。

（岐阜県災害対策連絡会議の組織）

第7条 岐阜県災害対策連絡会議（以下「連絡会議」という。）の議長は、岐阜県総務部長をもって充て、委員は岐阜県市長会会長及び岐阜県町村会会長が指名する者とする。

- 2 議長は、会務を総理する。
- 3 連絡会議の幹事会は、岐阜県消防防災課長及び市町村、県事務所の職員のうち議長が任命する者をもって組織する。
- 4 幹事会に幹事長を置き、岐阜県消防防災課長をもって充てる。

6 災害応援協定（市町村）に関する資料

- 5 幹事長は、幹事会を掌理する。
- 6 連絡会議の事務局は、岐阜県消防防災課内に置く。
- 7 前各項に定めるもののほか、連絡会議の運営に関し必要な事項は、議長が連絡会議に諮って定めるものとする。

附 則

- 1 この実施細目は平成10年4月1日から施行する。
- 2 この実施細目の締結を証するため、知事と各市町村長から委任を受けた岐阜県市長会会長、岐阜県町村会会長が記名押印のうえ、各1通を保管し、各市町村長は、その写しを保管するものとする。

平成10年3月30日

岐 阜 県 知 事 梶原 拓

岐阜県市長会会長 浅野 勇

岐阜県町村会会長 中井 勉

災害時相互応援協定（香川県綾歌郡宇多津町）

宇多津町と岐南町（以下「両町」という）は、いずれかの町において災害が発生したとき、又は、発生のおそれがある場合において、相手方の要請に応え、応急対策及び復旧対策が円滑に遂行されるよう、相互の応援体制について次のとおり協定を締結する。

（応援の種類）

第1条 応援の内容は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 食料・飲料水及び生活必需品並びにその供給に必要な資器材の提供
- (2) 被害者の救出、救護及び防疫活動等に必要な資器材及び物資の提供
- (3) 救援及び救助活動に必要な資器材の提供
- (4) 応急対策及び復旧活動に必要な職員の派遣
- (5) 被災児童・生徒の受入れ
- (6) 被災者に対する住宅のあっせん
- (7) ボランティアのあっせん
- (8) 前各号に掲げるもののほか、特に要請があった事項

（応援の要請）

第2条 応援を要請するときは、次に掲げる事項を明らかにし、電話等により要請を行い、後日速やかに応援要請を提出するものとする。

- (1) 被害状況
- (2) 必要とする物資等の品目及び数量
- (3) 必要とする職員の職種、人数及び活動内容
- (4) 応援場所、応援場所への経路、集合場所等
- (5) 児童・生徒の人数
- (6) 応援を必要とする期間
- (7) 前各号に定めるもののほか、特に希望する事項

（応援の実施及び指揮）

第3条 応援の要請を受けた町は、可能な限りにおいて応援に努めるものとする。

- 2 職員の派遣を伴う応援については、原則として応援を要請した町の指揮のもと活動するものとする。

（災害時における自主的活動）

第4条 甚大な被害が予想される災害発生時には、通信途絶等により被災町から第2条の要請がない場合、被災を免れた町は速やかにその被災状況について自主的に情報収集を行うものとする。

- 2 応援町は情報収集の結果、被害が甚大であると判断し、かつ、被災町と連絡ができない場合は自主的に応援を行うことができる。
- 3 応援町は災害直後、自主的な応援活動のため職員等を派遣する場合においては、職員自ら消費または使用する物資等を携行させるように努めるものとする。
- 4 第2項による応援においては、第2条の規定に基づく応援要請があったものとみなす。

6 災害応援協定（市町村）に関する資料

（応援経費の負担）

第5条 応援に要した経費は、原則として応援を要請した町の負担とする。ただし、両町の協議によってはこの限りではないものとする。

2 応援町の職員がその応援業務に従事中に被った災害に対する補償は、応援を行った町が行うものとする。

3 応援町の職員が応援業務に従事中に第三者に損害を与えた場合においては、被災地との往復途中に生じたものを除き、応援を要請した町がその賠償に要する費用を負担するものとする。

（連絡担当部課）

第6条 両町は、あらかじめ相互応援に関する連絡担当部課を定め、第2条に掲げる要請に関する事項の連絡を確実、かつ円滑に行うものとする。

（体制の整備）

第7条 両町は、この協定に基づき応援が円滑に行われるよう、防災に関する情報の共有を図り、必要な体制の整備に努めるものとする。

（防災訓練の相互参加）

第8条 この協定に基づく相互応援が円滑かつ迅速に行われるよう、それぞれが行う防災訓練に相互に参加するよう努めるものとする。

（協議）

第9条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めがない事項については、両町が協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため本書2通を作成し、双方記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成24年7月17日

香川県綾歌郡宇多津町

宇多津町長 谷川 俊博

岐阜県羽島郡岐南町

岐南町長 松原 秀安

災害時相互応援協定書（京都府久世郡久御山町）

岐南町と久御山町（以下「両町」という。）は、いずれかの町において災害が発生したとき、又は発生のおそれがある場合において、相手方の要請に応え、応急対策及び復旧対策が円滑に遂行されるよう、相互の応援体制について次のとおり協定を締結する。

（応援の種類）

第1条 応援の内容は、次の各号に掲げるとおりとする。

- （1） 食糧・飲料水及び生活必需品並びにその供給に必要な資器材の提供
- （2） 被害者の救出、救護及び防疫活動等に必要な資器材及び物資の提供
- （3） 救援及び救助活動に必要な資器材の提供
- （4） 応急対策及び復旧活動に必要な職員の派遣
- （5） 前各号に掲げるもののほか、特に要請があった事項

（応援の要請）

第2条 応援を要請するときは、次に掲げる事項を明らかにし、電話等により要請を行い、後日速やかに応援要請書を提出するものとする。

- （1） 被害状況
- （2） 必要とする物資等の品目及び数量等
- （3） 必要とする職員の職種、人数及び活動内容
- （4） 応援場所、応援場所への経路、集合場所等
- （5） 応援を必要とする期間
- （6） 前各号に定めるもののほか、特に要請する内容

（応援の実施及び指揮）

第3条 応援の要請を受けた町は、可能な限りにおいて応援に努めるものとする。

- 2 職員の派遣を伴う応援については、原則として応援を要請した町の指揮のもと活動するものとする。

（災害時における自主的活動）

第4条 甚大な被害が予想される災害発生時には、通信途絶等により被災町から第2条の要請がない場合、被災を免れた町は速やかにその被災状況について自主的に情報収集を行うものとする。

- 2 応援町は、情報収集の結果、被害が甚大であると判断し、かつ、被災町と連絡ができない場合は自主的に応援を行うことができる。
- 3 応援町は、災害直後、自主的な応援活動のため職員等を派遣する場合においては、職員自ら消費または使用する物資等を携行させるように努めるものとする。
- 4 第2項による応援については、第2条の規定に基づく応援要請があったものとみなす。

（応援経費の負担）

第5条 応援に要した経費は、原則として応援を要請した町の負担とする。ただし、両町の協議によってはこの限りではないものとする。

- 2 応援町の職員が応援業務従事中に被った災害に対する補償は、応援を行った町が行うものとする。

6 災害応援協定（市町村）に関する資料

- 3 応援町の職員が応援業務従事中に第三者に損害を与えた場合においては、被災地との往復途中に生じたものを除き、応援を要請した町がその賠償に要する費用を負担するものとする。

（連絡担当部課）

第6条 両町は、あらかじめ相互応援に関する連絡担当部課を定め、第2条に掲げる要請に関する事項の連絡を確実、かつ円滑に行うものとする。

（体制の整備）

第7条 両町は、この協定に基づき応援が円滑に行われるよう、防災に関する情報の共有を図り、必要な体制の整備に努めるものとする。

（防災訓練の相互参加）

第8条 この協定に基づく相互応援が円滑かつ迅速に行われるよう、それぞれが行う防災訓練に相互に参加するよう努めるものとする。

（協議）

第9条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めがない事項については、両町が協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため本書2通を作成し、双方記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成26年5月16日

岐阜県羽島郡岐南町役場

岐南町長

松 原 秀 安

京都府久世郡久御山町

久御山町長

信 貴 康 孝

岐阜県水道災害相互応援協定

（目的）

第1条 この協定は、自然災害、渇水、水道施設事故等の水道災害の発生により、正常な給水に支障を来した岐阜県内の水道事業を行う市町村又は県営水道用水供給事業者（以下「被災水道事業者等」という。）に対して、岐阜県内において水道事業を行う市町村及び県営水道用水供給事業者（以下「水道事業者等」という。）が岐阜県（以下「県」という。）の調整の下に行う相互応援活動について、必要な事項を定めるものとする。

（応援）

第2条 被災水道事業者等が、他の水道事業者等に応援を求めようとするときは、法令に特別の定めがある場合を除いて、原則として県に必要な措置を要請するものとする。

2 県は、被災水道事業者等から前項の要請があった場合は、応援に関する調整を行うとともに、他の水道事業者等に対して応援の要請を行うものとする。

3 被災水道事業者等が、県を通じずに直接他の水道事業者等に対し応援の要請を行った場合は、できる限りすみやかに県に報告するものとする。

4 応援の要請を受けた水道事業者等は、極力これに応じ、応援に努めるものとする。

（応援の内容）

第3条 応援の内容は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 給水用資器材、応急復旧用資器材等の貸与又は提供
- (2) 応急給水作業
- (3) 応急復旧作業

2 前項第2号及び第3号の作業期間は、原則として7日以内とし、継続する場合は応援を受ける水道事業者等（以下「被応援水道事業者等」という。）、応援を実施する水道事業者等（以下「応援水道事業者等」という。）及び県の協議による。

（応援体制）

第4条 応援水道事業者等が派遣する職員（以下「応援職員」という。）は、必要に応じ必要な食糧、被服、資金等を携行するものとする。

2 応援職員は、応援水道事業者等の名前を表示する標識を着用するものとする。

（被応援体制）

第5条 被応援水道事業者等は、状況に応じ、応援職員の宿舎のあっせん等必要な便宜を供与するものとする。

（経費の負担）

第6条 応援に要する経費については、法令に特段の定めがある場合を除き、次のとおりとする。

- (1) 応急給水、応急復旧及び応急復旧用資材に要する経費は、被応援水道事業者等が負担する。
- (2) 応援職員の人件費及び旅費は、応援水道事業者等が負担する。
- (3) 応援職員が、応援に係る業務により負傷し、疾病にかかり、障害の状態となり、又は死亡した場合における災害補償は、応援水道事業者等の負担とする。
- (4) 応援職員が応援に係る業務により第三者に損害を与えた場合においては、原則とし

6 災害応援協定（市町村）に関する資料

て、その損害が応援業務中に生じたものについては被応援水道事業者等が、被応援水道事業者等への往復途中に生じたものについては応援水道事業者等がその損害を賠償するものとする。

- 2 前項各号の定めにより難いときは、関係水道事業者等が協議して定めるものとする。

（協議）

第7条 この協定の実施に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

- 2 この協定に定めない事項については、前項により定める事項を除き、その都度協議して定めるものとする。

附 則

この協定は、平成9年4月1日から施行する。

この協定の成立を証するため、水道事業者等を「甲」とし、県を「乙」として、関係者記名押印の上、原本を乙が、写しを甲が保有する。

平成9年4月1日

上水道相互連絡管設置に関する協定書〔笠松町〕

笠松町（以下「甲」という。）と岐南町（以下「乙」という。）は、災害時等の緊急支援のため配水管を連絡し、相互に応援配水を行うため、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 甲及び乙は、それぞれの給水区域において配水が不可能となった場合、その住民の用に供する目的で相互に応援配水（以下「応援配水」という。）を行うため、配水連絡管（以下「連絡管」という。）を設置するものとする。

（設置地点及び位置）

第2条 連絡管の設置地点は、次のとおりとし、その設置位置は別紙図面のとおりとする。

設置位置Ⅰ

笠松町米野字西起88番地先 ・ 岐南町野中7丁目127番地先

設置位置Ⅱ

笠松町松栄町118番地先 ・ 岐南町石原瀬2丁目89番地先

（連絡管工事）

第3条 連絡管の設置工事の施行は、甲と乙がそれぞれの費用で行政区域における工事を施行するものとする。

（維持管理）

第4条 連絡管の維持管理は、甲と乙がそれぞれの行政区域内を管理するものとする。ただし、接続仕切弁は甲及び乙の行政区域にかかわらず、設置位置Ⅰについては甲、設置位置Ⅱについては乙の管理とする。

（応援配水の開始と完了）

第5条 甲及び乙は、応援配水の必要が生じた場合は、速やかに連絡を取り、事前に別記様式による応援配水依頼書（以下「依頼書」という。）を提出するものとする。ただし、緊急を要する場合には、後日速やかに依頼書を提出しなければならない。

2 応援配水の開始及び完了に伴う接続仕切弁の開閉は、甲乙双方が立ち会いのもとで実施するものとする。

（応援配水の期間）

第6条 応援配水の期間は、甲乙が協議して決定するものとする。

（応援配水に係る経費等）

第7条 応援配水にかかる経費等（水道料金を含む。）の負担は、原則として岐阜県水道災害相互応援協定（平成9年4月1日締結）第6条の規定によるものとするが、これによりがたい場合は、災害時の被害状況により、甲乙が協議して定めるものとする。

（応援配水の制限）

第8条 甲及び乙は、応援配水の実施によって、それぞれの行政区域内における通常の配水に支障を生じ、又は、生じるおそれがある場合は、一時的に応援配水の配水量、配水時間

6 災害応援協定（市町村）に関する資料

等について制限することができる。

- 2 甲及び乙は、前項の制限を行う時は事前に当該内容について連絡するものとする。ただし、緊急を要する場合には、制限後速やかに連絡しなければならない。

（水質の確認）

第9条 甲及び乙は、応援配水に際して連絡管内の滞留水の排水を行い、水質の安全を確認の上通水するものとする。

（協定の有効期間）

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、期間満了の1月前までに異議の申し立てが無い場合には、更に1年間延長されたものとみなし、以後もこれに準ずるものとする。

（その他）

第11条 この協定に定めのない事項又はこの協定について疑義が生じた場合は、甲乙協議の上定めるものとする。

この協定は、平成18年1月20日から施行する。

この協定の締結を証するため本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成18年1月20日

甲： 岐阜県羽島郡笠松町司町1
笠松町長 広江正明

乙： 岐阜県羽島郡岐南町八剣7丁目107番地
岐南町長 片桐博彰

上水道相互連絡管設置に関する協定書〔岐阜市・羽島市・笠松町〕

岐阜市、羽島市、岐南町及び笠松町の各市町（以下「協定市町」という。）は、災害時や事故時における緊急支援のため配水管を連絡し、相互に応援配水を行うため、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 協定市町は、それぞれの給水区域において配水が不可能となった場合に、住民の生活に必要な水を確保することを目的とした応援配水を行うため、配水連絡管（以下「連絡管」という。）を設置するものとする。

（設置地点及び位置）

第2条 連絡管の設置地点は別表のとおりとし、その設置位置は別紙図面のとおりとする。

（連絡管工事）

第3条 連絡管の設置工事は、協定市町がそれぞれの費用でそれぞれの行政区域について施工するものとする。

（維持管理）

第4条 連絡管の維持管理は、協定市町がそれぞれの行政区域内を管理するものとする。ただし、接続仕切弁は、接続する行政区域に応じて、関係する協定市町が協議の上施工するものとする。

（応援配水の依頼等）

第5条 協定市町は、応援配水の必要性が生じた場合は、速やかに応援配水を依頼する協定市町に連絡を取り、事前に別記様式による応援配水依頼書（以下「依頼書」という。）を提出するものとする。ただし、緊急を要する場合は、後日速やかに依頼書を提出するものとする。

2 応援配水の開始及び完了に伴う接続仕切弁の開閉は、関係する協定市町が立会いの上実施するものとする。

（応援配水の期間）

第6条 応援配水の期間は、関係する協定市町が協議をして決定するものとする。

（応援配水に係る経費等）

第7条 応援配水に係る経費等（水道料金を含む。）の負担は、原則として岐阜県水道災害相互応援協定（平成9年4月1日締結）第6条に定めるところによる。ただし、これによりがたいと認められる場合は、災害時等の状況により、関係する協定市町が協議をして定めるものとする。

（応援配水体制）

第8条 応援配水を依頼された協定市町は、応援配水の実施によって、その行政区域内における通常の配水に支障を生じ、又は生じるおそれがある場合は、応援配水を依頼した協定市町及び他の協定市町にその旨を連絡するものとする。

6 災害応援協定（市町村）に関する資料

2 前項の場合において、応援配水を依頼した協定市町は、他の協定市町からの応援配水が受けられるよう、第5条の規定により応援配水の依頼等を行うものとする。

（水質の確認）

第9条 協定市町は、応援配水に際して連絡管内の滞留水の排水を行い、水質の安全を確認した上で通水するものとする。

（協定の有効期間）

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、期間満了の1月前までに協定市町から申し出がない場合は、更に1年間更新し、以後もこれに準ずるものとする。

（その他）

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定について疑義が生じた場合は、協定市町が協議の上定めるものとする。

（協定の発効）

第12条 この協定は、平成19年4月1日から効力を生ずるものとする。

この協定の締結を証するため本書4通を作成し、各協定市町は署名押印の上、各自その1通を保有する。

平成19年3月29日

岐阜県岐阜市今沢町18番地

岐 阜 市 長 細 江 茂 光

岐阜県羽島市竹鼻町55番地

羽 島 市 長 白 木 義 春

岐阜県羽島郡岐南町八剣7丁目107番地

岐 南 町 長 片 桐 博 彰

岐阜県羽島郡笠松町司町1番地

笠 松 町 長 廣 江 正 明

岐南町の災害応援協力に関する協定書の締結について

((社)岐阜土木工業会)

協 定 先	事 業 者 名	代 表 者 名
(社)岐阜土木工業会 (協定書掲載)	(株) 板 橋 組	理事長 速水 将達
	加 藤 組 (株)	
	日 建 重 機 (株)	

(目的)

第1条 この協定は、岐南町（以下「甲」という。）が定める地域防災計画に基づく被災者の救出及び社会基盤施設の応急復旧に関して、岐南町が、(社)岐阜土木工業会（以下「乙」という。）に応援協力を求めるに当たり、必要な事項を定めることを目的とする。

(応援協力)

第2条 岐南町の地域に災害対策基本法第2条第1項に規定する災害が発生し、甲が緊急に被災者の救出及び社会基盤施設の応急復旧を行う必要がある場合には、乙は構成員による「緊急防災隊」を組織して、建設機械、資材、労力等を確保し、次の各号に定める応急措置を行うこととする。

- (1) 緊急防災隊により、被災現場へ赴き、自主防災会、警察、消防及びその他行政機関等と連携し、倒壊家屋等からの被災者の救出を支援すること（以下「被災者救出支援」という。）。
- (2) 社会基盤施設の災害の拡大を防止し、応急復旧を行うこと（以下「施設応急復旧」という。）。
- 2 乙は、迅速な被災者救出支援及び施設応急復旧を実施するため、あらかじめ乙の構成員による必要な体制の確保に努めるものとする。
- 3 被災者救出支援については、乙の状況の許す範囲において行うものとする。

(応援協力の要請手続き等)

第3条 甲は、災害が発生し、必要と認めるときは、書面又は口頭で乙に応援協力を要請するものとする。ただし、被災者救出支援に緊急を要するとき又は災害により通信連絡が不能となり甲が要請できない状況にあるときは、乙の判断により被害状況を把握し、被災者救出支援及び施設応急復旧を行うものとする。

(経費の負担)

第4条 応援協力に関する経費は、甲が負担するものとする。

(その他)

第5条 この協定を実施するために必要な事項及びこの協定について疑義が生じた事項については、甲と乙とが誠意をもって協議して定めるものとする。

(適用)

第6条 この協定は、平成15年12月16日から適用する。

7 災害応援協定（民間）に関する資料

この協定の証として本書を2通作成し、甲、乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成15年12月16日

甲 岐南町

代表者 岐南町長 伏 屋 征 勝

乙 社団法人岐阜土木工業会

代表者 理 事 長 速 水 將 達

岐南町の災害応援協力に関する協定書（三起建設㈱）

（目的）

第1条 この協定は、岐南町（以下「甲」という。）が定める地域防災計画に基づく被災者の救出及び社会基盤施設の応急復旧に関して、岐南町が、三起建設有限会社（以下「乙」という。）に応援協力を求めるにあたり、必要な事項を定めることを目的とする。

（応援協力）

第2条 岐南町の地域に災害対策基本法第2条第1項に規定する災害が発生し、甲が緊急に被災者の救出及び社会基盤施設の応急復旧を行う必要がある場合には、乙は構成員による「緊急防災隊」を組織して、建設機材、資材、労力等を確保し、次の各号に定める応急措置を行うこととする。

（1）緊急防災隊により、被災現場へ赴き、自主防災会、警察、消防及びその他の行政機関等と連携し、倒壊家屋等からの被災者の救出を支援すること（以下「被災者救出支援」という。）

（2）社会基盤施設の災害の拡大を防止し、応急復旧を行うこと（以下「施設応急復旧」という。）

2 乙は、迅速な被災者救出支援及び施設応急復旧を実施するため、あらかじめ乙の構成員による必要な体制の確保に努めるものとする。

3 被災者救出支援については、乙の状況の許す範囲において行うものとする。

（応援協力の要請手続き等）

第3条 甲は、災害が発生し、必要と認めるときは、書面又は口頭で乙に応援協力を要請するものとする。ただし、被災者救出支援に緊急を要するとき又は災害により通信連絡が不能となり甲が要請できない状況にあるときは、乙の判断により被害状況を把握し、被災者救出支援及び施設応急復旧を行うものとする。

（経費の負担）

第4条 応援協力に関する経費は、甲が負担するものとする。

（その他）

第5条 この協定を実施するために必要な事項及びこの協定について疑義が生じた事項については、甲と乙が誠意をもって協議して定めるものとする。

（適用）

第6条 この協定は、平成15年12月16日から適用する。

この協定の証として本書を2通作成し、甲、乙、記名押印の上、各自1通を保有する。

平成15年12月16日

甲 岐南町

代表者 岐南町長 伏 屋 征 勝

乙 岐阜県羽島郡岐南町八剣北6丁目30番地

三起建設有限会社

代表者 代表取締役 板 橋 一 郎

TEL (058)248-6773

岐南町の災害応援協力に関する協定書（名岐住宅㈱）

（目的）

第1条 この協定は、岐南町（以下「甲」という。）が定める地域防災計画に基づく被災者の救出及び社会基盤施設の応急復旧に関して、岐南町が、名岐住宅株式会社（以下「乙」という。）に応援協力を求めるにあたり、必要な事項を定めることを目的とする。

（応援協力）

第2条 岐南町の地域に災害対策基本法第2条第1項に規定する災害が発生し、甲が緊急に被災者の救出及び社会基盤施設の応急復旧を行う必要がある場合には、乙は構成員による「緊急防災隊」を組織して、建設機材、資材、労力等を確保し、次の各号に定める応急措置を行うこととする。

（1）緊急防災隊により、被災現場へ赴き、自主防災会、警察、消防及びその他の行政機関等と連携し、倒壊家屋等からの被災者の救出を支援すること（以下「被災者救出支援」という。）

（2）社会基盤施設の災害の拡大を防止し、応急復旧を行うこと（以下「施設応急復旧」という。）

2 乙は、迅速な被災者救出支援及び施設応急復旧を実施するため、あらかじめ乙の構成員による必要な体制の確保に努めるものとする。

3 被災者救出支援については、乙の状況の許す範囲において行うものとする。

（応援協力の要請手続き等）

第3条 甲は、災害が発生し、必要と認めるときは、書面又は口頭で乙に応援協力を要請するものとする。ただし、被災者救出支援に緊急を要するとき又は災害により通信連絡が不能となり甲が要請できない状況にあるときは、乙の判断により被害状況を把握し、被災者救出支援及び施設応急復旧を行うものとする。

（経費の負担）

第4条 応援協力に関する経費は、甲が負担するものとする。

（その他）

第5条 この協定を実施するために必要な事項及びこの協定について疑義が生じた事項については、甲と乙が誠意をもって協議して定めるものとする。

（適用）

第6条 この協定は、平成15年12月16日から適用する。

この協定の証として本書を2通作成し、甲、乙、記名押印の上、各自1通を保有する。

平成15年12月16日

甲 岐南町

代表者 岐南町長 伏 屋 征 勝

乙 岐阜県羽島郡岐南町伏屋9丁目70番地

名岐住宅株式会社

代表者 代表取締役 小 島 豊 司

岐南町の災害応援協力に関する協定（名岐水道(株)）

（目 的）

第1条 この協定は岐南町（以下「甲」という。）が定める地域防災計画に基づく被災者の救援及び社会基盤施設の応急復旧に関して、岐南町が、名岐水道株式会社（以下「乙」という。）に応援協力を求めるにあたり、必要な事項を定めることを目的とする。

（応援協力）

第2条 岐南町に災害対策基本法第2条第1項に規定する災害が発生し、甲が緊急に被災者の救援及び社会基盤施設の応急復旧を行う必要がある場合に、甲は乙に応援協力を要請する。

2 乙は甲の要請に基づき、乙構成員による救援復旧支援組織を編成し、建設機械、資材、労力等を確保し、次の各号に定める救援復旧措置を行うものとする。

(1) 救援復旧支援組織は、被災現場に赴き、自主防災組織、警察、消防及びその他の行政機関等と連携し、倒壊家屋等からの被災者の救援を支援する（以下「被災者救援支援」という。）。

(2) 社会基盤施設の災害の拡大を防止し、応急復旧を行う（以下「施設応急復旧」という。）。

3 乙は、迅速な被災者救援支援及び施設応急復旧を実施するため、あらかじめ必要な体制の確保に努めるものとする。

4 被災者救援支援については、乙の状況の許す範囲において行うものとする。

（応援協力の要請手続き等）

第3条 甲は、災害が発生し、必要と認めたときは、書面又は口頭で乙に応援協力を要請するものとする。ただし、被災者救援支援及び施設応急復旧に緊急を要するとき又は災害により、甲が要請できない状況にあるときは、乙の判断により、被害状況を把握し、被災者救援支援及び施設応急復旧を行うものとする。

（経費の負担）

第4条 応援協力に関する経費は、甲が負担するものとする。

（協 議）

第5条 この協定を実施するために必要な事項が生じた場合又は疑義が生じた場合については、甲及び乙が誠意をもって協議する。

（有効期限）

第6条 この協定の有効期限は、毎年度末とし、甲乙いずれかから協定解消の申し出がない限り同一内容をもつて継続するものとする。

2 前項の解消の申し出は、1ヶ月前までに相手方に書面により、申し出るものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、それぞれが1通保有するものとする。

令和元年6月13日

甲 岐阜県羽島郡岐南町八剣7丁目107番地

岐南町長 松 原 秀 安

乙 岐阜県羽島郡岐南町伏屋9丁目70番地

名岐水道株式会社

代表取締役 井 戸 井

岐南町の災害応援協力に関する協定書（丸秀大塚建設株）

（目的）

第1条 この協定は、岐南町（以下「甲」という。）が定める地域防災計画に基づく被災者の救出及び社会基盤施設の応急復旧に関して、岐南町が、丸秀大塚建設株式会社（以下「乙」という。）に応援協力を求めるにあたり、必要な事項を定めることを目的とする。

（応援協力）

第2条 岐南町の地域に災害対策基本法第2条第1項に規定する災害が発生し、甲が緊急に被災者の救出及び社会基盤施設の応急復旧を行う必要がある場合には、乙は構成員による「緊急防災隊」を組織して、建設機材、資材、労力等を確保し、次の各号に定める応急措置を行うこととする。

（1）緊急防災隊により、被災現場へ赴き、自主防災会、警察、消防及びその他の行政機関等と連携し、倒壊家屋等からの被災者の救出を支援すること（以下「被災者救出支援」という。）

（2）社会基盤施設の災害の拡大を防止し、応急復旧を行うこと（以下「施設応急復旧」という。）

2 乙は、迅速な被災者救出支援及び施設応急復旧を実施するため、あらかじめ乙の構成員による必要な体制の確保に努めるものとする。

3 被災者救出支援については、乙の状況の許す範囲において行うものとする。

（応援協力の要請手続き等）

第3条 甲は、災害が発生し、必要と認めるときは、書面又は口頭で乙に応援協力を要請するものとする。ただし、被災者救出支援に緊急を要するとき又は災害により通信連絡が不能となり甲が要請できない状況にあるときは、乙の判断により被害状況を把握し、被災者救出支援及び施設応急復旧を行うものとする。

（経費の負担）

第4条 応援協力に関する経費は、甲が負担するものとする。

（その他）

第5条 この協定を実施するために必要な事項及びこの協定について疑義が生じた事項については、甲と乙が誠意をもって協議して定めるものとする。

（適用）

第6条 この協定は、平成15年12月16日から適用する。

この協定の証として本書を2通作成し、甲、乙、記名押印の上、各自1通を保有する。

平成15年12月16日

甲 岐南町

代表者 岐南町長 伏 屋 征 勝

乙 岐阜県羽島郡笠松町米野551番地

丸秀大塚建設株式会社

代表者 代表取締役 大 塚 隆 夫

岐南町の災害応援協力に関する協定（（有）木下建設）

（目 的）

第1条 この協定は岐南町（以下「甲」という。）が定める地域防災計画に基づく被災者の救援及び社会基盤施設の応急復旧に関して、岐南町が、有限会社木下建設（以下「乙」という。）に応援協力を求めるにあたり、必要な事項を定めることを目的とする。

（応援協力）

第2条 岐南町に災害対策基本法第2条第1項に規定する災害が発生し、甲が緊急に被災者の救援及び社会基盤施設の応急復旧を行う必要がある場合に、甲は乙に応援協力を要請する。

2 乙は甲の要請に基づき、乙構成員による救援復旧支援組織を編成し、建設機械、資材、労力等を確保し、次の各号に定める救援復旧措置を行うものとする。

（1）救援復旧支援組織は、被災現場に赴き、自主防災組織、警察、消防及びその他の行政機関等と連携し、倒壊家屋等からの被災者の救援を支援する（以下「被災者救援支援」という。）。

（2）社会基盤施設の災害の拡大を防止し、応急復旧を行う（以下「施設応急復旧」という。）

3 乙は、迅速な被災者救援支援及び施設応急復旧を実施するため、あらかじめ必要な体制の確保に努めるものとする。

4 被災者救援支援については、乙の状況の許す範囲において行うものとする。

（応援協力の要請手続き等）

第3条 甲は、災害が発生し、必要と認めたときは、書面又は口頭で乙に応援協力を要請するものとする。ただし、被災者救援支援及び施設応急復旧に緊急を要するとき又は災害により、甲が要請できない状況にあるときは、乙の判断により、被害状況を把握し、被災者救援支援及び施設応急復旧を行うものとする。

（経費の負担）

第4条 応援協力に関する経費は、甲が負担するものとする。

（協 議）

第5条 この協定を実施するために必要な事項が生じた場合又は疑義が生じた場合については、甲及び乙が誠意をもって協議する。

（有効期限）

第6条 この協定の有効期限は、毎年度末とし、甲乙いずれかから協定解消の申し出がない限り同一内容をもって継続するものとする。

2 前項の解消の申し出は、1ヶ月前までに相手方に書面により、申し出るものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、それぞれが1通保有するものとする。

平成28年8月10日

甲 岐阜県羽島郡岐南町八剣7丁目107番地

岐南町長 松原秀安
乙 岐阜県羽島郡岐南町三宅7丁目180番地
有限会社 木下建設
代表取締役 木下俊夫

岐南町の災害応援協力に関する協定（（有）加藤土木）

（目 的）

第1条 この協定は岐南町（以下「甲」という。）が定める地域防災計画に基づく被災者の救援及び社会基盤施設の応急復旧に関して、岐南町が、有限会社加藤土木（以下「乙」という。）に応援協力を求めるにあたり、必要な事項を定めることを目的とする。

（応援協力）

第2条 岐南町に災害対策基本法第2条第1項に規定する災害が発生し、甲が緊急に被災者の救援及び社会基盤施設の応急復旧を行う必要がある場合に、甲は乙に応援協力を要請する。

2 乙は甲の要請に基づき、乙構成員による救援復旧支援組織を編成し、建設機械、資材、労力等を確保し、次の各号に定める救援復旧措置を行うものとする。

（1）救援復旧支援組織は、被災現場に赴き、自主防災組織、警察、消防及びその他の行政機関等と連携し、倒壊家屋等からの被災者の救援を支援する（以下「被災者救援支援」という。）

（2）社会基盤施設の災害の拡大を防止し、応急復旧を行う（以下「施設応急復旧」という。）

3 乙は、迅速な被災者救援支援及び施設応急復旧を実施するため、あらかじめ必要な体制の確保に努めるものとする。

4 被災者救援支援については、乙の状況の許す範囲において行うものとする。

（応援協力の要請手続き等）

第3条 甲は、災害が発生し、必要と認めたときは、書面又は口頭で乙に応援協力を要請するものとする。ただし、被災者救援支援及び施設応急復旧に緊急を要するとき又は災害により、甲が要請できない状況にあるときは、乙の判断により、被害状況を把握し、被災者救援支援及び施設応急復旧を行うものとする。

（経費の負担）

第4条 応援協力に関する経費は、甲が負担するものとする。

（協 議）

第5条 この協定を実施するために必要な事項が生じた場合又は疑義が生じた場合については、甲及び乙が誠意をもって協議する。

（有効期限）

第6条 この協定の有効期限は、毎年度末とし、甲乙いずれかから協定解消の申し出がない限り同一内容をもって継続するものとする。

2 前項の解消の申し出は、1ヶ月前までに相手方に書面により、申し出るものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、それぞれが1通保有するものとする。

平成 28 年 8 月 10 日

- 甲 岐阜県羽島郡岐南町八剣 7 丁目 107 番地
岐南町長 松 原 秀 安
- 乙 岐阜県羽島郡岐南町八剣北 1 丁目 113 番地
有限会社 加藤土木
代表取締役 加 藤 直 之

岐南町の災害応援協力に関する協定（(株)Y S P）

（目 的）

第1条 この協定は岐南町（以下「甲」という。）が定める地域防災計画に基づく被災者の救援及び社会基盤施設の応急復旧に関して、岐南町が、株式会社Y S P（以下「乙」という。）に応援協力を求めるにあたり、必要な事項を定めることを目的とする。

（応援協力）

第2条 岐南町に災害対策基本法第2条第1項に規定する災害が発生し、甲が緊急に被災者の救援及び社会基盤施設の応急復旧を行う必要がある場合に、甲は乙に応援協力を要請する。

2 乙は甲の要請に基づき、乙構成員による救援復旧支援組織を編成し、建設機械、資材、労力等を確保し、次の各号に定める救援復旧措置を行うものとする。

（1）救援復旧支援組織は、被災現場に赴き、自主防災組織、警察、消防及びその他の行政機関等と連携し、倒壊家屋等からの被災者の救援を支援する（以下「被災者救援支援」という。）

（2）社会基盤施設の災害の拡大を防止し、応急復旧を行う（以下「施設応急復旧」という。）

3 乙は、迅速な被災者救援支援及び施設応急復旧を実施するため、あらかじめ必要な体制の確保に努めるものとする。

4 被災者救援支援については、乙の状況の許す範囲において行うものとする。

（応援協力の要請手続き等）

第3条 甲は、災害が発生し、必要と認めたときは、書面又は口頭で乙に応援協力を要請するものとする。ただし、被災者救援支援及び施設応急復旧に緊急を要するとき又は災害により、甲が要請できない状況にあるときは、乙の判断により、被害状況を把握し、被災者救援支援及び施設応急復旧を行うものとする。

（経費の負担）

第4条 応援協力に関する経費は、甲が負担するものとする。

（協 議）

第5条 この協定を実施するために必要な事項が生じた場合又は疑義が生じた場合については、甲及び乙が誠意をもって協議する。

（有効期限）

第6条 この協定の有効期限は、毎年度末とし、甲乙いずれかから協定解消の申し出がない限り同一内容をもって継続するものとする。

2 前項の解消の申し出は、1ヶ月前までに相手方に書面により、申し出るものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、それぞれが1通保有するものとする。

令和6年9月12日

甲 岐阜県羽島郡岐南町八剣7丁目107番地

岐南町長 後 藤 友 紀

乙 〒501-6003

岐阜県羽島郡岐南町平島4丁目106番

株式会社 Y S P

代表取締役 吉 村 寧 行

非常災害用井戸指定に関する覚書

非常災害用井戸の指定に関して、次のとおり、覚書を締結する。

- 1 （別紙のとおり）（以下、「乙」という。）は、保有する井戸（飲料用・その他）、（深・浅井戸）、（非常用電源有・無）に関して、町（以下、「甲」という。）が非常災害用井戸に指定することを了承するとともに、災害時に、甲の要請に応じて、井戸水を飲料水又は生活用水として無償で提供する。
- 2 乙は、非常災害用井戸に指定されたことを自治会長等の町民に情報提供することを承諾する。
- 3 甲は、乙の井戸水の提供に係わる下水道使用料の減免を図るものとする。
- 4 井戸水の提供に際して汲み上げポンプが故障した場合、故障の原因に応じて、甲、乙双方が協議して対処する。
- 5 提供する井戸水量は、乙の判断によるものとし、井戸水の提供に起因すると考えられる井戸水の枯渇が発生しても、甲は、一切の責務を負わないものとする。
- 6 この覚書の有効期限は、毎年度末とし、甲乙いずれかから覚書解消の申し出がない限り同一内容をもって継続するものとする。解消の申し出は、1月前までに相手方に申し出るものとする。
また、乙は、井戸を廃棄等し、井戸水の提供ができなくなった場合は、速やかに甲に通知し、この覚書を解消する。
- 7 この覚書に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、甲乙協議の上、決定するものとする。

この覚書を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成24年10月1日

甲 岐南町長 松 原 秀 安

乙 （別紙のとおり）

別紙

非常災害用井戸覚書締結者名簿

No.	保有法人等	校区 区分	TEL (058)	住 所
1	ブルースカイロジスティクス(株)	西	052 412-3235	名古屋市中村区稲葉地町2-83-1 みやまち1丁目138番地
2	(株)加藤鉄工バーナー製作所		271-1011	みやまち1丁目177番地
3	プレジデントビル		245-2323	みやまち1丁目218番地
4	(株)油喜		272-1361	みやまち1丁目32番地
5	中日本タイヤ(株)	北	246-8181	上印食6丁目85番地
6	岐阜名鉄タクシー(株)岐南営業所		246-1611	上印食6丁目35番地 岐阜市大黒町4丁目21
7	(有)ポニー		245-2264	上印食6丁目29番地
8	小木曾不動産(株) (サンハイツオギソ)		246-1703	上印食1丁目215番地 (上印食1丁目277番地)
9	第一石油(株)		245-1436 245-0184	上印食5丁目84番地 (岐阜市金園町9-17)
10	アクアポリス(株)		240-3535	上印食5丁目123番地
11	(株)増田精工		246-3211	八剣1丁目60番地
12	ステーキしらかわ		247-1129	八剣北1丁目125番地
13	ギフト館サワセイ 岐南店 (株)サワセイ		248-1334 0568-76-7111	八剣北1丁目190番地 小牧市中央1-200
14	吉村プレス工業(株)		245-1826	八剣北3丁目188番地
15	バロン警備保障(株)		247-7645	八剣北3丁目174番地
16	(株)万歳家具		0586-87-0149	一宮市木曾川町門間字角田35 八剣7丁目148番地
17	(株)三富		247-5511	八剣7丁目75番地
18	(有)ダイドー製菓		259-3537	平成2丁目100番地
19	第二岐南ビル		246-7665	上印食2丁目30番地
20	(有)佐藤商会		247-2581	上印食1丁目297番地
21	三菱ふそうトラック・バス(株)		245-9111	上印食7丁目89番地

7 災害応援協定（民間）に関する資料

No.	保有法人等	校区 区分	TEL (058)	住 所
22	サモア	東	247-4338	野中 4 丁目 75 番地
23	岐商鋼材(株)		248-0111	野中 2 丁目 24 番地
24	(株)丸徳倉庫運輸		246-2758	野中 5 丁目 17 番地
25	林製本(株)		245-2824	野中 7 丁目 16 番地
26	(株)ビクトリア		247-5995	伏屋 3 丁目 222 番地
27	(有)トクシュ技研		247-1106	伏屋 3 丁目 33 番地
28	ピオ		245-2267	伏屋 1 丁目 150 番地
29	(株)ジャパーメン		247-3531	伏屋 6 丁目 160 番地
30	岐阜地区学校給食米飯協同組合		247-2040	伏屋 6 丁目 175 番地
31	(株)R's ダイニング		246-3205	伏屋 6 丁目 192 番地
32	(有)ふせや餅店		245-3036	伏屋 8 丁目 5 番地
33	亀屋商事(株)		245-1512	三宅 9 丁目 189 番地
34	城南運輸(株)		245-2050	伏屋 2 丁目 180 番地
35	タカケンサンシャイン(株)		0584-89-1101	大垣市新田町 3-1230 (伏屋 2 丁目 31 番地)
36	(有)ブティック藤		248-1540	伏屋 2 丁目 9 番地 1
37	わかば農園(株)		247-9590	伏屋 4 丁目 156 番地 岐阜市細畑 2 丁目 4-18
38	ぎふ農業協同組合はぐり支店 (ぎふ農業協同組合)		265-3522	三宅 9 丁目 47 番地 (岐阜市司町 37 番地)
39	(株)岐阜東自動車学校		245-2080	三宅 8 丁目 31 番地
40	鯛公		246-3636	三宅 5 丁目 201 番地
41	(株)ネッツトヨタ岐阜 (ボデーサービスセンター)		246-3111	三宅 4 丁目 170 番地 2
42	(株)ネッツトヨタ岐阜		〃	三宅 4 丁目 81 番地
43	岐阜スズキ販売(株)		264-8133	三宅 3 丁目 294 番地 (岐阜市金町 6 丁目 2-5)
44	岐南コーポ		246-7970	三宅 5 丁目 39 番地
45	(株)タム. タム岐阜店		052-509-5607	三宅 8 丁目 7 番地 1
46	岐阜商工信用組合		265-2241	岐阜市今沢町 1 7 三宅 1 丁目 206 番地
47	(株)アクシス		259-6197	平島 4 丁目 132 番地
48	(株)深尾鉄工所		247-6955	平島 5 丁目 206 番地
49	ローヤル製菓(株)		245-9608	平島 6 丁目 103 番地
50	(株)浅野木型		247-1406	平島 7 丁目 10 番地
51	共同高圧ガス工業(株)		245-8047	平島 9 丁目 27 番地
52	(株)バイパス給食センター		245-9381	平島 9 丁目 51 番地
53	井村屋(株)		247-6750	若宮地 2 丁目 203 番地

災害支援協力に関する覚書（笠松郵便局）

岐南町長（以下「甲」という。）と笠松郵便局長（以下「乙」という。）は、岐南町内に発生した地震その他による災害時において、災害対策基本法、災害救助法その他関係法令に定めるもののほか、必要とする対応を岐南町と笠松郵便局、岐南郵便局が相互に協力し、円滑に遂行するため、次のとおり覚書を締結する。

（用語の定義）

第1条 この覚書において、「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律223号）第2条第1号に定める被害をいう。

（協力要請）

第2条 甲及び乙は、岐南町内に災害が発生し、次の事項について必要が生じた場合は、相互に協力を要請することができる。

- (1) 災害救助法適用時における郵便・為替貯金・簡易保険の郵便事業に係わる災害特別事務取扱い及び援護対策
- (2) 岐南町が所有し、又は管理する施設及び用地の郵便物集積場所等としての提供
- (3) 乙及び岐南郵便局が所有し、又は管理する施設及び用地の避難場所、物資集積場所等としての提供
- (4) 甲又は乙が収集した被災住民の避難先及び被災状況等の情報の相互提供
- (5) 乙による必要に応じた避難所への臨時郵便差出箱の設置
- (6) 前各号に定めるもののほか、支援、協力できる事項

（協力の実施）

第3条 甲及び乙は、前条の規定による要請を受けたときは、その重要性を考慮し、協力するよう努めなければならない。

（経費の負担）

第4条 第2条に規定する協力要請に対して、協力した者が要した経費については、法令その他に別段の定めがあるものを除くほか、それぞれ要請した者が、適正な方法により算出した金額を負担する。

（災害対策本部への参加）

第5条 乙は岐南町災害対策本部の構成員に加わることができる。

（災害情報等連絡体制の整備）

第6条 甲及び乙は、安否情報等の連絡体制を整備するため、その方策について協議するものとする。

（防災訓練等への参加）

第7条 乙及び岐南郵便局は、岐南町の行う防災訓練等に参加することができる。

（情報の交換）

第8条 甲及び乙は、相互の防災計画の状況、協力要請事項に関し、必要に応じて情報の交換を行うものとする。

（連絡責任者）

第9条 この覚書に関する連絡責任者は、岐南町においては岐南町防災担当課長（以下「防災担当課長」という。）、笠松郵便局においては笠松郵便局総務課長（以下「総務課長」という。）とする。

（協議）

第10条 この覚書に定めのない事項及び覚書に疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決定するものとする。

7 災害応援協定（民間）に関する資料

- 2 この覚書の実施に関しての必要な事項は、防災担当課長と総務課長が協議の上、別に定めるものとする。

この覚書の締結を証するため、この書面2通を作成し、甲乙両者が署名の上、各自その1通を保有する。

平成9年11月27日

岐南町長 片 桐 勝 弘

笠松郵便局長 鈴 木 輝 生

災害時における支援協力に関する協定書

（一般社団法人全日本冠婚葬祭互助協会）

岐南町(以下「甲」という。)と一般社団法人全日本冠婚葬祭互助協会（以下「乙」という。）は災害時における支援協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目 的）

第1条 この協定は、甲において地震、風水害その他の災害の発生により、多数の死者及び被災者が一時的または集中的に発生する場合(以下「災害時」という。)に迅速かつ円滑な応急対策を図ることを目的とする。

（協 力）

第2条 甲は、災害時に乙の協力が必要と認めるときは、次に掲げる事項について乙に要請する。乙はやむを得ない事由のない限り、通常業務に優先して協力するものとする。

- (1) 遺体の収容及び安置に必要な機材、資材及び消耗品並びに作業等の役務の提供
- (2) 遺体を安置する施設(葬儀式場等)の提供
- (3) 遺体搬送用寝台車及び霊柩車等による遺体搬送
- (4) 甲が設置した避難所及び乙が提供する避難場所における被災者に対する炊き出しや継続的な食事等(弁当等)の提供
- (5) その他甲の要請により乙が応じられる事項

（要 請）

第3条 前条の要請は、電話、FAX等で要請し、乙の応諾を確認後、速やかに災害時協力要請書(様式第1号)を乙に送付するものとする。

乙への連絡が不能の場合は、近郊の乙会員の協力を得て要請する。

（協力の方法）

第4条 甲及び乙は速やかに協力体制を構築し、協力業務の準備状況、進捗状況等について適時、情報を交換し、円滑な応急対策の推進に努める。

2 協力業務の実施にあたり、乙はできうる範囲において甲の指示に従い、第2条各号の協力を行うものとする。

（報 告）

第5条 乙は、第2条各号の協力をしたときは、次に掲げる事項を要請業務実施報告書(様式第2号)により、報告するものとする。

- (1) 遺体の搬送、収容、安置に要した棺等の資材、消耗品の名称及び数量
- (2) 協力業務に従事した時間、場所及び人員数
- (3) 避難所に供給した食事等の品名及び数量
- (4) 生活支援等のサービスの内容
- (5) その他甲が乙に指示した事項

（経費の負担）

第6条 甲は前条による、報告があった場合、乙の協力内容を確認するとともに、乙が要し

7 災害応援協定（民間）に関する資料

た経費について、甲が負担するものとする。

（経費の請求）

第7条 乙は、前条の経費を甲に請求する場合は、甲の指定する方法により、一括して請求するものとする。

2 遺族等の要請により、甲の要請事項の範囲を超える経費が発生した場合は、別途、甲、乙が協議するものとする。

（経費の支払い）

第8条 甲は、前条に基づき乙から請求があった場合には、乙が指定する支払い先に可能な限り、速やかに支払うものとする。ただし予算措置を要する場合は、予算措置後、速やかに支払うものとする。

（経費の決定）

第9条 乙が第5条の各号に掲げる業務に要した経費は、災害救助法(昭和22年法律第118号)が適用された場合は、災害救助法(これに基づく岐阜県規則を含む。)に基づく基準額の範囲内であることとする。ただし、災害救助法が適用されない場合は、当該基準額及び通常の適正価格を基準として、甲、乙が協議して決定する。

（支援体制の整備）

第10条 甲及び乙は、災害時の不測の事態を予測し、支援協力を安全かつ効率的に推進するため、広域における応援体制及び情報収集、伝達体制を整備するものとする。

（連絡責任者）

第11条 この協定の円滑な実施を図るため、甲、乙其々に連絡責任者を置く。

甲にあっては総務部くらし安全課長の職にある者、乙にあっては一般社団法人全日本冠婚葬祭互助協会中部ブロック岐阜地区本部長の職にある者を当該責任者とする。

（災害時の情報提供）

第12条 甲及び乙は、協力業務の実施中において得た災害情報は、積極的に相互に情報提供するものとする。

（守秘義務）

第13条 甲及び乙は協力業務で得た個人情報等は、第3者に漏らしてはならない。

（協議事項）

第14条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項は、その都度、甲、乙協議して定めるものとする。

（効力）

第15条 この協定の有効期間は、締結日から起算して1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の1ヶ月前までに協定解除の申し出がない場合は、更に1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

この協定の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲、乙記名捺印の上、各自その 1 通を保有する。

平成 29 年 7 月 24 日

甲 岐阜県羽島郡岐南町八剣 7 丁目 107 番地

岐南町長 松 原 秀 安

乙 東京都港区西新橋 1 丁目 18 番 12 号

COMS 虎ノ門 6 階

一般社団法人全日本冠婚葬祭互助協会

会 長 齋 藤 齋

災害時の応援業務に関する基本協定

（岐阜県公共嘱託登記土地家屋調査士協会）

岐南町（以下「甲」という。）と社団法人岐阜県公共嘱託登記土地家屋調査士協会（以下「乙」という。）とは、災害の予防及び災害時の応援に係る業務（以下「応援業務」という。）に関する基本協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、岐南町地域防災計画に基づき、甲が乙に対し、岐南町の地域における平常時の災害の予防、災害時の応急対策及び災害復旧に関する応援を要請するときの基本的な必要事項について定める。

（定義）

第2条 この協定において「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める災害をいう。

（連絡担当者の設置）

第3条 甲及び乙は、応援業務に必要な情報の交換を行うための連絡担当者を定め、常に情報交換を行うとともに、災害が発生したときは速やかに必要事項の連絡を行うものとする。

（応援業務の内容）

第4条 応援業務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 岐南町管理公共施設等の登記に必要と思われる被災状況の調査
- (2) 岐南町管理公共施設等の被災等の応急対策並びに災害復旧のための公共基準点並びに筆界点情報の収集及び復元
- (3) 登記及び境界関係相談所の開設
- (4) 平常時における岐南町管理公共施設等の筆界に関する災害予防策の策定等
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特に必要と認める業務

（応援要請）

第5条 甲は乙に応援業務の要請を行おうとするときは、次に掲げる事項を文書により連絡しなければならない。

- (1) 応援の場所
- (2) 応援の目的
- (3) 被害の状況
- (4) 応援業務の内容
- (5) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

2 前項の規定にかかわらず、緊急の場合は電話等による要請を行うことができる。この場合において、甲は当該要請後速やかに乙に対し前項に規定する文書を送付しなければならない。

（協力）

第6条 乙は、前条の規定による要請を受けたときは、速やかに乙の社員を動員し、応援業務に従事させるものとする。

（出場の報告）

第7条 乙は、甲の要請に基づき出場した場合は、その活動内容について、活動終了後速やかに甲に報告するものとする。

（費用の負担）

第8条 応援業務（甲からの要請に基づき実施されたものに限る。）の実施に要する経費は、甲が負担する。

（書類の提出）

第9条 乙は次に掲げる書類を、毎年1回甲に提出するものとする。

- (1) 応援業務に係る乙の組織図
- (2) 応援業務に係る連絡担当者
- (3) 応援業務に従事できる社員名簿
- (4) 前3号に掲げるもののほか、必要と認める書類

（資料の交換及び協議）

第10条 甲及び乙は、この協定に基づく応援業務が円滑に行えるよう、随時次に掲げる資料を提出し、相互に交換するとともに、必要に応じ協議を行うものとする。

- (1) 岐南町地域防災計画
- (2) 公共施設等の筆界管理に関する情報
- (3) 前2号に掲げるもののほか、必要な事項

（事故への対応）

第11条 応援業務実施中の事故については、自己責任の観点から全て乙の責任において対処し、甲に対して何ら請求をしない。

（その他）

第12条 この協定に定めのない事項又はこの協定について疑義が生じた事項については、その都度甲及び乙が協議して定める。

（有効期間）

第13条 この協定の有効期間は、協定を締結した日から平成20年3月31日までとする。ただし、有効期間満了日の前までに甲又は乙から何らの意思表示がないときは、この協定は更に1年延長することとし、その後も同様とする。

（適用）

第14条 この協定は、平成19年3月20日から適用する。

この協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成19年3月20日

甲 羽島郡岐南町八剣七丁目107番地
羽島郡岐南町
岐南町長 片 桐 博 彰

乙 岐阜市田端町1番地の12
岐阜県公共嘱託登記土地家屋調査士協会
理 事 長 大保木 正 博

災害時における電気の保安に関する協定（中部電気保安協会）

岐南町（以下「甲」という。）と一般財団法人中部電気保安協会岐阜支店（以下「乙」という。）は、甲に発生した地震、風水害その他による災害発生時（以下「災害時」という。）における災害応急対策業務のうち電気の保安について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時における電気設備の保安及び電気使用の安全確保のため、甲が乙の協力を得て災害応急対策業務を円滑に行い、甲の公共施設等の迅速かつ適切な機能の維持及び復旧を図ることを目的とする。

（災害応急対策業務）

第2条 乙は、甲の公共施設等の電源復旧の支援を行う。

また、甲の公共施設等の電源復旧に関して、電気事業法上の法的義務を負うものからの要請があった場合についても、可能な限り協力する。

2 乙は、避難所等での電気の安全使用について、甲に対して必要なアドバイスを行う。

3 乙は、災害時に生活用品が不足している場合には、乙の備蓄している中から可能な限りこれを提供する。

4 甲及び乙は、災害復旧にあたっては相互に協力し、必要な情報を可能な限り提供する。

（防災訓練）

第3条 乙は、甲が実施する防災訓練に積極的に参加するものとし、平常時から、災害時の情報連絡ルートの確保、非常用資器材の整備及び電気の安全使用等の啓発運動を行うものとする。

（要請手続き）

第4条 甲は、乙の災害応急対策業務を必要とする場合は、日時、場所及び業務内容等を文書をもって指定し、協力を要請するものとする。ただし、文書による協力要請ができない場合は、口頭により要請できるものとし、事後速やかに文書による協力要請を提示する。

（費用負担）

第5条 乙が実施する災害応急対策業務に要する費用は、甲に対して一切請求しない。

（損害賠償）

第6条 甲の要請に基づき、乙が実施する災害応急対策業務により、乙の従業員等が負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の補償は、乙が労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）に基づき、これを補償するものとする。

（第三者に対する損害賠償）

第7条 甲の要請に基づき、乙が実施する災害応急対策業務により、第三者等に被害が生じた場合は、その被害の原因を追究し再発を防止するとともに、甲及び乙は、その原因に相応して誠意をもって適切に対応するものとする。

（防災体制の連絡）

第8条 乙は、甲に対して、乙の営業所の組織図および連絡先を記載した書面を年1回提出するものとする。

（有効期限）

第9条 この協定書の有効期限は、協定締結から年度末とし、甲、乙いずれかから協定解消の申し出がない限り同一内容をもって継続するものとする。

2 前項の解消の申し出は、1月前までに相手方に申し出るものとする。

（協議事項）

第 10 条 この協定書に記載されていない事項については、甲及び乙が協議し解決するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書を 2 通作成し、甲、乙記名押印のうえ、各 1 通を保有する。

平成 24 年 10 月 17 日

甲 岐阜県羽島郡岐南町八剣 7 丁目 107 番地

岐南町長 松 原 秀 安

乙 岐阜市敷島町 8 丁目 31 番地
一般財団法人 中部電気保安協会 岐阜支店

支店長 杉 浦 光

災害時におけるL P ガスの供給に関する協定（L P ガス協会）

岐南町（以下「甲」という。）と社団法人岐阜県エルピーガス協会岐阜県支部羽島郡ブロック（以下「乙」という。）は、岐南町内において地震、風水害、大火災、その他の原因による災害が発生した場合及び大規模地震災害特別措置法（昭和53年法律第73号）第2条第13号の規定による警戒宣言が発せられた場合（以下「災害時等」という。）に、相互に協力して被災者及び避難者（以下「被災者等」という。）の救援活動を円滑に行うため、次のとおり協定を締結する。

（協力要請）

第1条 災害時等において、甲がL P ガスを必要とするときは、甲は乙に対して、L P ガスの供給についての協力を要請することができる。

（協力）

第2条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、L P ガスの優先供給及び運搬について積極的に協力を努めるものとする。

（運搬）

第3条 L P ガスの運搬は、甲又は乙の指定する者が行うものとする。また、甲は必要に応じて乙に運搬の協力を求めることができる。

（費用）

第4条 前2条の規定により、乙が供給したL P ガスの対価及び乙が行った運搬等の費用については、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する対価及び費用は、乙又は乙の指定する者が提出する出荷確認書等に基づき、災害時直前における適正価格を基準として、甲と乙とで協議の上、決定するものとする。

（引き渡し）

第5条 L P ガスの引渡場所は、甲が指定するものとし、甲は当該引渡場所に職員を派遣し、納品を確認のうえ、引き取るものとする。

（価格高騰の防止）

第6条 乙は、災害時においてL P ガスの価格の高騰防止に努めるものとする。

（防災意識の向上）

第7条 乙は、ブロック内活動を通じて、日常的にL P ガスの緊急時対応設備等、会員の防災意識の向上に努め、甲は乙に対して必要な協力を行うものとする。

（その他必要な支援）

第8条 この協定に定める事項のほか、被災者等の救援に関して必要事項は、甲乙協議の上、決定するものとする。

（災害時の協力事項の発動）

第9条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として、甲が「岐南町災害対策本部」（警戒宣言が発せられた場合も同じ。）を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

（協議）

第10条 この協定に定める事項について疑義が生じたときは、その都度甲乙協議の上、決定するものとする。

この協定の成立を証するため、本協定書2通を作成し、双方記名押印の上、各自1通を保有する。

平成25年4月19日

甲 岐阜県羽島郡岐南町八剣7丁目107番地
岐南町長 松原 秀安

乙 社団法人エルピーガス協会岐阜支部
羽島郡ブロック長 渡辺 安司

災害時における停電復旧に係る応急措置の実施の支障となる障害物等の除去等に関する協定（中部電力パワーグリッド株式会社）

岐南町（以下「甲」という。）と中部電力パワーグリッド株式会社（以下「乙」という。）は、地震、風雪水害その他の災害（以下「災害」という。）が発生した場合に、停電復旧に係る応急措置の実施の支障となる障害物等の除去等に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）（以下「災対法」という。

第64条第2項に基づく停電復旧に係る応急措置の実施の支障となる障害物等の除去等を実施するため、甲乙が協力して円滑に作業に当たれるよう、甲乙間における基本的事項を定め、もって、停電の早期復旧に資することを目的とする。

（適用範囲）

第2条 本協定は、災対法第64条第2項に基づく停電復旧に係る応急措置の実施の支障となるもの（以下「障害物等」という。）の除去その他必要な措置（以下「除去作業」という。）に適用するものとする。

（実施区間）

第3条 実施区間は、停電復旧に係る応急措置の実施に必要な道路として、乙が甲に要請し、要請を受けた甲が指定する道路を対象とする。

（協力依頼）

第4条 乙は、除去作業を実施する必要があると認めるときは、甲に対して当該作業の実施を要請することができる。

2 甲は、前項の要請が正当であると認めるときは、その要請に応じて、除去作業を実施するものとする。ただし、甲は、乙から除去作業の実施が可能であると連絡があった場合は、事前協議の上、当該作業の実施を書面で依頼することができる。

3 前項ただし書において、緊急を要するときは、乙に対する依頼を口頭又は電話等で行うことができる。ただし、除去作業の実施後、遅滞なく前項に基づき依頼手続きを行うものとする。

4 災害等の状況により、応急措置を早期に実施するにあたってやむを得ない場合に限り、乙は甲の区間の指定および協力依頼を待たず、除去作業を実施することができる。ただし、甲の区間の指定および協力依頼を待たずに除去作業を実施した場合は、乙は除去作業の実施後、遅滞なく甲へ報告を行い、同条第2項に基づき依頼手続きを行うものとする。

（連携作業）

第5条 甲および乙は、土砂・雪・倒木・電力設備がともに支障となる場合には、連携して除去作業を実施するものとする。

2 甲は、乙の現場着手等が遅れ、啓開すべき道路の通行に支障をきたすと判断した際は、乙による安全確認を実施した上で、乙に代わり通行の支障となる電力設備等の除去を実施することができることとする。

3 前項の乙による安全確認を実施するため、甲は乙に対し現場の安全について判断でき

る技術員の派遣を要請することとし、乙は速やかに技術員を派遣し電氣的安全措置等を実施することとする。

- 4 第2項の甲による電力設備等の除去にあたっては、乙の技術員立ち合いのもと実施することとする。

（障害物等の保管、土地の一時使用）

第6条 乙は、除去作業を行った際における障害物等の移動先は、甲の指示に従うものとする。

- 2 乙は、応急措置の円滑な実施に必要な場合に限り、障害物等を前項の移動先へ移動する際に、災対法第64条第1項の規定に基づき、他人の土地の一時使用を可能とする。

（完了報告）

第7条 乙は、除去作業が完了した場合は、速やかに履行した措置の内容を書面により甲に報告するものとする。

（費用負担）

第8条 本協定に基づき、除去作業に要した費用は、甲または乙が負担するものとする。

- 2 前項に規定する費用の額、支払方法等については、甲乙が協議して別に定めるものとする。

（損失補償）

第9条 乙は、その責に帰すべき事由により第三者に損害が生じたときは、乙の責任において処理解決に当たるものとする。

- 2 除去作業の実施に起因する障害物等の所有者等との紛争について明らかに乙の責めに帰するもの以外は、甲乙協議の上、解決に当たるものとする。

（連絡体制の確保）

第10条 甲および乙は、災害時に迅速かつ適切に連絡体制を確保できるよう、平素から連絡窓口の情報共有を図るものとする。

- 2 甲および乙は、災害時の各種通信手段途絶に備え、非常時の通信手段確保について協力を行うものとする。

（協定の期間）

第11条 本協定の期間は、協定締結日から令和5年3月31日までとする。

- 2 甲または乙は、前項の協定期間が満了する1か月前までに文書による協定内容の変更又は本協定解除の申し出がない場合は、引き続き同一内容にて1年間ごとに更新するものとし、以後も同様とする。

（その他）

第12条 本協定に定めのない事項、又は本協定に関して疑義が生じた場合は、その都度、甲乙が協議してこれを定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本通2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

7 災害応援協定（民間）に関する資料

令和4年3月25日

甲 羽島郡岐南町八剣7丁目107番地
岐南町
岐南町長 小島 英雄

乙 各務原市那加織田町2丁目89番地
中部電力パワーグリッド株式会社
各務原営業所長 中嶋 恵造

災害時における下水道等管路施設の復旧支援協力に関する協定 (公益社団法人日本下水道管路管理業協会)

岐阜県（以下、「甲」という。）及び市町村（乙1～乙40まで）（以下、乙1～乙40までを総称して「乙」という。）と公益社団法人日本下水道管路管理業協会（以下、「丙」という。）は、甲及び乙の所管する下水道管路及びその他の管路施設（以下、「管路施設」という。）が自然災害により被災した場合（以下、「災害時」という。）における丙の復旧支援協力に関して、次のとおり協定を締結する。また、下水道管路においては、下水道法（昭和33年法律第79号）第15条の2の規定に基づいた協定の締結とする。

（目的）

第1条 この協定は、管路施設に対する災害時被害の拡大防止と被災した管路施設の早期復旧を図ることを目的として、甲又は乙に対する丙の復旧支援協力に関する基本的事項を定める。

（復旧支援協力の定義）

第2条 この協定における丙の復旧支援協力とは、被災した管路施設の応急復旧のために必要な丙による業務（巡視、点検、調査、清掃、修繕）と定義する。

（復旧支援協力の要請）

第3条 甲及び乙の丙に対する復旧支援協力の要請は、第9条に規定する甲の事務局を経由して書面（様式第1）にて行うこととし、甲の事務局は、甲及び乙の支援協力要請をとりまとめたうえで、協力内容を明らかにした書面（様式第2）により、第9条に規定する丙の事務局を通じて行う。ただし、緊急時等でこれによりがたい場合は、甲及び乙自らが丙の事務局へ電話等で要請することができるものとし、この場合は事後においては書面を提出するものとする。

2 丙は、前項による要請があった場合は、丙を構成する会員の中から、支援協力者を書面（様式第3）により甲に通知し、必要な人員・機材等を以って要請された業務を遂行する。但し、災害の状況等やむを得ない事情により、復旧支援協力を実施できない場合においては、この限りではない。

（実施協定の締結及び費用）

第4条 甲又は乙は、丙と業務内容を協議し、速やかに実施協定を締結する。

2 復旧支援協力に係る費用は、支援を受ける甲又は乙の個々による負担とし、それぞれが個々に丙と協議する。

3 丙は、支援業務終了後、実施協定書に基づく費用を甲又は乙に請求するものとする。甲又は乙は丙の請求に応じて、所定の手続きにより費用を支払う。

4 第1項の実施協定締結後に、業務内容の変更が必要な事項が生じた場合には、甲又は乙と丙は協議して実施協定を変更することができる。

（管路施設台帳データの提供）

第5条 甲又は乙は、管路施設の調査に必要な管路施設台帳の図面等をPDF等の電子データとして、丙へ提供するものとする。

2 丙は、甲又は乙から提供を受けた電子データを適切に保管しなければならない。

3 甲又は乙は、管路施設台帳に大幅な変更があった場合など、適宜、最新のデータを丙に提供するものとする。

7 災害応援協定（民間）に関する資料

（管路施設台帳データの開示）

第6条 丙は、甲又は乙から支援要請があった際、支援出動する丙の会員に対し甲又は乙から提供を受けた電子データを開示することができる。

2 支援出動した丙の会員は、甲又は乙から提供を受けた電子データを支援業務並びに必要な報告以外に使用してはならない。

3 甲又は乙と丙の合同訓練を実施する場合も、第1項及び第2項を準用する。

（報告）

第7条 乙は、復旧支援協力が終了したときは、速やかに甲に書面（様式第4）をもって報告する。

（広域の被災）

第8条 甲及び丙は、公益社団法人日本下水道協会が制定した「下水道事業における災害時支援に関するルール」に基づく下水道対策本部が設置された場合には、下水道対策本部による活動を優先する。

（事務局及び連絡体制）

第9条 災害復旧業務の要請及び協力に関する事項の伝達を正確かつ円滑に行うため、甲、乙及び丙はそれぞれ連絡責任者を定めておくものとする。甲及び丙の復旧支援に係る事務局及び連絡体制は、次のとおりとする。

一 甲の事務局は、岐阜県都市建築部下水道課とする。

二 丙の事務局は、公益社団法人日本下水道管路管理業協会中部支部岐阜県部会とする。

三 その他の連絡先については、別表に掲げるとおりとする。

四 連絡先に変更があった場合は、速やかに甲の事務局に連絡し、甲の事務局は別表を変更し、乙及び丙に伝える。

（情報の保護）

第10条 甲、乙及び丙は、この協定による活動を行うため、個人情報及び行政情報を取り扱う場合は、その情報の保護に努めなければならない。

（合同訓練）

第11条 甲、乙及び丙については、必要に応じ、情報伝達訓練等の合同訓練を行う。

2 前項の合同訓練の時期及び内容は、甲、乙及び丙の協議により定める。

（協定の有効期間）

第12条 この協定は、協定の締結の日からその効力を有するものとし、有効期間は令和7年3月31日までとする。

2 甲、乙又は丙から書面による協定終了の意思表示がない限り、さらに1年間その効力を継続することとし、その後も同様とする。

3 前2項にかかわらず、甲、乙又は丙は、締結相手方それぞれとの事前協議を経て、協定を破棄することができる。

（補則）

第13条 この協定に定めのない事項や各条項に疑義が生じたときは、甲、乙及び丙による協議のうえ定める。

- 2 甲、乙又は丙がこの協定の定めに違反した場合には、甲、乙又は丙は、違反した相手方への書面による通告をもってこの協定を廃止することができる。
- 3 本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び丙がそれぞれ記名押印のうえ、各自その1通を保有する。乙は本協定書の写しを保有する。また、乙は、甲に提出する同意書をもって本協定の締結を証する。丙は同意書の写しを保有する。

令和6年2月1日

甲 岐阜県岐阜市藪田南2丁目1番1号
岐阜県知事 古田 肇 印

丙 東京都千代田区岩本町2丁目5番11号
公益社団法人日本下水道管路管理業協会
会 長 長谷川 健司 印

7 災害応援協定（民間）に関する資料

乙1	岐阜県岐阜市司町40番地 1 岐阜市長 柴橋 正直	乙21	岐阜県海津市海津町高須515番地 海津市長 横川 真澄
乙2	岐阜県大垣市丸の内 2丁目29番地 大垣市長 石田 仁	乙22	岐阜県羽島郡岐南町八剣 7丁目107番地 岐南町長 小島 英雄
乙3	岐阜県高山市花岡町 2丁目18番地 高山市長 田中 明	乙23	岐阜県羽島郡笠松町司町 1番地 笠松町長 古田 聖人
乙4	岐阜県多治見市日ノ出町 2丁目15番地 多治見市長 高木 貴行	乙24	岐阜県養老郡養老町高田798番地 養老町長 川地 憲元
乙5	岐阜県関市若草通 3丁目 1番地 関市長 山下 清司	乙25	岐阜県不破郡垂井町宮代2957番地11 垂井町長 早野 博文
乙6	岐阜県中津川市かやの木町 2番 1号 中津川市長 小栗 仁志	乙26	岐阜県不破郡関ヶ原町大字関ヶ原894番地の58 関ヶ原町長 西脇 康世
乙7	岐阜県美濃市1350番地 美濃市長 武藤 鉄弘	乙27	岐阜県安八郡神戸町大字神戸1111番地 神戸町長 藤井 弘之
乙8	岐阜県瑞浪市上平町 1丁目 1番地 瑞浪市長 水野 光二	乙28	岐阜県安八郡輪之内町四郷2530番地 1 輪之内町長 朝倉 和仁
乙9	岐阜県羽島市竹鼻町55番地 羽島市長 松井 聡	乙29	岐阜県安八郡安八町氷取161番地 安八町長 岡田 立
乙10	岐阜県恵那市長島町正家 1丁目 1番地 1 恵那市長 小坂 喬峰	乙30	岐阜県揖斐郡揖斐川町三輪133番地 揖斐川町長 岡部 栄一
乙11	岐阜県美濃加茂市太田町3431番地 1 美濃加茂市長 藤井 浩人	乙31	岐阜県揖斐郡池田町六之井1468番地の 1 池田町長 岡崎 和夫
乙12	岐阜県土岐市土岐津町土岐口2101番地 土岐市長 加藤 淳司	乙32	岐阜県本巣郡北方町長谷川 1丁目 1番地 北方町長 戸部 哲哉
乙13	岐阜県各務原市那加桜町 1丁目69番地 各務原市長 浅野 健司	乙33	岐阜県加茂郡坂祝町取組46番地18 坂祝町長 柴山 佳也
乙14	岐阜県可児市広見 1丁目 1番地 可児市長 富田 成輝	乙34	岐阜県加茂郡富加町滝田1511番地 富加町長 板津 徳次
乙15	岐阜県山県市高木1000番地 1 山県市長 林 宏優	乙35	岐阜県加茂郡川辺町中川辺1518番地 4 川辺町長 佐藤 光宏
乙16	岐阜県瑞穂市別府1288番地 瑞穂市長 森 和之	乙36	岐阜県加茂郡七宗町上麻生2442番地 3 七宗町長 加納 福明
乙17	岐阜県飛騨市古川町本町 2番22号 飛騨市長 都竹 淳也	乙37	岐阜県加茂郡八百津町八百津3903番地 2 八百津町長 金子 政則
乙18	岐阜県本巣市文殊324番地 本巣市長 藤原 勉	乙38	岐阜県加茂郡東白川村神土548番地 東白川村長 今井 俊郎
乙19	岐阜県郡上市八幡町島谷228番地 郡上市長 日置 敏明	乙39	岐阜県可児郡御嵩町御嵩1239番地 1 御嵩町長 渡辺 幸伸
乙20	岐阜県下呂市森960番地 下呂市長 山内 登	乙40	岐阜県大野郡白川村鳩谷517番地 白川村長 成原 茂

様式第 1

第 号
年 月 日

岐阜県都市建築部下水道課 様
(復旧支援協力に係る甲の事務局)

市町村長名 又は 下水道管理者名
(乙の番号等)

管路施設復旧支援協力要請書(乙→甲)

「災害時における下水道等管路施設の復旧支援協力に関する協定」第 3 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり要請します。

1 災害の状況（緊急の場合は概要を記載）

--

2 支援活動日時（緊急の場合は想定内容を記載）

--

3 支援活動場所（緊急の場合は概要を記載）

--

4 支援活動内容

--

5 要請担当者及び連絡先

所 属 :
氏 名 :
固 定 電 話 :
携 帯 電 話 :
F A X :
E-mail 公 用 :
E-mail 携 帯 :

6 その他

--

7 災害応援協定（民間）に関する資料

様式第2

第 年 月 日 号

（公社）日本下水道管路管理業協会 会長 様

岐阜県都市建築部下水道課
（復旧支援協力に係る甲の事務局）

管路施設復旧支援協力要請書（甲→丙）

下記の自治体から、「災害時における下水道等管路施設の復旧支援協力に関する協定」第3条第1項の規定に基づき要請がありましたので、別添のとおり復旧支援協力を要請します。

記

1 復旧支援要請自治体

自治体名	災害の状況	支援活動日時（予定）	支援活動場所	支援活動内容	要請担当者及び連絡先

※複数の自治体からの要請について、本様式を同時に使用できる。

※本表は、復旧支援協力要請自治体数及び要請内容によって適宜変更することができる。

2 甲の事務局の担当者

所 属 :	
氏 名 :	
固 定 電 話 :	
携 帯 電 話 :	
F A X :	
E-mail公用 :	
E-mail携帯 :	

様式第3

第 年 月 日 号

岐阜県都市建築部下水道課 様
（復旧支援協力に係る甲の事務局）

（公社）日本下水道管路管理業協会 会長
[公印省略]

復旧支援協力可能通知

「災害時における下水道等管路施設の復旧支援協力に関する協定」第3条第2項の規定に基づき、次のとおり要請に回答します。

1 災害時維持修繕実施者通知

自治体名	支援活動日時（予定）	担当者氏名（予定） 担当者連絡先	備 考

2 その他

丙の事務局担当者

所 属 : 氏 名 : 固 定 電 話 : 携 帯 電 話 : F A X : E-mail公用 : E-mail携帯 :

7 災害応援協定（民間）に関する資料

様式第 4

第 年 月 日 号

岐阜県都市建築部下水道課 様
（復旧支援協力に係る甲の事務局）

市町村長名 又は 下水道管理者名

管路施設災害支援協力完了報告書

「災害時における下水道等管路施設の復旧支援協力に関する協定」第 7 条の規定に基づき、災害時における管路施設の災害支援協力が完了したことを次の内容のとおり報告します。

施設名					
所在地					
支援の内容					
支援を受けた期間	日時	自	年	月	日 時
		至	年	月	日 時
	期間	日間			
支援協力者					
支援に従事した人数、使用した資機材の種類・数量等					
その他必要な事項					

別表

連絡先

	住所	部署	電話	FAX	E-mail
甲 岐阜県	岐阜県 岐阜市藪田南2丁目1番1号	都市建築部 下水道課	058-272-1111 内線 4763	058-278-2780	c11663@pref.gifu.lg.jp
乙1 岐阜市	岐阜県 岐阜市司町40番地1	上下水道事業部 上下水道事業政策課	058-259-7878 内線 3114	058-259-7522	sui-sei@city.gifu.gifu.jp
乙2 大垣市	岐阜県 大垣市丸の内2丁目29番地	水道部 下水道課	0584-81-4111 内線 2584	0584-81-0981	gesuidouka@city.ogaki.lg.jp
乙3 高山市	岐阜県 高山市花岡町2丁目18番地	水道部 下水道課	0577-35-3150	0577-35-3169	gesuidou@city.takayama.lg.jp
乙4 多治見市	岐阜県 多治見市日ノ出町2丁目15番地	水道部 工事課	0572-22-1111 内線 1251	0572-25-8663	kouji@city.tajimi.lg.jp
乙5 関市	岐阜県 関市若草通3丁目1番地	基盤整備部 下水道課	0575-22-3131 内線 1223	0575-23-7741	gesui@city.seki.lg.jp
乙6 中津川市	岐阜県 中津川市かやの木町2番1号	環境水道部 下水道課	0573-66-1111 内線 522	0573-65-7626	gesui@city.nakatsugawa.lg.jp
乙7 美濃市	岐阜県 美濃市1350番地	建設部 上下水道課	0575-33-1122 内線 130	0575-35-3993	jougesuidou_340@city.mino.lg.jp
乙8 瑞浪市	岐阜県 瑞浪市上平町1丁目1番地	建設部 上下水道課	0572-68-2111 内線 239	0572-68-9859	zyougesui@city.mizunami.lg.jp
乙9 羽島市	岐阜県 羽島市竹鼻町55番地	上下水道部 工務課	058-392-9962	058-391-2100	jogesuido@city.hashima.lg.jp
乙10 恵那市	岐阜県 恵那市長島町正家1丁目1番地1	水道環境部 上下水道課	0573-26-2111 内線 216	0573-25-8204	gesuidou@city.ena.lg.jp
乙11 美濃加茂市	岐阜県 美濃加茂市太田町3431番地1	建設水道部 上下水道課	0574-25-2111 内線 292	0574-27-3763	suido@city.minokamo.lg.jp
乙12 土岐市	岐阜県 土岐市土岐津町土岐口2101番地	建設水道部 上下水道課	0572-54-1111 内線 331	0572-54-1117	gesui@city.toki.lg.jp
乙13 各務原市	岐阜県 各務原市三井東町4丁目32番地	水道部 下水道課	058-383-7114	058-371-3140	gesuidou@city.kakamigahara.lg.jp
乙14 可児市	岐阜県 可児市広見1丁目1番地	水道部 下水道課	0574-62-1111 内線 5112	0574-63-4467	gesuido@city.kani.lg.jp
乙15 山県市	岐阜県 山県市高木1000番地1	水道課	0581-22-6835	0581-22-2116	suido@city.gifu-yamagata.lg.jp
乙16 瑞穂市	岐阜県 瑞穂市宮田300番地2	環境水道部 下水道課	058-327-2114	058-327-2127	gesui@city.mizuho.lg.jp
乙17 飛騨市	岐阜県 飛騨市古川町本町2番22号	環境水道部 水道課下水道係	0577-73-7484	0577-73-7500	suido@city.hida.lg.jp
乙18 本巣市	岐阜県 本巣市三橋1101番地6	上下水道部 上下水道課	058-323-7761 内線 3220	058-323-1158	suido@city.motosu.lg.jp
乙19 郡上市	岐阜県 郡上市八幡町島谷228番地	環境水道部 水道総務課	0575-67-1129 内線 1522	0575-67-1009	suidou@city.gujo.lg.jp
乙20 下呂市	岐阜県 下呂市森960番地	上下水道部 下水道課	0576-52-2460	0576-52-2461	gco000018@city.gero.lg.jp

7 災害応援協定（民間）に関する資料

別表

連絡先

	住所	部署	電話	FAX	E-mail
乙 2 1 海津市	岐阜県 海津市海津町高須515番地	建設水道部 上下水道課	0584-53-1429	0584-53-1598	jogesuido@city.kaizu.lg.jp
乙 2 2 岐南町	岐阜県 羽島郡岐南町八剣7丁目107番地	土木部 上下水道課	058-247-1371	058-214-3221	suidou@town.ginan.lg.jp
乙 2 3 笠松町	岐阜県 羽島郡笠松町司町1番地	水道部 水道課	058-388-1118	058-387-8250	suidou@town.kasamatsu.lg.jp
乙 2 4 養老町	岐阜県 養老郡養老町高田798番地	産業建設部 水道課	0584-32-5082	0584-32-1946	suidou@town.yoro.lg.jp
乙 2 5 垂井町	岐阜県 不破郡垂井町宮代2957番地11	上下水道課	0584-22-7518	0584-22-5180	jogesui@town.tarui.lg.jp
乙 2 6 関ヶ原町	岐阜県 不破郡関ヶ原町大字関ヶ原894番地の58	水道環境課	0584-43-1111 内線 231	0584-43-3122	suikan@town.sekigahara.lg.jp
乙 2 7 神戸町	岐阜県 安八郡神戸町大字神戸1111番地	産業建設部 上下水道課	0584-27-0179 内線 221	0584-27-8224	suidou@town.godo.lg.jp
乙 2 8 輪之内町	岐阜県 安八郡輪之内町四郷2530番地 1	建設課	058-69-3111 内線 165	0584-69-3119	kensetu@town.wanouchi.lg.jp
乙 2 9 安八町	岐阜県 安八郡安八町水取161番地	建設課	0584-64-3111	0584-64-5014	kensetsu@town.anpachi.lg.jp
乙 3 0 揖斐川町	岐阜県 揖斐郡揖斐川町三輪133番地	産業建設部 上下水道課	0585-22-2111 内線 1321	0585-22-4496	gesuidou@town.ibigawa.lg.jp
乙 3 1 池田町	岐阜県 揖斐郡池田町六之井1468番地の1	水道部水道課	0585-45-3111 内線 134、135	0585-45-8314	suido@town.gifu-ikeda.lg.jp
乙 3 2 北方町	岐阜県 本巣郡北方町長谷川1丁目1番地	上下水道課	058-323-1112	058-323-2113	suidou@town.gifu-kitagata.lg.jp
乙 3 3 坂祝町	岐阜県 加茂郡坂祝町取組46番地18	水道環境課	0574-66-2407	0574-27-1808	s-suidou@town.sakahogi.lg.jp
乙 3 4 富加町	岐阜県 加茂郡富加町滝田1511番地	建設課 都市計画係	0574-54-2111 内線 152	0574-54-2461	toshikeikaku-g@town.tomika.gifu.jp
乙 3 5 川辺町	岐阜県 加茂郡川辺町中川辺1518番地 4	上下水道課	0574-53-2511 内線 228	0574-53-2374	suidou@town.gifu-kawabe.lg.jp
乙 3 6 七宗町	岐阜県 加茂郡七宗町上麻生2442番地 3	水道環境課	0574-48-2216	0574-48-1883	suidou@town.hichiso.lg.jp
乙 3 7 八百津町	岐阜県 加茂郡八百津町八百津3903番地 2	水道環境課	0574-43-2111 内線 2124	0574-43-4066	suka@town.yaotsu.lg.jp
乙 3 8 東白川村	岐阜県 加茂郡東白川村神土548番地	建設環境課	0574-78-3111 内線 141	0574-78-3232	507kenka@vill.higashishirakawa.lg.jp
乙 3 9 御嵩町	岐阜県 可児郡御嵩町御嵩1239番地 1	建設部 上下水道課	0574-66-2016	0574-67-1999	ge-seibi@town.mitake.lg.jp
乙 4 0 白川村	岐阜県 大野郡白川村鳩谷517番地	建設課	05769-6-1311 内線 163	05769-6-1709	kensetsu@vill.shirakawa.lg.jp
丙 (公社)日本下 水道 管路管理業協 会 中部支部 岐阜県部会	岐阜県 土岐市泉大島町4丁目15番地の1	岐阜県部会 事務局	0572-55-5762	052-221-7827	c-rose.toki@samba.ocn.ne.jp

災害時における下水道施設等の技術支援協力に関する協定
（公益社団法人全国上下水道コンサルタント協会中部支部）

岐阜県（以下、「甲」という。）及び市町村（乙１～乙４０まで）（以下、乙１～乙４０までを総称して「乙」という。）と公益社団法人全国上下水道コンサルタント協会中部支部（以下、「丙」という。）は、甲及び乙の所管する下水道施設及び集合処理施設（以下、「下水道施設等」という。）が自然災害により被災した場合（以下、「災害時」という。）における丙の技術支援協力に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条 この協定は、下水道施設等に対する災害時被害の拡大防止と被災した下水道施設等の早期復旧を図ることを目的として、甲又は乙に対する丙の技術支援協力に関する基本的事項を定める。

（技術支援協力の定義）

第２条 この協定における丙の技術支援協力とは、丙による支援可能な会員（以下、「支援協力者」という。）の紹介と、支援協力者の中から甲及び乙より選任された会員（以下、「業務実施者」という。）が実施する業務と定義する。

２ 丙は甲又は乙に対する業務実施者及び業務内容について把握する。

（技術支援協力の要請）

第３条 甲及び乙の丙に対する技術支援協力の要請は、第９条に規定する甲の事務局を経由して書面（様式第１）にて行うこととし、甲の事務局は、甲及び乙の支援協力要請をとりまとめたうえで、協力内容を明らかにした書面（様式第２）により、第９条に規定する丙の事務局を通じて行う。ただし、緊急時等でこれによりがたい場合は、甲及び乙自らが丙の事務局へ要請することができる。

２ 丙は、前項による要請があった場合は、速やかに丙を構成する会員の中から、支援協力者を書面（様式第３）により甲に通知する。但し、災害の状況等やむを得ない事情により、会員が技術支援協力を実施できない場合においては、この限りではない。

３ 甲及び乙は、前項による通知を受けた後、支援協力者の中から業務実施者を協議により選任し、甲及び乙は書面（様式第４）により丙に通知する。

（委託契約の締結及び費用）

第４条 甲又は乙は、業務実施者と業務内容を協議し、速やかに業務委託契約を締結する。

２ 技術支援協力に係る費用は、支援を受ける甲又は乙の個々による負担とし、それぞれが個々に業務実施者と協議する。

３ 業務実施者は、支援業務終了後、業務委託契約書に基づく費用を甲又は乙に請求するものとする。甲又は乙は業務実施者の請求に応じて、所定の手続きにより費用を支払う。

４ 第１項の業務委託契約締結後に、契約変更が必要な事項が生じた場合には、甲又は乙と業務実施者は協議して業務委託契約を変更することができる。

（業務の実施）

第５条 業務実施者は、委託契約を締結した業務を速やかに遂行しなければならない。

（報告）

第６条 業務実施者は、技術支援協力が終了したときは、速やかに甲又は乙に書面（様式第５）をもって報告する。

7 災害応援協定（民間）に関する資料

（労災及び損害補償など）

第7条 支援業務において、労働災害等が発生した場合は、業務実施者の労災保険を適用する。

2 技術支援協力の実施に伴い、甲、乙及び業務実施者の責に帰さない理由により、第三者に損害を及ぼした場合、又は業務実施者等に損害が生じた場合は、業務実施者は、その事実の発生後速やかに、その状況を書面により甲又は乙に報告しなければならない。その措置について、甲又は乙及び業務実施者は協議して定めるものとする。

3 業務実施者が行った技術支援協力において、委託契約の内容に適合しない箇所がある場合、甲又は乙及び業務実施者が協議し、対応措置を定める。

（広域の被災）

第8条 甲及び丙は、公益社団法人日本下水道協会が制定した「下水道事業における災害時支援に関するルール」に基づく下水道対策本部が設置された場合には、当該下水道対策本部に関わる支援活動への対応方針について協議し、決定する。

（事務局及び連絡体制）

第9条 災害復旧業務の要請及び協力に関する事項の伝達を正確かつ円滑に行うため、甲、乙及び丙はそれぞれ連絡責任者を定めておくものとする。甲及び丙の技術支援に係る事務局及び連絡体制は、次のとおりとする。

一 甲の事務局は、岐阜県都市建築部下水道課とする。

二 丙の事務局は、公益社団法人全国上下水道コンサルタント協会中部支部とする。

三 その他の連絡先については、別表に掲げるとおりとする。

四 連絡先に変更があった場合は、速やかに甲の事務局に連絡し、甲の事務局は別表を変更し、乙及び丙に伝える。

（情報の保護）

第10条 甲、乙、丙及び業務実施者は、この協定による活動を行うため、個人情報及び行政情報を取り扱う場合は、その情報の保護に努めなければならない。

（合同訓練）

第11条 甲、乙及び丙については、必要に応じ、情報伝達訓練等の合同訓練を行う。

2 前項の合同訓練の時期及び内容は、甲、乙及び丙の協議により定める。

（協定の有効期間）

第12条 この協定は、協定の締結の日からその効力を有するものとし、有効期間は令和7年3月31日までとする。

2 甲、乙又は丙から書面による協定終了の意思表示がない限り、さらに1年間その効力を継続することとし、その後も同様とする。

3 前2項にかかわらず、甲、乙又は丙は、締結相手方それぞれとの事前協議を経て、協定を破棄することができる。

（補則）

第13条 この協定に定めのない事項や各条項に疑義が生じたときは、甲、乙及び丙による協議のうえ定める。

2 本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び丙がそれぞれ記名押印のうえ、各自その1通を保有する。乙は本協定書の写しを保有する。また、乙は、甲に提出する同意書をもって本協定の締結を証する。丙は同意書の写しを保有する。

令和6年2月1日

甲 岐阜県岐阜市藪田南2丁目1番1号
岐阜県知事 古田 肇 印

丙 愛知県名古屋市中区錦1丁目8番6号
公益社団法人全国上下水道コンサルタント協会中部支部
中部支部長 庄村 昌明 印

7 災害応援協定（民間）に関する資料

乙1	岐阜県岐阜市司町40番地 1 岐阜市長 柴橋 正直	乙21	岐阜県海津市海津町高須515番地 海津市長 横川 真澄
乙2	岐阜県大垣市丸の内 2丁目29番地 大垣市長 石田 仁	乙22	岐阜県羽島郡岐南町八剣 7丁目107番地 岐南町長 小島 英雄
乙3	岐阜県高山市花岡町 2丁目18番地 高山市長 田中 明	乙23	岐阜県羽島郡笠松町司町 1番地 笠松町長 古田 聖人
乙4	岐阜県多治見市日ノ出町 2丁目15番地 多治見市長 高木 貴行	乙24	岐阜県養老郡養老町高田798番地 養老町長 川地 憲元
乙5	岐阜県関市若草通 3丁目 1番地 関市長 山下 清司	乙25	岐阜県不破郡垂井町宮代2957番地11 垂井町長 早野 博文
乙6	岐阜県中津川市かやの木町 2番 1号 中津川市長 小栗 仁志	乙26	岐阜県不破郡関ヶ原町大字関ヶ原894番地の58 関ヶ原町長 西脇 康世
乙7	岐阜県美濃市1350番地 美濃市長 武藤 鉄弘	乙27	岐阜県安八郡神戸町大字神戸1111番地 神戸町長 藤井 弘之
乙8	岐阜県瑞浪市上平町 1丁目 1番地 瑞浪市長 水野 光二	乙28	岐阜県安八郡輪之内町四郷2530番地 1 輪之内町長 朝倉 和仁
乙9	岐阜県羽島市竹鼻町55番地 羽島市長 松井 聡	乙29	岐阜県安八郡安八町氷取161番地 安八町長 岡田 立
乙10	岐阜県恵那市長島町正家 1丁目 1番地 1 恵那市長 小坂 喬峰	乙30	岐阜県揖斐郡揖斐川町三輪133番地 揖斐川町長 岡部 栄一
乙11	岐阜県美濃加茂市太田町3431番地 1 美濃加茂市長 藤井 浩人	乙31	岐阜県揖斐郡池田町六之井1468番地の 1 池田町長 岡崎 和夫
乙12	岐阜県土岐市土岐津町土岐口2101番地 土岐市長 加藤 淳司	乙32	岐阜県本巣郡北方町長谷川 1丁目 1番地 北方町長 戸部 哲哉
乙13	岐阜県各務原市那加桜町 1丁目69番地 各務原市長 浅野 健司	乙33	岐阜県加茂郡坂祝町取組46番地18 坂祝町長 柴山 佳也
乙14	岐阜県可児市広見 1丁目 1番地 可児市長 富田 成輝	乙34	岐阜県加茂郡富加町滝田1511番地 富加町長 板津 徳次
乙15	岐阜県山県市高木1000番地 1 山県市長 林 宏優	乙35	岐阜県加茂郡川辺町中川辺1518番地 4 川辺町長 佐藤 光宏
乙16	岐阜県瑞穂市別府1288番地 瑞穂市長 森 和之	乙36	岐阜県加茂郡七宗町上麻生2442番地 3 七宗町長 加納 福明
乙17	岐阜県飛騨市古川町本町 2番22号 飛騨市長 都竹 淳也	乙37	岐阜県加茂郡八百津町八百津3903番地 2 八百津町長 金子 政則
乙18	岐阜県本巣市文殊324番地 本巣市長 藤原 勉	乙38	岐阜県加茂郡東白川村神土548番地 東白川村長 今井 俊郎
乙19	岐阜県郡上市八幡町島谷228番地 郡上市長 日置 敏明	乙39	岐阜県可児郡御嵩町御嵩1239番地 1 御嵩町長 渡辺 幸伸
乙20	岐阜県下呂市森960番地 下呂市長 山内 登	乙40	岐阜県大野郡白川村鳩谷517番地 白川村長 成原 茂

様式第 1

第 号
年 月 日

岐阜県都市建築部下水道課 様
(技術支援協力に係る甲の事務局)

市町村長名 又は 下水道管理者名
(乙の番号等)

下水道施設等技術支援協力要請書(乙→甲)

「災害時における下水道等施設等の技術支援協力に関する協定」第 3 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり要請します。

1 災害の状況（緊急の場合は概要を記載）

--

2 支援活動日時（緊急の場合は想定内容を記載）

--

3 支援活動場所（緊急の場合は概要を記載）

--

4 支援活動内容

--

5 要請担当者及び連絡先

所 属 :	
氏 名 :	
固 定 電 話 :	
携 帯 電 話 :	
F A X :	
E-mail 公 用 :	
E-mail 携 帯 :	

6 その他

--

7 災害応援協定（民間）に関する資料

様式第2

第 年 月 日 号

（公社）全国上下水道コンサルタント協会
中部支部 支部長 様

岐阜県都市建築部下水道課
（復旧支援協力に係る甲の事務局）

下水道施設等技術支援協力要請書（甲→丙）

下記の自治体から、「災害時における下水道施設等の技術支援協力に関する協定」第3条第1項の規定に基づき要請がありましたので、別添のとおり技術支援協力を要請します。

記

1 復旧支援要請自治体

自治体名	災害の状況	支援活動日時（予定）	支援活動場所	支援活動内容	要請担当者及び連絡先

※複数の自治体からの要請について、本様式を同時に使用できる。

※本表は、復旧支援協力要請自治体数及び要請内容によって適宜変更することができる。

2 甲の事務局の担当者

所 属 :
氏 名 :
固 定 電 話 :
携 帯 電 話 :
F A X :
E-mail公用 :
E-mail携帯 :

様式第3

第 号
年 月 日

岐阜県都市建築部下水道課 様
(技術支援協力に係る甲の事務局)

(公社) 全国上下水道コンサルタント協会
中部支部 支部長 印
(技術支援協力に係る丙の事務局)

技術支援協力可能企業通知

「災害時における下水道施設等の技術支援協力に関する協定」第3条第2項の規定に基づき、次のとおり要請に回答します。

1 業務実施者通知

自治体名	企業名	支援活動日時(予定)	業務担当者(予定)

2 その他

丙の事務局担当者

所 属 : 氏 名 : 固 定 電 話 : 携 帯 電 話 : F A X : E-mail公用 : E-mail携帯 :

7 災害応援協定（民間）に関する資料

様式第 4

第 年 月 日 号

（公社）全国上下水道コンサルタント協会
中部支部 支部長 様
（技術支援協力に係る丙の事務局）

岐阜県都市建築部下水道課
（技術支援協力に係る甲の事務局）

技術支援協力要請回答書

「災害時における下水道施設等の技術支援協力に関する協定」第 3 条第 3 項の規定に基づき次のとおり業務実施者を選任しましたので、通知します。

1 業務実施者通知

自治体名	業務実施者	備 考

様式第 5

第 年 月 日 号

〇〇〇 様
(被災自治体 乙〇)

業務実施者（施会社） 印

下水道技術支援協力報告書

「災害時における下水道施設等の技術支援協力に関する協定」第 6 条の規定に基づき、支援協力内容を次のとおり報告します。

施設名					
所在地					
応急対策業務の内容					
応急対策業務に従事した日時及び時間	日時	自	年	月	日 時
		至	年	月	日 時
	期間	日間			
支援協力者					
従事した技術者の人数、使用した資機材の種類・数量等					
その他必要な事項					

7 災害応援協定（民間）に関する資料

別表

連絡先

	住所	部署	電話	FAX	E-mail
甲 岐阜県	岐阜県 岐阜市藪田南2丁目1番1号	都市建設部 下水道課	058-272-1111 内線 4763	058-278-2780	c11663@pref.gifu.lg.jp
乙1 岐阜市	岐阜県 岐阜市司町40番地1	上下水道事業部 上下水道事業政策課	058-259-7878 内線 3114	058-259-7522	sui-sei@city.gifu.gifu.jp
乙2 大垣市	岐阜県 大垣市丸の内2丁目29番地	水道部 下水道課	0584-81-4111 内線 2584	0584-81-0981	gesuidouka@city.ogaki.lg.jp
乙3 高山市	岐阜県 高山市花岡町2丁目18番地	水道部 下水道課	0577-35-3150	0577-35-3169	gesuidou@city.takayama.lg.jp
乙4 多治見市	岐阜県 多治見市日ノ出町2丁目15番地	水道部 工事課	0572-22-1111 内線 1251	0572-25-8663	kouji@city.tajimi.lg.jp
乙5 関市	岐阜県 関市若草通3丁目1番地	基盤整備部 下水道課	0575-22-3131 内線 1223	0575-23-7741	gesui@city.seki.lg.jp
乙6 中津川市	岐阜県 中津川市かやの木町2番1号	環境水道部 下水道課	0573-66-1111 内線 522	0573-65-7626	gesui@city.nakatsugawa.lg.jp
乙7 美濃市	岐阜県 美濃市1350番地	建設部 上下水道課	0575-33-1122 内線 130	0575-35-3993	jougesuidou_340@city.mino.lg.jp
乙8 瑞浪市	岐阜県 瑞浪市上平町1丁目1番地	建設部 上下水道課	0572-68-2111 内線 239	0572-68-9859	zyougesui@city.mizunami.lg.jp
乙9 羽島市	岐阜県 羽島市竹鼻町55番地	上下水道部 工務課	058-392-9962	058-391-2100	jogesuido@city.hashima.lg.jp
乙10 恵那市	岐阜県 恵那市長島町正家1丁目1番地1	水道環境部 上下水道課	0573-26-2111 内線 216	0573-25-8204	gesuidou@city.ena.lg.jp
乙11 美濃加茂市	岐阜県 美濃加茂市太田町3431番地1	建設水道部 上下水道課	0574-25-2111 内線 292	0574-27-3763	suido@city.minokamo.lg.jp
乙12 土岐市	岐阜県 土岐市土岐津町土岐口2101番地	建設水道部 上下水道課	0572-54-1111 内線 331	0572-54-1117	gesui@city.toki.lg.jp
乙13 各務原市	岐阜県 各務原市三井東町4丁目32番地	水道部 下水道課	058-383-7114	058-371-3140	gesuidou@city.kakamigahara.lg.jp
乙14 可児市	岐阜県 可児市広見1丁目1番地	水道部 下水道課	0574-62-1111 内線 5112	0574-63-4467	gesuido@city.kani.lg.jp
乙15 山県市	岐阜県 山県市高木1000番地1	水道課	0581-22-6835	0581-22-2116	suido@city.gifu-yamagata.lg.jp
乙16 瑞穂市	岐阜県 瑞穂市宮田300番地2	環境水道部 下水道課	058-327-2114	058-327-2127	gesui@city.mizuho.lg.jp
乙17 飛騨市	岐阜県 飛騨市古川町本町2番22号	環境水道部 水道課下水道係	0577-73-7484	0577-73-7500	suido@city.hida.lg.jp
乙18 本巣市	岐阜県 本巣市三橋1101番地6	上下水道部 上下水道課	058-323-7761 内線 3220	058-323-1158	suido@city.motosu.lg.jp
乙19 郡上市	岐阜県 郡上市八幡町島谷228番地	環境水道部 水道総務課	0575-67-1129 内線 1522	0575-67-1009	suidou@city.gujo.lg.jp
乙20 下呂市	岐阜県 下呂市森960番地	上下水道部 下水道課	0576-52-2460	0576-52-2461	gco000018@city.gero.lg.jp

別表

連絡先

	住所	部署	電話	FAX	E-mail
乙 2 1 海津市	岐阜県 海津市海津町高須515番地	建設水道部 上下水道課	0584-53-1429	0584-53-1598	jogesuido@city.kaizu.lg.jp
乙 2 2 岐南町	岐阜県 羽島郡岐南町八剣7丁目107番地	土木部 上下水道課	058-247-1371	058-214-3221	suidou@town.ginan.lg.jp
乙 2 3 笠松町	岐阜県 羽島郡笠松町司町1番地	水道部 水道課	058-388-1118	058-387-8250	suidou@town.kasamatsu.lg.jp
乙 2 4 養老町	岐阜県 養老郡養老町高田798番地	産業建設部 水道課	0584-32-5082	0584-32-1946	suidou@town.yoro.lg.jp
乙 2 5 垂井町	岐阜県 不破郡垂井町宮代2957番地11	上下水道課	0584-22-7518	0584-22-5180	jogesui@town.tarui.lg.jp
乙 2 6 関ヶ原町	岐阜県 不破郡関ヶ原町大字関ヶ原894番地の58	水道環境課	0584-43-1111 内線 231	0584-43-3122	suikan@town.sekigahara.lg.jp
乙 2 7 神戸町	岐阜県 安八郡神戸町大字神戸1111番地	産業建設部 上下水道課	0584-27-0179 内線 221	0584-27-8224	suidou@town.godo.lg.jp
乙 2 8 輪之内町	岐阜県 安八郡輪之内町四郷2530番地 1	建設課	058-69-3111 内線 165	0584-69-3119	kensetu@town.wanouchi.lg.jp
乙 2 9 安八町	岐阜県 安八郡安八町水取161番地	建設課	0584-64-3111	0584-64-5014	kensetsu@town.anpachi.lg.jp
乙 3 0 揖斐川町	岐阜県 揖斐郡揖斐川町三輪133番地	産業建設部 上下水道課	0585-22-2111 内線 1321	0585-22-4496	gesuidou@town.ibigawa.lg.jp
乙 3 1 池田町	岐阜県 揖斐郡池田町六之井1468番地の1	水道部水道課	0585-45-3111 内線 134、135	0585-45-8314	suido@town.gifu-ikeda.lg.jp
乙 3 2 北方町	岐阜県 本巣郡北方町長谷川1丁目1番地	上下水道課	058-323-1112	058-323-2113	suidou@town.gifu-kitagata.lg.jp
乙 3 3 坂祝町	岐阜県 加茂郡坂祝町取組46番地18	水道環境課	0574-66-2407	0574-27-1808	s-suidou@town.sakahogi.lg.jp
乙 3 4 富加町	岐阜県 加茂郡富加町滝田1511番地	建設課 都市計画係	0574-54-2111 内線 152	0574-54-2461	toshikeikaku-g@town.tomika.gifu.jp
乙 3 5 川辺町	岐阜県 加茂郡川辺町中川辺1518番地 4	上下水道課	0574-53-2511 内線 228	0574-53-2374	suidou@town.gifu-kawabe.lg.jp
乙 3 6 七宗町	岐阜県 加茂郡七宗町上麻生2442番地 3	水道環境課	0574-48-2216	0574-48-1883	suidou@town.hichiso.lg.jp
乙 3 7 八百津町	岐阜県 加茂郡八百津町八百津3903番地 2	水道環境課	0574-43-2111 内線 2124	0574-43-4066	suka@town.yaotsu.lg.jp
乙 3 8 東白川村	岐阜県 加茂郡東白川村神土548番地	建設環境課	0574-78-3111 内線 141	0574-78-3232	507kenka@vill.higashishirakawa.lg.jp
乙 3 9 御嵩町	岐阜県 可児郡御嵩町御嵩1239番地 1	建設部 上下水道課	0574-66-2016	0574-67-1999	ge-seibi@town.mitake.lg.jp
乙 4 0 白川村	岐阜県 大野郡白川村鳩谷517番地	建設課	05769-6-1311 内線 163	05769-6-1709	kensetsu@vill.shirakawa.lg.jp
丙 (公社)日本下 水道 管路管理業協 会 中部支部 岐阜県部会	岐阜県 土岐市泉大島町4丁目15番地の1	岐阜県部会 事務局	0572-55-5762	052-221-7827	c-rose.toki@samba.ocn.ne.jp

災害時における下水道施設等の災害支援協力に関する協定
（岐阜県環境整備事業協同組合）

岐阜県（以下、「甲」という。）及び市町村（乙1～乙40まで）（以下、乙1～乙40までを総称して「乙」という。）と岐阜県環境整備事業協同組合（以下、「丙」という。）は、甲及び乙の所管する下水道施設及び集合処理施設、それらに接続する管路施設（以下、「下水道施設等」という。）が自然災害により被災した場合（以下、「災害時」という。）における丙が行う下水道施設等の復旧支援協力に関して、次のとおり協定を締結する。また、下水道施設においては、下水道法（昭和33年法律第79号）第15条の2の規定に基づいた協定の締結とする。

（目的）

第1条 この協定は、下水道施設等に対する災害時被害の拡大防止と被災した下水道施設等の迅速な復旧を図り、生活環境の悪化又は公共用水域の水質の悪化を防止することを目的として、甲又は乙に対する丙の災害支援に関する基本的事項を定める。

（協定施設）

第2条 この協定の対象となる下水道施設等は、管路施設及び別記（甲、乙1～乙40）に掲げるものとする。

（復旧支援協力の定義）

第3条 この協定における丙の災害支援協力とは、被災した下水道施設等の復旧のために必要な丙による業務（巡視、点検、清掃、修繕）と定義する。

（復旧支援協力の要請）

第4条 甲及び乙の丙に対する災害支援の要請は、第8条に規定する甲の事務局を經由して書面（様式第1）にて行うこととし、甲の事務局は、甲及び乙の災害支援要請をとりまとめたうえで、協力内容を明らかにした書面（様式第2）により、第8条に規定する丙の事務局を通じて行う。ただし、緊急時等でこれによりがたい場合は、甲及び乙自らが丙の事務局へ電話等で要請することができるものとし、この場合は事後においては書面を提出するものとする。

2 丙は、前項による要請があった場合は、丙を構成する会員の中から、支援協力者を書面（様式第3）により甲に通知し、必要な人員・機材等を以って要請された業務を遂行する。但し、災害の状況等やむを得ない事情により、復旧支援協力を実施できない場合においては、この限りではない。

（実施協定の締結及び費用）

第5条 甲又は乙は、丙と業務内容を協議し、速やかに実施協定を締結する。

2 災害支援に係る費用は、支援を受ける甲又は乙の個々による負担とし、それぞれが個々に丙と協議する。

3 丙は、支援業務終了後、実施協定書に基づく費用を甲又は乙に請求するものとする。甲又は乙は丙の請求に応じて、所定の手続きにより費用を支払う。

4 第1項の実施協定締結後に、業務内容の変更が必要な事項が生じた場合には、甲又は乙と丙は協議して実施協定を変更することができる。

（復旧支援協力の実施）

第6条 丙は、委託契約を締結した業務を速やかに遂行しなければならない。

（報告）

第7条 乙は、復旧支援協力が終了したときは、速やかに甲に書面（様式第4）をもって報告する。

（事務局及び連絡体制）

第8条 災害復旧業務の要請及び協力に関する事項の伝達を正確かつ円滑に行うため、甲、乙及び丙はそれぞれ連絡責任者を定めておくものとする。甲及び丙の災害支援に係る事務局及び連絡体制は、次のとおりとする。

- 一 甲の事務局は、岐阜県都市建築部下水道課とする。
- 二 丙の事務局は、岐阜県環境整備事業協同組合災害支援事務局とする。
- 三 その他の連絡先については、別表に掲げるとおりとする。
- 四 連絡先に変更があった場合は、速やかに甲の事務局に連絡し、甲の事務局は別表を変更し、乙及び丙に伝える。

（情報の保護）

第9条 甲、乙及び丙は、この協定による活動を行うため、個人情報及び行政情報を取り扱う場合は、その情報の保護に努めなければならない。

（合同訓練）

第10条 甲、乙及び丙については、必要に応じ、情報伝達訓練等の合同訓練を行う。

- 2 前項の合同訓練の時期及び内容は、甲、乙及び丙の協議により定める。

（協定の有効期間）

第11条 この協定は、協定の締結の日からその効力を有するものとし、有効期間は令和7年3月31日までとする。

- 2 甲、乙又は丙から書面による協定終了の意思表示がない限り、さらに1年間その効力を継続することとし、その後も同様とする。
- 3 前2項にかかわらず、甲、乙又は丙は、締結相手方それぞれとの事前協議を経て、協定を破棄することができる。

（補則）

第12条 この協定に定めのない事項や各条項に疑義が生じたときは、甲、乙及び丙による協議のうえ定める。

- 2 甲、乙又は丙がこの協定の定めに違反した場合においては、甲、乙又は丙は、違反した相手方への書面による通告をもってこの協定を廃止することができる。
- 3 本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び丙がそれぞれ記名押印のうえ、各自その1通を保有する。乙は本協定書の写しを保有する。また、乙は、甲に提出する同意書をもって本協定の締結を証する。丙は同意書の写しを保有する。

7 災害応援協定（民間）に関する資料

令和6年2月1日

甲 岐阜県岐阜市藪田南2丁目1番1号
岐阜県知事 古田 肇 印

丙 岐阜県岐阜市六条大溝4丁目13番6号
岐阜県環境整備事業協同組合
理事長 田中 剛 印

乙1 岐阜県岐阜市司町40番地 1 岐阜市長 柴橋 正直	乙21 岐阜県海津市海津町高須515番地 海津市長 横川 真澄
乙2 岐阜県大垣市丸の内2丁目29番地 大垣市長 石田 仁	乙22 岐阜県羽島郡岐南町八剣7丁目107番地 岐南町長 小島 英雄
乙3 岐阜県高山市花岡町2丁目18番地 高山市長 田中 明	乙23 岐阜県羽島郡笠松町司町1番地 笠松町長 古田 聖人
乙4 岐阜県多治見市日ノ出町2丁目15番地 多治見市長 高木 貴行	乙24 岐阜県養老郡養老町高田798番地 養老町長 川地 憲元
乙5 岐阜県関市若草通3丁目1番地 関市長 山下 清司	乙25 岐阜県不破郡垂井町宮代2957番地11 垂井町長 早野 博文
乙6 岐阜県中津川市かやの木町2番1号 中津川市長 小栗 仁志	乙26 岐阜県不破郡関ヶ原町大字関ヶ原894番地の58 関ヶ原町長 西脇 康世
乙7 岐阜県美濃市1350番地 美濃市長 武藤 鉄弘	乙27 岐阜県安八郡神戸町大字神戸1111番地 神戸町長 藤井 弘之
乙8 岐阜県瑞浪市上平町1丁目1番地 瑞浪市長 水野 光二	乙28 岐阜県安八郡輪之内町四郷2530番地1 輪之内町長 朝倉 和仁
乙9 岐阜県羽島市竹鼻町55番地 羽島市長 松井 聡	乙29 岐阜県安八郡安八町氷取161番地 安八町長 岡田 立
乙10 岐阜県恵那市長島町正家1丁目1番地1 恵那市長 小坂 喬峰	乙30 岐阜県揖斐郡揖斐川町三輪133番地 揖斐川町長 岡部 栄一
乙11 岐阜県美濃加茂市太田町3431番地1 美濃加茂市長 藤井 浩人	乙31 岐阜県揖斐郡池田町六之井1468番地の1 池田町長 岡崎 和夫
乙12 岐阜県土岐市土岐津町土岐口2101番地 土岐市長 加藤 淳司	乙32 岐阜県本巣郡北方町長谷川1丁目1番地 北方町長 戸部 哲哉
乙13 岐阜県各務原市那加桜町1丁目69番地 各務原市長 浅野 健司	乙33 岐阜県加茂郡坂祝町取組46番地18 坂祝町長 柴山 佳也
乙14 岐阜県可児市広見1丁目1番地 可児市長 富田 成輝	乙34 岐阜県加茂郡富加町滝田1511番地 富加町長 板津 徳次
乙15 岐阜県山県市高木1000番地1 山県市長 林 宏優	乙35 岐阜県加茂郡川辺町中川辺1518番地4 川辺町長 佐藤 光宏
乙16 岐阜県瑞穂市別府1288番地 瑞穂市長 森 和之	乙36 岐阜県加茂郡七宗町上麻生2442番地3 七宗町長 加納 福明
乙17 岐阜県飛騨市古川町本町2番22号 飛騨市長 都竹 淳也	乙37 岐阜県加茂郡八百津町八百津3903番地2 八百津町長 金子 政則
乙18 岐阜県本巣市文殊324番地 本巣市長 藤原 勉	乙38 岐阜県加茂郡東白川村神土548番地 東白川村長 今井 俊郎
乙19 岐阜県郡上市八幡町島谷228番地 郡上市長 日置 敏明	乙39 岐阜県可児郡御嵩町御嵩1239番地1 御嵩町長 渡辺 幸伸
乙20 岐阜県下呂市森960番地 下呂市長 山内 登	乙40 岐阜県大野郡白川村鳩谷517番地 白川村長 成原 茂

7 災害応援協定（民間）に関する資料

別記（甲）

自治体名	施設名	種別	備考
岐阜県（甲）	岐阜県各務原浄化センター	終末処理場	下水道
	長森ポンプ場	ポンプ場〔汚水〕	下水道
	岐南ポンプ場	ポンプ場〔汚水〕	下水道
	川島ポンプ場	ポンプ場〔汚水〕	下水道
	兼山ポンプ場	ポンプ場〔汚水〕	下水道

別記（乙１）

自治体名	施設名	種別	備考
岐阜市（乙１）	中部プラント	終末処理場	下水道
	南部プラント	終末処理場	下水道
	北部プラント	終末処理場	下水道
	北西部プラント	終末処理場	下水道
	須賀ポンプ場	ポンプ場〔汚水〕	下水道
	則武ポンプ場	ポンプ場〔汚水〕	下水道

別記（乙２）

自治体名	施設名	種別	備考
大垣市（乙２）	大垣市浄化センター	終末処理場	下水道
	大垣市 上石津北部浄化センター	終末処理場	下水道
	大垣市 上石津中部浄化センター	終末処理場	下水道
	大垣市墨俣浄化センター	終末処理場	下水道
	大垣市本今ポンプ場	ポンプ場〔汚水〕	下水道
	大垣市外渕ポンプ場	ポンプ場〔汚水〕	下水道
	大垣市 上石津西山浄化センター	農業集落排水施設	
	大垣市 上石津南部浄化センター	農業集落排水施設	
	大垣市 上石津平井処理場	小規模集合排水処理施設	

別記（乙3）

自治体名	施設名	種別	備考
高山市（乙3）	高山市下水道センター	終末処理場	下水道
	高山市荘川浄化センター	終末処理場	下水道
	高山市久々野浄化センター	終末処理場	下水道
	高山市朝日浄化センター	終末処理場	下水道
	高山市国府浄化センター	終末処理場	下水道
	高山市宇津江浄化センター	終末処理場	下水道
	高山市平湯浄化センター	終末処理場	下水道
	高山市新平湯浄化センター	終末処理場	下水道
	高山市本郷浄化センター	終末処理場	下水道
	高山市栃尾浄化センター	終末処理場	下水道
	下切中継ポンプ場	ポンプ場〔汚水〕	下水道
	生井地区 農業集落排水処理施設	農業集落排水施設	
	滝地区 農業集落排水処理施設	農業集落排水施設	
	岩井地区 農業集落排水処理施設	農業集落排水施設	
	丹生川中央地区 農業集落排水処理施設	農業集落排水施設	
	桐山地区 農業集落排水処理施設	農業集落排水施設	
	板殿地区 農業集落排水処理施設	農業集落排水施設	
	大萱地区 農業集落排水処理施設	農業集落排水施設	
	北平地区 農業集落排水処理施設	農業集落排水施設	
	坊方地区 農業集落排水処理施設	農業集落排水施設	
	細下地区 農業集落排水処理施設	農業集落排水施設	
	折敷地地区 農業集落排水処理施設	農業集落排水施設	
	旗鉾地区 農業集落排水処理施設	農業集落排水施設	
	三日町地区 農業集落排水処理施設	農業集落排水施設	
	大原地区 農業集落排水処理施設	農業集落排水施設	
	野々俣地区 農業集落排水処理施設	農業集落排水施設	
	六厩地区 農業集落排水施設	農業集落排水施設	

7 災害応援協定（民間）に関する資料

	農業集落排水処理施設		
	柳島地区 農業集落排水処理施設	農業集落排水施設	
	久々野東部地区 農業集落排水処理施設	農業集落排水施設	
	秋神地区 農業集落排水処理施設	農業集落排水施設	
	名張地区 農業集落排水処理施設	農業集落排水施設	
	桐谷地区 農業集落排水処理施設	農業集落排水施設	
	富士地区 農業集落排水処理施設	農業集落排水施設	
	見座地区 農業集落排水処理施設	農業集落排水施設	
	長倉地区 農業集落排水処理施設	農業集落排水施設	
	柏原地区 簡易排水処理施設	簡易排水施設	
	上小鳥地区 簡易排水処理施設	簡易排水施設	
	坂下地区 簡易排水処理施設	簡易排水施設	
	鼠餅地区 簡易排水処理施設	簡易排水施設	
	数河地区 小規模集合排水処理施設	小規模集合排水処理施設	
	大萱団地地区 小規模集合排水処理施設	小規模集合排水処理施設	
	東さくら台地区 小規模集合排水処理施設	小規模集合排水処理施設	
	渚地区 小規模集合排水処理施設	小規模集合排水処理施設	
	西洞地区 小規模集合排水処理施設	小規模集合排水処理施設	
	二又地区 小規模集合排水処理施設	小規模集合排水処理施設	
	橋戸地区 小規模集合排水処理施設	小規模集合排水処理施設	
	西門前地区 小規模集合排水処理施設	小規模集合排水処理施設	
	中山地区 小規模集合排水処理施設	小規模集合排水処理施設	
	岩滝集合個別排水	個別排水処理施設	
	その他の個別排水 [55箇所]	個別排水処理施設	

別記（乙4）

自治体名	施設名	種別	備考
多治見市(乙4)	池田下水処理場	終末処理場	下水道
	市之倉下水処理場	終末処理場	下水道

7 災害応援協定（民間）に関する資料

	笠原下水処理場	終末処理場	下水道
	下沢汚水中継ポンプ場	ポンプ場 [汚水]	下水道
	共栄汚水中継ポンプ場	ポンプ場 [汚水]	下水道
	虎溪汚水中継ポンプ場	ポンプ場 [汚水]	下水道
	姫第一汚水中継ポンプ場	ポンプ場 [汚水]	下水道
	姫第二汚水中継ポンプ場	ポンプ場 [汚水]	下水道
	笠原川右岸ポンプ場	ポンプ場 [合流管]	下水道
	土岐川左岸ポンプ場	ポンプ場 [合流管]	下水道
	土岐川右岸ポンプ場	ポンプ場 [合流管]	下水道
	つづはらクリーンセンター	農業集落排水施設	
	月見センター	し尿処理場	

別記（乙5）

自治体名	施設名	種別	備考
関市（乙5）	関市浄化センター	終末処理場	下水道
	田原処理場	終末処理場	下水道
	白金処理場	終末処理場	下水道
	広見処理場	終末処理場	下水道
	武芸川浄化センター	終末処理場	下水道
	洞戸浄化センター	終末処理場	下水道
	上之保浄化センター	終末処理場	下水道
	重竹中継ポンプ場	ポンプ場 [汚水]	下水道
	稲河中継ポンプ場	ポンプ場 [汚水]	下水道
	小屋名中継ポンプ場	ポンプ場 [汚水]	下水道
	下迫間処理場	農業集落排水施設	
	千疋処理場	農業集落排水施設	
	保戸島処理場	農業集落排水施設	
	上迫間処理場	農業集落排水施設	
	志津野処理場	農業集落排水施設	
	神野処理場	農業集落排水施設	
	西神野処理場	農業集落排水施設	
	殿村・上野処理場	農業集落排水施設	
	富之保処理場	農業集落排水施設	
	中之保処理場	農業集落排水施設	

7 災害応援協定（民間）に関する資料

	武儀中央処理場	農業集落排水施設	
	下之保処理場	農業集落排水施設	
	西洞処理場	農業集落排水施設	
	鳥屋市・行合処理場	農業集落排水施設	
	明ヶ島処理場	農業集落排水施設	
	洞戸東部処理場	農業集落排水施設	
	白谷処理場	農業集落排水施設	
	中切処理場	農業集落排水施設	
	三友処理場	農業集落排水施設	
	板取中央処理場	農業集落排水施設	
	岩本処理場	農業集落排水施設	
	千疋コミュニティプラント	小規模集合排水処理施設	
	大城処理施設	市管理合併浄化槽 (50人槽)	
	高沢処理施設	市管理合併浄化槽 (50人槽)	

別記（乙6）

自治体名	施設名	種別	備考
中津川市（乙6）	中津川市浄化管理センター	終末処理場	下水道
	坂本浄化センター	終末処理場	下水道
	落合浄化センター	終末処理場	下水道
	苗木浄化センター	終末処理場	下水道
	坂下浄化センター	終末処理場	下水道
	福岡クリーンセンター	終末処理場	下水道
	付知クリーンセンター	終末処理場	下水道
	蛭川浄化センター	終末処理場	下水道
	まごめ浄化センター	終末処理場	下水道
	坂本北部クリーンセンター	農業集落排水施設	
	阿木クリーンセンター	農業集落排水施設	
	川上農業集落排水処理施設	農業集落排水施設	
	加子母北部処理施設	農業集落排水施設	
	加子母中部処理施設	農業集落排水施設	
	加子母南部処理施設	農業集落排水施設	
	田瀬クリーンセンター	農業集落排水施設	
	高山クリーンセンター	農業集落排水施設	

7 災害応援協定（民間）に関する資料

	蛭川南部地区 農業集落排水処理施設	農業集落排水施設	
--	----------------------	----------	--

別記（乙7）

自治体名	施設名	種別	備考
美濃市（乙7）	長良川右岸浄化センター	終末処理場	下水道
	長良川左岸浄化センター	終末処理場	下水道
	長瀬浄化センター	終末処理場	下水道
	農業集落排水 上野クリーンセンター	農業集落排水施設	
	農業集落排水 安毛前野クリーンセンター	農業集落排水施設	
	農業集落排水 上河和クリーンセンター	農業集落排水施設	
	農業集落排水 板取川右岸クリーンセンタ ー	農業集落排水施設	
	農業集落排水 蔵生神洞クリーンセンター	農業集落排水施設	
	農業集落排水 乙狩クリーンセンター	農業集落排水施設	

別記（乙8）

自治体名	施設名	種別	備考
瑞浪市（乙8）	瑞浪市浄化センター	終末処理場	下水道
	小田汚水中継ポンプ場	ポンプ場〔汚水〕	下水道
	土岐汚水中継ポンプ場	ポンプ場〔汚水〕	下水道
	益見汚水中継ポンプ場	ポンプ場〔汚水〕	下水道
	大湫農業集落排水処理施設	農業集落排水施設	

別記（乙9）

自治体名	施設名	種別	備考
羽島市（乙9）	羽島市浄化センター	終末処理場	下水道

別記（乙10）

自治体名	施設名	種別	備考
恵那市（乙10）	恵那市浄化センター	終末処理場	下水道
	アクアパーク恵那峡	終末処理場	下水道
	竹折浄化センター	終末処理場	下水道
	岩村浄化センター	終末処理場	下水道
	明智浄化センター	終末処理場	下水道
	上矢作浄化センター	終末処理場	下水道
	東野クリーンセンター	農業集落排水施設	

7 災害応援協定（民間）に関する資料

	千田川クリーンセンター	農業集落排水施設	
	門野浄化センター	農業集落排水施設	
	下・小田子浄化センター	農業集落排水施設	

別記（乙１１）

自治体名	施設名	種別	備考
美濃加茂市（乙１１）	蜂屋川クリーンセンター	終末処理場	下水道
	稲辺クリーンセンター	農業集落排水施設	
	山之上中部クリーンセンター	農業集落排水施設	
	伊深クリーンセンター	農業集落排水施設	

別記（乙１２）

自治体名	施設名	種別	備考
土岐市（乙１２）	土岐市浄化センター	終末処理場	下水道
	土岐市柿野浄化センター	農業集落排水施設	

別記（乙１３）

自治体名	施設名	種別	備考
各務原市（乙１３）	各務原市クリーンセンター	し尿処理場	

別記（乙１４）

自治体名	施設名	種別	備考
可児市（乙１４）	久々利浄化センター	終末処理場	下水道
	横市川浄化センター	農業集落排水施設	
	矢戸川浄化センター	農業集落排水施設	

別記（乙１５）

自治体名	施設名	種別	備考
山県市（乙１５）	高富浄化センター	終末処理場	下水道
	赤尾クリーンセンター	農業集落排水施設	
	梅原クリーンセンター	農業集落排水施設	
	大桑クリーンセンター	農業集落排水施設	
	桜尾クリーンセンター	農業集落排水施設	
	伊自良右岸クリーンセンター	農業集落排水施設	
	伊自良左岸クリーンセンター	農業集落排水施設	

別記（乙１６）

自治体名	施設名	種別	備考
瑞穂市（乙１６）	アクアパークすなみ	終末処理場	下水道

7 災害応援協定（民間）に関する資料

	呂久クリーンセンター	農業集落排水施設	
	アクアパーク別府水処理センター	コミュニティ・プラント	

別記（乙１７）

自治体名	施設名	種別	備考
飛騨市（乙１７）	古川浄化センター	終末処理場	下水道
	五ヶ村浄化センター	終末処理場	下水道
	神岡浄化センター	終末処理場	下水道
	山田川浄化センター	終末処理場	下水道
	三ヶ区浄化センター	農業集落排水施設	
	袈裟丸浄化センター	農業集落排水施設	
	角川農業集落排水施設	農業集落排水施設	
	稲越農業集落排水処理施設	農業集落排水施設	
	小無雁農業集落排水施設	農業集落排水施設	
	種蔵農業集落排水施設	農業集落排水施設	
	西忍農業集落排水施設	農業集落排水施設	
	高牧農業集落排水施設	農業集落排水施設	
	林農業集落排水施設	農業集落排水施設	
	高原川上流浄化センター	農業集落排水施設	
	吉田川浄化センター	農業集落排水施設	
	有家簡易排水処理施設	簡易排水施設	
	羽根簡易排水処理施設	簡易排水施設	
	天生簡易排水処理施設	簡易排水施設	
	新名小規模集合排水処理施設	小規模集合排水処理施設	

別記（乙１８）

自治体名	施設名	種別	備考
本巣市（乙１８）	本巣浄化センター	終末処理場	下水道
	根尾中央浄化センター	終末処理場	下水道
	東外山浄化センター	農業集落排水施設	
	日当浄化センター	農業集落排水施設	
	神海浄化センター	農業集落排水施設	
	下福島浄化センター	農業集落排水施設	
	弾正西浄化センター	農業集落排水施設	
	真正浄化センター	農業集落排水施設	
	小弾正浄化センター	農業集落排水施設	

7 災害応援協定（民間）に関する資料

	北野・春近浄化センター	農業集落排水施設	
	早野浄化センター	農業集落排水施設	
	高尾浄化センター	農業集落排水施設	
	金原・鍋原浄化センター	農業集落排水施設	

別記（乙１９）

自治体名	施設名	種別	備考
郡上市（乙１９）	郡上八幡都市環境センター	終末処理場	下水道
	大和中央浄化センター	終末処理場	下水道
	白鳥長良川浄化センター	終末処理場	下水道
	ひるがの浄化センター	終末処理場	下水道
	高鷲浄化センター	終末処理場	下水道
	西洞浄化センター	終末処理場	下水道
	和良中央浄化センター	終末処理場	下水道
	美並中央クリーンセンター	終末処理場	下水道
	市島地区 農業集落排水処理施設	農業集落排水施設	
	美山地区 農業集落排水処理施設	農業集落排水施設	
	相生地区 農業集落排水処理施設	農業集落排水施設	
	万場地区 農業集落排水処理施設	農業集落排水施設	
	島地区 農業集落排水処理施設	農業集落排水施設	
	河辺神路地区 農業集落排水処理施設	農業集落排水施設	
	石徹白地区 農業集落排水処理施設	農業集落排水施設	
	那留地区 農業集落排水処理施設	農業集落排水施設	
	北部地区 農業集落排水処理施設	農業集落排水施設	
	白鳥東部地区 農業集落排水処理施設	農業集落排水施設	
	阿多岐地区 農業集落排水処理施設	農業集落排水施設	
	切立地区 農業集落排水処理施設	農業集落排水施設	
	鷲見地区 農業集落排水処理施設	農業集落排水施設	
	くじ本地区 農業集落排水処理施設	農業集落排水施設	
	三日市地区 農業集落排水処理施設	農業集落排水施設	

7 災害応援協定（民間）に関する資料

	相戸地区 農業集落排水処理施設	農業集落排水施設	
	勝原地区 農業集落排水処理施設	農業集落排水施設	
	畑佐地区 農業集落排水処理施設	農業集落排水施設	
	明宝中央地区 農業集落排水処理施設	農業集落排水施設	
	鹿倉地区 農業集落排水処理施設	農業集落排水施設	
	田平地区 農業集落排水処理施設	農業集落排水施設	
	和良東部地区 農業集落排水処理施設	農業集落排水施設	
	中村排水処理施設	小規模集合排水処理施設	

別記（乙２０）

自治体名	施設名	種別	備考
下呂市（乙２０）	幸田浄化センター	終末処理場	下水道
	湯之島浄化センター	終末処理場	下水道
	下呂南部浄化センター	終末処理場	下水道
	上呂水処理センター	終末処理場	下水道
	萩原水処理センター	終末処理場	下水道
	小坂浄化センター	終末処理場	下水道
	竹原浄化センター	終末処理場	下水道
	金山浄化センター	終末処理場	下水道
	大淵中継ポンプ場	ポンプ場〔汚水〕	下水道
	宮田水処理センター	農業集落排水施設	
	羽根水処理センター	農業集落排水施設	
	奥田洞水処理センター	農業集落排水施設	
	四美水処理センター	農業集落排水施設	
	無数原浄化センター	農業集落排水施設	
	湯屋浄化センター	農業集落排水施設	
	中央地区処理場	農業集落排水施設	
	西地区処理場	農業集落排水施設	
	南地区処理場	農業集落排水施設	
	北地区処理場	農業集落排水施設	
	鹿山浄化センター	小規模集合排水処理施設	
	中重浄化センター	小規模集合排水処理施設	

7 災害応援協定（民間）に関する資料

別記（乙21）

自治体名	施設名	種別	備考
海津市（乙21）	海津浄化センター	終末処理場	下水道
	南濃中南部浄化センター	終末処理場	下水道
	南濃北部浄化センター	終末処理場	下水道
	三郷浄化センター	終末処理場	下水道
	今尾浄化センター	終末処理場	下水道
	西小島中継ポンプ場	ポンプ場〔汚水〕	下水道
	中南部No16ポンプ場	ポンプ場〔汚水〕	下水道
	南部汚水第2中継ポンプ場	ポンプ場〔汚水〕	下水道
	志津農業集落排水処理施設	農業集落排水施設	
	駒野新田農業集落排水処理施設	農業集落排水施設	
	野寺浄化センター	農業集落排水施設	

別記（乙24）

自治体名	施設名	種別	備考
養老町（乙24）	中部浄化センター	終末処理場	下水道
	上多度浄化センター	農業集落排水施設	
	大場平東 コミュニティ・プラント	コミュニティ・プラント	

別記（乙25）

自治体名	施設名	種別	備考
垂井町（乙25）	垂井町浄化センター	終末処理場	下水道
	北部第一農業集落排水処理施設	農業集落排水施設	
	伊吹農業集落排水処理施設	農業集落排水施設	

別記（乙26）

自治体名	施設名	種別	備考
関ヶ原町（乙26）	関ヶ原浄化センター	終末処理場	下水道
	今須農業集落排水処理施設	農業集落排水施設	

別記（乙27）

自治体名	施設名	種別	備考
神戸町（乙27）	神戸浄化センター	終末処理場	下水道

別記（乙28）

自治体名	施設名	種別	備考
輪之内町（乙28）	輪之内浄化センター	終末処理場	下水道

別記（乙29）

自治体名	施設名	種別	備考
安八町（乙29）	安八浄化センター	終末処理場	下水道

別記（乙30）

自治体名	施設名	種別	備考
揖斐川町（乙30）	揖斐浄化センター	終末処理場	下水道
	脛永浄化センター	終末処理場	下水道

別記（乙31）

自治体名	施設名	種別	備考
池田町（乙31）	池田浄化センター	終末処理場	下水道
	中谷地区 農業集落排水処理施設	農業集落排水施設	
	徳谷地区 農業集落排水処理施設	農業集落排水施設	
	大谷地区 農業集落排水処理施設	農業集落排水施設	
	大津谷地区 農業集落排水処理施設	農業集落排水施設	
	白鳥地区 農業集落排水処理施設	農業集落排水施設	
	深歩谷地区 農業集落排水処理施設	農業集落排水施設	
	東光寺谷地区 農業集落排水処理施設	農業集落排水施設	

別記（乙32）

自治体名	施設名	種別	備考
北方町（乙32）	北方町ふれあい水センター	終末処理場	下水道

別記（乙33）

自治体名	施設名	種別	備考
坂祝町（乙33）	黒岩農業集落排水処理施設	農業集落排水施設	
	一色農業集落排水処理施設	農業集落排水施設	
	深萱第2農業集落排水処理施設	農業集落排水施設	
	西部農業集落排水処理施設	農業集落排水施設	

別記（乙34）

自治体名	施設名	種別	備考
富加町（乙34）	富加町浄化センター	終末処理場	下水道
	大山井高クリーンセンター	農業集落排水施設	
	夕田クリーンセンター	農業集落排水施設	
	大平賀クリーンセンター	農業集落排水施設	

7 災害応援協定（民間）に関する資料

	加治田クリーンセンター	農業集落排水施設	
--	-------------	----------	--

別記（乙35）

自治体名	施設名	種別	備考
川辺町（乙35）	川辺町 かしおクリーンセンター	農業集落排水施設	

別記（乙36）

自治体名	施設名	種別	備考
七宗町（乙36）	間見クリーンセンター	農業集落排水施設	
	葛屋クリーンセンター	農業集落排水施設	
	葉津クリーンセンター	農業集落排水施設	
	神湊クリーンセンター	農業集落排水施設	
	大穴クリーンセンター	小規模集合排水処理施設	
	小穴クリーンセンター	小規模集合排水処理施設	
	勝クリーンセンター	小規模集合排水処理施設	
	平クリーンセンター	小規模集合排水処理施設	
	大穴個別排水処理施設	個別排水処理施設	
	小穴個別排水処理施設	個別排水処理施設	
	勝個別排水処理施設	個別排水処理施設	
	葉津個別排水処理施設	個別排水処理施設	
	神湊個別排水処理施設	個別排水処理施設	
	室兼個別排水処理施設	個別排水処理施設	
	川並個別排水処理施設	個別排水処理施設	
	麻生個別排水処理施設	個別排水処理施設	

別記（乙37）

自治体名	施設名	種別	備考
八百津町（乙37）	上飯田浄化センター	農業集落排水施設	
	久田見浄化センター	農業集落排水施設	

別記（乙39）

自治体名	施設名	種別	備考
東白川村（乙39）	平東小規模集合排水処理場	小規模集合排水処理施設	
	平中小規模集合排水処理場	小規模集合排水処理施設	
	平西小規模集合排水処理場	小規模集合排水処理施設	
	宮代小規模集合排水処理場	小規模集合排水処理施設	

別記（乙４０）

自治体名	施設名	種別	備考
白川村（乙４０）	白川クリーンセンター	終末処理場	下水道
	平瀬クリーンセンター	終末処理場	下水道
	椿原簡易排水処理施設	簡易排水施設	
	保木脇簡易排水処理施設	簡易排水施設	
	木谷簡易排水処理施設	簡易排水施設	
	小白川 小規模集合排水処理施設	小規模集合排水処理施設	
	御牧 小規模集合排水処理施設	小規模集合排水処理施設	
	芦倉個別排水処理施設	個別排水処理施設	
	有ヶ家原個別排水処理施設	個別排水処理施設	
	長瀬個別排水処理施設	個別排水処理施設	

7 災害応援協定（民間）に関する資料

様式第 1

第 号
年 月 日

岐阜県都市建築部下水道課 様
(災害支援協力に係る甲の事務局)

市町村長名 又は 下水道管理者名
(乙の番号等)

下水道施設等災害支援協力要請書(乙→甲)

「災害時における下水道施設等の災害支援協力に関する協定」第4条第1項の規定に基づき、次のとおり要請します。

1 災害の状況（緊急の場合は概要を記載）

--

2 支援活動日時（緊急の場合は想定内容を記載）

--

3 支援活動場所（緊急の場合は概要を記載）

--

4 支援活動内容

--

5 要請担当者及び連絡先

所 属 :
氏 名 :
固 定 電 話 :
携 帯 電 話 :
F A X :
E-mail公用 :
E-mail携帯 :

6 その他

--

様式第2

第 号
年 月 日

岐阜県環境整備事業協同組合
理事長 様

岐阜県都市建築部下水道課
(災害支援協力に係る甲の事務局)

下水道施設等災害支援協力要請書(甲→丙)

下記の自治体から、「災害時における下水道施設等の災害支援協力に関する協定」第4条第1項の規定に基づき要請がありましたので、別添のとおり災害支援協力を要請します。

記

1 災害支援要請自治体

自治体名	災害の状況	支援活動日時（予定）	支援活動場所	支援活動内容	要請担当者及び連絡先

※複数の自治体からの要請について、本様式を同時に使用できる。

※本表は、災害支援協力要請自治体数及び要請内容によって適宜変更することができる。

2 甲の事務局の担当者

所 属 : 氏 名 : 固 定 電 話 : 携 帯 電 話 : F A X : E-mail公用 : E-mail携帯 :

7 災害応援協定（民間）に関する資料

様式第3

第 年 月 日 号

岐阜県都市建築部下水道課 様
(災害支援協力に係る甲の事務局)

岐阜県環境整備事業協同組合
理事長 印

災害支援協力決定通知

「災害時における下水道施設等の災害支援協力に関する協定」第4条第2項の規定に基づき、次のとおり要請に回答します。

1 業務実施者通知

自治体名	支援活動日時（予定）	担当者氏名（予定） 担当者連絡先	備 考

2 その他

丙の事務局担当者

所 属 :
氏 名 :
固 定 電 話 :
携 帯 電 話 :
F A X :
E-mail公用 :
E-mail携帯 :

様式第 4

第 号
年 月 日

岐阜県都市建築部下水道課 様
(災害支援協力に係る甲の事務局)

市町村長名 又は 下水道管理者名

下水道施設等災害支援協力完了報告書

「災害時における下水道施設等の災害支援協力に関する協定」第 7 条に基づき、災害時における下水道施設等の災害支援協力が完了したことを次の内容のとおり報告します。

施設名						
所在地						
支援の内容						
支援を受けた期間	日時	自	年	月	日	時
		至	年	月	日	時
	期間	日間				
支援協力者						
支援に従事した人数、使用した資機材の種類・数量等						
その他必要な事項						

7 災害応援協定（民間）に関する資料

別表

連絡先

	住所	部署	電話	FAX	E-mail
甲 岐阜県	岐阜県 岐阜市藪田南2丁目1番1号	都市建設部 下水道課	058-272-1111 内線 4763	058-278-2780	c11663@pref.gifu.lg.jp
乙1 岐阜市	岐阜県 岐阜市司町40番地1	上下水道事業部 上下水道事業政策課	058-259-7878 内線 3114	058-259-7522	sui-sei@city.gifu.gifu.jp
乙2 大垣市	岐阜県 大垣市丸の内2丁目29番地	水道部 下水道課	0584-81-4111 内線 2584	0584-81-0981	gesuidouka@city.ogaki.lg.jp
乙3 高山市	岐阜県 高山市花岡町2丁目18番地	水道部 下水道課	0577-35-3150	0577-35-3169	gesuidou@city.takayama.lg.jp
乙4 多治見市	岐阜県 多治見市日ノ出町2丁目15番地	水道部 工事課	0572-22-1111 内線 1251	0572-25-8663	kouji@city.tajimi.lg.jp
乙5 関市	岐阜県 関市若草通3丁目1番地	基盤整備部 下水道課	0575-22-3131 内線 1223	0575-23-7741	gesui@city.seki.lg.jp
乙6 中津川市	岐阜県 中津川市かやの木町2番1号	環境水道部 下水道課	0573-66-1111 内線 522	0573-65-7626	gesui@city.nakatsugawa.lg.jp
乙7 美濃市	岐阜県 美濃市1350番地	建設部 上下水道課	0575-33-1122 内線 130	0575-35-3993	jougesuidou_340@city.mino.lg.jp
乙8 瑞浪市	岐阜県 瑞浪市上平町1丁目1番地	建設部 上下水道課	0572-68-2111 内線 239	0572-68-9859	zyougesui@city.mizunami.lg.jp
乙9 羽島市	岐阜県 羽島市竹鼻町55番地	上下水道部 工務課	058-392-9962	058-391-2100	jogesuido@city.hashima.lg.jp
乙10 恵那市	岐阜県 恵那市長島町正家1丁目1番地1	水道環境部 上下水道課	0573-26-2111 内線 216	0573-25-8204	gesuidou@city.ena.lg.jp
乙11 美濃加茂市	岐阜県 美濃加茂市太田町3431番地1	建設水道部 上下水道課	0574-25-2111 内線 292	0574-27-3763	suido@city.minokamo.lg.jp
乙12 土岐市	岐阜県 土岐市土岐津町土岐口2101番地	建設水道部 上下水道課	0572-54-1111 内線 331	0572-54-1117	gesui@city.toki.lg.jp
乙13 各務原市	岐阜県 各務原市三井東町4丁目32番地	水道部 下水道課	058-383-7114	058-371-3140	gesuidou@city.kakamigahara.lg.jp
乙14 可児市	岐阜県 可児市広見1丁目1番地	水道部 下水道課	0574-62-1111 内線 5112	0574-63-4467	gesuido@city.kani.lg.jp
乙15 山県市	岐阜県 山県市高木1000番地1	水道課	0581-22-6835	0581-22-2116	suido@city.gifu-yamagata.lg.jp
乙16 瑞穂市	岐阜県 瑞穂市宮田300番地2	環境水道部 下水道課	058-327-2114	058-327-2127	gesui@city.mizuho.lg.jp
乙17 飛騨市	岐阜県 飛騨市古川町本町2番22号	環境水道部 水道課下水道係	0577-73-7484	0577-73-7500	suido@city.hida.lg.jp
乙18 本巣市	岐阜県 本巣市三橋1101番地6	上下水道部 上下水道課	058-323-7761 内線 3220	058-323-1158	suido@city.motosu.lg.jp
乙19 郡上市	岐阜県 郡上市八幡町島谷228番地	環境水道部 水道総務課	0575-67-1129 内線 1522	0575-67-1009	suidou@city.gujo.lg.jp
乙20 下呂市	岐阜県 下呂市森960番地	上下水道部 下水道課	0576-52-2460	0576-52-2461	gco000018@city.gero.lg.jp

別表

連絡先

	住所	部署	電話	FAX	E-mail
乙 2 1 海津市	岐阜県 海津市海津町高須515番地	建設水道部 上下水道課	0584-53-1429	0584-53-1598	jogesuido@city.kaizu.lg.jp
乙 2 2 岐南町	岐阜県 羽島郡岐南町八剣7丁目107番地	土木部 上下水道課	058-247-1371	058-214-3221	suidou@town.ginan.lg.jp
乙 2 3 笠松町	岐阜県 羽島郡笠松町司町1番地	水道部 水道課	058-388-1118	058-387-8250	suidou@town.kasamatsu.lg.jp
乙 2 4 養老町	岐阜県 養老郡養老町高田798番地	産業建設部 水道課	0584-32-5082	0584-32-1946	suidou@town.yoro.lg.jp
乙 2 5 垂井町	岐阜県 不破郡垂井町宮代2957番地11	上下水道課	0584-22-7518	0584-22-5180	jogesui@town.tarui.lg.jp
乙 2 6 関ヶ原町	岐阜県 不破郡関ヶ原町大字関ヶ原894番地の58	水道環境課	0584-43-1111 内線 231	0584-43-3122	suikan@town.sekigahara.lg.jp
乙 2 7 神戸町	岐阜県 安八郡神戸町大字神戸1111番地	産業建設部 上下水道課	0584-27-0179 内線 221	0584-27-8224	suidou@town.godo.lg.jp
乙 2 8 輪之内町	岐阜県 安八郡輪之内町四郷2530番地 1	建設課	058-69-3111 内線 165	0584-69-3119	kensetu@town.wanouchi.lg.jp
乙 2 9 安八町	岐阜県 安八郡安八町水取161番地	建設課	0584-64-3111	0584-64-5014	kensetsu@town.anpachi.lg.jp
乙 3 0 揖斐川町	岐阜県 揖斐郡揖斐川町三輪133番地	産業建設部 上下水道課	0585-22-2111 内線 1321	0585-22-4496	gesuidou@town.ibigawa.lg.jp
乙 3 1 池田町	岐阜県 揖斐郡池田町六之井1468番地の1	水道部水道課	0585-45-3111 内線 134、135	0585-45-8314	suido@town.gifu-ikeda.lg.jp
乙 3 2 北方町	岐阜県 本巣郡北方町長谷川1丁目1番地	上下水道課	058-323-1112	058-323-2113	suidou@town.gifu-kitagata.lg.jp
乙 3 3 坂祝町	岐阜県 加茂郡坂祝町取組46番地18	水道環境課	0574-66-2407	0574-27-1808	s-suidou@town.sakahogi.lg.jp
乙 3 4 富加町	岐阜県 加茂郡富加町滝田1511番地	建設課 都市計画係	0574-54-2111 内線 152	0574-54-2461	toshikeikaku-g@town.tomika.gifu.jp
乙 3 5 川辺町	岐阜県 加茂郡川辺町中川辺1518番地 4	上下水道課	0574-53-2511 内線 228	0574-53-2374	suidou@town.gifu-kawabe.lg.jp
乙 3 6 七宗町	岐阜県 加茂郡七宗町上麻生2442番地 3	水道環境課	0574-48-2216	0574-48-1883	suidou@town.hichiso.lg.jp
乙 3 7 八百津町	岐阜県 加茂郡八百津町八百津3903番地 2	水道環境課	0574-43-2111 内線 2124	0574-43-4066	suka@town.yaotsu.lg.jp
乙 3 8 東白川村	岐阜県 加茂郡東白川村神土548番地	建設環境課	0574-78-3111 内線 141	0574-78-3232	507kenka@vill.higashishirakawa.lg.jp
乙 3 9 御嵩町	岐阜県 可児郡御嵩町御嵩1239番地 1	建設部 上下水道課	0574-66-2016	0574-67-1999	ge-seibi@town.mitake.lg.jp
乙 4 0 白川村	岐阜県 大野郡白川村鳩谷517番地	建設課	05769-6-1311 内線 163	05769-6-1709	kensetsu@vill.shirakawa.lg.jp
丙 (公社)日本下 水道 管路管理業協 会 中部支部 岐阜県部会	岐阜県 土岐市泉大島町4丁目15番地の1	岐阜県部会 事務局	0572-55-5762	052-221-7827	c-rose.toki@samba.ocn.ne.jp

災害廃棄物等の処理に関する基本協定書（大栄環境株式会社）

岐南町（以下「甲」という。）と大栄環境株式会社（以下「乙」という。）は、地震等災害（地震、風水害、その他特殊な災害をいう）及び不測の事態において、甲および甲の関連する処理施設において処理が困難となった災害廃棄物等の処理を円滑に実施するための相互支援について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 本協定書は、岐南町内において不足の事態が発生した場合における災害廃棄物等の処理に関し、甲が乙に協力を要請するに当たって必要な事項を定めるとともに、不足に事態に備えて日ごろから甲乙間で情報共有を図っていくことを目的とする。

（定義）

第2条 本協定書において「災害廃棄物等」とは、地震等災害の発生により生じた廃棄物、並びに甲および甲の関連する一般廃棄物処理施設等が地震等災害または不測の事態により停止した場合に処理が困難となった廃棄物をいう。

（協力要請）

第3条 甲は、次の各号の事業（以下「災害廃棄物等の処理」という。）について、乙に協力を要請できるものとする。

- （1）災害廃棄物等の撤去、積込作業
- （2）災害廃棄物等の収集運搬
- （3）災害廃棄物等の処分
- （4）災害廃棄物処理計画等の策定及び策定支援
- （5）前各号に伴う必要な事業

（災害廃棄物等の処理の実施）

第4条 乙は、甲からの要請があったとき、必要な人員、車両、重機、資材等を調達し、甲が実施する災害廃棄物等の処理に可能な限り協力するものとする。

2 乙は、災害廃棄物等の処理に当たっては、次の各号に掲げる事項にも留意するものとする。

- （1）周囲の生活環境を損なわないよう十分に配慮すること。
- （2）再利用及び資源化に配慮し、その分別に努めること。

（連絡協議会）

第5条 甲乙は、本協定の内容確認並びに情報交換を目的として、毎年度1回以上の連絡協議会を開催し、次の各号について協議し、情報共有を図るものとする。

- （1）想定される災害および不測の事態について
- （2）協力要請の手続き、手順について
- （3）想定される災害廃棄物等の具体的な内容（種類）及び数量について
- （4）災害廃棄物等の撤去、積込作業について
- （5）災害廃棄物等の収集運搬について
- （6）災害廃棄物等の処分について
- （7）その他必要な事項

（個別契約書の締結）

第6条 本協定書に基づき、甲が災害廃棄物等の処理を乙に委託する場合、その内容に基づき別途個別契約書を締結するものとする。

（費用の負担）

第7条 第3条に規定する要請に基づき、乙が実施した災害廃棄物等の処理に要した費用については、甲と乙で協議の上決定するものとする。

（他被災市町村（都道府県）への応援）

第8条 甲が、被災した他の市町村（都道府県）に対して災害廃棄物等の処理についての応援を行うために、乙に協力要請を行った場合においても、乙は、本協定書に準じて、可能な限り協力するものとする。

（甲の解除権）

第9条 乙が甲の協力要請を正当な理由が無く協力しなかった場合又は甲の規定する要件を満たせなくなった場合は、本協定書を解除できるものとする。

（暴力団等排除に係る解除）

第10条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、本協定書を解除することができる。

（1）乙の役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあってはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）に次に掲げる者がいると認められるとき。

ア 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

イ 暴力団関係者（暴力団員ではないが暴対法第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者をいう。以下に同じ。）

（2）乙の経営又は運営に暴力団員又は暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）が実質的に関与していると認められるとき。

（3）乙の役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等（法人その他の団体又は個人をいう。以下同じ。）を利用するなどしていると認められるとき。

（4）この役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

（5）乙の役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に避難されるべき関係を有していると認められるとき。

（6）乙の役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められたとき。

（7）乙が、暴力団又は暴力団員等から、妨害又は不当要求を受けたにもかかわらず、警察への被害届の提出を故意又は過失により怠ったと認められるとき。

2 甲は、前項の規定により本協定書を解除したときは、これによって生じた甲の損害の賠償を乙に請求することができる。

3 甲は、第1項の規定により本協定書を解除したことにより、乙に損害が生じて、その責めを負わないものとする。

（有効期間）

第11条 本協定書の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。

ただし、期間満了の1ヶ月前までに、甲、乙いずれからも書面による解約の申し出がないときは、さらに1年間期間を延長するものとし、以降も同様とする。

7 災害応援協定（民間）に関する資料

（既定のない事項の取扱い）

第12条 本協定書に定めのない事項及び各項に疑義が生じた場合は、必要に応じ、甲乙協議の上解決するものとする。

この協定の締結を証するため本書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和5年3月3日

甲 岐阜県羽島郡岐南町八剣7丁目107番地
岐南町

岐南町長 小 島 英 雄

乙 大阪府和泉市テクノステージ二丁目3番28号
大栄環境 株式会社

代表取締役社長
金 子 文 雄

緊急時における生活物資確保等の協力に関する協定（コープぎふ）

岐南町（以下「甲」という。）と生活協同組合コープぎふ（以下「乙」という。）は、岐南町内において、地震、風水害、大火災その他の災害が発生した場合及び大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）の規定による警戒宣言が発せられた場合（以下「緊急時」という。）において、相互に協力して岐南町民に対し応急生活物資の供給を行うため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、緊急時において、生活物資の確保及び安定供給、ボランティア活動への支援、物価の生活情報の収集・提供等を円滑に行うことにより、物価の高騰及びパニックの防止を図り、もって町民生活の安定に寄与することを目的とする。

（生活物資の指定）

第2条 この協定における生活物資は、別表1のとおりとする。

2 別表1に定めるもののほか生活物資は、必要に応じ甲乙協議の上、指定できるものとする。

（情報交換等）

第3条 甲及び乙は、平素から物価及び需要の動向、町内の各店舗の流通状況その他の必要な事項について調査研究及び情報交換に努め、緊急時に備えるものとする。

2 甲は、緊急時において、住民に対し生活物資の配布場所や品目等の情報伝達に努め、乙は、それに協力するものとする。

3 甲及び乙は、緊急時において、住民の状況、地域の生活物資の価格及び供給状況等に関して、情報交換を行うものとする。

4 甲及び乙は、緊急時において、物価の高騰の防止等を図るため協力し、迅速かつ的確な物価及び商品等の生活情報を町民及び報道機関に提供するものとする。

（生活物資の確保等）

第4条 甲は、緊急時に際し、乙に対し生活物資の確保及び安定供給について要請するものとする。

2 乙は、前項の規定による要請を受けたときは、直ちに必要な措置を行うものとする。

3 緊急時における物資調達等の伝達経路は、別表2のとおりとする。

4 生活物資の運搬は、甲又は乙の指定する者が行うものとする。また、甲は、必要に応じ乙に運搬の協力を求めることができるものとする。

（費用等の負担）

第5条 前条の規定により乙が供給した商品の対価及び乙が行った運搬等の費用は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する供給商品の対価及び運搬等の費用は、乙が当該供給及び運搬終了後、乙の提出する出荷確認書等に基づき、緊急時直前における適正価格を基準として、甲乙協議の上決定するものとする。

（広域支援体制の整備）

第6条 乙は、他の生活協同組合との間での連帯を強化し、緊急時における広域的な支援体制の整備に努めるものとする。

8 物資等提供協定に関する資料

(ボランティア活動への支援)

第7条 甲及び乙は、緊急時に乙の組合員が行う生活物資の配布等のボランティア活動に対する支援について協議し、決定するものとする。

(緊急時の協力事項の発動)

第8条 この協定に定める緊急時の協力に関する事項は、原則として甲が「災害対策本部」を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

2 甲及び乙は、前項の規定にかかわらず、「パニック」の状態が予想される場合においても、第3条第4項の情報提供を行うものとする。

(法令の遵守)

第9条 乙は、この協定の施行に当たっては、消費生活協同組合法(昭和23年法律第200号)その他の法令を遵守するものとする。

(定期協議)

第10条 甲及び乙は、この協定に定める事項を円滑に推進するために、定期的に協議を行うものとする。

(その他)

第11条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、甲乙協議の上、決定するものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成13年1月12日

甲 岐南町

岐南町長 伏 屋 征 勝

乙 生活協同組合コープぎふ

理事長 水 野 隼 人

別表 1 (第 2 条)

段階 想定	第 1 段 階 ライフラインストップ	第 2 段 階 電気復旧	第 3 段 階 水道復旧
期間	災害当日～3日	4日～6日	7日～
品目	水・飲料 ＊ 菓子パン ＊ 牛乳 ＊ たまご ＊ バナナ ＊ レトルト食品（ごはん） ＊ 缶詰（イージーオープン） ＊ 粉ミルク・ほ乳びん ＊ インスタントラーメン ＊ 卓上ガスコンロ・鍋 懐中電灯・電池 バケツ 生理用品 トイレットペーパー 紙おむつ	米 水・飲料 調理パン・弁当 牛乳 たまご レトルト食品（ごはん） 缶詰（イージーオープン） 粉ミルク・ほ乳びん インスタントラーメン 鍋 紙コップ・紙皿 アルミホイル 軍手 ガムテープ タオル 生理用品 トイレットペーパー 紙おむつ 濡れティッシュ 下着・靴下 ゴミ袋	米 食パン・バター・ジャム 牛乳 緑茶・コーヒー・紅茶 たまご レトルト食品（おかず類） 肉・魚 野菜 インスタントラーメン 果物 めん類 包丁 鍋 トイレットペーパー 洗濯・洗面用具 下着・靴下 裁縫キット 文房具 シューズ 布団 マスク ゴミ袋
夏	蚊とり線香		
冬	使い捨てカイロ・毛布		

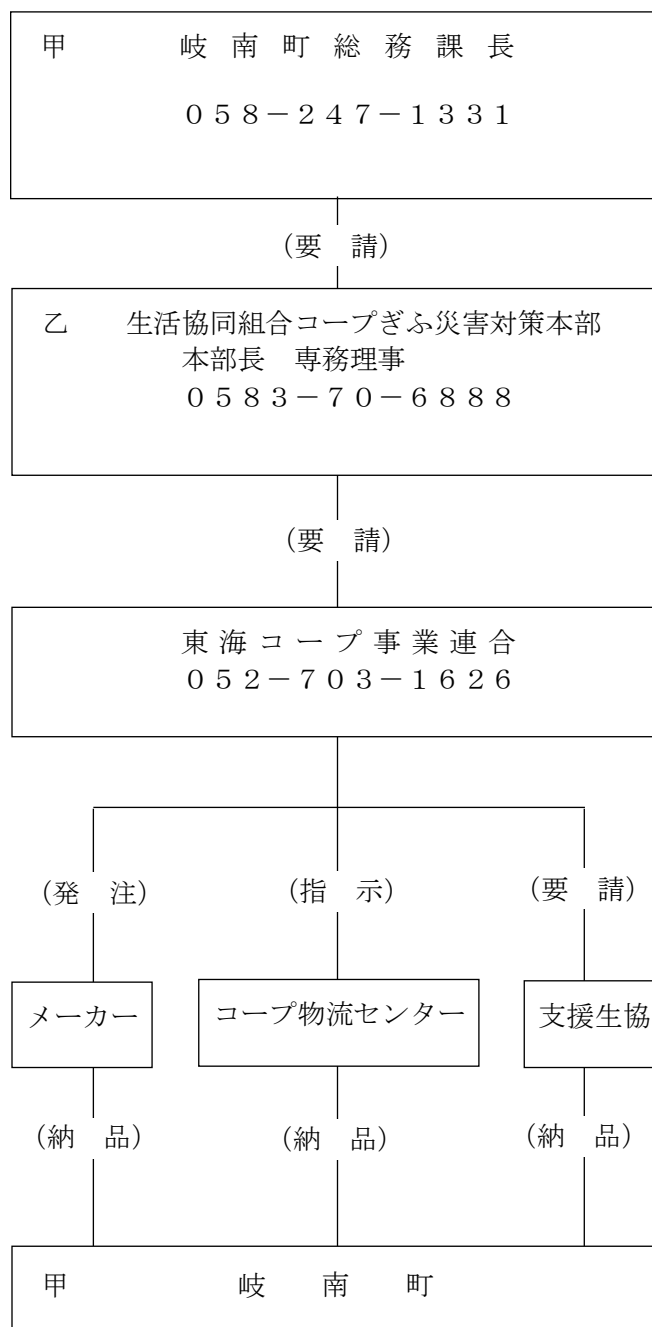
- (1) 応急生活物資は、概ね上記の段階、期間ごとの品目基準とし、災害や緊急度の状況に合わせて調達する。
- (2) 品目は、上記の他、甲乙協議の上、その都度指定できるものとする。

注 *印は、災害直後、最優先に調達すべき品目

8 物資等提供協定に関する資料

別表2（第4条）

緊急時の物資調達等の伝達経路



「緊急時における生活物資確保等の協力に関する協定」実施細目 (コープぎふ)

この実施細目は、「緊急時における生活物資確保等の協力に関する協定」（以下「協定」という。）に基づき、岐南町（以下「甲」という。）と生活協同組合コープぎふ（以下「乙」という。）との協定のうち、応急生活物資の調達及び安定供給の実施に必要な事項を定める。

（協定事項の適用）

第1条 この実施細目に定める緊急時の事項は、原則として「甲」が、「災害対策本部」（東海地震に関する警戒宣言が発せられたときにあっては「地震災害警戒本部」）を設置した場合において適用する。

（協力要請）

第2条 甲は、災害時において応急生活物資を調達する必要があるときには、乙に対し応急生活物資の供給業務について協力を要請することができる。

2 甲は、必要に応じて乙に対して、搬送業務について協力を要請することができる。

（業務の協力実施）

第3条 乙は、前条の規定により甲から協力要請を受けたときは、乙が保有する応急生活物資の供給事業及び搬送業務（以下「業務」という。）に積極的に協力するものとする。

（応急生活物資の範囲）

第4条 甲が乙に供給を要請する応急生活物資は、次に掲げるもののうち、要請時点で乙が調達可能な物資とする。

- (1) 別表1に掲げる食料品、飲料水、日用品
- (2) その他甲が指定する物資

（業務の要請手続き）

第5条 甲は、協定第2条第1項の規定により乙に業務の要請を行おうとするときは、次の各号に掲げる事項を明示して行い、乙は、要請時点で供給が可能な応急生活物資等を確認したうえで、速やかに甲に報告するものとする。

- (1) 品目
 - (2) 数量
 - (3) 搬送日時
 - (4) 搬送場所
 - (5) その他必要な事項
- 2 甲は、前項の報告に基づき、災害の種別及び規模、乙の供給能力、搬送場所を考慮し、供給を要請する応急生活物資の品目、数量及びその他必要な事項を決定するものとする。
- 3 甲の乙に対する要請手続きは、「応急生活物資の供給・搬送業務等要請書（第1号様式）」をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは電話等の方法により行い、後日速やかに文書を送付するものとする。
- 4 甲は、乙の業務実施にあたり、乙に対し道路状況等必要な情報を提供するとともに、緊急通行車両確認証明書等が必要な場合は、車両の確認を行い、すみやかに発行手続きを行うものとする。

（連絡責任等）

第6条 連絡責任者は、甲にあたっては災害対策本部の事務局を所管する課の長、乙にあた

8 物資等提供協定に関する資料

っては生活協同組合コープぎふ理事長とし、連絡がとれない場合は、あらかじめ定めた順序により行う。

- 2 甲及び乙は業務に必要な連絡先を年度当初に互いに確認しておくものとし、変更があった場合はその内容を速やかに相手方に通知するものとする。

(応急生活物資の受領)

第7条 甲は、甲が指定した場所において乙が搬送した応急生活物資を、品目及び数量を確認のうえ受け取るものとする。

- 2 前項の受け取りは、甲が職員を派遣して行うほか、甲が指定する者により行うことができる。

(業務の報告)

第8条 乙は、業務が完了した後速やかに、業務内容を「応急生活物資の供給・搬送業務等報告書(第2号様式)」により甲に報告するものとする。

(費用の負担及び支払い)

第9条 協定第2条第1項の規定により乙が供給した応急生活物資の対価及び乙が行った搬送業務に関する費用は、甲が負担するものとする。

- 2 前項の物資の対価については、災害発生直前に生協の組合員に供給していた物資の価格を参考に甲乙が協議して定め、搬送に関する費用は、乙の通常の商品搬送業務と異なる引渡し場所が発生する場合は、甲乙が協議して定めるものとする。

- 3 乙は、業務終了後速やかに、業務に係る費用を甲に請求するものとする。

- 4 甲は、乙から前項の請求があったときは、業務内容等を精査確認し、速やかにその費用を支払うものとする。

(損害の負担)

第10条 業務の実施に伴い損害が生じたときは、その賠償の責についてその都度甲乙協議して定めるものとする。

(他都道府県への支援)

第11条 岐阜県以外の地域において大規模災害等が発生し、甲が災害支援対策本部を設置し、応急生活物資の供給等の要請を行うときは、協定及び実施細目の規定を準用する。

附則 この実施細目は平成21年3月1日より適用する。

別表1 (第4条)

段階	第 1 段 階	第 2 段 階	第 3 段 階
想定	ライフラインストップ	電 気 復 旧	水 道 復 旧
期間	災害当日～3日	4日～6日	7日～
品 目	水・飲料 ※ 菓子パン ※ 牛乳 卵 ※ バナナ ※ 卵 ※ 1ℓ商品（ごはん）※ 缶詰（イージーオープン）※ 粉ミルク ほ乳びん インスタントラーメン※ 卓上ガスコンロ なべ 懐中電灯 電池 バケツ 生理用品 トイレットペーパー 紙おむつ	米 水・飲料 調理パン・弁当 牛乳 卵 バナナ 1ℓ食品（ごはん） 缶詰（イージーオープン） 粉ミルク ほ乳びん インスタントラーメン なべ 紙コップ・紙皿 アルミホイル 軍手 ガムテープ タオル 生理用品 トイレットペーパー 紙おむつ 濡れティッシュ 下着・靴下 ごみ袋	米 食パン バター・ジャム 牛乳 緑茶・コーヒー・紅茶 卵 1ℓ食品（おかず類） 肉・魚 野菜 インスタントラーメン 果物 めん類 包丁 なべ トイレットペーパー 洗濯・洗面用具 下着・靴下 裁縫キット 文房具 シューズ ふとん マスク ごみ袋
夏	蚊とり線香	蚊とり線香	
冬	使い捨てカイロ・毛布	使い捨てカイロ・毛布	

- (1) 応急生活物資は、概ね上記の段階、期間ごとの品目を基準とし、災害や緊急度の状況に合わせて調達する。
- (2) 品目は、上記の他、甲乙協議の上、その都度指定できるものとする。
- (3) ※印は、災害直後、最優先に調達すべき品目とする。

8 物資等提供協定に関する資料

第1号様式（第5条）

平成 年 月 日

応急生活物資の供給・搬送業務等要請書

生活協同組合コープぎふ
理事長

様

岐南町長

「緊急時における生活物資確保等の協力に関する協定」実施細目第5条の規定に基づき、下記のとおり協力を要請します。

記

1. 協力要請業務

事 項	内 容
要 請 業 務	
実 施 日 時	
物 資 搬 送 場 所	
連 絡 先	
備 考	

2. 供給要請物資

品 目	仕 様	数 量	備 考

第2号様式（第8条）

平成 年 月 日

応急生活物資の供給・搬送業務等報告書

岐南町長 様

生活協同組合コープぎふ
理事長

「緊急時における生活物資確保等の協力に関する協定」実施細目第5条の規定に基づき、下記のとおり協力を要請します。

記

1. 協力要請業務

事 項	内 容
要 請 業 務	
実 施 日 時	
物 資 搬 送 場 所	
業 務 従 事 者	
従 事 車 両	
備 考	

2. 供給物資

品 目	仕 様	数 量	備 考

災害時における応急生活用物資の確保に関する協定

(ぎふ農業協同組合)

岐南町（以下「甲」という。）とぎふ農業協同組合（以下「乙」という。）は、岐南町内において、地震、風水害、大火災その他の災害が発生した場合及び大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）の規定による警戒宣言が発せられた場合（以下「災害時等」という。）において、応急生活用物資の確保に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、岐南町における災害時等において、被災住民の応急生活用物資の確保、ボランティア活動への支援を円滑に行うことにより、町民生活の安定を図ることを目的とする。

(応急生活用物資の確保)

第2条 甲は、災害時等に乙に対して、乙が保有し、又は提供が可能な応急生活用物資の品名、数量等の情報の提供を求めることができる。

2 乙は、災害時等に自らが保有する応急生活用物資を、甲の要求に応じて甲に対して提供するものとする。

3 甲と乙は、平常時から応急生活用物資について情報交換を行い、災害時等に備えるものとする。

(応急生活用物資提供の協力要請)

第3条 甲は、災害時等に、被災住民のための応急生活用物資を確保する必要がある場合、乙に対して電話等により、乙が保有し、又は提供が可能な応急生活用物資の提供協力を要請することができる。

なお、協力要請等の連絡に用いる電話は、次表のとおり。

機関名称	電話番号（FAX）	
甲	247-1331	(247-9904)
乙	265-3521	(265-3572)

(応急生活用物資提供の協力支援)

第4条 乙は、甲から応急生活用物資提供の協力支援の要請があった場合、積極的に協力支援に努めるものとする。

(応急生活用物資の運搬)

第5条 応急生活用物資の運搬は、原則として、甲が指定する者が行うものとする。

但し、甲が乙に運搬の協力を要請した場合には、乙は積極的に協力を努めるものとする。

(ボランティア活動への支援)

第6条 乙は、災害時等に岐南町で実施されるボランティア活動者に対して、状況の許す限り、食料等の無償支援をするものとする。

(経費)

第7条 甲の協力要請により、乙が提供した応急生活用物資の対価及び運搬等に要した経費は、甲が負担するものとする。

(協議)

第8条 甲と乙は、この協定の定める事項を円滑に推進するため、定期的に協議を行うものとする。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期限は、毎年度末とし、甲乙いずれかから協定解消の申し出がない限り同一内容をもって継続するものとする。

2 前項の解消の申し出は、1月前までに相手方に申し出るものとする。

(その他)

第10条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成24年2月2日

甲 岐南町
岐南町長 松 原 秀 安

乙 ぎふ農業協同組合
代表理事組合長 上 松 忍

災害時における生活必需物資の調達に関する協定（㈱バロー）

岐南町（以下「甲」という。）と株式会社バロー（以下「乙」という。）とは、災害発生時における町民の生命を守り、その生活を維持するために必要な物資の調達・運搬に関し、次のとおり協定を締結する。

（物資調達の要請）

第1条 甲は、次に掲げる場合において、物資を調達する必要があると認められたときは、乙に対し、その調達・製造が可能な範囲内で物資の供給を要請することができる。

なお、要請にあたっては、同一の災害において県と市（町）からの要請が重複しないよう、県との連携を十分に図ることとする。

(1) 岐南町内に災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき

（調達物資の範囲）

第2条 甲が乙に供給を要請する物資は、次に掲げるもののうち、要請時点で乙が調達・製造が可能な物資とする。

(1) 別表「確保が必要な物資」に掲げる食料品、飲料水、日用品

(2) その他甲が指定する物資

（要請の方法）

第3条 甲は、第1条に基づく要請を行う場合は、別紙1「物資調達要請文書」をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話又はその他の方法をもって要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（要請に基づく乙の措置）

第4条 乙は、第1条の要請を受けたときは、その要請事項を実施するための措置をとるとともに、その措置の状況を別紙2「物資可能数量・措置の状況報告書」により甲に提出するものとする。

（物資の運搬、引き渡し）

第5条 物資の引き渡し場所は、乙の支店の中から甲が状況に応じ、指定するものとし、引き渡し場所までの物資の運搬は、原則として乙が行うものとする。

2 甲は、当該場所に職員を派遣し物資を確認のうえ引き取るものとする。

3 甲は、当該場所への物資運搬は乙の指定業者が行うことを予め承諾する。

（費用）

第6条 第2条の調達物資の対価は、甲が負担するものとする。

2 甲が負担する額は、引き渡し場所への運搬終了後、乙の提出する出荷確認等に基づき、災害発生直前の乙の店舗での販売価格とする。

3 乙が行った運搬に関する費用は、乙の通常の商品運送業務と異なる引き渡し場所が発生する場合は甲の負担とする。

（費用の支払い）

第7条 甲が引き取った物資及び乙が行った運搬等の費用は、乙からの請求後、速やかに甲

から乙に支払うものとする。

(担当者等の報告)

第8条 甲と乙は、この協定の成立にかかる連絡先等を協定締結後速やかに相手方に報告するものとし、変更があった場合は直ちに相手方に報告するものとする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

(効力)

第10条 この協定の有効期間は、協定締結日から1年間とする。ただし、有効期間満了日までに、双方いずれも意思表示がないときは、更新されたものとする。

(解除)

第11条 この協定を解除する場合は、甲乙いずれか一方が解除日1箇月前までに書面により相手方に通知するものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、それぞれが1通を保有するものとする。

平成19年10月12日

甲 羽島郡岐南町八剣7丁目107番地
岐南町長 片 桐 博 彰

乙 多治見市大針町661番地の1
株式会社 バロー
代表取締役社長 田 代 正 美

8 物資等提供協定に関する資料

別表（第2条）

確保が必要な物資

期 間	災害直後	災害発生3日以降
想 定	ライフラインストップ	電気・水道復旧
食 料 品	(調理不要な食品) おにぎり 弁 当 パ ン	(主食及び副食) おにぎり 弁 当 パ ン
飲 料 水	缶 詰 飲 料 水 (お茶等) 粉ミルク そ の 他	缶 詰 カップラーメン カップ味噌汁 レトルト食品 飲 料 水 (お茶等) そ の 他
日 用 品	下着類、タオル、毛布、タオルケット、軍手、おむつ（紙）、生理用品、簡易トイレ、トイレットペーパー、ウェットティッシュ、石けん、洗剤、ビニール袋、箸、スプーン、フォーク、紙コップ、灰皿、カセットボンベ式ガス器具、カセットボンベ、マッチ、ライター、懐中電灯、乾電池、ロウソク	

※ 上記以外で必要な物資については、別に協議すること。

別紙1（第3条）

物資調達要請文書

平成 年 月 日

会 社 名 株式会社バロー
 代 表 者 代表取締役社長 田代 正美 様
 担当部署

岐南町長

災害救助に必要な物資の調達の要請について

災害時における生活必需物資の調達に関する協定（平成 年 月 日締結。以下「協定という。」）に基づき、下記のとおり要請します。
 なお、協定第4条により、本要請に対する貴社の措置状況を報告願います。

記

要請する物資

要請期間	要 請 品 目	要請数量	搬入希望場所
月 日から 月 日まで			

※要請数量は、1日あたり数量とする。

連絡先
 ○○市町村 部 課
 担当者
 電 話 () —
 F A X () —
 電子メール

8 物資等提供協定に関する資料

別紙2(第4条)

物資可能数量・措置の状況報告書

平成 年 月 日

岐南町長 様

会 社 名 株式会社バロー
担当部署

災害時における生活必需物資の調達に関する協定（平成 年 月 日締結。以下「協定」という。）第4条及び第8条に基づき、当社の物資可能数量、措置の状況及び連絡先を下記のとおり報告します。

記

1. 調達可能数量

災 害 直 後		災害発生3日以降	
品 名	調達可能数量	品 名	調達可能数量
(調理不要な食品)		(主食及び副食)	
おにぎり 弁 当 パ ン 缶 詰 飲 料 水 (お茶等) 粉ミルク そ の 他		おにぎり 弁 当 パ ン 缶 詰 カップラーメン カップ味噌汁 そ の 他 レトルト食品 飲 料 水 (お茶等) そ の 他	
下着類 () タオル () 毛布 () タオルケット () 軍手 () おむつ(紙) () 生理用品 () 簡易トイレ () トイレットペーパー () ウエットティッシュ () 石けん () 洗剤 () ビニール袋 () 箸 () スプーン () フォーク () 紙コップ () 灰皿 () カセットボンベ式ガス器具 () カセットボンベ () マッチ () ライター () 懐中電灯 () 乾電池 () ロウソク ()			

※ 協定第4条による報告では、被災がないと想定した場合の1日あたりの最大調達・製造可能量の概数を記入する。

2. 物資の搬入場所・方法 (いずれかに○をつける)

(1) 搬入場所

- ア ○○市町村が指定する引き渡し場所まで当社が搬入する
- イ 当社指定の場所で○○市町村に引き渡し
- ウ その他

(2) 搬入方法

- ア 陸 路
- イ 空 路
- ウ その他

3. 災害発生時の当社の連絡先（不通の場合を考慮し、3 ケースを記入する）

	所 在	担当部署	担当者	電話・FAX番号
第1 順位				TEL FAX
第2 順位				TEL FAX
第2 順位				TEL FAX

4. その他（連絡事項など）

緊急時における応急生活用物資確保等の協力に関する協定

(マックスバリュ中部㈱)

岐南町（以下「甲」という。）とマックスバリュ中部株式会社（以下「乙」という。）は、岐南町において、災害が発生した場合又はその恐れがある場合、或いは大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）の規定による警戒宣言が発せられた場合（以下「災害時等」という。）において、相互に協力して岐南町住民等に対して応急生活用物資の供給を行うため、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、災害時等において、物価の生活情報の収集・提供、応急生活用物資の確保及び安定供給、ボランティア活動への支援等を円滑に行うことにより、物価の高騰及びパニックの防止を図り、もって町民生活の安定に寄与することを目的とする。

(応急生活用物資の指定)

第2条 この協定における応急生活用物資は、別表1のとおりとする。

2 応急生活用物資は、別表に定めるものの他、必要に応じて甲乙協議のうえ、指定できるものとする。

(情報交換等)

第3条 甲及び乙は、平素から物価及び需要の動向、各店舗の流通状況その他の必要な事項について調査研究及び情報交換に努め、災害時等に備えるものとする。

2 甲及び乙は、災害時等において、住民の状況、地域の応急生活用物資の価格及び供給状況等に関して、情報交換を行うものとする。

3 甲及び乙は、災害時等において、物価高騰の防止を図るために協力し、物価及び商品等の生活情報を迅速かつ的確に住民等へ提供するものとする。

(応急生活用物資の確保及び安定供給)

第4条 甲は、災害時等において、乙に対して応急生活用物資の確保及び安定供給について要請するものとする。

2 乙は、応急生活用物資の確保及び供給の要請を受けたときは、直ちに必要な措置を講ずるものとする。

3 災害時等における応急生活用物資要請に係わる甲乙の窓口は、次のとおりとする。

甲	岐南町災害対策本部 事務局長（総務課長） TEL 058-247-1331 FAX 058-247-9904
乙	マックスバリュ中部株式会社 総務部長 TEL 0598-31-8826 FAX 0598-50-2302

4 応急生活用物資の運搬は、甲又は乙の指定するものが行うものとする。また、甲は、必要に応じて乙に運搬の協力を求めることができるものとする。

(ボランティア活動への支援)

第5条 乙は、災害時等に岐南町で実施されるボランティア活動者に対して、状況の許す限り、食料等の無償支援をするものとする。

(経費の負担)

第6条 前4条の規定により乙が供給した商品の対価及び乙が行った運搬等の経費は、甲

が負担するものとする。

- 2 供給商品の対価及び運搬等の経費は、乙の当該供給及び運搬終了後に、乙提出の出荷確認書等に基づき、災害時等直前における適正価格を基準として、甲乙協議の上決定するものとする。

（広域支援体制の整備）

第7条 乙は、広域に展開する店舗を活用する等、災害時等における広域的な支援体制の整備に努めるものとする。

（災害時等の協力事項の発動）

第8条 この協定に定める災害時等の協力に係わる事項は、原則として甲が「災害対策本部」を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

（定期協議）

第9条 甲及び乙は、この協定に定める事項を円滑に推進するために、定期的に協議を行うものとする。

（有効期間）

第10条 この協定の有効期限は、毎年度末とし、甲乙いずれかから協定解消の申し出がない限り同一内容をもって継続するものとする。

- 2 前項の解消の申し出は、1月前までに相手方に申し出るものとする。

（その他）

第11条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、甲乙協議の上、決定するものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成24年3月10日

甲 岐阜県羽島郡岐南町八剣7丁目107番地

岐南町長 松原 秀安

乙 三重県松阪市大町185番地の1
マックスバリュ中部株式会社

代表取締役 正木 雄三

8 物資等提供協定に関する資料

別表1（第2条）

区 分		品 目
食料品	主 食	米（白米・玄米）・パン・麺類・粉ミルク・離乳食・レトルト食品・インスタントラーメン 弁当・おにぎり
	副 食	肉・野菜・魚・缶詰・惣菜
	調味料等	みそ・しょうゆ・ソース・塩・砂糖・化学調味料・バター・マーガリン・ジャム
	その他	果物
飲料水		ミネラルウォーター・烏龍茶・緑茶・牛乳 コーヒー・紅茶・炭酸飲料水・ジュース
生活物資	衣料品	下着・靴下・防寒着・雨具
	日用品等	哺乳瓶・紙おむつ・生理用品・石鹸・洗剤 シャンプー・トイレットペーパー・ティッシュペーパー・ウェットティッシュ・生面用具・裁縫セット・掃除用具・マスク 紙コップ・食器・割りばし 電池・懐中電灯・粘着テープ・ビニールシート・ブルーシート・使い捨てカイロ・アルミホイル 蚊取り線香・ごみ袋・ガムテープ・軍手
	学用品	文房具類
	燃料等	卓上ガスコンロ

- (1) 応急生活用物資は、おおむね上表を基準として災害や緊急度等の状況に合わせて調達するものとする。
- (2) 品目は、上表の他、甲乙協議の上、その都度指定できるものとする。

災害時等における生活物資確保等の協力に関する協定（㈱カーマ）

岐南町（以下「甲」という。）と株式会社カーマ（以下「乙」という。）は、岐南町において、災害が発生した場合又はその恐れがある場合、或いは大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）の規定による警戒宣言が発せられた場合（以下「災害時等」という。）において、相互に協力して岐南町住民等に対して生活物資等の供給を行うため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時等において、生活物資の確保及び安定供給、物価の生活情報の収集・提供等を円滑に行うことにより、町民生活の安定に寄与することを目的とする。

（生活物資の範囲）

第2条 この協定における生活物資は、別表のとおりとする。

2 別表に定めのない生活物資は、必要に応じて甲乙協議の上、指定できるものとする。

（要請の方法）

第3条 甲は、第1条に基づく要請を行う場合は、別紙1「物資調達要請書」をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話又はその他の方法をもって要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（要請に基づく措置）

第4条 乙は、前条の要請を受けたときは、その要請事項を実施するための措置をとるとともに、その措置の状況を別紙2「物資可能数量・措置の状況報告書」により甲に提出するものとする。

（物資の運搬、引渡し）

第5条 物資の運搬は、交通規制を考慮し、甲又は甲の指定するものが行うものとする。また、甲は、必要に応じて、乙に対して運搬の協力を求めることができる。

2 物資の引渡場所は乙が指定するものとし、甲は当該場所に職員又は甲が指定した者を派遣し、物資を確認のうえ引き取るものとする。

（費用の負担）

第6条 前条の規定により乙が供給した生活物資の対価及び乙が行った運搬等の費用は、甲が負担するものとする。

2 甲が負担する額は、物資の供給及び運搬終了後、乙の提出する出荷確認書等に基づき、災害発生直前の乙の店舗での販売価格とする。

8 物資等提供協定に関する資料

(費用の支払い)

第7条 甲は、引き取った物資及び乙が行った運搬等の費用は、乙からの請求後、速やかに乙に支払うものとする。

(担当者等の報告)

第8条 甲及び乙は、この協定の実施にかかる担当者等の連絡先等を協定締結後速やかに相手方に通知するものとする。また、変更があった場合も同様とする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期限は、毎年度末とし、甲乙いずれかから協定解消の申し出がない限り同一内容をもって継続するものとする。

2 前項の解消の申し出は、1月前までに相手方に書面により申し出るものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、それぞれが1通を保有するものとする。

平成25年 4月 1日

甲 岐阜県羽島郡岐南町八剣7丁目107番地

岐南町長 松原秀安

乙 愛知県刈谷市日高町3丁目411番地
株式会社 カーマ

代表取締役社長 豊田芳行

別表（第2条）

災害時等における対応可能な生活物資

大分類	主な品種
作業関係	作業シート、標識ロープ、 ヘルメット、防塵マスク、簡易マスク、 長靴、軍手、ゴム手袋、皮手袋、 雨具、土のう袋、ガラ袋、 スコップ、ホースリール、 バール、ジャッキ、チェーンソー、噴霧器等の工具類
日用品等	毛布、タオル、 割箸、使い捨て食器、 ポリ袋、ホイル、ラップ、 ウェットティッシュ、マスク、衛生用ポリ手袋（使い捨て） バケツ、水モップ、デッキブラシ、雑巾、 簡易ライター、使い捨てカイロ
衛生用品等	生理用品、紙おむつ、尿とりパット、大人用紙おむつ、 トイレットペーパー
水関係	飲料水（ペットボトル）、生活用水用ポリタンク
冷暖房機器等	石油ストーブ、木炭、木炭コンロ
電気用品等	投光器、懐中電灯、乾電池、 カセットコンロ、カセットボンベ
トイレ関係等	救急ミニトイレ
その他	粉ミルク

※ 上記以外に必要な物資については、別に協議すること。

8 物資等提供協定に関する資料

別紙1（第3条）

物資調達要請書

平成 年 月 日

株式会社カーマ
代表取締役 様
担当部署

岐南町長

災害救助に必要な物資の調達の要請について

災害時等における生活物資確保等の協力に関する協定（平成 年 月 日締結、以下「協定」という。）に基づき、下記のとおり要請します。
なお、協定第4条により、本要請に対する貴社の措置状況を報告願います。

記

要請する物資

要請期間	要請品目	要請数量	（搬入希望場所等）
月 日から 月 日まで			

※要請数量は、1日当たりの数量とする。

連絡先
岐南町災害対策本部
担当者：
電 話：(058)247－1 3 3 1
F A X：(058)247－9 9 0 4
e-mail:soumu@town.ginan.lg.jp

別紙2（第4条）

物資可能数量・措置の状況報告書

平成 年 月 日

岐南町長 様

株式会社カーマ
担当部署

災害時等における生活物資確保等の協力に関する協定（平成 年 月 日締結、以下「協定」という。）第4条に基づき、当社の調達可能数量、措置の状況を下記のとおり通知します。

記

1 調達可能数量

品 名	調達可能数量

2 物資の搬入場所・方法(いずれかに○を付ける)

(1) 搬入場所

- ア 当社指定の場所で岐南町に引渡し
- イ 岐南町が指定する引渡し場所まで当社が搬入
- ウ その他

(2) 搬入方法

- ア 陸路
- イ 空路
- ウ その他

3 その他(連絡事項等)

災害時等における生活物資確保等の協力に関する協定

(イオンビック株式会社)

岐南町（以下「甲」という。）とイオンビック株式会社（以下「乙」という。）は、岐南町において、災害が発生した場合又はその恐れがある場合、或いは大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）の規定による警戒宣言が発せられた場合（以下「災害時等」という。）において、相互に協力して岐南町住民等に対して生活物資等の供給を行うため、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、災害時等において、生活物資の確保及び安定供給、物価の生活情報の収集・提供等を円滑に行うことにより、町民生活の安定に寄与することを目的とする。

(生活物資の範囲)

第2条 この協定における生活物資は、別表のとおりとする。

2 別表に定めのない生活物資は、必要に応じて甲乙協議の上、指定できるものとする。

(要請の方法)

第3条 甲は、第1条に基づく要請を行う場合は、別紙1「物資調達要請書」をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話又はその他の方法をもって要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

(要請に基づく措置)

第4条 乙は、前条の要請を受けたときは、その要請事項を実施するための措置をとるとともに、その措置の状況を別紙2「物資可能数量・措置の状況報告書」により甲に提出するものとする。

(物資の運搬、引渡し)

第5条 物資の運搬は、交通規制を考慮し、甲又は甲の指定するものが行うものとする。また、甲は、必要に応じて、乙に対して運搬の協力を求めることができる。

2 物資の引渡場所は乙が指定するものとし、甲は当該場所に職員又は甲が指定した者を派遣し、物資を確認のうえ引き取るものとする。

(費用の負担)

第6条 前条の規定により乙が供給した生活物資の対価及び乙が行った運搬等の費用は、甲が負担するものとする。

2 甲が負担する額は、物資の供給及び運搬終了後、乙の提出する出荷確認書等に基づき、災害発生直前の乙の店舗での販売価格とする。

(費用の支払い)

第7条 甲は、引き取った物資及び乙が行った運搬等の費用は、乙からの請求後、速やかに乙に支払うものとする。

(担当者等の報告)

第8条 甲及び乙は、この協定の実施にかかる担当者等の連絡先等を協定締結後速やかに相手方に通知するものとする。また、変更があった場合も同様とする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期限は、毎年度末とし、甲乙いずれかから協定解消の申し出がない限り同一内容をもって継続するものとする。

2 前項の解消の申し出は、1月前までに相手方に書面により申し出るものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、それぞれが1通を保有するものとする。

令和4年11月7日

甲 岐阜県羽島郡岐南町八剣7丁目107番地

岐南町長 小 島 英 雄

乙 名古屋市中村区名駅5丁目25番地8

イオンビッグ株式会社

代表取締役社長 小 林 健 太 郎

8 物資等提供協定に関する資料

別紙1「物資調達要請書」

年 月 日

イオンビッグ株式会社
代表取締役 様
担当部署

岐南町長

災害救助に必要な物資の調達の要請について

災害時等における生活物資確保等の協力に関する協定（ 年 月 日締結、以下「協定」という。）に基づき、下記のとおり要請します。

なお、協定第4条により、本要請に対する貴社の措置状況を報告願います。

記

要請する物資

要請期間	要請品目	要請数量	(搬入希望場所等)
月 日から 月 日まで			

※要請数量は、1日当たりの数量とする。

連絡先
岐南町災害対策本部
担当者：
電 話：(058)247－1 3 3 1
F A X：(058)247－9 9 0 4
e-mail:bousai@town.ginan.lg.jp

別紙2「物資可能数量・措置の状況報告書」

年 月 日

岐南町長 様

イオンビッグ株式会社
担当部署

災害時等における生活物資確保等の協力に関する協定（ 年 月 日締結、以下「協定」という。）第4条に基づき、当社の調達可能数量、措置の状況を下記のとおり通知します。

記

1 調達可能数量

品 名	調達可能数量

2 物資の搬入場所・方法(いずれかに○を付ける)

(1) 搬入場所

- ア 当社指定の場所で岐南町に引渡し
- イ 岐南町が指定する引渡し場所まで当社が搬入
- ウ その他

(2) 搬入方法

- ア 陸路
- イ 空路
- ウ その他

3 その他(連絡事項等)

8 物資等提供協定に関する資料

別表

災害時等における対応可能な生活物資

大分類	主な品種
食料品	おにぎり、精米、パン類、麺類、粉ミルク、 レトルト食品、漬物、調味料、菓子類、果物、 缶詰、即席麺、野菜、 飲料水（水・お茶・清涼飲料水）
日用品等	割箸、使い捨て食器類、ゴミ袋、ホイル、 ラップ、乾電池、雑巾、軍手、カセットボンベ、 簡易ライター、使い捨てカイロ
衛生用品等	生理用品、紙おむつ、トイレットペーパー、 石けん、歯ブラシ、マスク、 ウェットティッシュ、アルコール消毒液

※ 上記以外で必要な物資については、別に協議すること。

災害時等における生活物資確保等の協力に関する協定書

(NPO 法人 コメリ災害対策センター)

岐南町（以下「甲」という。）とNPO法人コメリ災害対策センター（以下「乙」という。）は、災害が発生した場合又はその恐れがある場合、或いは大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）の規定による警戒宣言が発せられた場合（以下「災害時等」という）において、相互に協力して物資等の供給を行うため、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時等において、生活物資の確保及び安定供給を円滑に行うために必要な事項を定めるものとする。

（協定事項の発効）

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として、甲が災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

（供給等の協力要請）

第3条 甲は、災害時において物資を調達する必要があると認めるときは、乙に調達可能な物資の供給を要請することができる。

（調達物資の範囲）

第4条 甲が、乙に供給を要請する物資の範囲は、次に掲げるもののうち、乙が調達可能な物資とする。

(1) 別表に掲げる物資

(2) 別表に定めのない生活物資は、必要に応じて甲乙協議のうえ、指定できるものとする。

（要請の方法）

第5条 第3条の要請は、別紙1「物資調達要請書」をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、電話等で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（物資の供給の協力）

第6条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、その要請事項を実施するための措置に努めるものとし、その措置の状況を適宜連絡するものとする。

2 乙は、物資の供給を実施したときは、その供給の終了後速やかに別紙2「物資供給報告書」により甲に報告するものとする。

（物資の運搬、引渡し等）

第7条 物資の引渡場所は、甲が指定するものとし、その指定地までの運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙が自ら運搬することができない場合は、甲又は甲が指定した者を派遣し物資を確認のうえ、引き取り搬送するものとする。

8 物資等提供協定に関する資料

- 2 甲は、乙が前項の規定により物資を運搬する車両を優先車両として通行できるよう配慮するものとする。

(費用の負担)

第8条 第6条の規定により、乙が供給した生活物資の対価及び乙が行った運搬等の経費は、甲が負担するものとする。

- 2 前項に規定する費用は、災害発生直前における小売価格等を基準とし、甲と乙が協議の上速やかに決定する。

(費用の支払い)

第9条 生活物資の確保に要した費用は、乙の請求により、甲が支払うものとする。

- 2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに乙に支払うものとする。

(情報交換)

第10条 甲と乙は、平常時から相互の連絡体制及び物資の確保等についての情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ決定するものとする。

(有効期間)

第12条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

- 2 前項の解消の申し出は、1月前までに相手方に書面により申し出るものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、それぞれが1通を保有するものとする。

令和5年6月27日

甲 岐阜県羽島郡岐南町八剣7丁目107番地
岐南町長 小島英雄

乙 新潟県新潟市南区清水4501番地1
NPO法人 コメリ災害対策センター
理事長 捧雄一郎

別紙1「物資調達要望書」

年 月 日

NPO法人 コメリ災害対策センター
様

岐 南 町 長

災害救助に必要な物資の調達の要請について

災害時等における生活物資確保等の協力に関する協定書（ 年 月 日締結、以下「協定」という。）に基づき、下記のとおり要請します。

なお、協定第5条により、本要請に対する貴社の措置状況を報告願います。

記

要請する物資

要請期間	要請品目	要請数量	(搬入希望場所等)
月 日から 月 日まで			

※要請数量は、1日当たりの数量とする。

連絡先
岐南町災害対策本部
担当者：
電 話：(058)247－1 3 3 1
F A X：(058)247－9 9 0 4
e-mail:bousai@town.ginan.lg.jp

8 物資等提供協定に関する資料

別紙2「物資供給報告書」

No. _____

受付日 _____

時 _____

(24時間表示で記載)

物資供給報告書 (途中報告 ・ 完了報告)

要請元

連絡先電話番号

_____様

要請担当者の所属・氏名

連絡先FAX番号

_____様

お世話になっております。
要請のあった物資を下記の通り手配いたします。
今後ともよろしくお願いいたします。

 NPO法人
コメリ災害対策センター
電話 025-371-4185
FAX 025-371-4151
担当者

1. 物資調達要請内容

No.	物資名	規格・サイズ 等	供給数量	単価(税込)	合計金額	備考
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
合計						

2. 引渡し場所 フォークリフト 有・無 10tトラック 可・不可

〒 _____

受け取り担当者

TEL _____

3. 引渡し予定日時

_____ 午前 / 午後

(前後する場合があります。)

受領者署名(ご所属・ご氏名・日時)

4. その他必要伝達事項

運搬費が別途必要となります。

_____様

_____時 _____分

※コメリ災害対策センター使用欄

FAX送信

商品到着確認

運送会社

車両No.

ドライバー名

連絡先

別表

災害時における緊急対応可能な物資

大分類	主な品種
作業関係	作業シート、標識ロープ、ヘルメット、防塵マスク、簡易マスク、長靴、軍手、ゴム手袋、皮手袋、雨具、土のう袋、ガラ袋、スコップ、ホースリール
日用品等	毛布、タオル、割箸、使い捨て食器、ポリ袋、ホイル、ラップ、ウェットティッシュ、マスク、衛生用ポリ手袋（使い捨て）バケツ、水モップ、デッキブラシ、雑巾、簡易ライター、使い捨てカイロ
水関係	飲料水（ペットボトル）、生活用水用ポリタンク
冷暖房機器等	大型石油ストーブ、木炭、木炭コンロ
電気用品等	投光器、懐中電灯、乾電池、カセットコンロ、カセットボンベ
トイレ関係等	救急ミニトイレ

災害時等における資器材の供給協力に関する協定

(日立建機日本㈱岐阜営業所)

岐南町（以下「甲」という。）と日立建機日本株式会社岐阜営業所（以下「乙」という。）は、岐南町において、災害が発生した場合又はその恐れがある場合、或いは大規模地震対策特別措置法（昭和 53 年法律第 73 号）の規定による警戒宣言が発せられた場合（以下「災害時等」という。）において、相互に協力して岐南町住民等に対して資器材の供給を行うため、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第 1 条 この協定は、災害時等において、避難所等で必要となる資器材の速やかな配備を図り、町民生活の安定を図ることに寄与することを目的とする。

(資器材の範囲)

第 2 条 この協定に基づき、甲の要請により乙が供給する資器材の種類は、次のとおりとする。

- (1) 発電機
- (2) 照明機器
- (3) 暖房機器
- (4) 仮設トイレ
- (5) その他甲が要請するもので、乙の供給可能なもの

(協力の要請)

第 3 条 甲は、第 1 条に基づく要請を行う場合は、別紙様式 1「資器材供給協力要請書」をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話又はその他の方法をもって要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

(要請に基づく措置)

第 4 条 乙は、前条の要請を受けたときは、その要請事項を実施するための措置をとるとともに、その措置の状況を別紙様式 2「協力実施通知書」により甲に提出するものとする。

(資器材の受渡し)

第 5 条 資器材の受渡し場所は甲が指定するものとし、甲は、当該場所に職員又は甲が指定した者を派遣し、納品書等を確認のうえ受渡しを行うものとする。

2 資器材の受渡しに当たり、甲は、乙に対して役務（運搬、積み降し、組立、設置、撤去等）の提供を求めることができる。

(災害補償)

第 6 条 前条第 2 項の役務実施に発生した事故等による人員の負傷及び資器材等の損傷の補償等については、原因等を究明のうえ、甲乙協議して適切に実施するものとする。

(費用の負担)

第7条 第5条の規定により乙が供給した資器材の対価及び乙が行った役務の費用は、甲が負担するものとする。

2 甲が負担する額は、資器材の受渡し後、乙の提出する出荷確認書等に基づき、災害発生直前の乙の通常価格を基準とし、甲乙協議の上決定するものとする。

(費用の支払い)

第8条 甲は、受渡し資器材及び乙が行った役務の費用は、乙からの請求後、速やかに乙に支払うものとする。

(担当者等の報告)

第9条 甲及び乙は、この協定の実施にかかる担当者等の連絡先等を協定締結後速やかに相手方に通知するものとする。また、変更があった場合も同様とする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

(有効期限)

第11条 この協定の有効期限は、毎年度末とし、甲乙いずれかから協定解消の申し出がない限り同一内容をもって継続するものとする。

2 前項の解消の申し出は、1月前までに相手方に書面により申し出るものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、それぞれが1通を保有するものとする。

平成25年 7月18日

甲 岐阜県羽島郡岐南町八剣7丁目107番地

岐南町長 松原秀安

乙 日立建機日本株式会社岐阜営業所
岐阜県羽島郡岐南町野中1-11

営業所長 井上義彦

別紙様式1 (第3条)

8 物資等提供協定に関する資料

年 月 日

日立建機日本株式会社
岐阜営業所長 様

岐南町長

資器材供給協力要請書

「災害時等における資器材の供給協力に関する協定」に基づき、災害応急対策に対する資器材の供給協力について、下記のとおり要請します。

なお、協定第4条により、本要請に対する貴社の措置状況を提出願います。

記

納入品目	品目名	数 量
発電機		
照明機器		
暖房機器		
仮設トイレ		
その他		
納入日時	年 月 日	
納入場所		
その他		

連絡先：岐南町災害対策本部

担当者：

電 話：(058)247－1 3 3 1 F A X：(058)247－9 9 0 4

e-mail:soumu@town.ginan.lg.jp

別紙様式2（第4条）

年 月 日

岐南町長 様

日立建機日本株式会社
岐阜営業所長

協力実施通知書

「災害時等における資器材の供給協力に関する協定」に基づき、災害応急対策に対する資器材の供給協力について、下記のとおり通知します。

記

納入品目	品目名	数 量
発電機		
証明機器		
暖房機器		
仮設トイレ		
その他		
納入日時	年 月 日	
納入場所		
その他		

連絡先：担当者：

電 話：(058)246－9 3 3 1 F A X：(058)247－5 8 6 6

災害時等における資器材の供給協力に関する協定 (太陽建機レンタル(株)岐阜支店)

岐南町（以下「甲」という。）と太陽建機レンタル株式会社岐阜支店（以下「乙」という。）は、岐南町において、災害が発生した場合又はその恐れがある場合、或いは大規模地震対策特別措置法（昭和 53 年法律第 73 号）の規定による警戒宣言が発せられた場合（以下「災害時等」という。）において、相互に協力して岐南町住民等に対して資器材の供給を行うため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第 1 条 この協定は、災害時等において、避難所等で必要となる資器材の速やかな配備を図り、町民生活の安定を図ることに寄与することを目的とする。

（資器材の範囲）

第 2 条 この協定に基づき、甲の要請により乙が供給する資器材の種類は、次のとおりとする。

- (1) 発電機
- (2) 仮設トイレ
- (3) 照明機器
- (4) ハウス
- (5) 暖房機器
- (6) その他甲が要請するもので、乙の供給可能なもの

（協力の要請）

第 3 条 甲は、第 1 条に基づく要請を行う場合は、別紙様式 1「資器材供給協力要請書」をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話又はその他の方法をもって要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（要請に基づく措置）

第 4 条 乙は、前条の要請を受けたときは、その要請事項を実施するための措置をとるとともに、その措置の状況を別紙様式 2「協力実施通知書」により甲に提出するものとする。

（資器材の受渡し）

第 5 条 資器材の受渡し場所は甲が指定するものとし、甲は、当該場所に職員は甲が指定した者を派遣し、納品書等を確認のうえ受渡しを行うものとする。

- 2 資器材の受渡しに当たり、甲は、乙に対して役務（運搬、積み降し、組立、設置、撤去等）の提供を求めることができる。

（災害補償）

第 6 条 前条第 2 項の役務実施に発生した事故等による人員の負傷及び資器材等の損傷の補償等については、原因等を究明のうえ、甲乙協議して適切に実施するものとする。

（費用の負担）

第 7 条 第 5 条の規定により乙が供給した資器材の対価及び乙が行った役務の費用は、甲が負担するものとする。

- 2 甲が負担する額は、資器材の受渡し後、乙の提出する出荷確認書等に基づき、災害発生直前の乙の通常価格を基準とし、甲乙協議の上決定するものとする。

(費用の支払い)

第8条 甲は、受渡し資器材及び乙が行った役務の費用は、乙からの請求後、速やかに乙に支払うものとする。

(担当者等の報告)

第9条 甲及び乙は、この協定の実施にかかる担当者等の連絡先等を協定締結後速やかに相手方に通知するものとする。また、変更があった場合も同様とする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

(有効期限)

第11条 この協定の有効期限は、毎年度末とし、甲乙いずれかから協定解消の申し出がない限り同一内容をもって継続するものとする。

2 前項の解消の申し出は、1月前までに相手方に書面により申し出るものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、それぞれが1通を保有するものとする。

平成25年 7月18日

甲 岐阜県羽島郡岐南町八剣7丁目107番地

岐南町長 松原秀安

乙 岐阜県羽島郡岐南町野中2丁目77番地
太陽建機レンタル株式会社岐阜支店

支店長 高橋一彦

8 物資等提供協定に関する資料

別紙様式1（第3条）

年 月 日

太陽建機レンタル株式会社
岐阜支店長 様

岐南町長

資器材供給協力要請書

「災害時等における資器材の供給協力に関する協定」に基づき、災害応急対策に対する資器材の供給協力について、下記のとおり要請します。

なお、協定第4条により、本要請に対する貴社の措置状況を提出願います。

記

納入品目	品目名	数 量
発電機		
仮設トイレ		
照明機器		
その他		
納入日時	年 月 日	
納入場所		
その他		

連絡先：岐南町災害対策本部

担当者：

電 話：(058)247－1 3 3 1 F A X：(058)247－9 9 0 4

e-mail:soumu@town.ginan.lg.jp

別紙様式2（第4条）

年 月 日

岐南町長 様

太陽建機レンタル株式会社
岐阜支店長

協力実施通知書

「災害時等における資器材の供給協力に関する協定」に基づき、災害応急対策に対する資器材の供給協力について、下記のとおり通知します。

記

納入品目	品目名	数 量
発電機		
仮設トイレ		
照明機器		
その他		
納入日時	年 月 日	
納入場所		
その他		

連絡先：担当者：

電 話：(058)248－5250 F A X：(058)249－0074

災害時等における資器材の供給協力に関する協定（㈱篠田商会）

岐南町（以下「甲」という。）と株式会社篠田商会（以下「乙」という。）は、岐南町において、災害が発生した場合又はその恐れがある場合、或いは大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）の規定による警戒宣言が発せられた場合（以下「災害時等」という。）において、相互に協力して岐南町住民等に対して資器材の供給を行うため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時等において、避難所等で必要となる資器材の速やかな配備を図り、町民生活の安定を図ることに寄与することを目的とする。

（資器材の範囲）

第2条 この協定に基づき、甲が要請するもので、乙が供給可能な資器材とする。

（協力の要請）

第3条 甲は、第1条に基づく要請を行う場合は、別紙様式1「資器材供給協力要請書」をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話又はその他の方法をもって要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（要請に基づく措置）

第4条 乙は、前条の要請を受けたときは、その要請事項を実施するための措置をとるとともに、その措置の状況を別紙様式2「協力実施通知書」により甲に提出するものとする。

（資器材の受渡し）

第5条 資器材の受渡し場所は甲が指定するものとし、甲は、当該場所に職員又は甲が指定した者を派遣し、納品書等を確認のうえ受渡しを行うものとする。

2 資器材の受渡しに当たり、甲は、乙に対して役務（運搬、積み降し、組立、設置、撤去等）の提供を求めることができる。

（災害補償）

第6条 前条第2項の役務実施に発生した事故等による人員の負傷及び資器材等の損傷の補償等については、原因等を究明のうえ、甲乙協議して適切に実施するものとする。

（費用の負担）

第7条 第5条の規定により乙が供給した資器材の対価及び乙が行った役務の費用は、甲が負担するものとする。

2 甲が負担する額は、資器材の受渡し後、乙の提出する出荷確認書等に基づき、災害発生直前の乙の通常価格を基準とし、甲乙協議の上決定するものとする。

（費用の支払い）

第8条 甲は、受渡し資器材及び乙が行った役務の費用は、乙からの請求後、速やかに乙に支払うものとする。

(担当者等の報告)

第9条 甲及び乙は、この協定の実施にかかる担当者等の連絡先等を協定締結後速やかに相手方に通知するものとする。また、変更があった場合も同様とする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

(有効期限)

第11条 この協定の有効期限は、毎年度末とし、甲乙いずれかから協定解消の申し出がない限り同一内容をもって継続するものとする。

2 前項の解消の申し出は、1月前までに相手方に書面により申し出るものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、それぞれが1通を保有するものとする。

平成25年 7月18日

甲 岐阜県羽島郡岐南町八剣7丁目107番地

岐南町長 松原秀安

乙 岐阜市竜田町四丁目八番地
株式会社篠田商会

取締役社長 津守章

8 物資等提供協定に関する資料

別紙様式1（第3条）

年 月 日

株式会社 篠田商会 様

岐南町長

資器材供給協力要請書

「災害時等における資器材の供給協力に関する協定」に基づき、災害応急対策に対する資器材の供給協力について、下記のとおり要請します。

なお、協定第4条により、本要請に対する貴社の措置状況を提出願います。

記

納入品目	品目名	数 量
納入日時	年 月 日	
納入場所		
その他		

連絡先：岐南町災害対策本部

担当者：

電 話：(058)247－1 3 3 1 F A X：(058)247－9 9 0 4

別紙様式2（第4条）

年 月 日

岐南町長 様

株式会社 篠田商会

協力実施通知書

「災害時等における資器材の供給協力に関する協定」に基づき、災害応急対策に対する資器材の供給協力について、下記のとおり通知します。

記

納入品目	品目名	数 量
納入日時	年 月 日	
納入場所		
その他		

連絡先：担当者：

電 話：(058)247－8 5 2 7 F A X：(058)247－8 6 8 8

災害時等における資器材の提供協力に関する協定

(㈱東海大阪レンタル)

岐南町（以下「甲」という。）と株式会社東海大阪レンタル（以下「乙」という。）とは、甲域内において、大規模災害等が発生し又はその恐れがある場合に、資器材の提供協力に関して、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、甲域内において、自然災害や大規模事故等その他町民の生命、身体及び財産に重大な被害が発生し又はそのおそれがある場合（以下「災害時等」という。）に、甲が乙に対して協力を要請する際に必要な事項を定める。

(協力の内容)

第2条 甲は、災害時に災害対策本部（以下「本部」という。）を設置した場合又は乙の協力が必要であるとみとめられるときには、乙に対して、次に掲げる事項について協力を要請することができるものとし、乙は当該協力の要請に対して可能な範囲で協力する。

- (1) 建設機械
- (2) 発電機
- (3) 照明、投光機器
- (4) 仮設トイレ
- (5) 洗浄機、シャワー
- (6) 排水ポンプ
- (7) 冷、暖房機
- (8) その他甲が要請するもので、乙の供給可能なもの

(協力の要請)

第3条 甲は、第1条に基づく要請を行う場合は、別紙様式1「資器材供給協力要請書」により行う。ただし、緊急を要する場合は、口頭で要請し、その後速やかに文書を送付する。

(要請に基づく措置)

第4条 乙は、前条要請により、甲の指定する場所に要請資器材を運搬、設置するとともに、その措置状況を別紙様式2「協力実施通知書」により甲に提出するものとする。

(資器材の受渡し)

第5条 甲は、前条指定場所に職員又は甲の指定した者を派遣し、納品書等を確認の上受渡しを行う。

(費用の負担)

第6条 甲の要請により、乙が提供した資器材の対価及び乙が行った役務等の費用は、甲が負担するものとする。

2 前項に要する費用の額は、標準的な価格を基準とし、甲乙協議の上決定する。

(損害補償等)

第7条 資器材の運搬、設置、使用、撤去の間の事故等による、人員の負傷等及び資器材等の損傷の補償については、原因究明の上、甲乙協議して適切に実施する。

(担当者等の報告)

第8条 甲及び乙は、この協定の実施にかかる担当者等の連絡先等を協定締結後速やかに相手方に通知するものとする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項又は協力に疑義が生じたときは、その都度、甲、乙協議して定めるものとする。

(有効期限)

第10条 この協定の有効期限は、毎年度末とし、甲乙いずれかから協定解消の申し出がない限り同一内容をもって継続するものとする。

2 前項の解消の申し出は、期間満了の1月前までとする。

この協定の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保管する。

平成27年 7月24日

甲 岐阜県羽島郡岐南町八剣7丁目107番地

岐南町長 松原秀安

乙 大阪府茨木市目垣2丁目34番21号
株式会社 東海大阪レンタル

代表取締役社長 村松健一

8 物資等提供協定に関する資料

別紙様式1（第3条）

年 月 日

株式会社 東海大阪レンタル
岐阜営業所長 様

岐南町長

資器材提供協力要請書

「災害時等における資器材の供給協力に関する協定」に基づき、災害応急対策に対する資器材の供給協力について、下記のとおり要請します。

なお、協定第4条により、本要請に対する貴社の措置状況を提出願います。

記

納入品目	品目名	数 量
発電機		
照明機器		
暖房機器		
仮設トイレ		
その他		
納入日時	年 月 日	
納入場所		
その他		

連絡先：岐南町災害対策本部

担当者：

電 話：(058)247－1 3 3 1 F A X：(058)247－9 9 0 4

e-mail:soumu@town.ginan.lg.jp

別紙様式2（第4条）

年 月 日

岐南町長 様

株式会社 東海大阪レンタル
岐阜営業所長

協力実施通知書

「災害時等における資器材の供給協力に関する協定」に基づき、災害応急対策に対する資器材の供給協力について、下記のとおり通知します。

記

納入品目	品目名	数 量
発電機		
証明機器		
暖房機器		
仮設トイレ		
その他		
納入日時	年 月 日	
納入場所		
その他		

連絡先：担当者：

電 話：(058)246－9 3 3 1 F A X：(058)247－5 8 6 6

災害時等における資器材の供給協力に関する協定

(篠田株式会社)

岐南町（以下「甲」という。）と篠田株式会社（以下「乙」という。）は、岐南町において、災害が発生した場合又はその恐れがある場合、或いは大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）の規定による警戒宣言が発せられた場合（以下「災害時等」という。）において、相互に協力して岐南町住民等に対して資器材の供給を行うため、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、災害時等において、避難所等で必要となる資器材の速やかな配備を図り、町民生活の安定を図ることに寄与することを目的とする。

(資器材の範囲)

第2条 この協定に基づき、甲の要請により乙が供給する資器材の種類は、次のとおりとする。

- (1) 仮設トイレ
- (2) 照明機器
- (3) 鍋、寸胴
- (4) その他甲が要請するもので、乙の供給可能なもの

(協力の要請)

第3条 甲は、第1条に基づく要請を行う場合は、別紙様式1「資器材供給協力要請書」をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話又はその他の方法をもって要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

(要請に基づく措置)

第4条 乙は、前条の要請を受けたときは、その要請事項を実施するための措置をとるとともに、その措置の状況を別紙様式2「協力実施通知書」により甲に提出するものとする。

(資器材の受渡し)

第5条 資器材の受渡し場所は甲が指定するものとし、甲は、当該場所に職員又は甲が指定した者を派遣し、納品書等を確認のうえ受渡しを行うものとする。

2 資器材の受渡しに当たり、甲は、乙に対して役務（運搬、積み降し、組立、設置、撤去等）の提供を求めることができる。

(災害補償)

第6条 前条第2項の役務実施に発生した事故等による人員の負傷及び資器材等の損傷の補償等については、原因等を究明のうえ、甲乙協議して適切に実施するものとする。

(費用の負担)

第7条 第5条の規定により乙が供給した資器材の対価及び乙が行った役務の費用は、甲が負担するものとする。

2 甲が負担する額は、資器材の受渡し後、乙の提出する出荷確認書等に基づき、災害発生直前の乙の通常価格を基準とし、甲乙協議の上決定するものとする。

(費用の支払い)

第8条 甲は、受渡し資器材及び乙が行った役務の費用は、乙からの請求後、速やかに乙に支払うものとする。

(担当者等の報告)

第9条 甲及び乙は、この協定の実施にかかる担当者等の連絡先等を協定締結後速やかに相手方に通知するものとする。また、変更があった場合も同様とする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

(有効期限)

第11条 この協定の有効期限は、毎年度末とし、甲乙いずれかから協定解消の申し出がない限り同一内容をもって継続するものとする。

2 前項の解消の申し出は、1ヶ月前までに相手方に書面により申し出るものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、それぞれが1通を保有するものとする。

令和3年1月15日

甲 岐阜県羽島郡岐南町八剣7丁目107番地

岐南町長 小島 英雄

乙 岐阜県羽島郡岐南町野中1丁目8番地

篠田株式会社
取締役社長 篠田 篤彦

8 物資等提供協定に関する資料

別紙様式1（第3条関係）

年 月 日

篠田株式会社

様

岐 南 町 長

資器材供給協力要請書

「災害時等における資器材の供給協力に関する協定」に基づき、災害応急対策に対する資器材の供給協力について、下記のとおり要請します。

なお、協定第4条により、本要請に対する貴社の措置状況を提出願います。

記

納入品目	品目名	数 量
納入日時	年 月 日	
納入場所		
その他		

連絡先：岐南町災害対策本部

担当者：

電 話：(058)247-1331 F A X：(058)247-9904

e-mail:bousai@town.ginan.lg.jp

別紙様式2（第4条関係）

年 月 日

岐南町長 様

篠田株式会社

協力実施通知書

「災害時等における資器材の供給協力に関する協定」に基づき、災害応急対策に対する資器材の供給協力について、下記のとおり通知します。

記

納入品目	品目名	数 量
納入日時	年 月 日	
納入場所		
その他		

連絡先：担当者：

電 話：(058)214－3427 F A X：(058)214－3428

災害時等における資器材の供給協力に関する協定 (株式会社キナン)

岐南町（以下「甲」という。）と株式会社キナン岐阜営業所（以下「乙」という。）は、岐南町において、災害が発生した場合又はその恐れがある場合、或いは大規模地震対策特別措置法（昭和 53 年法律第 73 号）の規定による警戒宣言が発せられた場合（以下「災害時等」という。）において、相互に協力して岐南町住民等に対して資器材の供給を行うため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第 1 条 この協定は、災害時等において、避難所等で必要となる資器材の速やかな配備を図り、町民生活の安定を図ることに寄与することを目的とする。

（資器材の範囲）

第 2 条 この協定に基づき、甲の要請により乙が供給する資器材の種類は、次のとおりとする。

- (1) 発電機
- (2) 仮設トイレ
- (3) 照明機器
- (4) ハウス・テント
- (5) 冷暖房機器
- (6) その他甲が要請するもので、乙の供給可能なもの

（協力の要請）

第 3 条 甲は、第 1 条に基づく要請を行う場合は、別紙様式 1「資器材供給協力要請書」をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話又はその他の方法をもって要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（要請に基づく措置）

第 4 条 乙は、前条の要請を受けたときは、その要請事項を実施するための措置をとるとともに、その措置の状況を別紙様式 2「協力実施通知書」により甲に提出するものとする。

（資器材の受渡し）

第 5 条 資器材の受渡し場所は甲が指定するものとし、甲は、当該場所に職員又は甲が指定した者を派遣し、納品書等を確認のうえ受渡しを行うものとする。

- 2 資器材の受渡しに当たり、甲は、乙に対して役務（運搬、積み降し、組立、設置、撤去等）の提供を求めることができる。

（災害補償）

第 6 条 前条第 2 項の役務実施に発生した事故等による人員の負傷及び資器材等の損傷の補償等については、原因等を究明のうえ、甲乙協議して適切に実施するものとする。

（費用の負担）

第 7 条 第 5 条の規定により乙が供給した資器材の対価及び乙が行った役務の費用は、甲が負担するものとする。

- 2 甲が負担する額は、資器材の受渡し後、乙の提出する出荷確認書等に基づき、災害発生直前の乙の通常価格を基準とし、甲乙協議の上決定するものとする。

(費用の支払い)

第8条 甲は、受渡し資器材及び乙が行った役務の費用は、乙からの請求後、速やかに乙に支払うものとする。

(担当者等の報告)

第9条 甲及び乙は、この協定の実施にかかる担当者等の連絡先等を協定締結後速やかに相手方に通知するものとする。また、変更があった場合も同様とする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

(有効期限)

第11条 この協定の有効期限は、毎年度末とし、甲乙いずれかから協定解消の申し出がない限り同一内容をもって継続するものとする。

2 前項の解消の申し出は、1月前までに相手方に書面により申し出るものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、それぞれが1通を保有するものとする。

令和 2年 4月 9日

甲 岐阜県羽島郡岐南町八剣7丁目107番地

岐南町長 松原秀安

乙 岐阜県羽島郡岐南町平成4丁目16番地
株式会社キナン

岐阜営業所長 浅井宏晃

8 物資等提供協定に関する資料

別紙様式1（第3条）

年 月 日

株式会社キナン

岐阜営業所長

様

岐南町長

資器材供給協力要請書

「災害時等における資器材の供給協力に関する協定」に基づき、災害応急対策に対する資器材の供給協力について、下記のとおり要請します。

なお、協定第4条により、本要請に対する貴社の措置状況を提出願います。

記

納入品目	品目名	数 量
発電機		
仮設トイレ		
照明機器		
その他		
納入日時	年 月 日	
納入場所		
その他		

連絡先：岐南町災害対策本部

担当者：

電 話：(058)247-1331 F A X：(058)247-9904

e-mail:soumu@town.ginan.lg.jp

別紙様式2（第4条）

年 月 日

岐南町長 様

株式会社キナン
岐阜営業所長

協力実施通知書

「災害時等における資器材の供給協力に関する協定」に基づき、災害応急対策に対する資器材の供給協力について、下記のとおり通知します。

記

納入品目	品目名	数 量
発電機		
仮設トイレ		
照明機器		
その他		
納入日時	年 月 日	
納入場所		
その他		

連絡先：担当者：

電 話：(058)247-0243 F A X：(058)247-7146

災害時における福祉用具等物資の供給等協力に関する協定

(日本福祉用具供給協会)

(趣旨)

第1条 岐南町(以下「甲」という。)と一般社団法人日本福祉用具供給協会(以下「乙」という。)は地震、風水害等の災害が発生し、又は発生の恐れがある場合に、相互に協力して避難所等において必要とされる介護用品・衛生用品等の福祉用具(以下「福祉用具等」という。)の物資の確保に関し必要な事項を定める。

(協力の発動及び体制)

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動するものとする。

2 協力の発動後、甲及び乙は速やかに協力体制を構築し、協力業務の準備状況進捗状況等について適時、情報を交換し、円滑な協力業務の実施に努めるものとする。

(協力要請)

第3条 協力の発動後、甲が福祉用具等の物資を必要とするときには、乙に対して福祉用具等物資の供給について協力を要請することができる。

また、甲は乙が福祉用具等物資を円滑に搬入、設置できるよう関係部署との連絡調整を行うものとする。

(協力の方法)

第4条 乙は、甲から福祉用具等物資の供給に関する協力要請を受けたときは、可能な範囲において優先的に供給及び運搬に努めるものとする。

(福祉用具等物資の内容)

第5条 甲が乙に要請する福祉用具等物資は別表「福祉用具等一覧表」を基準とする。

2 乙は、甲から別表に定める福祉用具等物資以外の物資の供給について要請があったときは可能な範囲において協力するものとする。

(要請手続)

第6条 甲の乙に対する要請手続は、別紙様式「福祉用具等物資供給要請書(以下要請書という。)」をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話等をもって要請し、事後要請書を提出するものとする。

(福祉用具等物資の運搬等)

第7条 福祉用具等物資の運搬及び引渡し場所については、甲、乙が協議の上決定するものとする。甲は道路状況、災害状況等の情報を適時乙に提供し、安全かつ円滑な業務の実施に努めるものとする。

(福祉用具等物資の適合確認)

第8条 福祉用具物資の適合確認は甲の要請に対し必要に応じて、乙の福祉用具専門相談員が、現地の状況及び要配慮者の状態に合わせて福祉用具等の適合を確認するものとする。

(支援体制の整備)

第9条 甲及び乙は災害時の不測の事態を予測し、協力業務を安全かつ効率的に推進するため、広域における応援体制及び情報収集、伝達体制を整備するものとする。

(損害の負担)

第10条 本協定に基づく協力の実施にあたり、損害(物資の紛失、福祉用具が原因となる事故等)が生じたときは、その賠償の責について甲、乙協議して定めるものとする。

(費用)

第11条 第3条及び第7条の規定により、乙が供給した福祉用具等物資及び乙が行った運搬等の費用については甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害時直前の平常時における適正価格とし、甲、乙協議の上決定するものとする。

3 甲は、前2項の規定に基づき、乙から支払い請求書を受理したときは、受理した日から30日以内に支払うものとする。ただし、支払い期限については、甲乙協議の上、変更できるものとする。

(情報連絡体制の確認)

第12条 甲及び乙は、円滑な協力を図るため、甲、乙それぞれに連絡責任者を置く。甲にあっては総務部くらし安全課長の職にある者を、乙にあっては岐阜県ブロック長の職にある者を当該責任者とする。

(平常時の防災活動)

第13条 乙は、次に掲げる甲の平常時における防災活動に対し協力するよう努めるものとする。

(1) 甲が実施する防災啓発事業及び防災訓練への参加

(2) その他甲の要請に基づく平常時の防災活動への協力

(守秘義務)

第14条 甲及び乙は、協力業務で知り得た、被災者等の個人情報、第三者に漏らしてはならない。

(有効期間)

第15条 この協定は、締結の日からその効力を有するものとし、甲及び乙が文書により、協定の終了を通知しない限り継続するものとする。

(協議事項)

第16条 協定に定めのない事項又は本協定に疑義が生じた場合は、その都度、甲、乙協議の上、定めるものとする。

8 物資等提供協定に関する資料

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自1通を保管する。

平成29年7月20日

甲 岐阜県羽島郡岐南町八剣7丁目107番地

岐南町長 松 原 秀 安

乙 東京都港区浜松町2丁目7番15号
一般社団法人 日本福祉用具供給協会
理事長 小野木 孝 二

別表 (第5条)

福祉用具等一覧表

NO	品名	備考
1	介護用品	
2	衛生用品	
3	食事用品	
4	電動ベッド	
5	エアーマット	
6	歩行器	
7	電動リフト	
8	車椅子	付属品を含む。
9	ポータブルトイレ	
10	寝台	
11	マットレス	
12	医療関連用品	

別紙様式(第6条)

災害時における福祉用具の提供協力に関する協定

(合資会社イング)

岐南町(以下「甲」という。)と合資会社イング(以下「乙」という。)は、甲域内において大規模災害等が発生、又はその恐れのある場合に、福祉用具の提供協力に関して、次のとおり協定を締結する。

【目的】

第1条 この協定は、甲域内において自然災害や大規模事故等、町民の生命、身体及び財産に重大な被害が発生、又はその恐れがある場合(以下「災害時等」という。)に、甲が乙に対して協力を要請する際に必要な事項を定める。

【協力の内容】

第2条 甲は、災害時等に災害対策本部(以下「本部」という。)を設置した場合、又は乙の協力が必要であると認められる時には、乙に対して、次に掲げる用具の提供について協力を要請することができるものとし、乙は当該協力の要請に対し可能な範囲で協力する。

- (1) 介護用ベッド
- (2) 車いす
- (3) 福祉用具全般
- (4) その他甲が要請するもので、乙の供給可能なもの

【協力の要請】

第3条 甲は、第1条に基づく要請を行う場合は、別紙様式1「福祉用具提供協力要請書」により行う。ただし、緊急を要する場合は口頭で要請し、その後速やかに文書を送付する。

【要請に基づく措置】

第4条 乙は、前条要請により、甲の指定する場所に要請福祉用具を運搬、設置するとともに、その措置状況を別紙様式2「協力実施通知書」により甲に提出する。

【福祉用具の受け渡し】

第5条 甲は、前条指定場所に職員又は甲の指定した者を派遣し、納品書等を確認の上受け渡しを行う。

8 物資等提供協定に関する資料

【費用の負担】

第6条 甲の要請により、乙が提供した福祉用具の対価及び乙が行った役務等の費用は、甲が負担するものとする。

ただし、費用の額は標準的な価格を基準とし、甲乙協議の上決定する。

【損害補償等】

第7条 福祉用具の運搬、設置、撤去に係る事故等による人員の負傷等、及び福祉用具の損傷の補償については、原因究明の上、甲乙協議して対応する。

【担当者等の報告】

第8条 甲及び乙は、この協定にかかる担当者の連絡先等を協定締結後速やかに相手方に通知するものとする。

【協議】

第9条 本協定に定めていない事項又は協力に疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議して対応するものとする。

【有効期限】

第10条 この協定の有効期限は毎年度末までとし、甲乙いずれかから協定解消の申し出がない限り、同一内容で継続するものとする。

なお、解消の申し出は、期間満了の1月前までとする。

この協定の証として、本書を2通作成し、甲乙記名捺印の上、各自1通を保管する。

平成29年1月18日

甲 岐阜県羽島郡岐南町八剣7丁目107番
岐南町長 松原秀安

乙 岐阜県岐阜市下土居3丁目1番12号
合資会社イング
代表社員 安田吉範

別紙様式 1 (第 3 条)

福祉用具提供協力要請書

年 月 日

合資会社 イング
業務部長 殿

岐南町長

「災害時等における福祉用具の提供協力に関する協定」に基づき、災害応急対策として福祉用具の提供協力について、下記の通り要請します。

納 入 機 器	品 目 名	数 量
介護用ベッド		
車いす		
福祉用具		
福祉用具		
福祉用具		
その他		
納入日時	年 月 日	
納入場所		
その他		

【連絡先】 岐南町災害対策本部
TEL 058-247-1331 FAX 058-247-9904

担当者	
-----	--

8 物資等提供協定に関する資料

別紙様式1（第4条）

協力実施通知書

年 月 日

岐南町長 殿

合資会社 イング
業務部長

「災害時等における福祉用具の提供協力に関する協定」に基づき、災害応急対策として福祉用具の提供協力について、下記の通り実施いたしました。

納入機器	品目名	数量
介護用ベッド		
車いす		
福祉用具		
福祉用具		
福祉用具		
その他		
納入日時	年 月 日	
納入場所		
その他		

【連絡先】 合資会社イング
TEL 058-260-7080 FAX 058-260-7081

担当者	
-----	--

災害時における石油類燃料の供給に関する協定書

(株式会社 油喜)

岐南町（以下「甲」という。）と株式会社油喜（以下「乙」という。）は、岐南町内において風水害、地震、その他の災害が発生したとき（以下「災害時」という。）、甲が必要とする石油類燃料を乙が優先的かつ安定的な供給を行うために、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、災害時において、岐南町内に石油類燃料（以下「燃料」という。）が不足した場合において、住民の安全を確保するために必要な燃料の供給について、甲と乙との間で必要な事項を定める。

(協力要請)

第2条 甲は、災害時において、緊急車両、避難所等で燃料を必要とする場合、乙に対して、優先的な供給やその運搬について協力を要請することができる。

(協力義務)

第3条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、積極的に協力をするものとする。

(燃料の供給及び運搬の手続き)

第4条 甲は、乙に石油類燃料の供給及び運搬を要請する場合には、要請書（様式第1号）を作成し、乙に提出するものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等により要請し、事後速やかに要請書を交付するものとする。

2 燃料の運搬は、乙が行うものとする。

(引渡し)

第5条 燃料の引渡場所は、甲が指定する。

2 甲は、当該引渡場所に職員を派遣し、納品を確認のうえ、引き取るものとする。

(要請に基づく報告)

第6条 乙は、甲の要請により協力した場合は、速やかに甲に対し、実施報告書（様式第2号）により報告するものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等により報告し、事後、提出するものとする。

(経費の負担)

第7条 乙がこの協定に基づき、甲からの燃料の供給及び運搬要請に要した経費は、甲が負担するものとする。

(経費の請求)

第8条 前条に規定する経費は、災害発生時における岐南町内の通常の実費用を基準として、甲・乙協議のうえ決定するものとする。

9 燃料等供給協定に関する資料

(協定の解除)

第9条 甲は、乙がこの協定に基づく指示に違反したことにより、この協定の目的を達成することができないと認めるときは、これを解除できるものとする。

(協定締結期間)

第10条 この協定の締結期間は協定締結後1年間とし、甲乙いずれかより異議の申し立てがない限り、毎年自動更新されるものとする。

(疑義の解決)

第11条 この協定に定める事項その他業務上の必要な事項について疑義が生じた場合は、甲、乙協議の上、解決に努めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙双方記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和2年5月18日

甲 岐南町八剣7丁目107番地

岐南町長 松原 秀安

乙 岐南町みやまち1丁目32番地

株式会社 油喜

代表取締役社長 堀 岳史

様式第1号（第4条関係）

令和 年 月 日

〇〇〇〇様

岐南町長

石油類燃料の供給要請書

令和 年 月 日付で締結した「災害時における石油類燃料の供給に関する協定書」第4条の規定に基づき、下記のとおり要請します。

記

要請期日	要請品目	要請数量	搬入希望場所

担当職員名	連絡先－電話番号

9 燃料等供給協定に関する資料

様式第2号（第6条関係）

令和 年 月 日

岐南町長 ○○○○ 様

○○○○

石油類燃料の供給報告書

「災害時における石油類燃料の供給に関する協定書」第6条の規定により下記のとおり報告します。

記

要請年月日	年 月 日
業務完了年月日	年 月 日
業務内容	
業務担当者名等	(会社名)
	(電話番号)
	(担当者名)

災害時等における緊急物資輸送等に関する協定

(赤帽岐阜県軽自動車運送協同組合岐阜支部)

岐南町（以下「甲」という。）と赤帽岐阜県軽自動車運送協同組合岐阜支部（以下「乙」という。）は、岐南町において、災害が発生した場合又はその恐れがある場合、或いは大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）の規定による警戒宣言が発せられた場合（以下「災害時等」という。）における救援・支援物資の配送及び支援物資集積所運営の支援（以下「緊急物資輸送等」という。）の支援協力に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、災害時等において、甲が乙に対して行う緊急物資輸送等の協力支援要請に関し、その手続き等について定め、災害応急対応及び災害復旧を円滑に実施することを目的とする。

(支援協力の内容)

第2条 甲は、乙に対し、次の事項について支援協力を要請することができる。この場合において、乙は、甲の要請に対して、可能な限り対応するよう努めるものとする。

- (1) 救援・支援物資等の配送
- (2) 支援物資集積所運営の支援
- (3) 全各号に掲げるもののほか、甲乙双方が本協定に支援協力として相当と認めたもの

(支援要請の手続き)

第3条 甲は、前条に規定する支援協力を必要とするときは、要請書(様式1)により要請するものとする。また、乙は、前条に規定する業務を終了したときは、速やかに、実績報告書(様式2)により、所要事項を報告するものとする。

ただし、緊急を要する場合は、甲は、口頭により支援協力を要請することができるものとし、後日速やかに要請書を提出するものとする。

(連絡体制の整備)

第4条 甲及び乙の本協定の履行に関する連絡責任者は、次表のとおりとする。

	役 職	TEL (FAX)
甲	総務部総務課長 (災害対策本部事務局長)	058-247-1331 (247-9904)
乙	赤帽岐阜県軽自動車運送協同組合 代表理事	058-247-4451

2 乙は、甲の他の同等の協定締結者との連絡体制を整え、災害時等の緊急輸送等の円滑な履行を期するものとする。

(費用の負担)

第5条 第2条に規定する支援協力の実施に要した費用は、甲が負担するものとし、甲は、乙からの請求後、速やかに乙に支払うものとする。

10 緊急輸送に関する資料

2 乙が実施した支援協力の費用は、乙提出の実績報告書等に基づき、法令その他の定めがあるものを除くほかは、次の価格を参考として、甲乙協議のうえ決定するものとする。

- (1) 配送費用については、実勢相場相当又は国土交通省届出料金の額
- (2) 資機材の使用料については、実勢相場相当の額
- (3) 荷役作業における人件費については、日当相当の額

(情報の交換)

第7条 甲及び乙は、本協定が円滑に運営されるよう、平素から必要に応じて情報の交換を行うものとする。

(免除)

第8条 乙が被災した場合、甲及び乙の協議のうえ、第2条に規定する事項の全部又は一部を免除できるものとする。

(協議)

第9条 本協定に定めのない事項、又は疑義が生じた事項については、その都度、甲及び乙の協議のうえ、決定するものとする。

(有効期限)

第10条 この協定の有効期限は、毎年度末とし、甲乙いずれかから協定解消の申し出がない限り同一内容をもって継続するものとする。

2 前項の解消の申し出は、1月前までに相手方に申し出るものとする。

以上、本協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成26年 1月15日

甲 岐阜県羽島郡岐南町八剣7丁目107番地
岐南町長 松原 秀安

乙 赤帽岐阜県軽自動車運送協同組合
代表理事 曾根 憲一

別紙様式第1号（第3条）

年 月 日

赤帽岐阜県軽自動車運送協同組合
代表理事 様

岐南町災害対策本部長
(岐南町長)

要請書

「災害時等における緊急物資輸送等に関する協定書」第3条により、下記のとおり支援協力を要請します。

記

1 協力支援内容

- ☐ 救援・支援物資等の配送
☐ 支援物資集積所運営の支援
☐ その他

2 協力支援詳細

(1) 物資積込み、搬入場所：(積込み) _____ (搬入) _____

(2) 配送品目

品 目	数 量	品 目	数 量

3 その他参考となる事項

10 緊急輸送に関する資料

別紙様式第2号（第3条関係）

年 月 日

岐南町災害対策本部長 様
(岐南町長)

赤帽岐阜県軽自動車運送協同組合
代表理事 様

実績報告書

年 月 日付で要請のあった支援協力が終了しましたので、下記のとおり報告します。

記

1 協力支援内容

- ☐ 救援・支援物資等の配送
☐ 支援物資集積所運営の支援
☐ その他

2 実績詳細

- (1) 使用車両数: _____ 台、人員: 延 _____ 人、資器材: (_____)
(2) 物資積込み、搬入場所: (積込み) _____ (搬入) _____
(3) 配送品目

品 目	数 量	品 目	数 量

3 その他参考となる事項

岐阜県防災ヘリコプター支援協定書

岐阜県（以下「甲」という。）と羽島郡広域連合（以下「乙」という。）は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第30条第1項の規定による支援に関し、同条第2項の規定に基づき、次のとおり協定を締結する。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲及び乙がそれぞれ記名押印の上、各自1通を保管する。

なお、「岐阜県防災ヘリコプター応援協定（平成6年4月1日）」は、廃止する。

平成31年1月1日

甲 岐阜県
代表者 岐阜県知事 古田 肇

乙 羽島郡広域連合
代表者 連合長 広江 正明

（支援の条件及び要請）

第1条 乙が消防の任務を遂行するにあたり、乙の管理する消防力のみでは対応が不可能又は著しく困難な場合であって、岐阜県防災ヘリコプターを使用した活動が有効であると判断したときは、乙は、甲に対し、岐阜県防災航空隊（以下「航空隊」という。）による支援を要請することができる。

（支援の要請の手続）

第2条 前条の規定による要請は、乙の所掌する消防本部から航空隊に対し、電話等により次の事項を明らかにして行うものとする。

- (1) 災害の種類
- (2) 災害の発生日時、場所及び被害の状況
- (3) 災害発生現場の気象状態
- (4) 離着陸を伴う場合にあつては、離着陸予定地及び地上支援体制
- (5) その他必要な事項

2 乙は、前項の要請を行ったときは、速やかに、出場要請書（様式は甲が別に指定する。）に必要事項を記入し、航空隊宛て送付するものとする。

（航空隊の派遣）

第3条 甲は、第1条の規定による要請を受けたときは、乙の管理する消防を支援するため、航空隊を派遣することができる。ただし、気象状態、機材の状況その他の事情により航空隊の派遣ができない場合には、甲は、速やかにその旨を乙に通知するものとする。

2 甲は、派遣中の航空隊を復帰させるべき特別な事態が生じたときは、乙と協議して派遣を中断することができる。

10 緊急輸送に関する資料

(自主派遣)

第4条 甲は、人命救助のため特に緊急を要し、第1条の要請を待ついとまがないと認められるときは、同条の要請を待たないで航空隊を派遣することができる。

2 前項の場合において、甲は、航空隊を派遣した旨その他必要な事項を乙に対し速やかに通知するものとする。なお、この場合、第2条の手続は省略するものとする。

(経費負担)

第5条 この協定に基づく支援に要する運航経費は、甲が負担するものとする。

(市町村等の変更に伴う本協定の取扱い)

第6条 市町村の廃置分合又は消防の広域化若しくは分割その他組織改編により乙が管理する消防を別の者が管理することとなった場合においては、その管理業務を承継した者から特段の申出がない限り、当該承継者との間でこの協定を引き続き締結しているものとして取り扱う。

(その他)

第7条 この協定に定めのない事項は、甲及び乙が協議して定めるものとする。

平成6年3月28日

ヘリコプター発着可能場所

施設名	所在地	地積 (m×)	電話	座 標
東 小 学 校	野中1-99	122×100	245-0466	E 136° 47' 59.5" N 35° 23' 12.3"
岐 南 中 学 校	徳田3-284	175×82	273-1052	E 136° 46' 34.1" N 35° 23' 3.5"
西 小 学 校	みやまち4-119	113×97	271-4425	E 136° 46' 33.2" N 35° 23' 21"
北 小 学 校	八剣1-90	110×105	246-4628	E 136° 46' 58.9" N 35° 23' 31.5"
厚八社会体育施設	みやまち1-91	130×90	247-1331	E 136° 46' 19.3" N 35° 23' 42.4"

災害時等の大学等高等教育機関による支援協力に関する協定

(岐阜保健大学)

岐南町(以下「甲」という。)と岐阜保健大学(以下「乙」という。)は、岐南町において災害が発生したとき又はその恐れがあるとき、或いは大規模地震対策特別措置法(昭和53年法律第73号)の規定により警戒宣言が発せられたとき(以下「災害時等」という。)に、大学等高等教育機関からのボランティアの派遣に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、災害時等において、相互に連携・協力することにより、岐南町民等の生活の安定を図ることを目的とする。

(支援事項)

第2条 甲は、災害時等において、甚大な被害が発生した場合又は発生すると予想される場合に、乙に対して、要請することができる支援事項は、次のとおりとする。

- (1) 学生等の防災・災害ボランティア活動(以下「ボランティア活動」という。)への参加の呼掛け及びボランティア組織の結成に対する支援並びにボランティア派遣
- (2) その他、乙が必要と認める事項

(支援要請)

第3条 甲は、前条の支援を要請する場合、別紙様式1「ボランティア支援要請書」により業務の内容及び人数等を明らかにしてボランティア派遣を要請することができる。ただし、緊急を要する場合は、電話又はその他の方法をもって要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

(要請に基づく措置)

第4条 乙は、前条の支援要請を受けたときは、その要請事項を実施するための措置をとるとともに、その措置状況を別紙様式2「ボランティア支援実施通知書」により甲に通知するものとする。

(活動内容の通知)

第5条 甲は、災害ボランティアセンターを通じてボランティア支援を受けた学生等のボランティア活動状況を把握し、別紙様式3「ボランティア活動状況通知書」により乙へ通知する。

(ボランティア保険の加入)

第6条 ボランティア活動に参加する学生等のボランティア保険は、学生等個人の責任で加入するものとする。

(協定締結後の協議)

第7条 甲及び乙は、本協定締結後、第2条の支援事項について、定期的に支援の具体的内容等について協議するものとする。

(連絡方法)

第8条 甲は、乙に対して第2条に規定する支援を求める場合は、次表の甲乙双方の連絡窓口を通じて行うものとする。

	連絡窓口	電話番号	F A X
甲	岐南町役場 総務課長 (災害対策本部 事務局長)	058-247-1331	058-247-9904
乙	岐阜保健大学 事務局長	058-274-5001	058-274-5260

(経費の負担)

第9条 第2条に規定する支援事項の実施のために要する経費は、原則として、甲の負担としないものとする。

(有効期限)

第10条 この協定の有効期限は、毎年度末とし、甲乙いずれかから協定解消の申し出がない限り同一内容をもって継続するものとする。

2 前項の解消の申し出は、1月前までに相手方に申し出るものとする。

(その他)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた場合は、甲及び乙が協議して定める。

この協定の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 3年 7月 1日

甲 羽島郡岐南町八剣7丁目107番地

岐南町長 小 島 英 雄

乙 岐阜県岐阜市東鶉2丁目92番地

岐阜保健大学
学 長 河 田 美 紀

1 1 ボランティア支援等に関する資料

別紙様式 1 (第 3 条)

ボランティア支援要請書 (岐阜保健短期大学)

岐阜保健大学 学長 様
(事務局長 気付)

岐南町災害対策本部長
(災対本部事務局長)

ボランティア支援要請書

ボランティア支援について、次のとおり派遣されたく依頼します。

1 派遣期間： 年 月 日～ 年 月 日

2 業務及び人員

No.	業 務	業務内容(概略)	必要人員	備 考
1			人	
2			人	
3			人	
4			人	
5			人	

連絡先：岐南町災害対策本部

担当者：

電 話：(058) 2 4 7 - 1 3 3 1 FAX：(058) 2 4 7 - 9 9 0 4

e-mail：soumu@town.ginan.lg.jp

3 その他

別紙様式 2 (第 4 条)

岐南町災害対策本部長
(災対本部事務局長 気付)

岐阜保健大学 学長
(事務局長)

ボランティア支援実施通知書

ボランティア支援要請について、次のとおり (検討します。)
(派遣します。)

- 1 支援可能期間： 年 月 日～ 年 月 日
業務がおおむね終了するまで可

2 業務及び人員

No.	業 務	派遣 (可能)人員	備 考
1			
2			
3			
4			
5			

連絡先：岐阜保健大学 事務局

担当者：

電 話：(058) 2 7 4－5 0 0 1 FAX：(058) 2 7 4－5 2 6 0

1 1 ボランティア支援等に関する資料

別紙様式3（第5条）

岐阜保健大学 学長 様
(事務局長 気付)

岐南町災害対策本部長
(災対本部事務局長)

ボランティア活動状況通知書

ボランティア活動状況について、次表のとおり通知します。

No.	業 務	場 所	人員数	月/日	時 間	異常の有無等
1				/	～	
2				/	～	
3				/	～	
4				/	～	
5				/	～	

連絡先：岐南町災害対策本部

担当者：

電 話：(058) 2 4 7－1 3 3 1 FAX：(058) 2 4 7－9 9 0 4

e-mail：soumu@town.ginan.lg.jp

3 連絡事項等

災害時等の大学等高等教育機関によるボランティア派遣に関する協定（岐阜聖徳学園大学）

（目的）

第1条 この協定は、岐阜南町(以下「甲」という。)と岐阜聖徳学園大学(以下「乙」という。)が、岐阜南町において災害が発生したとき又はその恐れがあるとき、或いは大規模地震対策特別措置法(昭和53年法律73号)の規定により警戒宣言が発せられたとき(以下「災害時等」という。)に、大学等高等教育機関によるボランティアを派遣し、災害時等において、相互に連携することにより、岐阜南町民等の生活の安定を図ることを目的とする。

（支援事項）

第2条 甲は、災害時等において、甚大な被害が発生した場合又は発生すると予想される場合に、乙に対して、要請することができる支援事項は、次のとおりとする。

- (1) 学生等の防災・災害ボランティア活動(以下「ボランティア活動」という。)への参加の呼掛け及びボランティア組織結成に対する支援並びにボランティア派遣
- (2) その他、乙が必要と認める事項

（支援要請）

第3条 甲は、前条の支援を要請する場合、別紙様式1「ボランティア支援要請書により業務の内容及び人数等を明らかにしてボランティア派遣を要請することができる。ただし、緊急を要する場合は、電話又はその他の方法をもって要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（要請に基づく措置）

第4条 乙は、前条の支援要請を受けたときは、その要請事項を実施するための措置をとるとともに、その措置状況を別紙様式2「ボランティア支援実施通知書」により甲に通知するものとする。

（活動内容の通知）

第5条 甲は、災害ボランティアセンターを通じてボランティア支援を受けた学生等のボランティア活動状況を把握し、別紙様式3「ボランティア活動状況通知書」により乙へ通知する。

（ボランティア保険の加入）

第6条 ボランティア活動に参加する学生等のボランティア保険は、乙の加入する保険の範囲で対応するものとする。

（協定締結後の協議）

第7条 甲及び乙は、本協定締結後、第2条の支援事項について、定期的に支援の具体的内容等について協議するものとする。

1 1 ボランティア支援等に関する資料

(連絡方法)

第8条 甲は、乙に対して第2条に規定する支援を求める場合は、次表の甲乙双方の連絡窓口を通じて行うものとする。

	連絡窓口	電話番号	F A X
甲	岐南町役場 総務課長 (災害対策本部 事務局長)	058-247-1331	058-247-9904
乙	岐阜聖徳学園大学 事務局長	058-279-0804	058-279-4171

(経費の負担)

第9条 第2条に規定する支援事項の実施のために要する経費は、原則として、甲の負担としないものとする。

(有効期限)

第10条 この協定の有効期限は、毎年度末とし、甲乙いずれかから協定解消の申し出がない限り同一内容をもって継続するものとする。

2 前項の解消の申し出は、1月前までに相手方に申し出るものとする。

(その他)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた場合は、甲及び乙が協議して定める。

この協定の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成25年10月 1日

甲 羽島郡岐南町八剣7丁目107番地

岐南町長 松原 秀安

乙 岐阜県岐阜市柳津町高桑西1丁目1番地
岐阜聖徳学園大学

学 長 藤井 徳行

別紙様式 1 (第 3 条)

岐阜聖徳学園大学長 様
(羽島事務局長 気付)

岐南町災害対策本部長
(災対本部事務局長)

ボランティア支援要請書

ボランティア支援について、次のとおり派遣されたく依頼します。

1 派遣期間： 年 月 日～ 年 月 日

2 業務及び人員

No.	業 務	業務内容(概略)	必要人員	備 考
1			人	
2			人	
3			人	
4			人	
5			人	

連絡先：岐南町災害対策本部

担当者：

電 話：(058) 2 4 7 - 1 3 3 1 FAX：(058) 2 4 7 - 9 9 0 4

e-mail：soumu@town.ginan.lg.jp

3 その他

1 1 ボランティア支援等に関する資料

別紙様式 2 (第 4 条)

岐南町災害対策本部長

(災対本部事務局長 気付)

岐阜聖徳学園大学長

(羽島事務局長)

ボランティア支援実施通知書

ボランティア支援要請について、次のとおり (検討します。)

(派遣します。)

1 支援可能期間： 年 月 日～ 年 月 日

業務がおおむね終了するまで可

2 業務及び人員

No.	業 務	派遣 (可能)人員	備 考
1			
2			
3			
4			
5			

連絡先：岐阜聖徳学園大学 羽島事務部

担当者：

電 話：(058) 2 7 9－0 8 0 4 FAX：(058) 2 7 9－4 1 7 1

e-mail：ando@syotoku.ac.jp

別紙様式 3 (第 5 条)

岐阜聖徳学園大学長 様

(羽島事務局長 気付)

岐南町災害対策本部長

(災対本部事務局長)

ボランティア活動状況通知書

ボランティア活動状況について、次表のとおり通知します。

No.	業 務	場 所	人員数	月/日	時 間	異常の有無等
1				/	～	
2				/	～	
3				/	～	
4				/	～	
5				/	～	

連絡先：岐南町災害対策本部

担当者：

電 話：(058) 2 4 7－1 3 3 1 FAX：(058) 2 4 7－9 9 0 4

e-mail：soumu@town.ginan.lg.jp

3 連絡事項等

岐南町災害ボランティアセンター設置及び運営に関する協定書 (社会福祉法人 岐南町社会福祉協議会)

岐南町（以下「甲」という。）と社会福祉法人岐南町社会福祉協議会（以下「乙」という。）は、次のとおりボランティアセンター（以下「センター」という。）の設置及び運営に関する協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、岐南町内において地震、風水害等による大規模な災害が発生した時（以下「災害時」という。）に、迅速かつ効率的に被災者に対する生活支援活動を行うことができるよう、甲と乙が相互に連携してボランティア活動を行う団体、又は個人を支援するためセンターを設置し、被災者等の生活安定に寄与することを目的とする。

（センターの設置）

- 第2条 甲は、乙と協議し、災害時の被災地域において、ボランティア活動による円滑な救援活動を実施する必要があると認められるときは、乙にセンターの設置を要請するものとする。
- 2 乙は、甲から前項に規定する要請があったときは、速やかにセンターを設置するものとする。
- 3 乙は、甲と協議し、著しく被害を受けた地域に、センターの現地事務所を設置する必要があると認められるときは、甲に現地事務所の設置を要請することができる。
- 4 甲は、乙から前項に規定する要請があったときは、速やかに現地事務所の設置場所を検討し、乙に提供するものとする。

（センターの設置場所）

第3条 甲は、センターを岐南町中央公民館会議室に設置する。ただし、災害の状況等によりこれらの施設に設置することが困難な場合は、甲乙協議の上別途センターを設置するものとする。

（連携及び協力）

- 第4条 甲及び乙は、平常時から相互に協議・連携し、各種ボランティア、地域住民及び地域の自主防災組織や消防関係団体等との良好な関係の維持に努め、災害時における協体制の確立を図るものとする。
- 2 甲は、乙と連携を図るため、乙に災害対応福祉担当職員を配置して、連絡調整を行うものとする。

（センターの業務）

- 第5条 センターが行う業務は、次のとおりとする。
- (1) 災害時の災害ボランティアの受け入れ及び活動指示等に関すること
- (2) その他、災害ボランティア活動を支援するために必要な業務

（センターの運営）

- 第6条 センターの運営は乙が行うものとする。
- 2 乙は、センターの運営に必要な人員の確保に努めるものとする。ただし、乙は、確保した人員では不足すると判断した場合は、甲に対し必要な人員の派遣を要請することができる。
- 3 甲は、前項に規定する要請を受けた場合は、乙に対して必要な人員を派遣するものとする。

(被災状況等の情報提供)

第7条 甲は、乙が被災状況等の情報提供を求めた場合は、法令等により開示できないものを除き、情報提供を行うものとする。

(資機材等の確保)

第8条 甲及び乙は、災害時におけるボランティア活動等に必要な資機材等を、相互に協力して提供するものとする。

(費用負担)

第9条 センターの運営に関する費用については、法令その他別段の定めがある場合を除き、原則として甲の負担とする。ただし、当該ボランティア活動に係る支援募金、助成金等の収入があるときは、これらの収入を当該費用に充てるものとする。

2 前項に掲げる費用のうち、乙が業務終了後も継続して使用する備品等にかかる費用は、甲乙協議の上、甲乙の負担分を決定する。

3 乙は、費用の内訳について甲が説明を求めたときは、これに応じなければならない。

4 費用の支払い方法は、甲乙協議の上決定する。

(負傷及び事故の補償)

第10条 救援活動に参加したボランティアの負傷又はボランティアによる事故については、ボランティア自身が加入するボランティア活動保険の補償によるものとする。

(センターの閉鎖)

第11条 センターの閉鎖は、被災地域の自治会や関係機関等の意見を聴き、甲乙協議の上決定する。

(平常時における体制整備)

第12条 乙は、平常時から災害時に備えたセンター機能の整備・保持に努めるものとし、甲は、乙の活動に関し、必要な範囲で支援を行うものとする。

(運営状況の報告)

第13条 甲は、乙に対し、センターの運営状況について報告を求めることができる。

(協定の有効期間)

第14条 この協定の有効期間は、締結の日から起算して1年とし、当該期間が満了する3か月前までに、甲乙のいずれからも解除又は変更の申出がないときは、1年間延長されたものとみなし、以後もまた同様とする。

(その他)

第15条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

1 1 ボランティア支援等に関する資料

令和4年11月 4日

- 甲 岐阜県羽島郡岐南町八剣7丁目107番地
岐南町長 小島 英雄
- 乙 岐阜県羽島郡岐南町野中8丁目75番地
社会福祉法人 岐南町社会福祉協議会
会 長 岩田 恵司

災害時等における隊友会の協力に関する協定書

(公益社団法人隊友会岐阜県隊友会)

岐阜県羽島郡岐南町（以下「甲」という。）と公益社団法人隊友会岐阜県隊友会（以下「乙」という。）とは、乙が、大規模な災害等から市民の生命、身体及び財産を守るために行う協力に関して、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、岐南町において自然災害や大規模事故等、又はその他市民の生命、身体および財産に重大な被害が発生し又は発生のおそれがある場合に（以下「災害時等いう。」）甲が乙に対して協力を要請する際に必要な事項を定めるものとする。

(協力の内容)

第2条 甲は、災害時において災害対策本部（以下「本部」という。）を設置した場合又は乙の協力が必要であると認められるときには、乙に対して次の事項の中から被害状況等に応じて協力を要請することができる。

- (1) 本部運営に必要な情報の収集・整理業務の援助
- (2) 災害・安否・生活情報の収集及び伝達の補助
- (3) 避難時における高齢者、障害者、乳幼児等、自ら避難することが困難な者（以下「要援護者」という。）の避難及び誘導の補助
- (4) 避難所の開設及び運営の補助
- (5) 物資及び資材の運搬及び配分の補助
- (6) 避難者等の内、要援護者の支援の補助
- (7) その他甲が必要と認める業務

なお上記事項は、平素における計画、準備、訓練においても適宜調整の上、協力が可能である。

(協力者)

第3条 甲が、乙に対して前条各号に定める協力を要請するときは、様式第1により行うものとする。ただし緊急を要するときは、口頭で要請し、その後、すみやかに当該文書を送付するものとする。

2 甲は、乙に対して要請した協力の必要がなくなったときは、すみやかに様式第2により乙に通知するものとする

3 乙は、甲の要請により可能な範囲で協力するものとする。

(安全の確保)

第4条 甲は、要請を受けて協力する乙の会員に対し、その協力内容に応じ安全の確保に十分配慮するものとする。

2 甲が、協力要請を行う場合、乙に対して協力実施地域の被災状況及び交通規制等各種規制の情報を提供するものとする。

(協力のための準備)

第5条 甲及び乙は、災害時における連絡体制等について事前に定めるとともに、相手方に

1 1 ボランティア支援等に関する資料

報告しておくものとする。

- 2 乙は、甲からの要請に的確かつ迅速に応じるため、毎年、会員数の把握に努めるものとする。

(経費の負担)

第6条 乙が協力を行うために要した経費については、乙の負担とする。

(第三者等に対する損害)

第7条 乙は、甲及び要請を行った市の責めに帰さない事由により、第3条に定める協力の実施に伴って第三者へ損害を与えたときは、その賠償の責めを負うものとする。

(損害補償等)

第8条 甲は、その要請により協力した乙の会員が、そのため死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり又は障害の状態となった場合であって、災害対策基本法で定める損害賠償等の要件に該当するときは、関係法令の規定に基づき、その損害を補償するものとする。

- 2 乙は、前項非該当の場合に備え、乙の負担でボランティア保険に加入するものとする。

- 3 乙の会員の事故及びトラブルが発生した場合は、乙の責任において対処するものとする。

(平常時の活動)

第9条 甲及び乙は、協力が円滑に行われるように、平素から情報交換を行うものとする。

- 2 乙は、甲が実施する訓練等への参加に努めるなど防災意識を高めて、災害時に備えるものとし、また甲は、乙の協力に必要な支援を行うものとする。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、協定を締結した日から1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の1か月前までに、甲乙いずれからも文書をもって協定終了を通知しないときは、有効期間満了日の翌日から起算して1年間この協定は延長されたものとし、以降も同様とする。

(その他)

第11条 この協定に定めのない事項又は協力内容に疑義が生じたときは、その都度、甲乙が協議して決めるものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を所持する。

平成26年3月26日

甲 岐南町長 松 原 秀 安

乙 公益社団法人隊友会
岐阜県隊友会

会 長 赤 谷 信 之

様式第 1（第 3 条）

協 力 要 請 書

平成 年 月 日

公益社団法人隊友会
岐阜県隊友会会長 殿

岐 南 町 長

災害時等における隊友会の協力に関する協定書第 3 条 1 項の規定により、次のとおり緊急協力の出動を要請します。
なお、作業の安全管理には十分注意し、もし二次災害のおそれが見られるときは速やかに活動を中止し、撤退して下さい。

要 請 者	岐南町長 (担 当 : 部 課) (TEL : FAX :)
協力者の場所	市・郡 町
被害の状況	
協力業務の 内 容	
その他の 必要な事項	

岐 南 町 総 務 課 
(月 日 時 分)

(公益) 隊友会岐阜県隊友会
(月 日 時 分)

1 1 ボランティア支援等に関する資料

様式第2（第3条）

撤 収 要 請 書

平成 年 月 日

公益社団法人隊友会
岐阜県隊友会会長 殿

岐 南 町 長

平成 年 月 日で要請した下記の協力について、災害時等における隊友会の協力に関する協定書第3条第2項の規定により撤収を要請します。

岐 南 町 総 務 課
(月 日 時 分)



(公益) 隊友会岐阜県隊友会
(月 日 時 分)

水害時の屋外避難場所提供に関する協定（岐阜トヨペット㈱）

岐南町(以下「甲」という。) と岐阜トヨペット株式会社岐南店（以下「乙」という。）は岐南町において水害が発生した場合又はその恐れがある場合に相互に協力して岐南町住民等に対して屋外避難場所を提供するため、次のとおり協定する。

（目 的）

第 1 条 この協定は、水害が発生した場合又はその恐れがある場合、岐南町住民等に対し屋外避難場所を提供し、安全を確保することを目的とする。

（範囲及び期間）

第 2 条 この協定における屋外避難場所は岐阜トヨペット株式会社岐南店屋上駐車場とする。なお営業中の範囲については営業の妨げにならない範囲とし、乙の指定するところとする。

2 屋外駐車場の開放期間は、住民等の避難事由が発生したときから、当該事由が消滅したときまでとする。

（要請の方法）

第 3 条 甲は第 1 条に基づく要請を行う場合は、電話、FAXその他の可能な通信手段で要請するものとする。

2 水害が切迫し連絡する暇がない場合又は被害を予防するための住民等の自発的な避難に関してはこの限りでない。

（要請に基づく措置）

第 4 条 乙は要請を受けたとき又は自発的な避難住民に対し人道的な見地に立って、安全かつ円滑な避難のための措置を講ずるものとする。

2 営業時間外の屋上駐車場ゲートの開錠については甲乙が協議の上、別に定める。

（責任者）

第 5 条 甲及び乙は屋外駐車場の開放及び屋外駐車場ゲート鍵の取り扱いについて其々の責任者の氏名、所属及び連絡先を通知し、確認しておくものとする。変更のあった場合も同様とする。

2 甲及び乙は責任者の個人情報について、甲及び乙の相互信頼に基づくものであることを確認するとともに、甲及び乙其々が守秘義務を負うものとする。

（所管事項）

第 6 条 屋外駐車場開放時における甲及び乙の所管事項は次のとおりとする。

(1) 甲の所管事項

可能な範囲において避難住民の誘導及び避難住民の安全確保に関すること。

(2) 乙の所管事項

屋外駐車場の管理及び保全に関すること、屋外駐車場において発生した避難住民に係わる事故については、原則として乙は責任を負わないものとする。

1 2 避難協定に関する資料（避難場所）

（情報の交換）

第7条 甲及び乙は、本協定が円滑に運営されるよう、平素から必要に応じて情報の交換を行うものとする。特に水害の発生が予想される場合、甲は可能な限り速やかに屋外駐車場の使用を予告し、申請するものとする。

（協 議）

第8条 協定の定めでない事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

（有効期限）

第9条 この協定の有効期限は、毎年度末とし、甲乙いずれかから協定解消の申し出がない限り同一内容をもって継続するものとする。

2 前項の解消の申し出は、1ヶ月前までに相手方に書面により、申し出るものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、それぞれが1通を保有するものとする。

平成28年10月20日

甲 岐阜県羽島郡岐南町八剣7丁目107番地

岐南町長 松 原 秀 安

乙 岐阜県羽島郡岐南町八剣4丁目1番地
岐阜トヨペット株式会社

代表取締役社長 甲 谷 弘

水害時の屋外避難場所提供に関する協定（東海マツダ販売㈱）

岐南町(以下「甲」という。)と東海マツダ販売株式会社(以下「乙」という。)は岐南町において水害が発生した場合又はその恐れがある場合に相互に協力して岐南町住民等に対して屋外避難場所を提供するため、次のとおり協定する。

（目 的）

第1条 この協定は、水害が発生した場合又はその恐れがある場合、岐南町住民等に対し屋外避難場所を提供し、安全を確保することを目的とする。

（範囲及び期間）

第2条 この協定における屋外避難場所は東海マツダ販売株式会社岐南店屋上駐車場とする。なお営業中の範囲については営業の妨げにならない範囲とし、乙の指定するところとする。

2 屋外駐車場の開放期間は、住民等の避難事由が発生したときから、当該事由が消滅したときまでとする。

（要請の方法）

第3条 甲は第1条に基づく要請を行う場合は、電話、FAXその他の可能な通信手段で要請するものとする。

2 水害が切迫し連絡する暇がない場合又は被害を予防するための住民等の自発的な避難に関してはこの限りでない。

（要請に基づく措置）

第4条 乙は要請を受けたとき又は自発的な避難住民に対し人道的な見地に立って、安全かつ円滑な避難のための措置を講ずるものとする。

2 営業時間外の屋上駐車場ゲートの開錠については甲乙が協議の上、別に定める。

（責任者）

第5条 甲及び乙は屋外駐車場の開放及び屋外駐車場ゲート鍵の取り扱いについて其々の責任者の氏名、所属及び連絡先を通知し、確認しておくものとする。変更のあった場合も同様とする。

2 甲及び乙は責任者の個人情報について、甲及び乙の相互信頼に基づくものであることを確認するとともに、甲及び乙其々が守秘義務を負うものとする。

（所管事項）

第6条 屋外駐車場開放時における甲及び乙の所管事項は次のとおりとする。

(1) 甲の所管事項

可能な範囲において避難住民の誘導及び避難住民の安全確保に関すること。

(2) 乙の所管事項

屋外駐車場の管理及び保全に関すること、屋外駐車場において発生した避難住民に係わる事故については、原則として乙は責任を負わないものとする。

1 2 避難協定に関する資料（避難場所）

（情報の交換）

第7条 甲及び乙は、本協定が円滑に運営されるよう、平素から必要に応じて情報の交換を行うものとする。特に水害の発生が予想される場合、甲は可能な限り速やかに屋外駐車場の使用を予告し、申請するものとする。

（協 議）

第8条 協定の定めでない事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

（有効期限）

第9条 この協定の有効期限は、毎年度末とし、甲乙いずれかから協定解消の申し出がない限り同一内容をもって継続するものとする。

2 前項の解消の申し出は、1ヶ月前までに相手方に書面により、申し出るものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、それぞれが1通を保有するものとする。

平成28年10月20日

甲 岐阜県羽島郡岐南町八剣7丁目107番地

岐南町長 松 原 秀 安

乙 岐阜県羽島郡岐南町上印食7丁目161

東海マツダ販売株式会社

代表取締役社長 島 田 寛 昭

水害時の屋外避難場所提供に関する協定

（ユニー（株）ピアゴ笠松店）

岐南町（以下「甲」という。）とユニー株式会社ピアゴ笠松店（以下「乙」という。）は岐南町において水害が発生した場合又はその恐れがある場合に相互に協力して岐南町住民等に対して屋外避難場所を提供するため、次のとおり協定する。

（目 的）

第1条 この協定は、水害が発生した場合又はその恐れがある場合、岐南町住民等に対し屋外避難場所を提供し、安全を確保することを目的とする。

（範囲及び期間）

第2条 この協定における屋外避難場所はピアゴ笠松店屋上駐車場とする。なお、営業中の範囲については営業の妨げにならない範囲とし、乙の指定するところとする。

2 屋上駐車場の開放期間は、住民等の避難事由が発生したときから、当該事由が消滅したときまでとする。

（要請の方法）

第3条 甲は第1条に基づく要請を行う場合は、電話、FAXその他の可能な通信手段で要請するものとする。

2 水害が切迫し連絡する暇がない場合又は被害を予防するための住民等の自発的な避難に関してはこの限りでない。

（要請に基づく措置）

第4条 乙は要請を受けたとき又は自発的な避難住民に対し人道的な見地に立って、安全かつ円滑な避難のための措置を講ずるものとする。

2 営業時間外の屋上駐車場ゲートの開放については甲乙が協議の上、実施する。

（責任者）

第5条 甲及び乙は屋上駐車場の開放及び屋上駐車場ゲート鍵の取り扱いについて其々の責任者の氏名、所属及び連絡先を通知し、確認しておくものとする。変更のあった場合も同様とする。

2 甲及び乙は責任者の個人情報について、甲及び乙の相互信頼に基づくものであることを確認するとともに、甲及び乙其々が守秘義務を負うものとする。

（所管事項）

第6条 屋上駐車場開放時における甲及び乙の所管事項は次のとおりとする。

（1）甲の所管事項

可能な範囲において避難住民、避難車両の誘導及び避難住民の安全確保に関すること。

（2）乙の所管事項

屋上駐車場の管理及び保全に関すること、屋上駐車場において発生した避難住民に係わる事故等については、原則として乙は一切責任を負わないものとする。

1 2 避難協定に関する資料（避難場所）

（情報の交換）

第7条 甲及び乙は、本協定が円滑に運営されるよう、平素から必要に応じて情報の交換を行うものとする。特に水害の発生が予想される場合、甲は可能な限り速やかに屋上駐車場の使用を予告し、申請するものとする。

（協 議）

第8条 協定の定めでない事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

（有効期限）

第9条 この協定の有効期限は、毎年度末とし、甲乙いずれかから協定解消の申し出がない限り同一内容をもって継続するものとする。

2 前項の解消の申し出は、一ヶ月前までに相手方に書面により、申し出るものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、それぞれが1通を保有するものとする。

平成28年10月20日

甲 岐阜県羽島郡岐南町八剣7丁目107番地

岐南町長 松 原 秀 安

乙 岐阜県羽島郡笠松町米野字西起59番地1
ユニー(株)ピアゴ笠松店

店 長 安 藤 敏

水害時の屋外避難場所提供に関する協定（DCMカーマ㈱）

岐南町(以下「甲」という。)とDCMカーマ株式会社(以下「乙」という。)は岐南町において水害が発生した場合又はその恐れがある場合に相互に協力して岐南町住民等に対して屋外避難場所を提供するため、次のとおり協定する。

（目 的）

第1条 この協定は、水害が発生した場合又はその恐れがある場合、岐南町住民等に対し屋外避難場所を提供し、安全を確保することを目的とする。

（範囲及び期間）

- 第2条 この協定における屋外避難場所はDCMカーマ21岐南店屋上駐車場とする。
なお、営業中の範囲については営業の妨げにならない範囲とし、乙の指定するところとする。
- 2 屋上駐車場の開放期間は、住民等の避難事由が発生したときから、当該事由が消滅したときまでとする。

（要請の方法）

- 第3条 甲は第1条に基づく要請を行う場合は、電話、FAXその他の可能な通信手段で要請するものとする。
- 2 水害が切迫し連絡する暇がない場合又は被害を予防するための住民等の自発的な避難に関してはこの限りでない。

（要請に基づく措置）

- 第4条 乙は要請を受けたとき又は自発的な避難住民に対し人道的な見地に立って、安全かつ円滑な避難のための措置を講ずるものとする。
- 2 営業時間外の屋上駐車場ゲートの開放については甲乙が協議の上、実施する。

（守秘義務等）

- 第5条 甲及び乙は屋上駐車場の開放及び屋上駐車場ゲート鍵の取り扱いについて其々の責任者の氏名、所属及び連絡先を通知し、確認しておくものとする。変更のあった場合も同様とする。
- 2 甲及び乙は責任者の個人情報及び鍵(番号)の取り扱いについて、甲及び乙の相互信頼に基づくものであることを確認するとともに、甲、乙其々が守秘義務を負うものとする。

（所管事項）

- 第6条 屋上駐車場開放時における甲及び乙の所管事項は次のとおりとする。
- (1) 甲の所管事項
可能な範囲において避難住民、避難車両の誘導及び避難住民の安全確保に関すること。
- (2) 乙の所管事項
屋上駐車場の施設管理及び保全に関すること、屋上駐車場の施設管理上の瑕疵にかかわる事故を除き、乙は責任を負わないものとする。

1 2 避難協定に関する資料（避難場所）

（情報の交換）

第7条 甲及び乙は、本協定が円滑に運営されるよう、平素から必要に応じて情報の交換を行うものとする。特に水害の発生が予想される場合、甲は可能な限り速やかに屋上駐車場の使用を予告し、申請するものとする。

（協 議）

第8条 協定の定めでない事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

（有効期限）

第9条 この協定の有効期限は、毎年3月末とし、甲乙いずれかから協定解消の申し出がない限り同一内容をもって継続するものとする。

2 前項の解消の申し出は、一ヶ月前までに相手方に書面により、申し出るものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、それぞれが1通を保有するものとする。

平成28年10月20日

甲 岐阜県羽島郡岐南町八剣7丁目107番地

岐南町長 松 原 秀 安

乙 愛知県刈谷市日高町3丁目411番地

DCMカーマ株式会社

代表取締役社長 豊 田 芳 行

避難場所提供に関する協定（篠田株式会社）

岐南町(以下「甲」という。)と篠田株式会社(以下「乙」という。)は岐南町において災害が発生した場合又はその恐れがある場合に相互に協力して岐南町住民等に対して避難場所を提供するため、次のとおり協定する。

（目 的）

第1条 この協定は、災害が発生した場合又はその恐れがある場合、岐南町住民等に対し避難場所を提供し、安全を確保することを目的とする。

（範囲及び期間）

第2条 この協定における避難場所は篠田株式会社社屋及び倉庫とする。なお営業中の範囲については営業の妨げにならない範囲とし、乙の指定するところとする。

2 避難場所の開放期間は、住民等の避難事由が発生したときから、当該事由が消滅したときまでとする。

（要請の方法）

第3条 甲は第1条に基づく要請を行う場合は、電話、FAXその他の可能な通信手段で要請するものとする。

2 災害が切迫し連絡する暇がない場合又は被害を予防するための住民等の自発的な避難に関してはこの限りでない。

（要請に基づく措置）

第4条 乙は要請を受けたとき又は自発的な避難住民に対し人道的な見地に立って、安全かつ円滑な避難のための措置を講ずるものとする。

2 営業時間外の開錠については甲乙が協議の上、別に定める。

（責任者）

第5条 甲及び乙は避難所の開放及び鍵の取り扱いについて其々の責任者の氏名、所属及び連絡先を通知し、確認しておくものとする。変更のあった場合も同様とする。

2 甲及び乙は責任者の個人情報について、甲及び乙の相互信頼に基づくものであることを確認するとともに、甲及び乙其々が守秘義務を負うものとする。

（所管事項）

第6条 避難場所開放時における甲及び乙の所管事項は次のとおりとする。

（1）甲の所管事項

可能な範囲において避難住民の誘導及び避難住民の安全確保に関すること。

（2）乙の所管事項

避難場所の管理及び保全に関すること、避難場所において発生した避難住民に係わる事故については、原則として乙は責任を負わないものとする。

（情報の交換）

第7条 甲及び乙は、本協定が円滑に運営されるよう、平素から必要に応じて情報の交換を行うものとする。特に災害の発生が予想される場合、甲は可能な限り速やかに避難場所の使用を予告し、申請するものとする。

1 2 避難協定に関する資料（避難場所）

（協 議）

第8条 協定の定めのない事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

（有効期限）

第9条 この協定の有効期限は、毎年度末とし、甲乙いずれかから協定解消の申し出がない限り同一内容をもって継続するものとする。

2 前項の解消の申し出は、1ヶ月前までに相手方に書面により、申し出るものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、それぞれが1通を保有するものとする。

令和3年1月15日

甲 岐阜県羽島郡岐南町八剣7丁目107番地

岐南町長 小島 英雄

乙 岐阜県羽島郡岐南町野中1丁目8番地

篠田株式会社

取締役社長 篠田 篤彦

災害時学校開放に関する覚書（岐阜女子高等学校）

岐南町（以下「甲」という。）と岐阜女子高等学校（以下「乙」という。）は、岐南町内において、大規模災害（町内の相当範囲に被害を及ぼす地震、風水害、火災その他の災害をいう。）が発生したとき又は大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）の規定により警戒宣言が発せられたとき（以下「大規模災害時等」という。）において、乙の学校施設を避難所として開放すること（以下「災害時学校開放」という。）に関し、次のとおり覚書を締結する。

（災害時学校開放）

第1条 乙は大規模災害時等において、甲の要請により災害時学校開放を行う。この場合においてその期間は、避難事由の発生した時から消滅した時までとする。

（手続等）

第2条 災害時学校開放に関する手続及び方法は、概ね次のとおりとする。

- (1) 甲は、大規模災害時等において、住民を避難させる必要があると認めたときは、乙に対し電話、ファクシミリ、その他の可能な通信手段で災害時学校開放を要請する。この場合において、後日、正式の依頼文書を送付する。
- (2) 乙は、甲から災害時学校開放の要請を受けたときは、その可否について、電話、ファクシミリ、その他の可能な通信手段により甲に回答する。ただし、甲は緊急を要する場合は、乙の回答を待たずに災害時学校開放をその責任で行うことができる。
- (3) 甲は、災害時学校開放について乙の承諾があったとき（前号ただし書の規定により災害時学校開放を行ったときを含む。）は、当該災害時学校開放に係る責任者を置く。
- (4) 乙は、甲の責任者に対し、開放施設（災害時学校開放により使用する学校施設をいう。以下同じ）の使用場所及び必要事項を指示するものとする。

（所管事項）

第3条 災害時学校開放に際しての甲及び乙の所管事項は、概ね次のとおりとする。この場合において、所管外事項であっても、状況に応じ相互に協力し合うものとする。

- (1) 甲の所管事項
 - ア 避難住民の誘導、整理、世話、その他避難住民の安全確保に関すること。
 - イ 災害時学校開放のために、既設の施設を改修することとなった場合の経費を負担すること。
- (2) 乙の所管事項
 - 開放施設の管理、保全に関すること。ただし、避難住民により、開放施設が著しく破損し、限界を超えた使用により使用不能となった場合には、甲の責任において代わるべき措置を講ずるものとする。

（留意事項）

第4条 甲は、開放施設の使用に際しては、次の点に留意しなければならない。

- (1) 開放施設内で混乱が生じないように、連絡体制及び安全確保に万全を期するとともに、開放施設等に損害を与えないように十分に配慮すること。
- (2) 避難所としての開放施設の使用が長期にわたる場合は、速やかに代替施設の確保に努め、学校教育に支障を来たさないように配慮すること。

1 3 避難協定に関する資料（学校、保育園開放）

(3) 避難所としての開放施設の使用が終了したときは、速やかにかつ十分に後始末を行うこと。

(連絡窓口)

第5条 この覚書に関する連絡窓口は、別紙のとおりとする。

2 甲及び乙は、別紙の記載事項に変更のあったときは、遅滞なく相手方にその旨を連絡するものとする。

(その他)

第6条 この覚書に定めのない事項については、その都度、甲乙協議して定める。

この覚書の締結の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成20年12月19日

甲 岐阜県羽島郡岐南町八剣7丁目107番地
岐南町長 松原 秀安

乙 岐阜県羽島郡岐南町三宅1丁目130番地
学校法人 松翠学園
岐阜女子高等学校
理事長 松本 博文

別紙

連 絡 窓 口	住 所	電話番号	F A X 番号
岐南町役場 総務課	岐南町伏屋5丁目82番地	058-247-1360	058-247-9904
岐阜女子高等学校	岐南町三宅1丁目130番地	058-245-2670	058-247-9481

災害時等の認定こども園開放に関する協定 （うれしの認定こども園）

岐南町（以下「甲」という。）とうれしの認定こども園（以下「乙」という。）は、岐南町において災害が発生したとき又はその恐れのあるとき、或いは大規模地震対策特別措置法（昭和 53 年法律第 73 号）の規定により警戒宣言が発せられたとき（以下「災害時等」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第 1 条 この協定は、災害時等において、相互に協力して住民の安全を守り、地域社会の発展を目指すことを目的とする。

（災害時等認定こども園開放）

第 2 条 乙は、災害時等において、乙が被災した場合を除いて、甲の要請により災害時等認定こども園開放を行う。開放する期間は、災害時等に住民等の避難事由の発生したときから、当該事由が消滅したときまでとする。

（受入れ対象施設）

第 3 条 避難住民等の受入れ対象施設は、次のとおりとし、その収容人員は、おおむね 200 人とする。

認定こども園名	受入れ対象施設
岐南町平島 8 丁目 53 番地 うれしの認定こども園	保育室、遊戯室及び乳児室 グラウンド

（手続き及び方法）

第 4 条 災害時等において、認定こども園開放に関する手続き及び方法は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 甲は、災害時等において、住民を避難させる必要があると認めたときは、直ちに乙が指定する開放責任者に対して、電話、FAX その他の可能な通信手段で開放を要請するものとする。
- (2) 甲から保育園開放の要請を受けた乙の開放責任者は、口頭により使用許可を与えるとともに、開放を行うものとする。
- (3) 甲は、開放の承諾を得たときは、開放に関わる管理責任者を置くものとする。
- (4) 乙の開放責任者は、甲の管理責任者に対し、認定こども園使用に際しての指示を与えると同時に、避難住民に対して使用上の注意を行うものとする。

（責任者）

第 5 条 甲及び乙は、認定こども園開放に際しての管理責任者及び開放責任者の氏名、住所、連絡先、分担事項について別に定め、異動の都度、相互に連絡し、確認しておくものとする。

（所管事項）

第 6 条 認定こども園開放に際しての甲及び乙の所管事項は、おおむね次のとおりとする。なお、所管事項外であっても、状況に応じて協力し合うものとするが、その場合はそれぞれの所管事項の責任者の指示に従うものとする。

- (1) 甲の所管事項
避難住民の誘導、整理、世話及びその他避難住民の安全確保に関すること。

1 3 避難協定に関する資料（学校、保育園開放）

(2) 乙の所管事項

施設の管理、保全に関すること。

ただし、開放施設が、避難住民の限界を超えた使用により著しく破損し、使用不能となった場合には、甲の責任において修復するものとする。

なお、施設内において発生した避難住民に係わる事故については、原則として乙は責任を負わないものとする。

(留意事項)

第7条 甲は、開放施設の使用に際しては、次の点に留意しなければならない。

(1) 開放施設内で混乱が生じないように、連絡体制及び安全確保に万全を期するとともに、開放施設に損害を与えないように十分に配慮する。

(2) 避難所としての開放施設の使用が長期にわたる場合は、速やかに代替施設の確保に努め、認定こども園運営に支障をきたさないように配慮する。

(3) 避難所としての開放施設の使用が終了したときは、速やかに後始末を行う。

(防災備蓄資材の備付)

第8条 甲は、災害等に備え、防災備蓄資材を準備し、乙にその保管を依頼するものとする。

また、備え付けた防災備蓄資材の維持、管理は、甲が実施する。

(連絡窓口)

第9条 この協定に関する連絡窓口は、次のとおりとし、記載事項に変更のあったときは、遅滞なく相手方に連絡するものとする。

連絡窓口	住 所	電話番号	F A X
岐南町役場 総務課	岐南町八剣7丁目107番地	247-1331	247-9904
うれしの認定こども園	岐南町平島8丁目53番地	245-9962	215-8088

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、毎年度末とし、甲乙いずれかから協定解消の申し出がない限り同一内容をもって継続するものとする。

2 前項の解消の申出は、1月前までに相手方に申し出るものとする。

(その他)

第11条 この協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。この協定の締結の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成31年 4月 1日

甲 岐阜県羽島郡岐南町八剣7丁目107番地
岐南町長 松原 秀安

乙 岐阜県岐南町伏屋8丁目33番地
社会福祉法人 登豊会

理事長 近石 登喜雄

災害時等の保育園開放に関する協定（岐南さくら保育園）

岐南町（以下「甲」という。）と岐南さくら保育園（以下「乙」という。）は、岐南町において災害が発生したとき又はその恐れのあるとき、或いは大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）の規定により警戒宣言が発せられたとき（以下「災害時等」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時等において、相互に協力して住民の安全を守り、地域社会の発展を目指すことを目的とする。

（災害時等保育園開放）

第2条 乙は、災害時等において、甲の要請により災害時等保育園開放を行う。開放する期間は、災害時等に住民等の避難事由の発生したときから、当該事由が消滅したときまでとする。

（受入れ対象施設）

第3条 避難住民等の受入れ対象施設は、次のとおりとし、その収容人員は、おおむね200人とする。

- (1) 保育室、遊戯室及び乳児室
- (2) グランド

（手続き及び方法）

第4条 災害時等保育園開放に関する手続き及び方法は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 甲は、災害時等において、住民を避難させる必要があると認めたときは、直ちに乙が指定する開放責任者に対して、電話、FAXその他の可能な通信手段で保育園開放を要請するものとする。
- (2) 甲から保育園開放の要請を受けた乙の開放責任者は、口頭により使用許可を与えるとともに、開放を行うものとする。
- (3) 甲は、保育園開放の承諾を得たときは、保育園開放に関わる管理責任者を置くものとする。
- (4) 乙の開放責任者は、甲の管理責任者に対し、保育園使用に際しての指示を与えるとともに、避難住民に対して使用上の注意を行うものとする。

（責任者）

第5条 甲及び乙は、保育園開放に際しての管理責任者及び開放責任者の氏名、住所、連絡先、分担事項については別に定め、異動の都度、相互に連絡し、確認しておくものとする。

（所管事項）

第6条 保育園開放に際しての甲及び乙の所管事項は、おおむね次のとおりとする。

なお、所管事項外であっても、状況に応じて協力し合うものとするが、その場合はそれぞれの所管事項の責任者の指示に従うものとする。

- (1) 甲の所管事項

避難住民の誘導、整理、世話及びその他避難住民の安全確保に関すること。

- (2) 乙の所管事項

施設の管理、保全に関すること。

ただし、開放施設が、避難住民の限界を超えた使用により著しく破損し、使用不能となった場合には、甲の責任において修復するものとする。

なお、施設内において発生した避難住民に係わる事故については、原則として乙は責任を負わないものとする。

1 3 避難協定に関する資料（学校、保育園開放）

（留意事項）

第7条 甲は、開放施設の使用に際しては、次の点に留意しなければならない。

- (1) 開放施設内で混乱が生じないように、連絡体制及び安全確保に万全を期するとともに、開放施設に損害を与えないように十分に配慮する。
- (2) 避難所としての開放施設の使用が長期にわたる場合は、速やかに代替施設の確保に努め、保育園運営に支障をきたさないように配慮する。
- (3) 避難所としての開放施設の使用が終了したときは、速やかに後始末を行う。

（防災備蓄資材の備付）

第8条 甲は、災害等に備え、防災備蓄資材を準備し、乙にその保管を依頼するものとする。
また、備え付けた防災備蓄資材の維持、管理は、甲が実施する。

（連絡窓口）

第9条 この協定に関する連絡窓口は、次のとおりとし、記載事項に変更のあったときは、遅滞なく相手方に連絡するものとする。

連絡窓口	住 所	電話番号	F A X
岐南町役場 総務課	岐南町八剣7丁目107番地	247-1331	247-9904
岐南さくら保育園	岐南町みやまち4-96	271-4424	271-4424

（有効期間）

第10条 この協定の有効期限は、毎年度末とし、甲乙いずれかから協定解消の申し出がない限り同一内容をもって継続するものとする。

2 前項の解消の申し出は、1月前までに相手方に申し出るものとする。

（その他）

第11条 この協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成24年2月10日

甲 岐阜県羽島郡岐南町八剣7丁目107番地

岐南町長 松 原 秀 安

乙 岐阜県岐南町みやまち四丁目96番地

社会福祉法人 豊誠会

理事長 小 関 誠

災害時等の認定こども園開放に関する協定 （岐南さくら南認定こども園）

岐南町（以下「甲」という。）と岐南さくら南認定こども園（以下「乙」という。）は、岐南町において災害が発生したとき又はその恐れのあるとき、或いは大規模地震対策特別措置法（昭和 53 年法律第 73 号）の規定により警戒宣言が発せられたとき（以下「災害時等」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第 1 条 この協定は、災害時等において、相互に協力して住民の安全を守り、地域社会の発展を目指すことを目的とする。

（災害時等認定こども園開放）

第 2 条 乙は、災害時等において、甲の要請により災害時等認定こども園開放を行う。

開放する期間は、災害時等に住民等の避難事由の発生したときから、当該事由が消滅したときまでとする。

（受入れ対象施設）

第 3 条 避難住民等の受入れ対象施設は、次のとおりとし、その収容人員は、おおむね 200 人とする。

認定こども園名	受入れ対象施設
岐南町徳田 6 丁目 15 番地 岐南さくら南認定こども園	保育室、遊戯室、乳児室 グラウンド

（手続き及び方法）

第 4 条 災害時等認定こども園開放に関する手続き及び方法は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 甲は、災害時等において、住民を避難させる必要があると認めたときは、直ちに乙が指定する開放責任者に対して、電話、FAX その他の可能な通信手段で認定こども園開放を要請するものとする。
- (2) 甲から開放の要請を受けた乙の開放責任者は、口頭により使用許可を与えるとともに、開放を行うものとする。
- (3) 甲は、開放の承諾を得たときは、開放に関わる管理責任者を置くものとする。
- (4) 乙の開放責任者は、甲の管理責任者に対し、認定こども園使用に際しての指示を与えるとともに、避難住民に対して使用上の注意を行うものとする。

（責任者）

第 5 条 甲及び乙は、認定こども園開放に際しての管理責任者及び開放責任者の氏名、住所、連絡先、分担事項については別に定め、異動の都度、相互に連絡し、確認しておくものとする。

（所管事項）

第 6 条 認定こども園開放に際しての甲及び乙の所管事項は、おおむね次のとおりとする。

なお、所管事項外であっても、状況に応じて協力し合うものとするが、その場合はそれぞれの所管事項の責任者の指示に従うものとする。

(1) 甲の所管事項

避難住民の誘導、整理、世話及びその他避難住民の安全確保に関すること。

1 3 避難協定に関する資料（学校、保育園開放）

(2) 乙の所管事項

施設の管理、保全に関すること。ただし、開放施設が、避難住民の限界を超えた使用により著しく破損し、使用不能となった場合には、甲の責任において修復するものとする。なお、施設内において発生した避難住民に係わる事故については、原則として乙は責任を負わないものとする。

(留意事項)

第7条 甲は、開放施設の使用に際しては、次の点に留意しなければならない。

- (1) 開放施設内で混乱が生じないように、連絡体制及び安全確保に万全を期するとともに、開放施設に損害を与えないように十分に配慮する。
- (2) 避難所としての開放施設の使用が長期にわたる場合は、速やかに代替施設の確保に努め、認定こども園運営に支障をきたさないように配慮する。
- (3) 避難所としての開放施設の使用が終了したときは、速やかに後始末を行う。

(防災備蓄資材の備付)

第8条 甲は、災害等に備え、防災備蓄資材を準備し、乙にその保管を依頼するものとする。また、備え付けた防災備蓄資材の維持、管理は、甲が実施する。

(連絡窓口)

第9条 この協定に関する連絡窓口は、次のとおりとし、記載事項に変更のあったときは、遅滞なく相手方に連絡するものとする。

連絡窓口	住 所	電話番号	F A X
岐南町役場 総務課	岐南町八剣7丁目107番地	247-1360	247-9904
岐南さくら南認定こども園	岐南町徳田6丁目15番地	272-3612	272-3612

(有効期間)

第10条 この協定の有効期限は、毎年度末とし、甲乙いずれかから協定解消の申し出がない限り同一内容をもって継続するものとする。

2 前項の解消の申出は、1月前までに相手方に申し出るものとする。

(その他)

第11条 この協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成31年 4月 1日

甲 岐阜県羽島郡岐南町八剣7丁目107番地

岐南町長 松 原 秀 安

乙 岐阜県羽島郡岐南町徳田6丁目15番地

社会福祉法人 豊誠会

理事長 小 関 誠

災害時等の保育園開放に関する協定（うれしの東保育園）

岐南町（以下「甲」という。）とうれしの東保育園（以下「乙」という。）は、岐南町において災害が発生したとき又はその恐れのあるとき、或いは大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）の規定により警戒宣言が発せられたとき（以下「災害時等」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時等において、相互に協力して住民の安全を守り、地域社会の発展を目指すことを目的とする。

（災害時等保育園開放）

第2条 乙は、災害時等において、乙が被災した場合を除いて、甲の要請により災害時等保育園開放を行う。開放する期間は、災害時等に住民等の避難事由の発生したときから、当該事由が消滅したときまでとする。

（受入れ対象施設）

第3条 避難住民等の受入れ対象施設は、次のとおりとし、その収容人員は、おおむね180人とする。

保育園	受入れ対象施設
岐南町伏屋1丁目39番地 うれしの東保育園	保育室、遊戯室及び乳児室
	グラウンド

（手続き及び方法）

第4条 災害時等において、保育園開放に関する手続き及び方法は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 甲は、災害時等において、住民を避難させる必要があると認めたときは、直ちに乙が指定する開放責任者に対して、電話、FAXその他の可能な通信手段で保育園開放を要請するものとする。
- (2) 甲から保育園開放の要請を受けた乙の開放責任者は、口頭により使用許可を与えるとともに、開放を行うものとする。
- (3) 甲は、保育園開放の承諾を得たときは、保育園開放に関わる管理責任者を置くものとする。
- (4) 乙の開放責任者は、甲の管理責任者に対し、保育園使用に際しての指示を与えるとともに、避難住民に対して使用上の注意を行うものとする。

（責任者）

第5条 甲及び乙は、保育園開放に際しての管理責任者及び開放責任者の氏名、住所、連絡先、分担事項について別に定め、異動の都度、相互に連絡し、確認しておくものとする。

1 3 避難協定に関する資料（学校、保育園開放）

（所管事項）

第6条 保育園開放に際しての甲及び乙の所管事項は、おおむね次のとおりとする。

なお、所管事項外であっても、状況に応じて協力し合うものとするが、その場合はそれぞれの所管事項の責任者の指示に従うものとする。

（1）甲の所管事項

避難住民の誘導、整理、世話及びその他避難住民の安全確保に関すること。

（2）乙の所管事項

施設の管理、保全に関すること。

ただし、開放施設が、避難住民の限界を超えた使用により著しく破損し、使用不能となった場合には、甲の責任において修復するものとする。

なお、施設内において発生した避難住民に係わる事故については、原則として、乙は責任を負わないものとする。

（留意事項）

第7条 甲は、開放施設の使用に際しては、次の点に留意しなければならない。

（1）開放施設内で混乱が生じないように、連絡体制及び安全確保に万全を期するとともに、開放施設に損害を与えないように十分に配慮する。

（2）避難所としての開放施設の使用が長期にわたる場合は、速やかに代替施設の確保に努め、保育園運営に支障をきたさないように配慮する。

（3）避難所としての開放施設の使用が終了したときは、速やかに後始末を行う。

（防災備蓄資材の備付）

第8条 甲は、災害等に備え、防災備蓄資材を準備し、乙にその保管を依頼するものとする。

また、備え付けた防災備蓄資材の維持、管理は、甲が実施する。

（連絡窓口）

第9条 この協定に関する連絡窓口は、次のとおりとし、記載事項に変更のあったときは、遅滞なく相手方に連絡するものとする。

連絡窓口	住 所	電話番号	F A X
岐南町役場 総務課	岐南町八剣7丁目107番地	247-1331	247-9904
うれしの東保育園	岐南町伏屋1丁目39番地	247-7233	214-4516

（有効期間）

第10条 この協定の有効期間は、毎年度末とし、甲乙いずれかから協定解消の申し出がない限り同一内容をもって継続するものとする。

2 前項の解消の申し出は、1月前までに相手方に申し出るものとする。

（その他）

第11条 この協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

1 3 避難協定に関する資料（学校、保育園開放）

平成 2 5 年 5 月 1 4 日

甲 岐阜県羽島郡岐南町八剣 7 丁目 107 番地

岐南町長 松 原 秀 安

乙 岐阜県羽島郡岐南町伏屋 8 丁目 33 番地

社会福祉法人 登豊会
理 事 長 近 石 登 喜 雄

災害時等の保育園開放に関する協定（岐南さくら北保育園）

岐南町（以下「甲」という。）と岐南さくら北保育園（以下「乙」という。）は、岐南町において災害が発生したとき又はその恐れのあるとき、或いは大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）の規定により警戒宣言が発せられたとき（以下「災害時等」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時等において、相互に協力して住民の安全を守り、地域社会の発展を目指すことを目的とする。

（災害時等保育園開放）

第2条 乙は、災害時等において、乙が被災した場合を除いて、甲の要請により災害時等保育園開放を行う。開放する期間は、災害時等に住民等の避難事由の発生したときから、当該事由が消滅したときまでとする。

（受入れ対象施設）

第3条 避難住民等の受入れ対象施設は、次のとおりとし、その収容人員は、おおむね175人とする。

保育園	受入れ対象施設
岐南町上印食3丁目110番地 岐南さくら北保育園	保育室、遊戯室、乳児室 グラウンド

（手続き及び方法）

第4条 災害時等において、保育園開放に関する手続き及び方法は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 甲は、災害時等において、住民を避難させる必要があると認めたときは、直ちに乙が指定する開放責任者に対して、電話、FAXその他の可能な通信手段で保育園開放を要請するものとする。
- (2) 甲から保育園開放の要請を受けた乙の開放責任者は、口頭により使用許可を与えるとともに、開放を行うものとする。
- (3) 甲は、保育園開放の承諾を得たときは、保育園開放に関わる管理責任者を置くものとする。
- (4) 乙の開放責任者は、甲の管理責任者に対し、保育園使用に際しての指示を与えるとともに、避難住民に対して使用上の注意を行うものとする。

（責任者）

第5条 甲及び乙は、保育園開放に際しての管理責任者及び開放責任者の氏名、住所、連絡先、分担事項について別に定め、異動の都度、相互に連絡し、確認しておくものとする。

（所管事項）

第6条 保育園開放に際しての甲及び乙の所管事項は、おおむね次のとおりとする。

なお、所管事項外であっても、状況に応じて協力し合うものとするが、その場合はそれぞれの所管事項の責任者の指示に従うものとする。

（1）甲の所管事項

避難住民の誘導、整理、世話及びその他避難住民の安全確保に関すること。

（2）乙の所管事項

施設の管理、保全に関すること。

ただし、開放施設が、避難住民の限界を超えた使用により著しく破損し、使用不能となった場合には、甲の責任において修復するものとする。

なお、施設内において発生した避難住民に係わる事故については、原則として、乙は責任を負わないものとする。

（留意事項）

第7条 甲は、開放施設の使用に際しては、次の点に留意しなければならない。

（1）開放施設内で混乱が生じないように、連絡体制及び安全確保に万全を期するとともに、開放施設に損害を与えないように十分に配慮する。

（2）避難所としての開放施設の使用が長期にわたる場合は、速やかに代替施設の確保に努め、保育園運営に支障をきたさないように配慮する。

（3）避難所としての開放施設の使用が終了したときは、速やかに後始末を行う。

（防災備蓄資材の備付）

第8条 甲は、災害等に備え、防災備蓄資材を準備し、乙にその保管を依頼するものとする。

また、備え付けた防災備蓄資材の維持、管理は、甲が実施する。

（連絡窓口）

第9条 この協定に関する連絡窓口は、次のとおりとし、記載事項に変更のあったときは、遅滞なく相手方に連絡するものとする。

連絡窓口	住 所	電話番号	F A X
岐南町役場総務課	岐南町八剣7丁目107番地	058-247-1360	058-247-9904
岐南さくら北保育園	岐南町上印食3丁目110番地	058-246-3575	同左

（有効期間）

第10条 この協定の有効期間は、毎年度末とし、甲乙いずれかから協定解消の申し出がない限り同一内容をもって継続するものとする。

2 前項の解消の申し出は、1月前までに相手方に申し出るものとする。

（その他）

第11条 この協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

1 3 避難協定に関する資料（学校、保育園開放）

平成29年2月21日

- 甲 岐阜県羽島郡岐南町八剣7丁目107番地
岐南町長 松原 秀安
- 乙 羽島群岐南町みやまち四丁目96番地
社会福祉法人 豊誠会
理事長 小関 誠

災害時等の認定こども園開放に関する協定 （岐南さくら認定こども園けやきの杜）

岐南町（以下「甲」という。）と岐南さくら認定こども園けやきの杜（以下「乙」という。）は、岐南町において災害が発生したとき又はその恐れのあるとき、或いは大規模地震対策特別措置法（昭和 53 年法律第 73 号）の規定により警戒宣言が発せられたとき（以下「災害時等」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第 1 条 この協定は、災害時等において、相互に協力して住民の安全を守り、地域社会の発展を目指すことを目的とする。

（災害時等保育園開放）

第 2 条 乙は、災害時等において、乙が被災した場合を除いて、甲の要請により災害時等認定こども園開放を行う。開放する期間は、災害時等に住民等の避難事由の発生したときから、当該事由が消滅したときまでとする。

（受入れ対象施設）

第 3 条 避難住民等の受入れ対象施設は、次のとおりとし、その収容人員は、おおむね 175 人とする。

認定こども園名	受入れ対象施設
岐南町八剣 1 丁目 105 番地	保育室、遊戯室、乳児室
岐南さくら認定こども園けやきの杜	グラウンド

（手続き及び方法）

第 4 条 災害時等において、保育園開放に関する手続き及び方法は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 甲は、災害時等において、住民を避難させる必要があると認めたときは、直ちに乙が指定する開放責任者に対して、電話、FAX その他の可能な通信手段で認定こども園開放を要請するものとする。
- (2) 甲から開放の要請を受けた乙の開放責任者は、口頭により使用許可を与えるとともに、開放を行うものとする。
- (3) 甲は、開放の承諾を得たときは、開放に関わる管理責任者を置くものとする。
- (4) 乙の開放責任者は、甲の管理責任者に対し、認定こども園使用に際しての指示を与えるとともに、避難住民に対して使用上の注意を行うものとする。

（責任者）

第 5 条 甲及び乙は、認定こども園開放に際しての管理責任者及び開放責任者の氏名、住所、連絡先、分担事項について別に定め、異動の都度、相互に連絡し、確認しておくものとする。

（所管事項）

第 6 条 認定こども園開放に際しての甲及び乙の所管事項は、おおむね次のとおりとする。

なお、所管事項外であっても、状況に応じて協力し合うものとするが、その場合はそれぞれの所管事項の責任者の指示に従うものとする。

(1) 甲の所管事項

避難住民の誘導、整理、世話及びその他避難住民の安全確保に関すること。

1 3 避難協定に関する資料（学校、保育園開放）

(2) 乙の所管事項

施設の管理、保全に関すること。

ただし、開放施設が、避難住民の限界を超えた使用により著しく破損し、使用不能となった場合には、甲の責任において修復するものとする。

なお、施設内において発生した避難住民に係わる事故については、原則として、乙は責任を負わないものとする。

(留意事項)

第7条 甲は、開放施設の使用に際しては、次の点に留意しなければならない。

(1) 開放施設内で混乱が生じないように、連絡体制及び安全確保に万全を期するとともに、開放施設に損害を与えないように十分に配慮する。

(2) 避難所としての開放施設の使用が長期にわたる場合は、速やかに代替施設の確保に努め、認定こども園運営に支障をきたさないように配慮する。

(3) 避難所としての開放施設の使用が終了したときは、速やかに後始末を行う。

(防災備蓄資材の備付)

第8条 甲は、災害等に備え、防災備蓄資材を準備し、乙にその保管を依頼するものとする。

また、備え付けた防災備蓄資材の維持、管理は、甲が実施する。

(連絡窓口)

第9条 この協定に関する連絡窓口は、次のとおりとし、記載事項に変更のあったときは、遅滞なく相手方に連絡するものとする。

連絡窓口	住 所	電話番号	F A X
岐南町役場 総務課	岐南町八剣7丁目107番地	247-1360	247-9904
岐南さくら認定こども園 けやきの杜	岐南町八剣1丁目105番地	247-6392	同左

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、毎年度末とし、甲乙いずれかから協定解消の申し出がない限り同一内容をもって継続するものとする。

2 前項の解消の申出は、1月前までに相手方に申し出るものとする。

(その他)

第11条 この協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

1 3 避難協定に関する資料（学校、保育園開放）

平成31年 4月 1日

甲 岐阜県羽島郡岐南町八剣7丁目107番地

岐南町長 松原 秀安

乙 岐阜県羽島郡岐南町八剣1丁目105番地
社会福祉法人 豊誠会

理事長 小関 誠

災害時の要援護者避難施設としての民間社会福祉施設等の使用に関する協定（岐南仙寿うれし野）

岐南町（以下「甲」という。）と社会福祉法人登豊会（以下「乙」という。）は、岐南町において災害が発生したとき又はその恐れのあるとき、或いは大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律73号）の規定により警戒宣言が発せられたとき（以下「災害時等」という。）に、要援護者避難施設としての民間社会福祉施設等の使用に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時等において、要援護者が避難を余儀なくされた場合に、甲が乙に対し、要援護者の避難施設としての社会福祉施設等の使用を要請することについて、必要なことを定めるものとする。

（定義）

第2条 この協定における「要援護者」とは、次に掲げる者のうち、施設の入所基準に該当し、又は該当すると認められる者をいう。

- (1) 介護保険法に規定する要介護3～5の者
- (2) 上記に準じる者

（対象者）

第3条 本協定における対象者は、前条の要援護者のうち、住居流失、倒壊等により居住する場所がなくなった者、介護者が死亡、負傷等により介護が受けられなくなった者及びそれに準ずると認められる者とする。

2 対象者の付添い(介護人)は、1名とする。

（施設使用の要請及び受諾）

第4条 甲は、前条に規定する対象者が避難のために施設を使用することについて、乙に協力を要請することができる。

2 乙は、一時的に定員を超えても、甲からの要請を可能な範囲で受諾するよう努めるものとする。

（避難施設）

第5条 避難に使用する施設は、特別養護老人ホーム 岐南仙寿うれし野施設内、うれし野ホール(1F)とする。

（手続き等）

第6条 甲は、第4条の規定により施設の使用について、乙に協力を要請する場合は、あらかじめ電話等で確認の上、次に掲げる事項を明らかにして書面で行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りではない。

- (1) 対象者の住所、氏名、心身の状況、連絡先等
- (2) 身元引受人の氏名、連絡先等
- (3) 使用する期間

（福祉用具等の準備・対象者の移送）

第7条 乙は、甲から対象者の避難のための施設使用の依頼があった場合に、対象者の受入に必要な福祉用具等の準備、並びに避難が必要な対象者の自施設への移送用車両の提供を行うよう努めるものとする。

2 対象者の移送は、原則として、当該対象者の家族又は支援者が行うものとするが、何らかの理由により施設への移動が困難な場合、甲は、乙に協力を要請することができる。

（物資の調達及び介護支援者の確保）

第8条 甲は、施設使用の対象者に係る日常生活用品、食糧及び医薬材料等の必要な物資の調達に努めるものとする。

2 甲は、乙が施設使用の対象者を適切に介護できるよう看護師、介護員及びボランティア等の介護支援者の確保に努めるものとする。

（施設使用期間）

第9条 甲は、対象者の施設使用期間が長期にわたる等の理由により、施設運営に支障をきたすおそれがある場合は、速やかに代替施設の確保に努めるものとする。

（経費の負担）

第10条 乙は、対象者の施設使用が社会貢献活動の一環であることを配慮するものとするが、対象者の使用期間が長引いた場合、又は介護等に要した経費の負担が大きい場合等については、その都度協議するものとする。

（受入れ可能人員等）

第11条 甲及び乙は、本協定締結後、受入れ可能人員、所要介護支援者数及び必要物資等について、あらかじめ協議するものとする。

（有効期限）

第12条 この協定の有効期限は、毎年度末とし、甲乙いずれかから協定解消の申し出がない限り同一内容をもって継続するものとする。

2 前項の解消の申し出は、1月前までに相手方に申し出るものとする。

（疑義の解決）

第13条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、別に甲乙協議して決めることとする。

この協定の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成24年6月20日

甲 岐南町八剣7丁目107番地

岐南町長 松原 秀安

乙 社会福祉法人 登豊会
岐阜県羽島郡岐南町伏屋8丁目33番地

理事長 近石 登喜雄

災害時の要援護者避難施設としての民間社会福祉施等の使用に関する協定（サワダデイサービスセンターぎなん）

岐南町（以下「甲」という。）と医療法人社団慈朋会（以下「乙」という。）は、岐南町において災害が発生したとき又はその恐れのあるとき、或いは大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律73号）の規定により警戒宣言が発せられたとき（以下「災害時等」という。）に、要援護者避難施設としての民間社会福祉施設等の使用に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時等において、要援護者が避難を余儀なくされた場合に、甲が乙に対し、要援護者の避難施設としての社会福祉施設等の使用を要請することについて、必要なことを定めるものとする。

（定義）

第2条 この協定における「要援護者」とは、次に掲げる者をいう。

- (1) 介護保険法に規定する要介護3～5の者
- (2) 上記に準じる者

（対象者）

第3条 本協定における対象者は、前条の要援護者のうち、住居流失、倒壊等により居住する場所がなくなった者及びそれに準ずると認められる者で、家族又は支援者が付添うことができる者とする。

2 対象者の付添い（介護者）は、1名とする。

（施設使用の要請及び受諾）

第4条 甲は、前条に規定する対象者が避難のために施設を使用することについて、乙に協力を要請することができる。

2 乙は、一時的に定員を超えても、甲からの要請を可能な範囲で受諾するよう努めるものとする。

（避難施設）

第5条 避難に使用する施設は、サワダデイサービスセンターぎなんとする。

（手続き等）

第6条 甲は、第4条の規定により施設の使用について、乙に協力を要請する場合は、あらかじめ電話等で確認の上、次に掲げる事項を明らかにして書面で行うものとする。

ただし、緊急を要する場合は、この限りではない。

- (1) 対象者の住所、氏名、心身の状況、連絡先等
- (2) 身元引受人の氏名、連絡先等
- (3) 使用する期間

（福祉用具等の準備・対象者の移送）

第7条 乙は、甲から対象者の避難のための施設使用の依頼があった場合に、対象者の受入れに必要な福祉用具等の準備を行うよう努めるものとする。

2 対象者の移送は、原則として、当該対象者の家族又は支援者が行うものとするが、何らかの理由により施設への移動が困難な場合、甲は、乙に協力を依頼することができる。

（物資の調達及び介護支援者の確保）

第8条 甲は、施設使用の対象者に係る日常生活用品、食糧及び医薬材料等の必要な物資の調達に努めるものとする。

2 甲は、乙が施設使用の対象者を適切に介護できるよう看護師、介護員及びボランティア等の介護支援者の確保に努めるものとする。

（施設使用間の施錠）

第9条 乙は、施設使用間の施錠については、施設使用の対象者の介護人又は甲と協議をして施設使用の便宜を図るものとする。

（施設使用期間）

第10条 甲は、対象者の施設使用期間が長期にわたる等の理由により、施設運営に支障をきたすおそれがある場合は、速やかに代替施設の確保に努めるものとする。

（経費の負担）

第11条 乙は、対象者の施設使用が社会貢献活動の一環であることを配慮するものとするが、対象者の使用期間が長引いた場合、又は介護等に要した経費の負担が大きい場合等については、別途協議するものとする。

（受入れ可能人員等）

第12条 甲及び乙は、本協定締結後、受入れ可能人員、所要介護支援者数及び必要物資等について、あらかじめ協議するものとする。

（有効期限）

第13条 この協定の有効期限は、毎年度末とし、甲乙いずれかから協定解消の申し出がない限り同一内容をもって継続するものとする。

2 前項の解消の申し出は、1月前までに相手方に申し出るものとする。

（疑義の解決）

第14条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、別に甲乙協議して決めることとする。

この協定の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成24年7月1日

甲 岐南町八剣7丁目107番地

岐南町長 松原 秀安

乙 岐阜市野一色7丁目2番5号

医療法人社団 慈朋会
理事長 澤田 重樹

災害時の要援護者避難施設としての民間社会福祉施設等の使用に関する協定（デイケアサロン モリシマ）

岐南町（以下「甲」という。）と医療法人秀麗会（以下「乙」という。）は、岐南町において災害が発生したとき又はその恐れのあるとき、或いは大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律73号）の規定により警戒宣言が発せられたとき（以下「災害時等」という。）に、要援護者避難施設としての民間社会福祉施設等の使用に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時等において、要援護者が避難を余儀なくされた場合に、甲が乙に対し、要援護者の避難施設としての社会福祉施設等の使用を要請することについて、必要なことを定めるものとする。

（定義）

第2条 この協定における「要援護者」とは、次に掲げる者をいう。

- (1) 介護保険法に規定する要介護3～5の者
- (2) 上記に準じる者

（対象者）

第3条 本協定における対象者は、前条の要援護者のうち、住居流失、倒壊等により居住する場所がなくなった者及びそれに準ずると認められる者で、家族又は支援者が付き添うことができる者とする。

2 対象者の付添い(介護者)は、1名とする。

（施設使用の要請及び受諾）

第4条 甲は、前条に規定する対象者が避難のために施設を使用することについて、乙に協力を要請することができる。

2 乙は、一時的に定員を超えても、甲からの要請を可能な範囲で受諾するよう努めるものとする。

（避難施設）

第5条 避難に使用する施設は、デイケアサロン モリシマとする。

（手続き等）

第6条 甲は、第4条の規定により施設の使用について、乙に協力を要請する場合は、あらかじめ電話等で確認の上、次に掲げる事項を明らかにして書面で行うものとする。

ただし、緊急を要する場合は、この限りではない。

- (1) 対象者の住所、氏名、心身の状況、連絡先等
- (2) 身元引受人の氏名、連絡先等
- (3) 使用する期間

（福祉用具等の準備・対象者の移送）

第7条 乙は、甲から対象者の避難のための施設使用の依頼があった場合に、対象者の受入れに必要な福祉用具等の準備を行うよう努めるものとする。

2 対象者の移送は、原則として、当該対象者の家族又は支援者が行うものとするが、何らかの理由により施設への移動が困難な場合、甲は、乙に協力を要請することができる。

（物資の調達及び介護支援者の確保）

第8条 甲は、施設使用の対象者に係る日常生活用品、食糧及び医薬材料等の必要な物資の調達に努めるものとする。

2 甲は、乙が施設使用の対象者を適切に介護できるよう看護師、介護員及びボランティア

ア等の介護支援者の確保に努めるものとする。

（施設使用間の施錠）

第9条 乙は、施設使用間の施錠については、施設使用の対象者の介護人又は甲と協議をして施設使用の便宜を図るものとする。

（施設使用期間）

第10条 甲は、対象者の施設使用期間が長期にわたる等の理由により、施設運営に支障をきたすおそれがある場合は、速やかに代替施設の確保に努めるものとする。

（経費の負担）

第11条 乙は、対象者の施設使用が社会貢献活動の一環であることを配慮するものとするが、対象者の使用期間が長引いた場合、又は介護等に要した経費の負担が大きい場合等については、別途協議するものとする。

（受入れ可能人員等）

第12条 甲及び乙は、本協定締結後、受入れ可能人員、所要介護支援者数及び必要物資等について、あらかじめ協議するものとする。

（有効期限）

第13条 この協定の有効期限は、毎年度末とし、甲乙いずれかから協定解消の申し出がない限り同一内容をもって継続するものとする。

2 前項の解消の申し出は、1月前までに相手方に申し出るものとする。

（疑義の解決）

第14条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、別に甲乙協議して決めることとする。

この協定の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成24年6月1日

甲 岐南町八剣7丁目107番地

岐南町長 松原 秀安

乙 岐南町徳田1-295

医療法人秀麗会

理事長 森嶋 巖

災害時の要援護者避難施設としての民間等社会福祉施設の使用に関する協定（さくらゆき）

「災害時の要援護者避難施設としての民間等社会福祉施設の使用に関する協定（平成 29 年 10 月 5 日締結）」の一部を次のとおり改正する。

岐南町（以下「甲」という。）と社会福祉法人さくらゆき（以下「乙」という。）は、岐南町において災害が発生したとき又はその恐れがあるとき、或いは大規模地震対策特別措置法（昭和 53 年法律 73 号）の規定により警戒宣言が発せられたとき（以下「災害時等」という。）に、要援護者避難施設としての民間等社会福祉施設の使用に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣 旨）

第 1 条 この協定は、災害時において、要援護者が避難を余儀なくされた場合甲が乙に対し、要援護者の避難施設としての社会福祉施設の使用を要請することについて、必要なことを定めるものとする。

（定 義）

第 2 条 この協定における「要援護者」とは次に掲げる者をいう。

- (1) 介護保険法に規定する要介護 3～5 の者
- (2) 町内の障がい者とその介助者等
- (3) 上記に準ずる者

（対象者）

第 3 条 本協定における対象者は、前条の要援護者のうち、住居流失、倒壊等により、居住する場所が無くなった者及びそれに準ずると認められた者で、家族又は介護支援者が付き添うことができる者とする。

2 対象者の付添いは、1 名とする。

（施設使用の要請及び受諾）

第 4 条 甲は、前条に規定する対象者が避難のために施設を使用することについて、乙に協力を要請することができる。

（避難施設）

第 5 条 避難に使用する施設は、特別養護老人ホーム「さくらの舞」及び障害者生活介護施設「ゆきの舞」、障害者グループホーム「ほたるの舞」、障害者多機能型事業所「もみじの舞」とする。

（手続き等）

第 6 条 甲は、第 4 条の規定により施設の使用について、乙に協力を要請する場合は、あらかじめ電話等で確認の上、次に掲げる事項を明らかにして書面で行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りではない。

- (1) 対象者の住所、氏名、心身の状況、連絡先等
- (2) 身元引受人の氏名、連絡先等
- (3) 使用する期間

（福祉用具等の準備・対象者の移送）

第7条 乙は、甲から対象者の避難のための施設使用の要請があった場合に、対象者の受入れに必要な福祉用具等の準備を行うよう努めるものとする。

- 2 対象者の移送は、原則として、当該対象者の家族又は介護支援者が行うものとするが、何らかの理由により施設への移動が困難な場合、甲は乙に協力を要請することができる。

（物資の調達及び介護支援者の確保）

第8条 甲は、施設使用の対象者に係る日常生活品、食料及び医薬材料等の必要な物資の調達に努めるものとする。

- 2 甲は、乙が施設使用の対象者を適切に看護できるよう看護師及びボランティア等の介護支援者の確保に努めるものとする。

（施設使用間の施錠）

第9条 乙は、施設使用間の施錠について、施設使用の対象者の介護者支援者又は甲と協議して施設使用の便宜を図るものとする。

（施設使用期間）

第10条 甲は、対象者の施設使用期間が長期にわたる等の理由により、施設運用に支障をきたす恐れがある場合は、速やかに代替施設の確保に努めるものとする。

（経費の負担）

第11条 乙は、対象者の施設使用が社会貢献活動の一環であることを配慮するものとするが、対象者の施設使用期間が長引いた場合、又は介護等に要した費用の負担が大きい場合等については、別途協議するものとする。

（受入れ可能人員）

第12条 特別養護老人ホーム「さくらの舞」、障害者生活介護施設「ゆきの舞」、障害者グループホーム「ほたるの舞」及び障害者多機能型事業所「もみじの舞」の受け入れ可能な要援護者数（介助者を含む。）は概ね95名とする。

（有効期限）

第13条 この協定の有効期限は、年度末とし、甲乙いずれかから協定解消の申し出がない限り同一内容で継続するものとする。

（疑義の解決）

第14条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた時は、別に甲乙協議して決めることとする。

この協定の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

1 4 避難協定に関する資料（民間福祉施設等）

令和 30 年 12 月 17 日

甲 岐南町八剣 7 丁目 107 番地

岐南町長 松 原 秀 安

乙 岐南町徳田 1 丁目 79 番地

社会福祉法人さくらゆき

理 事 長 依 田 充 朗

災害発生時における高齢者・障害者用福祉避難所の設置運営に関する協定（ハピネス岐南）

岐南町（以下「甲」という。）と一般社団法人グッデイ介護センターハピネス岐南（以下「乙」という。）は、災害発生時において、身体等の状況が特別養護老人ホーム、老人短期入所施設等へ入所するに至らない程度の者であって、避難所での生活において特別な配慮を要するもの（以下「要配慮者等」という。）を受け入れるための福祉避難所について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害発生時、乙の運営する福祉施設内において、福祉避難所を設置し、要配慮者等を当該避難所に避難させることにより、要配慮者等が日常生活に支障なく避難生活を送ることができることを目的とする。

（管理運営）

第2条 乙は、福祉避難所の設置運営にあつては、第4条第1項各号に掲げる費用等に関する届出（別記様式）を作成し、これを甲に提出するとともに、次に掲げる業務を履行するものとする。

- (1) 要配慮者等への相談等に応じる介助員等の配置及び福祉避難所に避難した要配慮者等の日常生活上の支援
- (2) 要配慮者等の状況の急変等に対応できる体制の確保
- (3) 福祉避難所の設置運営に係る実績報告及び費用に係る毎月の請求（第4条第1項第3号に掲げるものについては、領収書を添付すること。）

（管理運営の期間）

第3条 この協定における福祉避難所の管理運営の期間は、災害発生時から一般の避難所が閉鎖するまでの期間とする。ただし、特段の事情のあるときはこの限りでない。

（費用等）

第4条 甲は、乙に対し、福祉避難所の管理運営に要した費用であつて、次に掲げるものについて支払をするものとする。

- (1) 介助員等に要する人件費（夜勤、宿直等に要する費用を含む。）
- (2) 要配慮者等に要する食費
- (3) その他オムツ代等の乙が直接支払を行ったものに要した費用

2 前項各号に掲げるもののほか、洗濯機や乾燥機などの備品等については、事前に甲に了承を得て購入するものとし、その請求は当該備品等の販売事業者が甲へ直接行うよう指示するものとする。

（協力体制）

第5条 乙は、福祉避難所の介助員等に不足を生じると判断したときは、速やかに甲に連絡しなければならない。この場合において、甲は、乙以外の協定を締結している法人（以下「協定締結法人」という。）に対し協力要請を行い、乙以外の協定締結法人は当該協力要請に応えるものとする。

1 4 避難協定に関する資料（民間福祉施設等）

（要配慮者等の受入れ等）

第6条 甲は、福祉避難所での避難生活が必要であると判断した要配慮者等を紹介し、乙はこれを受け入れるものとする。この場合において、要配慮者等は、可能な限り家族等の協力を得て自身の責任において福祉避難所へ避難するものとする。

（個人情報の保護）

第7条 甲及び乙並びに介助員等及び協定締結法人は、福祉避難所の管理運営に当たり業務上知り得た要配慮者等又はその家族等の固有の情報を漏らしてはならない。

2 前項に規定する個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

（権利義務の譲渡等の制限）

第8条 乙は、この協定により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又はその権利を担保に供してはならない。

（関係書類の保管）

第9条 乙は、この協定に関する書類等を事業所に整備するほか、事業実施後5年間はこれを保管しなければならない。

（協定の解除）

第10条 甲は、乙がこの協定に基づく指示に違反したことにより、この協定の目的を達成することができないと認めるときは、これを解除できるものとする。

（協定締結期間）

第11条 この協定の締結期間は協定締結後1年間とし、甲乙いずれかより異議の申し立てがない限り、毎年自動更新されるものとする。

（疑義の解決）

第12条 この協定に定める事項その他業務上の必要な事項について疑義が生じた場合は、甲、乙協議の上、解決に努めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙双方記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和 1年 6月26日

甲 岐南町八剣7丁目107番地

岐南町長 松原 秀安

乙 岐南町薬師寺3丁目17番地1
一般社団法人グッデイ介護センター
ハピネス岐南
理事長 杉山 貴生

別記様式（第2条関係）

福祉避難所の設置場所、介助員等に要する人件費
及び要配慮者等に要する食費に関する届出

福祉避難所の設置場所	
（1）介助員等に要する人件費（夜勤、宿直等に要する費用を含む。） ・ 日勤（日給・時間給） _____ 円／（日・時間） ・ 夜勤（日給・時間給） _____ 円／（日・時間） ・ 宿直 _____ 円／回	
（2）要援護者等に要する食費 ・ 朝食 _____ 円／食 ・ 昼食 _____ 円／食 ・ 夕食 _____ 円／食 （計） _____ 円／食	
（3）その他オムツ代等の乙が直接支払を行ったものに要した費用 実費相当額	

（あて先）
岐南町長

上記のとおり届け出ます。

令和 年 月 日

所 在 地

名 称

代表者職氏名

別記 個人情報取扱特記事項

（基本的事項）

第1 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による業務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

（個人情報の漏えい防止及び事故防止）

第2 乙は、この契約による業務に係る個人情報の漏えい、滅失、改ざん及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

（再委託の禁止）

第3 乙は、この契約による業務を処理するための個人情報を自ら取り扱うものとし、甲の承諾があるときを除き、第三者に取り扱わせてはならない。

（目的外使用及び第三者への提供の禁止）

第4 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報を当該業務を処理するため以外に使用し、又は第三者に提供してはならない。

（複写及び複製の禁止）

第5 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務を処理するために甲から貸与された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

（事故発生時における報告義務）

第6 乙は、この個人情報取扱事項に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、直ちに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

（立入検査等）

第7 甲は、乙がこの契約による業務を行うにあたり、取り扱っている個人情報の状況について必要があると認めるときは、立入検査又は随時調査をすることができる。

（提供資料の返還義務）

第8 乙は、この契約による業務を処理するために甲から貸与され、又は乙が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約の終了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、当該指示に従うものとする。

（秘密の保持）

第9 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

（従事者への周知）

第10 乙は、この契約による業務に従事している者に対して、在職中及び退職後においても当該業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は目的以外に使用してはならないこと等、個人情報の保護に関し必要な事項を周知させなければならない。

（契約の解除及び損害賠償）

第11 乙がこの個人情報取扱特記事項に違反したことにより甲が損害を被ったときは、甲は直ちにこの契約を解除するものとし、乙はその損害を賠償しなければならない。

災害発生時における高齢者・障害者用福祉避難所の設置運営に関する協定 （愛の家グループホーム岐南）

岐南町（以下「甲」という。）とメディカル・ケア・サービス東海株式会社（以下「乙」という。）は、災害発生時において、身体等の状況が特別養護老人ホーム、老人短期入所施設等へ入所するに至らない程度の者であって、避難所での生活において特別な配慮を要するもの（以下「要配慮者等」という。）を受け入れるための福祉避難所について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害発生時、乙の運営する愛の家グループホーム岐南（岐南町徳田7丁目73番地1）において、福祉避難所を設置し、要配慮者等を当該避難所に避難させることにより、要配慮者等が日常生活に支障なく避難生活を送ることができることを目的とする。

（管理運営）

第2条 乙は、福祉避難所の設置運営にあつては、第4条第1項各号に掲げる費用等に関する届出（別記様式）を作成し、これを甲に提出するとともに、次に掲げる業務を履行するものとする。

- （1）要配慮者等への相談等に応じる介助員等の配置及び福祉避難所に避難した要配慮者等の日常生活上の支援
- （2）要配慮者等の状況の急変等に対応できる体制の確保
- （3）福祉避難所の設置運営に係る実績報告及び費用の請求（第4条第1項第3号に掲げるものについては、領収書を添付すること。）

（管理運営の期間）

第3条 この協定における福祉避難所の管理運営の期間は、災害発生時から一般の避難所が閉鎖するまでの期間とする。ただし、特段の事情のあるときはこの限りでない。

（費用等）

第4条 甲は、乙に対し、福祉避難所の管理運営に要した費用であつて、次に掲げるものについて支払をするものとする。

- （1）介助員等に要する人件費（夜勤、宿直等に要する費用を含む。）
- （2）要配慮者等に要する食費
- （3）その他オムツ代等の乙が直接支払を行ったものに要した費用

（協力体制）

第5条 乙は、福祉避難所の介助員等に不足を生じると判断したときは、速やかに甲に連絡しなければならない。この場合において、甲は、乙以外の協定を締結している法人（以下「協定締結法人」という。）に対し協力要請を行い、乙以外の協定締結法人は当該協力要請に応えるものとする。

（要配慮者等の受入れ等）

第6条 甲は、福祉避難所での避難生活が必要であると判断した要配慮者等を紹介し、乙は

これを受け入れるものとする。この場合において、要配慮者等は、可能な限り家族等の協力を得て自身の責任において福祉避難所へ避難するものとする。

（個人情報の保護）

第7条 甲及び乙並びに介助員等及び協定締結法人は、福祉避難所の管理運営に当たり業務上知り得た要配慮者等又はその家族等の固有の情報を漏らしてはならない。

2 前項に規定する個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

（権利義務の譲渡等の制限）

第8条 乙は、この協定により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又はその権利を担保に供してはならない。

（関係書類の保管）

第9条 乙は、この協定に関する書類等を事業所に整備するほか、事業実施後5年間はこれを保管しなければならない。

（協定の解除）

第10条 甲は、乙がこの協定に基づく指示に違反したことにより、この協定の目的を達成することができないと認めるときは、これを解除できるものとする。

（協定締結期間）

第11条 この協定の締結期間は協定締結後1年間とし、甲乙いずれかより異議の申し立てがない限り、毎年自動更新されるものとする。

（疑義の解決）

第12条 この協定に定める事項その他業務上の必要な事項について疑義が生じた場合は、甲、乙協議の上、解決に努めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙双方記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和4年12月12日

甲 岐阜県羽島郡岐南町八剣7丁目107番地

岐南町長 小島英雄

乙 岐阜県大垣市宝和町15番地

メディカル・ケア・サービス東海株式会社
代表取締役 浅野雅良

1 4 避難協定に関する資料（民間福祉施設等）

別記様式（第2条関係）

福祉避難所の設置場所、介助員等に要する人件費
及び要配慮者等に要する食費に関する届出

福祉避難所の設置場所	
（1）介助員等に要する人件費（夜勤、宿直等に要する費用を含む。） ・ 日勤（日給・時間給） _____ 円／（日・時間） ・ 夜勤（日給・時間給） _____ 円／（日・時間） ・ 宿直 _____ 円／回	
（2）要援護者等に要する食費 ・ 朝食 _____ 円／食 ・ 昼食 _____ 円／食 ・ 夕食 _____ 円／食 （計） _____ 円／食	
（3）その他オムツ代等の乙が直接支払を行ったものに要した費用 実費相当額	

（あて先）
岐南町長

上記のとおり届け出ます。

年 月 日

所 在 地

名 称

代表者職氏名

別記 個人情報取扱特記事項

（基本的事項）

第1 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による業務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

（個人情報の漏えい防止及び事故防止）

第2 乙は、この契約による業務に係る個人情報の漏えい、滅失、改ざん及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

（再委託の禁止）

第3 乙は、この契約による業務を処理するための個人情報を自ら取り扱うものとし、甲の承諾があるときを除き、第三者に取り扱わせてはならない。

（目的外使用及び第三者への提供の禁止）

第4 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報を当該業務を処理するため以外に使用し、又は第三者に提供してはならない。

（複写及び複製の禁止）

第5 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務を処理するために甲から貸与された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

（事故発生時における報告義務）

第6 乙は、この個人情報取扱事項に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、直ちに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

（立入検査等）

第7 甲は、乙がこの契約による業務を行うにあたり、取り扱っている個人情報の状況について必要があると認めるときは、立入検査又は随時調査をすることができる。

（提供資料の返還義務）

第8 乙は、この契約による業務を処理するために甲から貸与され、又は乙が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約の終了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、当該指示に従うものとする。

（秘密の保持）

第9 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

（従事者への周知）

第10 乙は、この契約による業務に従事している者に対して、在職中及び退職後において

1 4 避難協定に関する資料（民間福祉施設等）

も当該業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は目的以外に使用してはならないこと等、個人情報の保護に関し必要な事項を周知させなければならない。

（契約の解除及び損害賠償）

第 1 1 乙がこの個人情報取扱特記事項に違反したことにより甲が損害を被ったときは、甲は直ちにこの契約を解除するものとし、乙はその損害を賠償しなければならない。

指定避難所一覧

(指定避難所は指定緊急避難場所も兼ねる。)

令和6年4月1日現在

番号	名 称	所在地	電話番号 市外局番058 (FAX)	収容人員数 (人)	対象自治会名	想定最大規模での 浸水想定区域該当 (m)		
						木曽川	境川	長良川
1	岐南中学校 (西校区拠点避難所)	徳田 3-284	273-1052 (278-1682)	197 ※最大430	宮町北・南、川手畑、江尻、 一番地～五番地、石原瀬、薬師寺、 薬師寺第二	5.0～ 10.0 未満	0.5～ 3.0 未満	0.5～ 3.0 未満
2	北小学校 (北校区拠点避難所)	八剣1-90	246-4628 (246-5565)	134 ※最大368	上印食北・中・南、中食東・西、 北組、東組、中山、大山、須賀	5.0～ 10.0 未満	0.5 未満	0.5～ 3.0 未満
3	西小学校 (西校区拠点避難所)	みやまち 4-119	271-4425 (271-4804)	144 ※最大387	宮町北・南、川手畑、江尻 一番地～五番地、石原瀬、薬師寺、 薬師寺第二	5.0～ 10.0 未満	0.5～ 3.0 未満	0.5～ 3.0 未満
4	東小学校 (東校区拠点避難所)	野中1-99	245-0466 (245-9963)	139 ※最大478	野中北・南、伏屋第一～第四、 木瀬、南屋敷、本郷、平島東・西、 若宮地	5.0～ 10.0 未満	0.5 未満	区外
5	北町民センター	八剣北4-78	246-6478	50	上印食北・中・南、中食東・西、 北組、東組、中山、大山、須賀	5.0～ 10.0 未満	0.5～ 3.0 未満	0.5～ 3.0 未満
6	西町民センター	みやまち 4-125	273-3325	61	宮町北・南、川手畑、江尻	5.0～ 10.0 未満	0.5～ 3.0 未満	0.5～ 3.0 未満
7	南町民センター	徳田8-97	272-4074	58	一番地～五番地、石原瀬、薬師寺、 薬師寺第二	5.0～ 10.0 未満	0.5～ 3.0 未満	0.5～ 3.0 未満
8	くつろぎ苑 徳田町民センター	徳田4-71	275-4126 (275-4160)	67	江尻、一番地、二番地	5.0～ 10.0 未満	0.5～ 3.0 未満	0.5～ 3.0 未満
9	東町民センター	野中1-121	248-2686	52	野中北・南、木瀬、南屋敷、本郷、 平島東・西、若宮地	5.0～ 10.0 未満	0.5～ 3.0 未満	区外
10	平島町民センター	平島4-20	248-2950	52	平島東・西	3.0～ 5.0 未満	0.5 未満	区外
11	中央公民館	八剣 7-107	247-1334	82 ※最大146	上印食中・北、中食東・西、東組、 大山	5.0～ 10.0 未満	0.5～ 3.0 未満	0.5～ 3.0 未満
12	総合体育館	平成7-47	246-4111 (同上)	319	伏屋第一～第四	5.0～ 10.0 未満	0.5～ 3.0 未満	0.5～ 3.0 未満
13	総合健康 福祉センター (やすらぎ苑)	野中8-75	240-2100 (240-2235)	132	野中北・南、木瀬、南屋敷、本郷、 平島東・西、若宮地	3.0～ 5.0 未満	0.5 未満	区外
14	防災コミュニティー センター	伏屋5-82	259-7230 (240-0268)	115	伏屋第一～第四	5.0～ 10.0 未満	0.5～ 3.0 未満	0.5～ 3.0 未満
15	岐南町多機能型地域 子ども安心センター	上印食3-110	246-3575 (同上)	87	上印食北・中、中食東・西、須賀	5.0～ 10.0 未満	0.5～ 3.0 未満	0.5～ 3.0 未満
16	岐南さくら 認定こども園 けやきの杜	八剣1-105	247-6392 (同上)	152	北組、東組、中山、大山	5.0～ 10.0 未満	0.5～ 3.0 未満	0.5～ 3.0 未満
17	岐南さくら 保育園	みやまち 4-96	271-4424 (同上)	87	宮町北・南、川手畑、江尻	5.0～ 10.0 未満	0.5～ 3.0 未満	0.5～ 3.0 未満
18	うれしの認定 こども園	平島8-53	245-9962 (同上)	84	野中北・南、平島東・西	3.0～ 5.0 未満	0.5 未満	区外

15 避難に関する資料

番号	名 称	所在地	電話番号 市外局番058 (FAX)	収容人員数 (人)	対象自治会名	想定最大規模での 浸水想定区域該当 (m)		
						木曽川	境川	長良川
19	うれしの東保育園	伏屋1-39	247-7233 (同上)	77	伏屋第一～第四	5.0～ 10.0 未満	0.5 未満	0.5～ 3.0 未満
20	岐南さくら 南認定こども園	徳田6-15	272-3612 (同上)	95	一番地～五番地、薬師寺、薬師寺 第二、石原瀬	5.0～ 10.0 未満 (注)	0.5 未満 (注)	0.5～ 3.0 未満 (注)
21	岐阜女子高校 (総合体育館)	三宅 1-130	245-2670 (247-9481)	142	須賀、本郷	3.0～ 5.0 未満	0.5 未満	0.5 未満
22	ししまい会館	伏屋 3-338-1	247-4401	33	伏屋第一～第四	5.0～ 10.0 未満	0.5～ 3.0 未満	0.5 未満
23	三宅町民センター	三宅6-93	247-3892	52	南屋敷、本郷、須賀	5.0～ 10.0 未満 (注)	0.5 未満 (注)	0.5 未満 (注)
24	ほほえみ会館	八剣 5-90-1	247-2525	42	上印食南・中・北、中食東・西、 北組、東組、中山、大山、宮町北・ 南、川手畑、江尻、須賀	5.0～ 10.0 未満 (注)	0.5～ 3.0 未満 (注)	0.5～ 3.0 未満 (注)
25	すこやかセンター	八剣5-114	240-0081	100	北組、東組、中山、大山	5.0～ 10.0 未満	0.5～ 3.0 未満	0.5～ 3.0 未満

表中「区外」：浸水想定区域外の略

(注)：2階は無いため、0.5m以上の浸水、洪水時には使用できない。

※：小中学校最大は教室を含めた収容人員数を示す。

指定福祉避難所一覧

令和6年4月1日現在

番号	名 称	所在地	電話番号 市外局番058 (FAX)	収容人員数 (人)	対象自治会及び 受入対象者	想定最大規模での 浸水想定区域該当 (m)		
						木曽川	境川	長良川
1	くつろぎ苑 徳田町民センター	徳田4-71	275-4126 (275-4160)	12	西校区自治会 要配慮者	5.0～ 10.0 未満	0.5～ 3.0 未満	0.5～ 3.0 未満
2	総合健康 福祉センター (やすらぎ苑)	野中8-75	240-2100 (240-2235)	24	東校区自治会 要配慮者	3.0～ 5.0 未満	0.5 未満	区外
3	ほほえみ会館	八剣 5-90-1	247-2525	14	北校区自治会 要配慮者	5.0～ 10.0 未満 (注)	0.5～ 3.0 未満 (注)	0.5～ 3.0 未満 (注)

表中「区外」：浸水想定区域外の略

(注)：2階は無いため、0.5m以上の浸水、洪水時には使用できない。

野外避難場所(指定緊急避難場所)一覧

令和6年4月1日現在

番号	名 称	所在地	管理者名	電話番号 市外局番058	対象自治会名	想定最大規模での 浸水想定区域該当 (m)		
						木曽川	境川	長良川
1	岐南中学校グラウンド	徳田 3-284	岐南中学校長	273-1052	宮町北・南、川手畑、江尻、 一番地～五番地、石原瀬、薬師寺、 薬師寺第二	5.0～ 10.0 未満	0.5～ 3.0 未満	0.5～ 3.0 未満
2	北小学校グラウンド	八剣 1-90	北小学校長	246-4628	上印食北・中・南、中食東・西、 北組、東組、中山、大山、須賀	5.0～ 10.0 未満	0.5 未満	0.5～ 3.0 未満
3	西小学校グラウンド	みやまち 4-119	西小学校長	271-4425	宮町北・南、川手畑、江尻、 一番地～五番地、石原瀬、薬師寺、 薬師寺第二	5.0～ 10.0 未満	0.5 未満	0.5～ 3.0 未満
4	東小学校グラウンド	野中 1-99	東小学校長	245-0466	野中北・南、伏屋第一～第四、 木瀬、南屋敷、本郷、平島東・西、 若宮地	5.0～ 10.0 未満	0.5 未満	区外
5	八 剣 北 公 園	八剣北 2-147	岐 南 町	247-1360	中食西	5.0～ 10.0 未満	0.5～ 3.0 未満	0.5～ 3.0 未満
6	北保跡地運動広場	八剣北 1-185	岐 南 町	247-1360	中食東	5.0～ 10.0 未満	0.5～ 3.0 未満	0.5～ 3.0 未満
7	厚八社会体育施設 グ ラ ン ド	みやまち 1-91	岐 南 町	246-4111	宮町北・南	5.0～ 10.0 未満	0.5 未満	0.5～ 3.0 未満
8	駅 前 広 場	下印食 3-11	岐 南 町	247-1360	川手畑、江尻	5.0～ 10.0 未満	0.5～ 3.0 未満	0.5～ 3.0 未満
9	蛇 池 公 園	徳田 4-220	岐 南 町	247-1360	一番地、二番地	5.0～ 10.0 未満	0.5～ 3.0 未満	0.5～ 3.0 未満
10	石原瀬運動広場	石 原 瀬 1549	岐 南 町	247-1332	石原瀬、(岐阜市)	5.0～ 10.0 未満	0.5～ 3.0 未満	0.5～ 3.0 未満
11	多 目 的 広 場	平成 7-47	岐 南 町	246-4111	薬師寺第二、伏屋第三	5.0～ 10.0 未満	0.5 未満	0.5～ 3.0 未満
12	羽栗社会体育施設 グ ラ ン ド	伏屋 7-96	岐 南 町	246-4111	伏屋第二・第四、若宮地	5.0～ 10.0 未満	0.5 未満	0.5 未満
13	平 島 公 園	平島 4-94	岐 南 町	247-1360	平島西	5.0～ 10.0 未満	0.5 未満	区外
14	旧岐阜バス平島停留所 (平島ゴミ集積場)	平島 3-22	岐 南 町	247-1360	平島東	5.0～ 10.0 未満	0.5～ 3.0 未満	区外
15	平 島 西 広 場	平島6	岐 南 町	247-1360	平島西	5.0～ 10.0 未満	0.5 未満	区外

注：木曽川の浸水想定区域該当における想定浸水深については、平成23年3月7日 国土交通省中部地方整備局木曽川河川事務所指定の浸水想定に基づくもので、基準地点（犬山）において、200年に一回程度に起こると想定される洪水による浸水深です。（木曽川流域の2日間雨量295mm）

平成28年12月に公表された想定し得る最大規模の降雨(概ね1000年に一度)を前提とした洪水による浸水想定に基づくものではありません。

表中「区外」：浸水想定区域外の略

一時避難所一覧 (屋内)

令和6年4月1日現在

番号	名 称	所 在 地	管理者名	電話番号 市外局番058	収容人数 (人)	対 象 自 治 会 名	想 定 最 大 規 模 で の 浸水想定区域該当 (m)		
							木曽川	境 川	長良川
1	上印食会館 ※ (耐震未改修)	上印食4-46	上印食 南・中・北 自 治 会	247-1903	230	上印食 南・中・北	3.0~5.0 未満	区外	0.5未満
2	北組公民館	八剣北7-14	北組自治会		80	北組	3.0~5.0 未満	0.5未満	0.5~3.0 未満
3	川手畑公民館	下印食3-11	川手畑自治会		70	川手畑	5.0~10.0 未満	0.5~3.0 未満	0.5~3.0 未満
4	薬師寺会館 ※ (耐震未改修)	薬師寺5-20	薬師寺自治会		60	薬師寺	3.0~5.0 未満 (注)	区外	区外
5	木瀬公民館	三宅 9-120-1	木瀬自治会		40	木瀬	5.0~10.0 未満	0.5~3.0 未満	0.5~3.0 未満
6	須賀公民館	三宅2-156	須賀自治会		12	須賀	3.0~5.0 未満	区外	0.5未満

(注) : 2階は無いため、0.5m以上の浸水では使用できない。

※ : 耐震改修されていないため、地震時使用不可

表中「区外」: 浸水想定区域外の略

(野外)

令和6年4月1日現在

番号	名 称	所 在 地	管理者名	電話番号 市外局番058	対象自治会名	想 定 最 大 規 模 で の 浸水想定区域該当 (m)		
						木曽川	境 川	長良川
1	上印食北運動広場	上印食2-19	上印食北自治会	247-1360	上印食北	5.0~10.0 未満	0.5未満	0.5~3.0 未満
2	徳田中央運動広場	徳田6-127	九 所 神 社	247-1360	三番地	5.0~10.0 未満	区外	0.5~3.0 未満
3	下徳田運動広場	徳田8-180	北 野 神 社	247-1360	四番地	3.0~5.0 未満	区外	区外
4	徳田五番地 運 動 広 場	徳田8-139	五番地自治会	247-1360	五番地	5.0~10.0 未満	0.5~3.0 未満	0.5~3.0 未満
5	薬師寺運動広場	薬師寺4-3	薬師寺自治会	247-1360	薬師寺	5.0~10.0 未満	0.5~3.0 未満	0.5~3.0 未満
6	三宅本郷運動広場	三宅5-185	本郷自治会	247-1360	本郷	5.0~10.0 未満	0.5未満	0.5~3.0 未満
7	三宅南屋敷運動 広 場	三宅7-95	南屋敷自治会	247-1360	南屋敷	5.0~10.0 未満	0.5未満	0.5~3.0 未満
8	岐阜信用金庫 グ ラ ン ド	野中4-43	岐阜信用金庫 理 事 長	245-9502	野中北・南、伏屋第一	3.0~5.0 未満	0.5未満	区外
9	白山神社北広場	若宮地3-35	岐 南 町	247-1360	若宮地	3.0~5.0 未満	区外	区外

表中「区外」: 浸水想定区域外の略

浸水想定区域内要配慮者施設（民間施設）

令和6年4月1日現在

番号	施設名	所在地	電話番号 市外局番 058	想定最大規模での 浸水想定区域該当(m)		
				木曽川	境川	長良川
1	グループホーム百々	上印食2-32	240-6812	5.0～10.0 未満	0.5未満	0.5～3.0 未満
2	児童発達支援事業所ポケット	上印食8-123-1	201-5310	5.0～10.0 未満	0.5～3.0 未満	0.5～3.0 未満
3	有料老人ホーム さんさんハート岐南	上印食8-92	259-3931	5.0～10.0 未満	0.5～3.0 未満	0.5～3.0 未満
4	放課後等デイサービスふらわあ	上印食9-79	201-1650	5.0～10.0 未満	0.5～3.0 未満	0.5～3.0 未満
5	就労継続支援事業所(株)一心	八剣北1-93	213-1606	5.0～10.0 未満	0.5～3.0 未満	0.5～3.0 未満
6	就労継続支援事業所ゆうしん	八剣北3-86-1	215-5236	5.0～10.0 未満	0.5未満	0.5～3.0 未満
7	サンライズデイサービスセンター	八剣2-27	278-0277	5.0～10.0 未満	0.5未満	0.5～3.0 未満
8	障害者生活介護施設ゆきの舞	徳田1-77	268-1115	5.0～10.0 未満	0.5未満	0.5～3.0 未満
9	ショートステイさくらの舞	徳田1-79	268-0039	5.0～10.0 未満	0.5未満	0.5～3.0 未満
10	特別養護老人ホームさくらの舞	徳田1-79	268-0039	5.0～10.0 未満	0.5未満	0.5～3.0 未満
11	森島整形外科デイケアセンター	徳田1-295	272-3377	5.0～10.0 未満	0.5未満	0.5～3.0 未満
12	就労継続支援事業所 (株)夢工房JIN	徳田3-142-3	215-0116	5.0～10.0 未満	0.5～3.0 未満	0.5～3.0 未満
13	チャイルドハート東海ぎなん	徳田3-249-1	201-1221	5.0～10.0 未満	0.5～3.0 未満	0.5～3.0 未満
14	サワダデイサービスセンターぎなん	徳田6-8	278-0277	5.0～10.0 未満	0.5～3.0 未満	0.5～3.0 未満
15	愛の家グループホーム岐南	徳田7-73-1	277-6711	5.0～10.0 未満	0.5～3.0 未満	0.5～3.0 未満
16	就労継続支援事業所アスウィル	下印食3-30	268-2980	5.0～10.0 未満	0.5～3.0 未満	0.5～3.0 未満
17	障害者多機能型事業所もみじの舞	徳田西2-1	268-0039	5.0～10.0 未満	0.5～3.0 未満	0.5～3.0 未満
18	障害者グループホームほたるの舞	徳田西3-26	268-1115	5.0～10.0 未満	0.5～3.0 未満	0.5～3.0 未満
19	住宅型有料老人ホーム若葉	平成1-114	259-3601	5.0～10.0 未満	0.5～3.0 未満	0.5～3.0 未満
20	あんしんネットワークス	平成2-7	216-1222	5.0～10.0 未満	0.5～3.0 未満	0.5～3.0 未満
21	グループホーム若葉	平成2-139	247-1932	5.0～10.0 未満	0.5～3.0 未満	0.5～3.0 未満
22	ハピネス岐南グループホーム	薬師寺3-17-1	215-5861	5.0～10.0 未満	0.5～3.0 未満	0.5～3.0 未満
23	ももの木デイサービスセンター	伏屋2-63	215-5000	5.0～10.0 未満	0.5～3.0 未満	0.5～3.0 未満
24	特別養護老人ホーム 岐南仙寿うれし野	伏屋8-33	259-3300	3.0～5.0 未満	0.5～3.0 未満	区外
25	ショートステイ岐南仙寿うれし野	伏屋8-33	259-3300	3.0～5.0 未満	0.5～3.0 未満	区外
26	就労継続支援事業所スマイル工房	平島9-51	337-8579	3.0～5.0 未満	0.5～3.0 未満	区外

表中「区外」：浸水想定区域外の略

浸水想定区域内要配慮者施設（学校、保育園等）

令和6年4月1日現在

番号	施設名	所在地	電話番号 市外局番 058	想定最大規模での 浸水想定区域該当（m）		
				木曽川	境川	長良川
1	岐南中学校	徳田3-284	273-1052	5.0～10.0 未満	0.5～3.0 未満	0.5～3.0 未満
2	東小学校	野中1-99	245-0466	5.0～10.0 未満	0.5～3.0 未満	区外
3	西小学校	みやまち4-119	271-4425	5.0～10.0 未満	0.5～3.0 未満	0.5～3.0 未満
4	北小学校	八剣1-90	246-4628	5.0～10.0 未満	0.5未満	0.5～3.0 未満
5	キッズガーデン「どんぐりの木」	八剣2-19	201-2115	5.0～10.0 未満	0.5未満	0.5～3.0 未満
6	岐南さくら保育園	みやまち4-96	271-4424	5.0～10.0 未満	0.5～3.0 未満	0.5～3.0 未満
7	岐南町多機能型 地域子ども安心センター	上印食3-110	246-3575	5.0～10.0 未満	0.5～3.0 未満	0.5～3.0 未満
8	岐南さくら認定こども園 けやきの杜	八剣1-105	247-6392	5.0～10.0 未満	0.5～3.0 未満	0.5～3.0 未満
9	岐南さくら南認定こども園	徳田6-15	272-3612	5.0～10.0 未満	0.5未満	0.5～3.0 未満
10	岐南町さくら発達支援センター	徳田7-19-1	214-4448	5.0～10.0 未満	0.5～3.0 未満	0.5～3.0 未満
11	うれしの認定こども園	平島8-53	245-9962	3.0～5.0 未満	0.5未満	区外
12	うれしの東保育園	伏屋1-39	247-7233	5.0～10.0 未満	0.5未満	0.5～3.0 未満
13	企業主導型保育園 ぐるんぱルーム	伏屋8-45-1	201-2530	5.0～10.0 未満	0.5未満	0.5～3.0 未満
14	りんご保育園ぎなん	伏屋3-238-1	337-2567	3.0～5.0 未満	区外	区外
15	よつば保育園ぎなん	三宅5-341	213-2381	3.0～5.0 未満	0.5～3.0 未満	0.5～3.0 未満

表中「区外」：浸水想定区域外の略

協定を締結した福祉避難所一覧

令和6年4月1日現在

法人名	事業所名	住所	受入定員
医療法人社団 慈朋会	サワダデイサービスセンターぎなん	岐南町徳田 6-8	5人
社会福祉法人 登豊会	岐南仙寿うれし野	岐南町伏屋 8-33	10人
医療法人 秀麗会	森島整形外科デイケアセンター	岐南町徳田 1-295	5人
社会福祉法人 さくらゆき	さくらの舞	岐南町徳田 1-79	95人
〃	ゆきの舞	岐南町徳田 1-77	
〃	ほたるの舞	岐南町徳田西 3-26	
〃	もみじの舞	岐南町徳田西 2-1	
一般社団法人グッデイ 介護センター	ハピネス岐南	薬師寺 3-17-1	3人
メディカル・ケア・サー ビス東海株式会社	愛の家グループホーム岐南	徳田 7-73-1	3人

危険物施設の現況

令和6年4月1日現在

施設別 規模別		計	製 造 所	貯 蔵 所							取 扱 所		
				屋	屋	屋	地	簡	移	屋	給		販
				内	外	内	下	易	動	外	油		売
											営業用	自家用	(第一種)
岐 南 町		73		11	6		18		7		10	14	7
(内 訳)	指定数量の5倍以下	23		6	1		8		6			1	1
	5倍を超え10倍以下	20		4	1		5					5	5
	10倍を超え50倍以下	12			2		3					7	
	50倍を超え100倍以下	4		1	1				1			1	
	100倍を超え150倍以下	4			1						2		1
	150倍を超え200倍以下	2									2		
	200倍を超え1,000倍以下	8					2				6		
	1,000倍を超え5,000倍以下												
	指定数量の5,000倍を超えるもの												